

令和5年3月定例会

飯 島 町 議 会 会 議 録

令和5年3月 3日 開会

令和5年3月17日 閉会

飯 島 町 議 会



令和5年3月飯島町議会定例会議事日程（第1号）

令和5年3月3日 午前9時10分 開会・開議

1 開会（開議）宣告

1 議事日程の報告

1 町長議会招集挨拶

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 第 1 号議案 飯島町固定資産評価審査委員会委員の選任について

日程第 5 第 2 号議案 飯島町農業委員会委員の任命について

日程第 6 第 3 号議案 飯島町個人情報保護法施行条例

日程第 7 第 4 号議案 飯島町情報公開・個人情報保護審査会条例

日程第 8 発議第 1 号 飯島町議会の個人情報の保護に関する条例

日程第 9 第 5 号議案 飯島町情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例

日程第 10 第 6 号議案 飯島町行政不服審査条例及び飯島町特別職の職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例

日程第 11 第 7 号議案 飯島町情報公開条例の一部を改正する条例

日程第 12 第 8 号議案 飯島町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例

日程第 13 第 9 号議案 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

日程第 14 第 10 号議案 飯島町特別職の職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例

日程第 15 第 11 号議案 飯島町国民健康保険条例の一部を改正する条例

日程第 16 第 12 号議案 飯島町障がい者地域活動支援センター設置条例の一部を改正する条例

日程第 17 第 13 号議案 飯島町公園条例の一部を改正する条例

日程第 18 第 14 号議案 飯島町B&G海洋センター設置条例の一部を改正する条例

日程第 19 第 15 号議案 令和4年度飯島町一般会計補正予算（第9号）

日程第 20 第 16 号議案 令和4年度飯島町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

日程第 21 第 17 号議案 令和4年度飯島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）

日程第 22 第 18 号議案 令和4年度飯島町介護保険特別会計補正予算（第3号）

日程第 23 第 19 号議案 令和5年度飯島町一般会計予算

日程第 24 第 20 号議案 令和5年度飯島町国民健康保険特別会計予算

日程第 25 第 21 号議案 令和5年度飯島町後期高齢者医療特別会計予算

日程第 26 第 22 号議案 令和5年度飯島町介護保険特別会計予算

日程第 27 第 23 号議案 令和5年度飯島町水道事業会計予算

- 日程第 28 第 24 号議案 令和 5 年度飯島町下水道事業会計予算
- 日程第 29 第 25 号議案 飯島町道路線の認定について
- 日程第 30 第 26 号議案 飯島町道路線の廃止について
- 日程第 31 第 27 号議案 飯島町道路線の変更について

○出席議員（12名）

1番	浜田 稔	2番	久保島 巖
3番	片桐 剛	4番	吉川 順平
5番	坂本 紀子	6番	星野 晃伸
7番	三浦寿美子	8番	堀内 学
9番	坂井 活広	10番	伊藤 秀明
11番	宮脇 寛行	12番	折山 誠

○説明のため出席した者

出席を求めた者	委任者
飯島町長 下平 洋一	副 町 長 宮下 寛 総 務 課 長 大島 朋子 企画政策課長 座光寺満輝 住民税務課長 松村 和夫 健康福祉課長 藤木真由美 産業振興課長 堀越 康寛 建設水道課長 片桐 雅之 地域創造課長 久保田浩克 会計管理者 松澤 京子 企画政策課財政係長 小林 正司
飯島町教育委員会 教育長 片桐 健	教 育 次 長 小林 美恵
飯島町代表監査委員 本多 昇	飯 島 町 監 査 委 員 事 務 局 長 (議会事務局長兼)

○本会議に職務のため出席した者

議会事務局長	林 潤
議会事務局書記	吉澤 知子

## 本会議開会

開 会	令和5年3月3日 午前9時10分
事務局長	御起立をお願いいたします。(一同起立) 礼。(一同礼「おはようございます」) 御着席ください。(一同着席)
議 長	おはようございます。(一同「おはようございます」) 町当局並びに議員各位におかれましては大変お疲れさまです。 これから令和5年3月飯島町議会定例会を開会いたします。 本定例会におきましては本多代表監査委員に御出席をいただいております。御多忙の中とは思いますが、よろしく願いをいたします。 3月定例会は令和5年度各会計予算をはじめ重要な案件の審議が予定されております。議員各位におかれましては、会期中の本会議及び委員会審査を通じて慎重かつ精力的に御審議をいただくとともに、円滑な議事運営に御協力いただきますようお願い申し上げます。 これから本日の会議を開きます。 本日の議事日程につきましては、お手元に配付のとおりです。 開会に当たり町長から御挨拶をいただきます。 〔下平町長登壇〕
町 長	おはようございます。 令和5年3月議会定例会招集に当たりまして御挨拶を申し上げます。 令和5年2月6日付、飯島町告示第3号をもって令和5年3月飯島町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には、時節柄、御多忙中にもかかわらず全員の皆様の御出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。 また、本多代表監査委員さんにおかれましても、お忙しい中、御出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。 さて、早いもので3月を迎えました。 1か月前にはこのあたりでも25センチほどの雪が降り、町内各所で交通障害、水路の越水等が発生したほか、農業施設ではハウスの倒壊などの被害がありました。地域の皆様や業者の皆様には、除雪等をはじめとして対応していただき、感謝申し上げます。 3月に入り、気温の変動はありますが、日差しも少しずつ暖かさを増しているような気がしております。東日本での桜の開花は平年並みかやや早いという予報が出されておりますけれども、本格的な春の到来が待ち遠しいところでございます。 さて、国の経済状況に目を向けますと、10月—12月のGDP速報値は前期比0.2%増、年率で0.6%増と2・四半期ぶりのプラス成長となりました。個人消費は3・四半期連続での増加、全国に拡大された旅行支援策が追い風となりサービス消費が回復したとのことでございます。

また、2月の月例経済報告では、景気は「一部に弱さがみられるものの、緩やかに持ち直している。」とされ、「先行きについては、ウィズコロナの下で、各種政策の効果もあって、景気が持ち直していくことが期待される。」としています。

一方、長野県の12月の経済動向は「持ち直しの動きに弱さがみられる」とされています。

有効求人倍率は、県全体では1.57倍で、前月を0.04ポイント下回り、3か月ぶりの減少となっていますけれども、伊那管内におきましては1.82倍で、前月を0.17ポイント上回っています。

こうした国や県の状況から、個人消費やサービス消費は改善されていると思われませんが、原材料の高騰による生活必需品等の値上がりは止まらず、値上げされる食品や飲料は、3月には3,000品目を超え、4月には5,000品目近くに上る見込みだと言われています。今後も生活に直接影響がある物価上昇や円安など、経済状況の動向などに注視していく必要があると思っております。

岸田首相は、今国会冒頭の施政方針演説で少子化対策は待ったなしの課題とし、最重要政策に位置づけ、児童手当など経済支援の拡大、子育てサービスの充実、働き方改革、外交、安全保障、観光や農業を含めた産業活性化やデジタル化の支援等に取り組む姿勢を示したところであります。

また、令和5年の国家予算は、歴史の転換期を前に直面する内外の重要課題に対して道筋をつけ、未来を切り開くための予算とし、総額では過去最大となる114兆円を超える予算案が提案され、2月28日に衆議院本会議で可決、参議院に送られ、年度内での成立が確定したところであります。

これからも国会での論戦に目を向け、国民の暮らしや地方財政にどう影響するかなどに注視していかなければならないと思っておりますのでございます。

さて、今議会上程します令和5年度予算では、第6次総合計画の将来像実現に向け、子育てと仕事の両立支援を目指して、保育園の受入れ態勢の強化など、特に子育て関連施策のさらなる強化を図ることで定住施策との相乗効果により魅力ある選ばれる町を目指し、予算編成を行いました。後ほど施政方針の中で詳しく私の考え方を申し上げさせていただきます。

本議会定例会に提案申し上げます案件は、人事案件2件、条例案件12件、予算案件10件、一般案件3件の計27件でございます。

何とぞ、慎重な御審議の上、適切なる御決定を賜りますようお願い申し上げます、議会招集の挨拶といたします。

ありがとうございました。

〔下平町長降壇〕

議 長

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第122条の規定により2番 久保島巖議員、3番 片桐剛議員を指名いたします。

議 長 日程第2 会期の決定についてを議題とします。

本定例会の会期につきましては、過日開催されました議会運営委員会において協議を  
 いただいております、議会運営委員長より会期は本日から3月17日までの15日間とするこ  
 とが適当との協議結果の報告がありました。

お諮りいたします。

本定例会の会期は議会運営委員長からの報告のとおりとしたいと思いますが、これに  
 御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から3月17日までの15日間とするこ  
 とに決定をいたしました。

会期の日程は事務局長から申し上げます。

事務局長 会期日程説明

議 長 日程第3 諸般の報告を行います。

議長から申し上げます。

初めに請願、陳情等の受理について報告します。

受理した請願、陳情等は、お手元の請願・陳情等文書表のとおりであり、会議規則第  
 89条第1項及び第92条の規定により所管の常任委員会に審査を付託します。

次に例月出納検査結果について報告します。

2月における例月出納検査の結果、特に指摘事項はございませんでした。

次に、本会議に説明員として出席を求めた方は別紙のとおりであります。

また、新年度予算がございますので財政係長に出席を願うことといたしました。

次に町当局からの報告を求めます。

〔下平町長登壇〕

町 長 私から2件の報告を申し上げます。

初めに飯島町土地開発公社の令和5年度事業計画及び予算について申し上げます。

飯島町土地開発公社の令和5年度事業計画及び予算につきましては、去る2月20日の  
 飯島町土地開発公社理事会において審議をお願いし、御議決いただきましたので、その  
 概要を地方自治法の規定により御報告申し上げます。

令和5年度の事業計画であります、土地造成事業につきましては久根平工業団地の  
 拡張計画を進めてまいります。

完成土地の売却については、久根平工業団地内の分割売却が完了見込みであることか  
 ら、所有権移転登記を行います。

また、未売却の工業用地、分譲宅地につきましても、企業等への営業や定住促進プロ  
 ジェクトとの連携により販売促進に努めてまいります。

次に予算概要について申し上げます。

主な収入見込みとしましては、工業団地、住宅分譲地等の売却による土地造成事業収



益などにより、収入合計でおよそ2億円を予定しております。これに対し、支出見込みとしましては、土地造成事業原価およそ1億9,500万円など、事業支出およそ1億9,850万円を予定しており、その結果、単年度収支ではおよそ150万円の黒字となる予算でございます。

詳しくはお手元の事業計画及び予算書のとおりでございますので、御覧いただきたいと思っております。

続きまして、株式会社エコーシティー・駒ヶ岳の令和5年度事業計画及び予算計画について申し上げます。

株式会社エコーシティー・駒ヶ岳の令和5年度事業計画及び予算計画につきまして去る2月9日開催の取締役会において承認されておりますので、地方自治法の規定により、その概要を報告いたします。

初めに本年度の事業実施状況等につきまして御報告申し上げます。

コロナ禍が続く中、半導体不足や円安等の影響もあり、設備投資や機械仕入れ、電気料金等の価格上昇や納期遅延がケーブルテレビ業界全体の事業活動に大きく影響しております。

また、コロナ禍による巣籠り需要を契機としたインターネット動画配信のサービスでのコンテンツ視聴は引き続き契約者を増やす一方、従来からある有料チャンネルや他チャンネルサービスは契約者を大きく減少させています。

加入状況につきましては、テレビサービスが微減、インターネット、電話の各サービスは純増となっております。

また、大手通信事業者との提携は順調に契約が増え、インターネットサービス全体の解約率は低下しています。

決算見込みにつきましては、世界的な半導体不足により、予定していた光回線終端装置が導入遅延となる影響がありましたが、計画で見込んでいた3,600万円を上回る利益を計上できると見込んでいるとのことでございます。

次に令和5年度の事業計画及び予算計画について説明申し上げます。

資料を御覧いただきたいと思っております。

基本方針は本年度と同様でございます。

運営方針につきましては、主には本年度と同様でございますが、5としまして「少子高齢化やコロナ禍において変化する地域の人々の営み、貴重な伝統文化、かけがえのない自然を記録・保存し後世に伝えていく。」という文言を加えてございます。地域の伝統文化やイベントを後々に残すために、より深く取材をしております。

主たる事業計画といたしましては、(1)から(5)については今年度と同様でございます。

(6)として「新社屋建設計画の策定」を加えています。昭和44年に建築し、補強しながら来ましたが、老朽化が進んでいること、また伊南の光ケーブルが集まっている場所でもありますので、今後、建設について研究をしていきたいとしています。

資産取得計画では、光回線の終端装置が令和4年度に未更新となっているものを含め

た更新等を計画しております。

予算は、営業利益として3,110万円、営業外利益として990万円、合計4,100万円の利益を見込んでおります。

詳しくはお手元の事業計画及び予算計画のとおりでございますので、御覧ください。

なお、今回の取締役会において加入契約約款、就業規則の改定について提案され、承認されております。

以上、2件について報告申し上げます。

[下平町長降壇]

議長 以上で諸般の報告を終わります。

議長 日程第4 第1号議案 飯島町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

事務局長に議案を朗読させます。

事務局長 議案朗読

議長 本案について提案理由の説明を求めます。

[下平町長登壇]

町長 第1号議案 飯島町固定資産評価審査委員会委員の選任について提案理由の説明を申し上げます。

固定資産評価審査委員会の委員は、地方税法第423条第3項により、町民であり町税の納税義務がある者、または固定資産の評価について学識経験を有する者のうちから議会の同意を得て町長が選任することとされております。

また、飯島町税条例第78条の規定により、委員の定数は3人とされております。

現在、委員としてお務めいただいております生田順市氏が本年3月31日に任期満了となります。

任期満了後の後任として、人格、見識とも最適と考え、小林忠幸氏を委員として選任いたしたく、議会の同意を求めるものでございます。

なお、任期は令和5年4月1日から令和8年3月31日までの3年間となります。

よろしく御審議の上、御同意賜りますようお願いいたします。

[下平町長降壇]

議長 これから質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案は討論を省略し、これから第1号議案 飯島町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。

議 長 本案は、これに同意することに賛成の方は御起立願います。  
 [賛成者起立]  
 ありがとうございます。  
 起立全員です。よって、第1号議案は原案のとおり同意することに決定をいたしました。

議 長 日程第5 第2号議案 飯島町農業委員会委員の任命について  
 を議題といたします。  
 事務局長に議案を朗読させます。

事務局長 議案朗読

議 長 本案について提案理由の説明を求めます。  
 [下平町長登壇]

町 長 第2号議案 飯島町農業委員会委員の任命について提案理由の説明を申し上げます。  
 現農業委員の任期が今年度末で満了となるため、令和5年4月1日から3年の任期で  
 新たな委員を任命するため提案するものであります。  
 委員の任命に当たり農業委員会等に関する法律の規定により議会の同意が必要となり  
 ます。  
 また、委員定数12名に対して認定農業者等が過半数に達しないため、同法施行規則に  
 より、認定農業者等に加え、それに準ずる者が4分の1を占めることについて、併せて  
 議会の同意をお願いするものであります。議案の右端「認定農業者等の有・無」の欄に  
 「有」記載のある方々になりますので、御確認をいただきたいと思います。  
 農業委員の委員に任命したい者は、木下喜文さん、箕浦賢一さん、小林富夫さん、北  
 原進一さん、高橋豊さん、田中浩二さん、塩澤尚美さん、伊藤淳さん、熊谷雅俊さん、  
 宮下美香さん——おめくりいただき宮下義人さん、竹澤孝生さん、以上12名でございま  
 す。  
 なお、経歴につきましては別紙を御覧いただきたいと思います。  
 よろしく御審議の上、御同意賜りますようお願いいたします。  
 [下平町長降壇]

議 長 これから質疑を行います。  
 質疑ございませんか。

議 長 [「なし」と呼ぶ者あり]  
 質疑なしと認めます。  
 これで質疑を終わります。  
 本案は討論を省略し、これから第2号議案 飯島町農業委員会委員の任命についてを  
 採決いたします。  
 この採決は起立によって行います。  
 お諮りします。  
 本案は、これに同意することに賛成の方は御起立願います。

議 長 [賛成者起立]  
 ありがとうございます。  
 起立全員です。したがって第2号議案は原案のとおり同意することに決定をいたしました。

議 長 日程第6 第3号議案 飯島町個人情報保護法施行条例  
 を議題といたします。  
 本案について提案理由の説明を求めます。  
 [下平町長登壇]

町 長 第3号議案 飯島町個人情報保護法施行条例について提案理由の説明を申し上げます。  
 本条例案は、デジタル社会の形成を図るための法律による個人情報の保護に関する法律の一部改正等により個人情報の保護に関する規律が同法に一元化されることに伴い、同法の施行に関し必要な事項を定めるものでございます。  
 細部につきましては担当課長から説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願いいたします。  
 [下平町長降壇]

総務課長 補足説明  
 議 長 これから質疑を行います。  
 質疑ございませんか。

1 番  
 浜田議員 第1条の個人情報の保護に関する法律、平成15年でありますけれども、今回の条例が参照しているのはこの法律ではなくて、その後の改正条例、つまりデジタル関連法の一環として制定された法律に準拠する改正であるというふうに理解しておりますけれども、それで正しいのでしょうか、お答えいただきたいと思っております。

総務課長 こちらにつきましては、この条例を作成するに当たりまして業者のほうにも委託をして内容について精査をしておりますので、この法律というふうに理解しております。

1 番  
 浜田議員 いや、私が聞いているのは、たしかこの法律は令和4年——2022年4月から施行されることになった改正法がベースではないかというふうに思っているんですけども、そのことを確認したかったのです、その点を明確にお答えいただきたいと思っております。

副町長 そのとおりでございます、情報に関する法律は平成の頭につくったような法律、それからデジタル関係が全部入ってきた関係で一元化を図るということで、昨年の法律改正によるものでございますので、よろしく願いいたします。

議 長 ほかに質疑ございませんか。  
 [「なし」と呼ぶ者あり]

議 長 質疑なしと認めます。  
 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。  
討論ございませんか。

1 番  
浜田議員

第3号議案に反対する立場から討論いたします。

先ほど申しましたように、この根拠になっているのは国の新しい改正法が原則だというふうに理解しております。その中には少なからぬ問題が含まれていると思っております。

例えばその1つが匿名加工情報ということで、本人の情報を匿名化することで管理すると、デジタル技術にふさわしいといえますか、そういう情報が入っているわけですが、その扱いについては、実はかなり危険な内容があるというふうに考えております。

もう数年前に事件が起こしましたが、リクナビ問題っていうのがありまして、就職情報について集めたクッキーですとかその他の情報がそのまま就職活動をしている先の企業に売却されて個人情報が出たと、そんなことがありました。これは、ある意味では匿名的に加工された情報ではあるんですけども、組み合わせれば様々な問題が起こり得るということになります。

それに対する規制が不十分ではないかというふうに私は思っておりまして、第3号議案そのものは枠組みを決めただけのことですから、それぞれの条文について反対するものではありませんけれども、その根拠になっている国の法律を、そのまま町が批判することもなしに、あるいは身近な問題として補足することもなしに提出することがあつてはならないという点で、少なくとも——後に提出されるであろう議案も含めて、より慎重な審議を求めたいということで——今議会でこの条例を成立させることに関しては反対いたします。

議 長 それでは、次に賛成討論ありませんか。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 次に反対討論ありませんか。

5 番  
坂本議員

個人情報に関することは非常に慎重な形の中で進められるべきものと思っております。今現在、この条例を制定するに当たり、上伊那管内ではこれを具体的に持っているところがごく少ないと言ったほうが良いと思います。

そういう中で、今後、次の国のデータ化に対する条例が来るとしたら、早急にこれを今ここで審議する必要はなく、それと照らし合わせてトータルの中で条例をつくったほうが個人の情報に関してきちんと守られている条例ができるかと思っておりますので、これを早急に制定する必要性はないと感じておりますので反対いたします。

議 長 ほかに討論ございませんか。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 討論なしと認めます。  
これで討論を終わります。

これから第3号議案 飯島町個人情報保護法施行条例を採決します。  
この採決は起立によって行います。  
本案は原案のとおり決定することに賛成の方の御起立を求めます。  
〔賛成者起立〕

議長 ありがとうございます。お座りください。(起立者着席)  
起立多数です。したがって第3号議案は原案のとおり可決されました。

議長 日程第7 第4号議案 飯島町情報公開・個人情報保護審査会条例  
を議題とします。  
本案について提案理由の説明を求めます。  
〔下平町長登壇〕

町長 第4号議案 飯島町情報公開・個人情報保護審査会条例について提案理由の説明を申  
上げます。  
本条例案は、デジタル社会の形成を図るための法律による個人情報の保護に関する法律の一部改正を踏まえ、飯島町情報公開・個人情報保護審査会の設置、組織等に関し必要な事項を定めるものでございます。  
細部につきましては担当課長から説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願いいたします。  
〔下平町長降壇〕

総務課長 補足説明

議長 これから質疑を行います。  
質疑ございませんか。

1番  
浜田議員 この審査会の対象でありますけれども、最終的には議会の個人情報保護条例に関する事項も審査の対象とするのかどうかについてお尋ねいたします。といいますのは、最終的には統合されるといいますか、一体として個人情報保護条例が町として成立するという枠組みになっているというふうに理解しておりますので、そこで、審査会の対象は議会を含むのかどうかについてお尋ねいたします。

総務課長 最終的には議会を含む形にするようにしたいと思っておりますが、今この段階では、まだでございます。

議長 質疑ございますか。

5番  
坂本議員 この開催された会議についての議事録は取られるのでしょうか。  
総務課長 記録は当然取ってまいります。

議長 ほかに質疑ございますか。

4番  
吉川議員 第4条の審査会は5人以内と、そして有識者ということでありまして、町長が委嘱する。もし答えられるんだったら、具体的にはどういう方々の委員でしょうか。

総務課長 今のところ具体的にはないですけど、有識者ということで審査会が必要になったときに選任をしてみたいです。

議長 ほかにも質疑ございますか。

1番 浜田議員 最終的に議会を含むのであれば議会側の意向が反映される枠組みにするのが筋ではないかと思っておりますけれども、そうしない、町長の委嘱になっているという委嘱の仕方にした理由と、それからもう一つは、これは当然町に関わる条例でありますけれども、委員の町民比率はどのように考えているのか、この制約は設けなくていいのか、この2点についてお伺いいたします。

副町長 今までの委員会の構成でまいりますと、議会の委員さんは含んでおりませんが、今までの行政関係、議会関係の経験者、そういう方を含みまして、いろいろな方面で情報を、そういうことで持っていらっしゃる方を委員として選んでおりますし、それから、あと、これからの検討段階でございます議員のほうを含むとか、そういうことにつきましては、まだこれから検討する段階というふうに思っております。

議長 質疑ございませんか。

議長 質疑なしと……。

1番 浜田議員 ありますか。

副町長 何か答弁漏れのように聞こえるんですけど、要するに議会側の委嘱という中身がここには含んでいないというふうに見えるんで、それがなぜかということですね。要するに、例えば議長も併せて委嘱者になるというふうな枠組みが適用される側から見れば自然に思えるわけですけども、そうしなかったのはなぜかという質問であります。

副町長 情報公開審査条例の中で、国会、それから県会と同じように、その例に従って審査をするということになっておりますので、議長等を含むとか、そういうことに関しましてはこれからである中で、この条例が成立した後で検討するんだというふうに思っておりますが、この法律の中では誰という指定をしていないというふうに思っておりますが。

議長 副町長、今の質問は、任命権者の一人として議会側、議長が必要ではないかという質問だったんですが、それについて答弁ください。

副町長 これからの審議の中で必要だということになれば、それはその中に含んでいくものというものというふうに思っておりますけれども、今までの成立してきたところの状況を見ながらということも加えて、判断材料とさせていただきたいというふうに思っております。

議長 ほかにも質疑ございますか。

議長 「なし」と呼ぶ者あり

議長 質疑なしと認めます。

議長 これから討論を行います。

議長 討論はございませんか。

1 番

浜田議員

反対の立場で討論いたします。

今の説明でも明らかなように、これは条例としては非常に不備だというふうに考えております。

二元代表制でありますので、基本的には委員はやはり議会側の意向も反映させた委員を選定すべきであるだろう、このことが明記されていないという点で、まず賛成することはできません。

それから第2番目に構成員の問題です。

先ほどの答弁にはなかったんですけども、以前、景観条例を提出されたときに町民の比率が入っておりませんでした。それで、町の中の景観を審議するのに過半数が町外の外部の委員である姿は好ましくないということで、私のほうから提案いたしまして、最終的には修正されて、過半数が町民であると、町内に在住する方であるというふうに修正された記憶があります。

それで、今回の件について言えば、まさに町民の個人の情報に関わることを判断する委員会でありますから、ここについてはやはり厳しい枠を定める必要があるんじゃないかというふうに私は考えておまして、それも明記されていないと。

しかも、多少個人的なお話になるかもしれませんが、前回の与田切公園等の指定管理者についても、このあたりは非常に多くの問題を抱えていたというふうに私は感じておりますので、その2点が明記されていない段階での審査会の設置の条例については反対といたします。

議 長

次に賛成討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長

討論ございませんか。

5 番

坂本議員

審査会の委員5人以内をもってというところに——今、浜田議員が言われたように、実際にこれを審議される側は住民でありまして、そのメンバーの比率がないという点と、それから「有識者のうちから町長が委嘱する。」、町長が委嘱するというのは町長一人が委嘱するという点で、対象者たちは飯島町の住民でありますので、そこに平等性が保たれていないと私は思うわけで、この点を非常に危惧いたしますので、反対といたします。

議 長

ほかに討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから第4号議案 飯島町情報公開・個人情報保護審査会条例を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕



議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>起立多数です。したがって第4号議案は原案のとおり可決されました。</p>
議 長	<p>日程第8 発議第1号 飯島町議会の個人情報の保護に関する条例を議題とします。</p> <p>本案の提出委員会、議会運営委員長から提出に係る趣旨説明を求めます。</p> <p>[坂井議会運営委員長登壇]</p>
議会運営委員長	<p>それでは提案理由の説明を行います。</p> <p>令和5年4月より新個人情報保護制度が施行されることに伴い、地方公共団体の個人情報保護制度については国と同じ規律、新個人情報保護法等が適用されるため、飯島町個人情報の保護に関する条例等の既存の町例規の見直し、改正、廃止がなされます。</p> <p>ただし、地方公共団体の議会については、国会や裁判所が法による個人情報の取扱いに係る規律の対象となっていないこととの整合を図るため除外されており、引き続き条例等による自律的な措置を講じる必要があるとされることから、議会独自の個人情報保護条例等の制定が必要となりました。</p> <p>これを基に飯島町議会の個人情報の保護に関する条例案を作成いたしました。</p> <p>提案理由は以上です。</p>
議 長	<p>これから質疑を行います。</p> <p>質疑ございませんか。</p>
1 番 浜田議員	<p>質問いたします。</p> <p>条例案の2ページの第2条8項に匿名加工情報という記述がございます。これは、ちょっと先ほど若干触れましたけれども、直接個人を特定しない形で、あるいは何らかの暗号化のような形でもって個人のデータを記録するというふうには私は理解しております。</p> <p>それで、問題は、こういった情報の少なからぬ部分が本人の同意なしに、あるいは内容についての説明なしに提供されるという危惧があるというふうに思っておりますけれども、そういったことに対する縛りといいますか、それは条例の中で検討されているのでしょうか、お尋ねいたします。</p>
議会運営委員長	<p>その点に対する縛り等は、特に検討されておりません。</p>
議 長	<p>ほかに質疑ございませんか。</p> <p>〔「なし」と呼ぶ者あり〕</p>
議 長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これで質疑を終わります。</p> <p>坂井委員長、自席へお戻りください。</p> <p>[坂井議会運営委員長降壇・復席]</p>
議 長	<p>これから討論を行います。</p> <p>討論ございませんか。</p>

1 番

浜田議員

議会に関する保護条例について反対の立場から討論いたします。

非常に克明に練られた条例案だというふうに思っておりますけれども、今、個人情報保護に対して非常に求められているのは、先ほど言いましたように、デジタル化の流れに伴って様々な抜け道が現れかねないということです。

特に、先ほど質問したような匿名化、あるいは暗号化といいますか、そういった情報が個人本人の同意なしに収集される、とりわけ町は、一番町民の近いという立場から言いまして、非常に多くの、ほかのあらゆる組織に比べて桁違いに多くの個人情報を所有しているわけでありますから、それが外部に提供されるに当たっては、当然、本人の同意、それからどのような情報がその中に含まれているか、そしてどこに提出されたか、これについて情報化された個人は知る権利があると思っております。けれども、そのことが明確にされていないならば、これは野放しになってしまうだろうというふうに私は懸念するわけであります。

非常に具体的な例を挙げますと、国の要請に従って、各地方自治体は、例えば自衛官の対象になる方々の名簿を提出するっていうことが行われております。一番ひどいケースでは、伊那市の例だと思いますけれども、CD-Rで該当する方々の名簿を全部防衛庁に提出してしまうと、飯島町がどうなっているかっていうことはまた別途お尋ねしたいと思っておりますけれども、それが本人の同意も何もしないで行われるということになるとすれば、いずれそれに附帯して、例えば体力であるとか健康度であるとか、そういったことが求められるところに流出してしまう、しかも本人の知らないところで出されてしまう、それも自衛隊に限らないかもしれませんね、公共機関であればどこでも。私はそんなことが行われてはいけないというふうに思うわけです。

したがいまして、飯島町の個人の情報がどう保護されるかについてももう一つ踏み込んだ議論をして、飯島町らしい、きちんとした、個人の情報を守りながら、豊かな、どういいますかね、情報交流を行えるというきちんとした討論をすべきだという点でまだまだ不備であるというふうに感じますので、この条例案に対して反対いたします。

議 長

次に賛成討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長

討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから発議第1号 飯島町議会の個人情報の保護に関する条例を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議 長

御着席ください。(起立者着席)

起立多数です。したがいまして発議第1号は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第9 第5号議案 飯島町情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する  
 条例  
 を議題とします。  
 本案について提案理由の説明を求めます。(町長「5号議案?」と呼ぶ) 私は今何号議  
 案って言いましたか。(町長「5号。6号じゃなくて?」と呼ぶ) 第5号議案 飯島町…  
 …。  
 [総務課長が町長に説明] (町長「ああ、大丈夫です」と呼ぶ)  
 [下平町長登壇]

町 長 第5号議案 飯島町情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例につい  
 て提案理由の説明を申し上げます。  
 本条例案は、飯島町議会の個人情報の保護に関する条例の施行により本条例の実施機  
 関に議会を加え、同条例の規定による審査請求及び調査、審議を行う諮問機関として定  
 めるものです。  
 細部につきましては担当課長から説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御議  
 決賜りますようお願いいたします。  
 [下平町長降壇]

総務課長 補足説明

議 長 これから質疑を行います。  
 質疑ございませんか。  
 [「なし」と呼ぶ者あり]

議 長 質疑なしと認めます。  
 これで質疑を終わります。  
 これから討論を行います。  
 討論ございませんか。

1 番  
 浜田議員 同じことの繰り返しになってはいけないので要点だけ申し上げます。  
 この条例自身は全体の取りまとめの構造を述べたものでありますので、そのことにつ  
 いては異論ありません。  
 ただし、反対する理由は、それぞれの構成要件が非常に審議不十分であるという点に  
 あるというふうに私は考えています。  
 個人情報の保護というのは、もちろん、言うまでもなく国民の重大な権利であります  
 ので、この最初の法律が制定された経過はそれなりに前向きなものであったというふう  
 に私は考えております。  
 しかしながら、その後、特にさきの改正の中で、個人情報の保護というよりもデータ  
 の有効活用というところが前面に出された内容に変化してまいりました。これは、ある  
 意味では大変な危険と隣り合わせになっているものだというふうに私は考えておりま  
 す。

それで、今見てきた一連の条例の中身は、言ってみれば国の考え方にひたすら準拠するだけで、やはり町が町民の個人情報をどのようにして守りながら円滑な町政運営を行うかという固有の視点が欠けていると私は思っております。ここはもっと議論する余地があるのではないかというふうに思っております。

そういう意味で、拙速な成立に対して反対するものであります。

議 長 次に賛成討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから第5号議案 飯島町情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議 長 御着席ください。(起立者着席)

起立多数です。したがって第5号議案は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第10 第6号議案 飯島町行政不服審査条例及び飯島町特別職の職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例

を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

〔下平町長登壇〕

町 長 第6号議案 飯島町行政不服審査条例及び飯島町特別職の職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。

本条例案は、飯島町情報公開・個人情報保護審査会条例の設置に伴い、飯島町行政不服審査条例において引用する条例を飯島町情報公開条例から飯島町情報公開・個人情報保護審査会条例に改めるとともに、情報公開審査会が飯島町情報公開・個人情報保護審査会に改正されたことに伴う所要の改正を行うものです。

細部につきましては担当課長から説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願いいたします。

〔下平町長降壇〕

総務課長 補足説明

議 長 これから質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。  
これから討論を行います。  
討論ありませんか。

1 番  
浜田議員 今までの続きなんで討論は必要ないような気がしますけれども、やはり、なぜ賛成したか、なぜ反対したかということ記録に残るべきだというふうに思いますので、申し上げます。  
審査会について、先ほどの条例の中で述べたと同じ理由でもって、この条例に反対するものであります。  
以上です。

議 長 ほかに討論ございませんか。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 討論なしと認めます。  
これで討論を終わります。  
これから第6号議案 飯島町行政不服審査条例及び飯島町特別職の職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例を採決します。  
この採決は起立によって行います。  
本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。  
〔賛成者起立〕

議 長 御着席ください。(起立者着席)  
起立多数です。したがって第6号議案は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第11 第7号議案 飯島町情報公開条例の一部を改正する条例を議題とします。  
本案について提案理由の説明を求めます。  
〔下平町長登壇〕

町 長 第7号議案 飯島町情報公開条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。  
本条例案は、個人情報の保護に関する法律及び情報機関の保有する情報の公開に関する法律の一部改正により、飯島町情報公開条例に規定する公文書の開示義務等について法律の規定に沿った形に定める所要の改正を行うものでございます。  
細部につきましては担当課長から説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願いいたします。  
〔下平町長降壇〕

総務課長 補足説明

議 長 これから質疑を行います。  
質疑はございませんか。

1 番

浜田議員

説明の中で、1 ページ、「第 4 条第 2 項を削る。」という説明になっております。  
一方、新旧対照表を見ますと、第 4 条の 2 項を削ったのではなくて、統合されたと。  
実際に削られたのは、実は第 4 条の 2 項ではなくて、1 項といえますか、第 4 条その  
ものの中で「この条例によって保障された権利を正当に行使しなければならない。」とい  
う、要するに管理に関する記述が削除されたわけです。

なぜこの条項を、つまり情報公開というのは非常に大事な中身でありまして、一方で  
公開されることにより個人的な不利益を防ぐということと、それから町民の権利として  
行政に対して十分な情報を得ることができるというバランスの中で成り立っていると思  
うわけですが、その後者、つまり町民の権利の側についての記述をなぜここであ  
えて削除したのかについてお伺いします。

副 町 長

第 4 条 1 項、それから 2 項を統合したというふうに思っております。

この条文につきましては、権利の正当化の行使を削除したのではなくて、権利はその  
ままに、情報公開する場合に適正な請求と適正な利用というふうになっておりますので、  
情報公開審査会、または新しい名前の審査会の中でそれを審議し、それを適正にやると  
いう条文に改めたと、そういう理解をしておりますので、権利がなくなったというふう  
には思っておりません。

以上でございます。

議 長

質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから第 7 号議案 飯島町情報公開条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議 長

異議なしと認めます。したがって第 7 号議案は原案のとおり可決されました。

議 長

日程第 12 第 8 号議案 飯島町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例  
日程第 13 第 9 号議案 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例  
の整備に関する条例

を一括議題とします。

それでは、本 2 議案について提案理由の説明を求めます。

町 長	<p>〔下平町長登壇〕</p> <p>第 8 号議案 飯島町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例について、第 9 号議案 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について一括して提案理由の説明を申し上げます。</p> <p>地方公務員法において職員の定年は国家公務員を基準として条例で定めることとされております。</p> <p>本条例案は、国家公務員の定年が延長されたことに伴い、国家公務員に準じて関連条例の改正を行うものでございます。</p> <p>細部につきましては担当課長から説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願いいたします。</p>
総務課長	<p>〔下平町長降壇〕</p> <p>補足説明</p>
議 長 9 番 坂井議員	<p>これから本 2 議案について一括して質疑を行います。</p> <p>質疑ございませんか。</p> <p>2 点お尋ねします。</p> <p>定年の段階的な引上げを行うということなんですけれども、それに伴って今後は人件費が増加していくという推移が見込まれるのかというのが 1 点と、2 つ目は、今後は人件費が増えていくと思うんですけれども、それを抑えるためには新規の採用を抑えざるを得ない、要するに新規採用の人数を抑えざるを得ないということになっていく可能性というのはあるのでしょうか、お答えください。</p>
副 町 長	<p>定年延長になりますと、一時的にはそういうことが起こるといふふうに思っております。令和 13 年度からは 65 歳ということになっておりますので、それまでの間、若干増えるものはあるなというふうに思っております。</p> <p>ただし、新陳代謝は必要だと思ひまして、最低 1 人ないし 2 人は取っていかないと職員のバランスが悪くなっていくというふうに考えておひまして、毎年度、その都度検討しながら、また毎年辞める方もいらっしゃいますので、それを勘案しながら、1 人は最低でも取っていきたいというふうに考えておひます。</p>
議 長 9 番	<p>〔坂井議員「議長、関連」と呼び挙手〕</p> <p>関連。はい。</p>
坂井議員	<p>今の関連なんですけれども、そうすると、これまでの採用者の数と比べて減っていく可能性というのはあるのでしょうか。</p>
副 町 長	<p>そこは、この前職員の定数の関係をお示ししたかと思ひますけれども、5 年ごとくらいに見直しをかけております。</p> <p>それで、事業的なもの、それから事務的で必要になったもの、そういうのを勘案しながら定数を今決めておりますので、その中で、毎年採用時にはいろいろ考えてはやってはおるんですけれども、定数の変更ということもあり得るなというふうに思っております。</p>

す。

5番  
坂本議員 ただいまの説明によりますと、有休、保険、勤務手当等は変わらないという見解でいいんでしょうか。呼び名っていうか、要するに条例に関する名前の部分では変わったと思いますけれど、そういう見解でいいのか。

総務課長 それから、この条例に関しての今後の該当者の数はどのぐらいなのでしょう。先ほどの説明の中でありましたけれども、給料のほうは7割水準になりますが、各種手当、通勤手当ですとか、そういった手当は変わらないということでございます。(坂本議員「休暇」と呼ぶ) あ、休暇。休暇も変わりません。

副町長 それから、これからの予定ですけれども、すみません、ちょっと手元にありませんが、たしか前回の全協の資料の一番下に何年に何人っていうのが載っていたと思ったのですが、またちょっとそちらを見ていただければと思います。

副町長 当面、今回はおりません、定年の関係には。この法律が成立した後の対象はゼロで、2年後に4人ほど出る予定でございますので、その後もう2年ぐらいたつと何名かと、こういう実態で、6人か7人くらいだというふうに私は記憶しておりますけれども、そんな具合だと思います。

議長 先ほど申しましたように、この間示した表のところの一番下に令和13年度の職員の数が示してありますので、よろしく願いいたします。

8番  
堀内議員 ほかに質疑ございますか。

堀内議員 お尋ねをいたします。

副町長 先ほど副町長から新陳代謝をよくしたいというところもありまして、それで、60歳で管理職を辞められる方が、その後は上位の多分管理職じゃないところに落ちるということで規定がされておりますけれども、そうすると、下から上がってきた方について、その上位の職をある意味で取られてしまうというような形で上がっていくのが遅くなったりするとか、その後の管理っていうのは大丈夫なのかどうかっていうのをお尋ねいたします。

副町長 確かに、今、議員が心配されるようなことはあるかなというふうに考えております。

副町長 その中で、7割になっても必要なところは必要なところで回していかなければならないということで、できるだけそういうところへ配置をしながらというふうに考えておりまして、今でも再任用で1名おりますけれども、そういう調整がつけられるところへだんだん回しながら行くという格好で考えていきたいというふうに思っております。

議長 ほかに質疑ございますか。

1番  
浜田議員 全員協議会でお尋ねしたことの再確認なんですけれども、1つは給与が7割になったということで同一労働同一賃金の原則を崩さないように守っていただけるかということと、それから第2番目は、この資料2に簡単に書いてありますけれども、延長する場合は該当職員の同意を得るということで、同意のほうは書いてありますけれども、逆に希



望があれば、それは例えば年齢構成の調整のために拒否するとか、そういうことはしないということを明言いただけますでしょうか、以上2点、お尋ねします。

副町長 確かに同意が要るようになっておまして、希望される方は採用して、7割に落ちてもやっていただくというふうに考えております。(浜田議員「同一労働同一賃金」と呼ぶ)

ああ、すみません。同一労働同一賃金でございますので、それなりの仕事の仕方というふうに考えておまして、そこら辺を強要するつもりは全然ございません。

議長 ほかにも質疑ございますか。

5番 坂本議員 職員の採用に関する事で、ちょっとこれに当たらないかもしれませんが、要するに定年後も給与を引き下げて雇用するという事は、全体、業界の中というか、こういう業界の中でもそうなんですけれども、ただ待っているだけでは優秀な職員を飯島町で雇用することができないということも——それはどこの市町村もそうだと思います。もうちょっと職員を雇用する立ち位置としての積極的な行動に関してはどのように考えていらっしゃいますか。

副町長 積極的といいますと、広報とするとか、そういうことでございますか、それとも優秀なところで給料を上げるとか、そういうふうな格好で雇うというような、そういうことでございましょうか。(坂本議員うなずく)

今は、公募しておまして、中級職、初級職って採っております。それで、その中で面接において優秀な人材を選んでいくというふうに基本的には置いておまして、そのところを守りながらやっていきたいというふうに思っております。

5番 坂本議員 例に挙げますと、宮田村が全国的に募集したときの倍率っていうのがすごくたくさん、2枠、2人に対して——これは何年か前の話なんですけれども——2人に対して40人ぐらいの応募があったということもありますので、給料の部分ということではなく、仕事の内容とか、飯島町の特徴——特に今はコロナによって若者たちが地方に帰ってくるという考えを持つ人たちが非常に増えていますので、そういう部分で、地方公務員というのは安定した職であると思うわけで、そういう中で飯島町に住んで公務員として働くということに大きな意義を見いだせると思っておりますので、広報に関してもう少し積極的な動きをしていただきたいと思います。

議長 ちょっと待つてね。

坂本議員、申し訳ないですが、質問はこの条例が制定後の運用とか、それに関することで、要望は控えていただきたいと思えます。

今の質問については以上とさせていただきます。

ほかにも質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長 ちょっとなければ、議長のほうで1点確認だけさせていただきます。

先ほど坂井議員のほうからのこの条例が施行されると新規採用枠が今までに比べて減る可能性があるのかという質問に対して、副町長は定数の見直しも検討していくという

お答えでした。

これは、今テレビの中継を見ていらっしゃる方で今後の採用を希望する方は極めて真剣に今聞いていると思うんで、定数を見直しても採用枠を従来の実績並みにしていくんだというお答えだったのか、そうではなかったのか、その点を明確に御答弁ください。

副町長 仕事の内容、それから事業的なものによって定数は変わるというふうに私は理解をしております、それで、そんなに短い間で変えていくっていう必要はないと思いますので、新規採用枠につきましては、最低でも1名は採っていくという方針は変わりございません。

それで、そこのところについては毎年退職人数を勘案しながらやっておりますので、3名になったり4名になったりということはあるというふうに理解しております、そのところを、新規採用枠を縮めていくという考えではございません。

議長 坂井議員、よろしいですか。

9番  
坂井議員 はい。

議長 ほかに質疑ございませんか。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長 質疑なしと認めます。  
これで質疑を終わります。  
これから討論を行います。

最初に第8号議案 飯島町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例について討論を行います。

討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長 討論なしと認めます。あ、ありますか。坂井議員。

9番  
坂井議員 賛成の立場で討論をいたします。

高齢化という時代の流れからすれば定年延長ということはやむを得ないかなというふうに考えます。

その上で、定年が延長されることで高齢者ばかりが役所に残って、新規の人、若い人が少ないという、そういった職場にならないかというのを危惧します。新陳代謝は必要だというふうに答弁にもありましたので、新規採用を抑えることなく、若い人、新しい人をどんどん採っていくというふうに運用することを期待して賛成といたします。

以上です。

議長 ほかに討論ございませんか。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長 討論なしと認めます。  
これで討論を終わります。

これから第8号議案 飯島町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例を採決

します。  
 お諮りします。  
 本案は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。  
 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕  
 議長 異議なしと認めます。したがって第8号議案は原案のとおり可決されました。  
 次に第9号議案 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に  
 関する条例について討論を行います。  
 討論ございませんか。  
 〔「なし」と呼ぶ者あり〕  
 議長 討論なしと認めます。  
 これで討論を終わります。  
 これから第9号議案 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整  
 備に関する条例について採決します。  
 お諮りします。  
 本案は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。  
 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕  
 議長 異議なしと認めます。したがって第9号議案は原案のとおり可決されました。  
 ここで休憩を取ります。再開時刻を11時5分とします。休憩。  
 休憩  
 再開  
 午前10時49分  
 午前11時05分  
 議長 休憩を解き会議を再開します。  
 議長 日程第14 第10号議案 飯島町特別職の職員等の給与に関する条例の一部を改正す  
 る条例  
 を議題とします。  
 本案について提案理由の説明を求めます。  
 〔下平町長登壇〕  
 町長 第10号議案 飯島町特別職の職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例につ  
 いて提案理由の説明を申し上げます。  
 本条例案は、飯島町機能別消防団員の設置に伴い訓練日当と出勤手当を支払えるよう  
 定めるものと、現在、消防団員へ費用弁償として支出している日当及び手当について報  
 酬に改めるため条例を改正するものです。  
 細部につきましては担当課長から説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御議  
 決賜りますようお願いいたします。  
 〔下平町長降壇〕  
 総務課長 補足説明

議 長 | これから質疑を行います。  
質疑ございませんか。

3 番  
片桐議員 | 機能別の団員ということですが、まず所属についてですが、各分団所属ということでもよろしかったかというのが1点と、あとは報酬ですが、直接個人への支払いというところでもよろしいか、この2点をお願いします。

総務課長 | 所属は各団になります。  
それから、報酬の支払先につきましては、個人へ支払うように新年度からやっていきますので、お願いいたします。

議 長 | ほかに質疑ございませんか。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 | 質疑なしと認めます。  
これで質疑を終わります。  
これから討論を行います。  
討論ありませんか。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 | 討論なしと認めます。  
これで討論を終わります。  
これから第 10 号議案 飯島町特別職の職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例を採決します。  
お諮りします。  
本案は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。  
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 | 異議なしと認めます。したがって第 10 号議案は原案のとおり可決されました。

議 長 | 日程第 15 第 11 号議案 飯島町国民健康保険条例の一部を改正する条例を議題とします。  
本案について提案理由の説明を求めます。  
〔下平町長登壇〕

町 長 | 第 11 号議案 飯島町国民健康保険条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。  
本条例案は、被保険者が出産したときに支給する出産育児一時金の支給額について、現行の 40 万 8,000 円を 48 万 8,000 円に引上げ、産科医療保障制度の加算対象となる出産に関わる出産育児一時金の支給額を 50 万円とするため、所要の改正を行うものでございます。  
出産育児一時金については、社会保障審議会医療保険部会の議論の整理において、出産育児一時金の額は、令和 4 年度の全施設の出産費用の平均額の推計等を勘案し、令和 5 年 4 月から全国一律で 50 万円に引き上げるべきとされ、それに基づき健康保険法施行

令等の改正がされているところでございます。

細部につきましては担当課長より説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願いいたします。

〔下平町長降壇〕

健康福祉課長  
議 長

補足説明

これから質疑を行います。  
質疑ございませんか。

5 番  
坂本議員

産婦人科の病院で出産する場合は、先ほど言われたみたいに平均だとこの金額になると思うんですけども、助産院とか、そういう、お産婆さんと言われる、そこを使った場合の金額はもうちょっと低いと思うんですが、その点は別に変わりなく、どの方にも同じ金額が交付されるということでしょうか。

健康福祉課長

こちらのほうは国保の被験者が出産したときの費用になるものでございますけれども、恐らく健康保険のほうも同様の条件となっていると思います。

それで、お産をする機関によって金額は異なるかと思えますけれども、それで、出産費用の中に参加医療保障制度加算となるものについては含まれておりますので、含まれている中で、出産費用については規定のものになってございます。

ただ、出産費用よりも低い場合についてはその費用が限度というような形、なので、余計には払われないような形だったというふうに認識しておりますが、またこちらのほうは再度確認をさせていただきます。

議 長

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長

質疑なしと認めます。  
これで質疑を終わります。  
これから討論を行います。  
討論はありませんか。

9 番  
坂井議員

賛成の立場で討論いたします。

現行の 42 万円というのは不足分が出る場合もございます。

そういう意味で、お金がないと病院で子どもも産めないという現在の状況は非常におかしいというふうに考えます。

今回の改正によって金銭的な心配なく出産ができるということに一步近づくと考えますので、強く賛成いたします。

以上です。

議 長

反対討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長

討論ありませんか。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 討論なしと認めます。  
 これで討論を終わります。  
 これから第 11 号議案 飯島町国民健康保険条例の一部を改正する条例を採決します。  
 お諮りします。  
 本案は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。  
 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって第 11 号議案は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第 16 第 12 号議案 飯島町障がい者地域活動支援センター設置条例の一部を改正する条例  
 を議題とします。  
 本案について提案理由の説明を求めます。  
 〔下平町長登壇〕

町 長 第 12 号議案 飯島町障がい者地域活動支援センター設置条例の一部を改正する条例  
 について提案理由の説明を申し上げます。  
 本条例案は、障害者等に対し創作的活動及び生産活動の機会の提供などの便宜を供与する地域活動支援センターの運営に際し、定員の見直しを行い、センターの機能強化を図るため、所要の改正を行うものでございます。  
 細部につきましては担当課長より説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願いいたします。  
 〔下平町長降壇〕

健康福祉課長 補足説明

議 長 これから質疑を行います。  
 質疑はありますか。

7 番  
 三浦議員 定数を変更することによって、支援する報酬というか、国からあれかな、そういう国とかから来る金額がうんと上がってくるとか、そういうことで事業者が事業をするに当たってやりやすくなるというか、そういうふうに考えていいんでしょうか。

健康福祉課長 事業者のほうにお支払いする報酬という部分については指定管理業務で委託をしておりますので、もうそこで決められております。  
 それで、利用される方から幾らか徴収をするというものでもございません。  
 それで、この事業に関しての国、県の補助なんですけれども、現在の活動っていう部分においては交付税措置をされているところになっております。それに加えて、機能強化の事業を実施することにより国のほうの補助もまたそれに準じて手当てがされていくというものになってございますので、お願いいたします。

議 長 ほかに質疑ございませんか。

8 番  
 堀内議員 今、定員は 10 人ということで制限しているものでございますけれども、これが仮に

15人が来た場合について、今の管理数で足りるのかどうか、また増員をする必要があるのかどうかというのをお聞かせください。

健康福祉課長 現在のセンターのほうの利用状況については、今現在おおむね9.9人、平均して9.9人くらいが利用をされているところでございますけれども、一気にじゃあ20人が利用できるようになるのかっていうと、やはり利用される方、登録者っていうのと、その方たちがどういうふうにご利用されていくのかっていう状況もございますので、一気にごんと増えるっていう状況もセンターの活動からしてみるとないのかなというふうに思いますけれども。

ただ、機能強化をするに当たり利用ができるような形に整えていく中で、1日の平均の利用人数が15人または20人くらいに増えて利用ができるようになった場合については、やはり指定管理を行っております事業者さんとも話を行いまして、利用者に対する支援がきちっとできるような体制をつくってもらうような確認はしてまいりたいというふうに考えております。

議長 長 ほかに質疑ございませんか。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長 長 質疑なしと認めます。  
これで質疑を終わります。  
これから討論を行います。  
討論ありませんか。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長 長 討論なしと認めます。  
これで討論を終わります。  
これから第12号議案 飯島町障がい者地域活動支援センター設置条例の一部を改正する条例を採決します。  
お諮りします。  
本案は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。  
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長 長 異議なしと認めます。したがって第12号議案は原案のとおり可決されました。

議長 長 日程第17 第13号議案 飯島町公園条例の一部を改正する条例を議題とします。  
本案について提案理由の説明を求めます。  
〔下平町長登壇〕

町長 第13号議案 飯島町公園条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。  
本案件は、千人塚公園の有料公園施設のうち千人塚キャンプ場及び櫻山に新たに使用料を徴収する項目を追加するとともに、所要の改正を行うものでございます。  
細部につきましては担当課長が説明いたしますので、よろしく御審議の上、御議決賜

りますようお願いいたします。

〔下平町長降壇〕

地域創造課長 補足説明

議長 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

9番

坂井議員 今、自治会等、等というのは区会を含むというふうに説明があったと思うんですけども、区会以外に何か想定されている団体というのはありますか、お答えください。

地域創造課長 公的な関係でいきますと、育成会ですとかPTAですとか、そういったものも含めて減免をしていくという考えでございます。

議長 ほかに質疑ございませんか。

7番

三浦議員 減免規定の中にある小学校とか、そういう団体、保育園などが利用した場合に、それは1つの団体としてこの金額なのか、そこに参加しているお子さんの人数で計算されるのか、その辺を明らかにしておかないと、前にも今まではただで利用できていたのに非常にお金を取られた大変だったっていうようなことを言っている方がいたので、その辺のところはどういうふうになっているのかお聞きをします。

地域創造課長 その点の改正はしておりませんので、今までどおりの取扱いとなります。条例に従いまして1回幾ら1時間幾らという規定がございますので、それに従って料金を頂いていくという形で御理解いただきたいと思えます。

議長 ほかに質疑ございませんか。

10番

伊藤議員 千人塚キャンプ場の開園の期日ですが、4月1日～11月30日とありますが、今はキャンプブームで、冬キャンプとかいって冬でも暖房機を持ってキャンプしている人も増えているんですよ。ですから、これをもうちょっと年中キャンプオーケーとか、何か改正するっていう案はないでしょうか。

地域創造課長 運用の中で指定管理者から12月1月、この期間以外にも営業したいという申出があれば、状況を見て、こちらで許可をして営業できるような形が取れますので、よろしくお願ひしたいと思えます。

議長 ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。



これから第 13 号議案 飯島町公園条例の一部を改正する条例を採決します。  
お諮りします。  
本案は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。  
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって第 13 号岐南は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第 18 第 14 号議案 飯島町 B & G 海洋センター設置条例の一部を改正する条例を議題とします。  
本案について提案理由の説明を求めます。  
〔下平町長登壇〕

町 長 第 14 号議案 飯島町 B & G 海洋センター設置条例の一部を改正する条例につきまして提案理由の説明を申し上げます。  
本条例案は、飯島町 B & G 海洋センター艇庫の利用料金につきまして、地方自治法第 244 条の 2 第 9 項の規定に基づき、指定管理者の自主的な経営努力が発揮できるよう、指定管理者があらかじめ町長の承認を得て利用料金を定めることができるよう改正するものでございます。  
細部につきましては教育次長から説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願いいたします。  
〔下平町長降壇〕

教育次長 補足説明

議 長 これから質疑を行います。  
質疑ございませんか。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 質疑なしと認めます。  
これで質疑を終わります。  
これから討論を行います。  
討論ありませんか。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 討論なしと認めます。  
これで討論を終わります。  
これから第 14 号議案 飯島町 B & G 海洋センター設置条例の一部を改正する条例を採決します。  
お諮りします。  
本案は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。  
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって第 14 号議案は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第 19 第 15 号議案 令和 4 年度飯島町一般会計補正予算（第 9 号）

日程第 20 第 16 号議案 令和 4 年度飯島町国民健康保険特別会計補正予算(第 3 号)

日程第 21 第 17 号議案 令和 4 年度飯島町後期高齢者医療特別会計補正予算(第 3 号)

日程第 22 第 18 号議案 令和 4 年度飯島町介護保険特別会計補正予算(第 3 号)

以上 4 議案を一括議題とします。

それでは、本 4 議案について提案理由の説明を求めます。

[下平町長登壇]

町 長

第 15 号議案から第 18 号議案について一括して提案理由の説明を申し上げます。

まず第 15 号議案 令和 4 年度飯島町一般会計補正予算(第 9 号)について申し上げます。

予算の規模につきましては、歳入歳出予算の総額から 8,104 万 5,000 円を減額し、歳入歳出それぞれ 62 億 1,336 万 5,000 円とするものであります。

今回の補正につきましては、令和 4 年度の当初予算及び補正予算により各種の事務事業を進めてまいりましたが、決算を迎えるに当たり事業実績等の見通しによる調整、そのほか 3 月中に事務執行が必要な経費の補正を行うものでございます。

なお、これから 3 月末にかけて流動的な事務事業もありますので、必要に応じ 3 月 31 日付で補正をしなければならないもの、また繰越明許費として次年度にわたって事業を実施するものが見込まれますので、精査の上、必要な措置を講じてまいりたいと考えております。

主な歳入の内容につきましては、国庫支出金では二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金 1,000 万円、県支出金では摺鉢窪避難小屋改修工事に関わる中央アルプス国立公園重点整備支援事業補助金がおおよそ 4,400 万円、繰入金では決算見込みにより公共施設等整備基金 2,300 万円、財政調整基金 1,000 万円をそれぞれ減額する一方、諸収入では区市町村振興会交付金の決定を受けおおよそ 220 万円の増額補正を計上いたしました。

主な歳出の内容につきましては、農業資材等物価高騰対策事業補助金が 1,450 万円、エネルギー価格高騰対策事業者支援事業補助金が 2,000 万円、摺鉢窪避難小屋改修工事がおおよそ 5,800 万円をそれぞれ減額する一方、マイナンバーカード取得促進事業におおよそ 720 万円、減債基金積立金に 1,500 万円の増額補正を計上いたしました。

そのほか、各種事務事業において決算を見込み、それぞれ補正計上したところでございます。

続きまして第 16 号議案 令和 4 年度飯島町国民健康保険特別会計補正予算(第 3 号)について申し上げます。

予算規模につきましては、歳入歳出予算の総額にそれぞれ 279 万 8,000 円を追加し、歳入歳出それぞれ 10 億 2,323 万 7,000 円とするものであります。

今回の補正は、国民健康保険税、県支出金、保険給付費、過年度の交付金、償還金等を補正するものでございます。

歳入につきましては、国民健康保険税を 39 万 6,000 円、県支出金を 50 万円、繰入金を 150 万円、諸収入を 40 万 2,000 円増額するものでございます。

歳出につきましては、保険給付費を 50 万円、諸支出金を 475 万 7,000 円増額、差額を予備費で調整するものでございます。

続きまして第 17 号議案 令和 4 年度飯島町後期高齢者医療特別会計補正予算(第 3 号)について申し上げます。

予算規模につきましては、歳入歳出予算の総額にそれぞれ 552 万 9,000 円を追加し、歳入歳出それぞれ 1 億 6,073 万 2,000 円とするものでございます。

今回の補正は、令和 4 年度の保険料の賦課状況及び医療費の確定による補正を行うものであります。

歳入では、保険料を 547 万 4,000 円、諸収入を 5 万 5,000 円増額するものでございます。

歳出では、後期高齢者医療広域連合納付金を 550 万 7,000 円、諸支出金を 2 万 2,000 円増額するものでございます。

続きまして第 18 号議案 令和 4 年度飯島町介護保険特別会計補正予算(第 3 号)について提案理由の説明を申し上げます。

予算規模につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 115 万 5,000 円を追加し、歳入歳出それぞれ 11 億 6,744 万 2,000 円とするものであります。

歳入につきましては、地域支援事業費に関する国・県支出金及び支払基金交付金、繰入金金を合わせて 115 万 5,000 円増額するものであります。

歳出については、地域支援事業費を事業実績見込みにより 150 万円増額し、差額を予備費により調整するものでございます。

その他細部につきましては、第 10 号議案の一般会計については担当課長からそれぞれ説明申し上げ、第 16 号議案から第 18 号議案の特別会計につきましては御質問により説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願いいたします。

〔下平町長降壇〕

企画政策課長

補足説明

総務課長

補足説明

議 長

ここで昼食のため休憩を取ります。  
再開後は住民税務課から再開をします。  
再開時刻は午後 1 時半とします。休憩。

休 憩

午前 11 時 57 分

再 開

午後 1 時 30 分

議 長

休憩を解き会議を再開いたします。

日程第 19 の審議に入る前に、先ほど第 11 号議案の質疑の中で坂本議員から出産費用の大小により出産育児一時金の金額に変更が生じるのかという質問に対しまして、曖昧な返答をしてはいけないので確認をした後に報告しますという健康福祉課長の答弁がございました。確認ができたそうでありますので、ここで答弁を求めます。

健康福祉課長 出産育児一時金の支給金額につきましては、産科医院の金額の大小にかかわらず、こちらのほうの手当の金額については変わらないことを確認いたしましたので、この場にて御報告いたします。

議長 ただいまの件は以上といたします。  
 それでは、引き続き第 15 号議案の補足説明を求めます。

住民税務課長 補足説明

健康福祉課長 補足説明

産業振興課長 補足説明

建設水道課長 補足説明

地域創造課長 補足説明

教育次長 補足説明

議長 説明は以上といたします。  
 これから 4 議案につきまして一括して質疑を行います。  
 質疑ございませんか。

5 番

坂本議員 11 ページの——ちょっと細かいんですけども——文書費の電動裁断機っていうのは、これはシュレッダーのことでしょうかということと、あと、これは一般市場の値段にすると結構高額になるんですけど、この理由は以前使っていたものが壊れたという説明ではありましたが、それと質的にどうか、使い勝手の上で同じようなものを買うのでこの金額になったのかということをお尋ねします。

総務課長 すみません。裁断機なんですけれども、シュレッダーではなく、用紙を例えば大きいものを半分に切るとかっていうのを電動で、裁断機が現在あります。それが電動のボタンとかがもう押したまま上がってこないとか、ちょっとそういった故障による買換えとなっております。  
 それで、物については……。こちらについては、今あるもの、今ある機能に準じて同じくらいのものを選定しております。

議長 ほかに質疑ございませんか。

4 番

吉川議員 農林水産費の 20 ページの……。ちょっと教えてください。3300 農業振興総合対策事業の農業資材高騰対策事業、この執行見込みで減額ということですけど、もう少し細かい説明を、今回の 10 アール 2,000 円の分のことでしょうか、その執行ということでしょうか。ちょっと細かい数字等が分かりましたらお願いします。

産業振興課長 ただいま御質問の中にもありましたけれど、農業資材物価高騰で町が行った、これは 4 号補正でさせていただいた上限 20 万円の補助金になります。  
 [吉川議員「補足をすみません」と呼び挙手]

4 番

吉川議員 もう少し面積だとか人数だとか、これは金額が終わりやあ何%っていうことが分かるんでしょうけど、参加しない方もおったっていうことですけど、どのぐらいの人数とか

面積でしょうか。

産業振興課長　それでは、もう少し中身について詳細を説明してきたいと思います。

これは初めて行う補正予算でございました。できるだけ零細や小規模企業も含めておよそ1,500件の農家を見込んできましたけれど、今回の申請では300件超ほどの農家でございました。

議　　長　ほかに質疑ございませんか。

6番  
星野議員　20ページの有害駆除について何ですけれど、これは有害駆除の内容っていうか、動物はどのようなもので、例えばどういう形でお金が支払われるとかがあるんでしょうか。

産業振興課長　農作物等々の有害であるというのを当初から見込んでおりますけど、例えば猿であるとかイノシシであるとかでございます。

それで、それぞれに捕獲した場合の単価っていうのを決めてありまして、それで今年度は当初で見込んだ以上にそういった捕獲ができたということで増額の補正をさせていただいております。

議　　長　よろしいですか。

[星野議員挙手]

議　　長　関連ですか。

6番  
星野議員　はい。

ちなみに……

議　　長　起立して。

6番  
星野議員　すみません。

ちなみに、その動物の種類によつての金額っていうのは分かるでしょうか、例えばイノシシだとか鹿だとかっていう形で。

産業振興課長　ただいまは単価の御質問かと思ひます。

猿につきましては大きくなったものについては7,000円、また鹿については4,500円、イノシシについては5,000円っていうようなことで単価設定をしております。

議　　長　ほかに質疑ございませんか。

7番  
三浦議員　地域おこし協力隊の減額補正が2件、大きなのがあったんですけど、そのときに例えば12月末でお辞めになったとか9月幾日にお辞めになったというようなお話があったと思うんですけども、地域おこし協力隊の隊員については3年間務めていただくということが前提になってやっていたかと思ひます。お辞めになった原因とか、何かこちらのほうの施策にちょっと問題があったとか、その原因についてお答えください。

産業振興課長　ただいまの質問は、22ページ、4123の伝統技術の関係の協力隊かと思ひます。

ちょっと、まずこの方については、当初から3年間やる予定で、またその後も定住を

考えていただいている方で、それで、活動内容についても、町内の各種イベントにおいてもそういった技術を伝承されたりして積極的に活動されていたと思います。

ただ、ちょっと個人的なことなので深くは申し上げられませんが、ちょっと御結婚をされまして、ちょっと県内のほうには今住んでおる、そういう状況です。相手の方の御都合もあってでございます。

地域創造課長

地域創造課でも9月に1名の協力隊員が退任して、その減額を今回させていただいております。

内容につきましては、本人は飯島町に来る前にも海外へ留学したり、いろいろして活動されていて、こっちへ、日本へ戻ってこられて協力隊になるということで飯島町に来ていただいたんですが、やっぱり活動している中で、ちょっと休暇を取ってもう一回海外へ行かれたことがありまして、そうしたところ、やっぱり私は海外のほうでもうちょっと勉強したいんだというような強い意向がございまして、そういった理由で飯島町の協力隊はちょっと退任して、今は海外に行っておられるのかなというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

〔三浦議員挙手〕

議 長

関連ですか。

7番

三浦議員

関連、はい。

事情は分かりましたが、そうすると、この事業については引き続き協力隊の方をまた募集して続けていくのか、この事業についてどんなふうにお考えか。

産業振興課長

4123の伝統技術の関係につきましては、今すぐ、また再募集をっていうことは考えておりません。今後様子を見ながら、また検討させていただきたいと思います。

地域創造課長

地域創造課関係の協力隊ですが、町なかの活性化や情報発信を担っていただきました。町なかの関係ですと、今、まちの駅のほうは支援員を配置しておりますので、その関係で、今は協力隊をまた再募集するという考えはございません。

情報発信についても一段落ということですので、現在のところ同じ事業で協力隊を募集するということは考えておりません。

議 長

ほかに質疑ございませんか。

5番

坂本議員

26ページの5123の病児・病後児保育業務は金額が多いんですけども、咽頭炎ということですが、もう少し詳しく説明をしていただきたいと思います。

それと、就学援助費が、小学校、七久保小学校と予算が増えていきますけど、これは人数の変動があったのかどうか、そこら辺も説明をお願いします。

教育次長

先に就学援助費、奨励費の関係でございます。お答えしたいと思います。

特別支援の就学奨励費につきましては、いずれの学校も人数が増えてございます。その関係で事業費も増加となっております。

それから、準要保護のほうの就学奨励費ですけども、人数等は変わりございませんけれども、その中の学年により、修学旅行費とか新入学生用品の関係、そちらのほうの

金額が高いものですから、在籍する学年によって金額が毎年増減をいたしますので、今回補正をお願いするものです。

それから、病児・病後児保育の関係ですけれども、少しお待ちいただけますか。

ちょっと集計をいたしました資料を、ちょっと手持ち……。あ、ありました。すみません。

集計をしてございまして、一番の原因は風邪、咽頭炎が約78件、続いて感冒性胃腸炎ということで9件ほどっていうことで、累計を12月までいたしまして125日、人数等はちょっとこちらのほうでは分かりませんが、そのような形で延べ人数となっております。

それから先がまだ3か月ございまして、もう30日分は必要ということでありまして、よろしく願いいたします。

議 長  
8 番  
堀内議員

ほかに質疑ありませんか。

幾つかお尋ねさせてください。

まず14ページの1311マイナンバーカード取得促進商品券っていうことで、令和4年8月以前の方も含むという形になるんですけれども、そもそも取得の促進をするっていう意味ではちょっと趣旨が変わってきているのではないかというところが1点。

また、商品券っていうものは従来と同じように商品券をお配りするような形になるのかどうかっていうのをお聞かせください。

続きまして、22ページの4121エネルギー価格高騰対策事業者支援事業ということで価格高騰に対する支援を事業者向けに行ったと思うんですけれども、これは計算をしてみても、小さい企業に対しては、価格が上がる、ちょっと上がったところの期間を設定されていて、夏場はなかなかそんなに電気料は上がらないんですけれども、冬場のすごい上がったときにあまりサポートを受けられていないっていう状況を今お聞きしております。

それで、申請額が半分っていうことで、皆様、小さいところは数万円、1万円とか2万円だとなかなかやらないっていう事情があつて、小さい事業者に対しての支援がなかなか行き届いていないんじゃないかという意見があるんですけど、その部分についてのお答えをお聞かせください。

もう一つ、最後にですけれども、24ページの4441与田切公園管理費でございましてけれども、公園フェンスの修繕が370万円減額ということで、大変喜ばしいことなんですけれども、当初の想定がちょっと多かったのかどうかという点も含めてお答えください。

住民税務課長

商品券の配布の関係でありますけれども、国のほうでマイナポイントをつけていた状況もありましたけれども、そちらが当初の段階では9月の段階でそれは打ち切りになるという形が当初の段階でありました。それに合わせてという形に、結果的に今はなつておるんですけれども、そもそも商品券を配布するというのは、もう当初の以前の予算の中では取組をしておりまして、

それで、今回のこちらの商品券については、今現在取得をされている方には同じようにやっております、その中で、以前に取得をされた方には何もメリットがないという

形の中で、この部分については検討させていただいた経過がございます。

これから先の方については商品券を主に考えておるところが実態でございます。

以上です。

産業振興課長

それでは、私のほうからエネルギー価格高騰対策事業者支援事業についてお答えをさせていただきます。

本事業につきましても初めての事業でございました。

これは価格増を補填するというものではなく、経営を継続していただく、その支援として行ったものでございます。

それで、今回は300件ほど見込みながら、これについては130件超の事業者から申請が出てきております。

20万円申請された方もいれば、数千円の申請、様々な結果となっております。

こちらに届いている御意見としましては、大変ありがたかったという感謝のお言葉と、今回は遠慮させていただきましたという、そんなようなお言葉も聞いております。

それで、大方の意見としては、このタイミングでやっていただいてありがたかったという意見を多くいただいている結果でございます。

地域創造課長

与田切公園のフェンスの修繕ですが、フェンスの場所ですけれども、テニスコートから広域農道を見上げたときに、農業用水——旧井の水路があるわけなんです、そこに入り口からずっとフェンスがある、その修繕を行いました。

当初の計画では全面的にしっかりしたものにしようということでしたが、現場を見る限りでまだ大丈夫な部分もありますので、倒れたりしているところのみの修繕をしていったということで、工事費も減ってきて減額させていただくということでございます。

議 長

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

最初に第15号議案 令和4年度飯島町一般会計補正予算（第9号）について討論を行います。

討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから第15号議案 令和4年度飯島町一般会計補正予算（第9号）を採決します。お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議 長

異議なしと認めます。したがって第15号議案は原案のとおり可決されました。

次に第16号議案 令和4年度飯島町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）につい



		て討論を行います。
		討論ありませんか。
		〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議	長	討論なしと認めます。
		これで討論を終わります。
		これから第 16 号議案 令和 4 年度飯島町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）を採決します。
		お諮りします。
		本案は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。
		〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
議	長	異議なしと認めます。したがって第 16 号議案は原案のとおり可決されました。
		次に第 17 号議案 令和 4 年度飯島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）について討論を行います。
		討論ございませんか。
		〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議	長	討論なしと認めます。
		これで討論を終わります。
		これから第 17 号議案 令和 4 年度飯島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）を採決します。
		お諮りします。
		本案は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。
		〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
議	長	異議なしと認めます。したがって第 17 号議案は原案のとおり可決されました。
		次に第 18 号議案 令和 4 年度飯島町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）について討論を行います。
		討論ありませんか。
		〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議	長	討論なしと認めます。
		これで討論を終わります。
		これから第 18 号議案 令和 4 年度飯島町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）を採決します。
		お諮りします。
		本案は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。
		〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
議	長	異議なしと認めます。したがって第 18 号議案は原案のとおり可決されました。
議	長	日程第 23 第 19 号議案 令和 5 年度飯島町一般会計予算
		日程第 24 第 20 号議案 令和 5 年度飯島町国民健康保険特別会計予算

日程第 25 第 21 号議案 令和 5 年度飯島町後期高齢者医療特別会計予算

日程第 26 第 22 号議案 令和 5 年度飯島町介護保険特別会計予算

日程第 27 第 23 号議案 令和 5 年度飯島町水道事業会計予算

日程第 28 第 24 号議案 令和 5 年度飯島町下水道事業会計予算

以上 6 議案を一括議題とします。

町長の施政方針並びに提案理由の説明を求めます。

〔下平町長登壇〕

町 長

令和 5 年 3 月議会定例会を招集し、令和 5 年度の一般会計予算案をはじめ、特別会計及び公営企業会計予算を含めた 6 議案を提案するに当たり、新年度の施策に関する私の所信の一端とこれに基づく予算案の大綱について申し上げ、議員各位並びに町民の皆様の御理解と御協力を賜りたいと思います。

関係する各議案及びあらかじめ配付いたしました予算書及び予算概要資料を併せて御覧いただければと思います。

我が国経済は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大やウクライナ紛争等による物価高騰の影響を受け、国民生活はこれまでに類を見ないほどの困難な状況になっており、特に食料品や生活必需品、燃料・光熱費などの価格高騰は町民生活や地域経済に大きな打撃を与えています。

当町においては、臨時会の開催により数回の補正予算による措置を講じ、感染拡大の防止と物価高騰や経済活性化対策の両立を図りながら、住民の生活を守るための取組を国・県との役割分担の中で進めてまいりました。

今後も厳しい中での行政運営が続くと思われまます。議員各位をはじめ、町民の皆様御協力を引き続き賜りますように心よりお願い申し上げる次第であります。

内閣府発表の 2 月の月例経済報告によりますと、我が国の経済の先行きは、

ウィズコロナの下で、各種政策の効果もあって、景気が持ち直していくことが期待される。ただし、世界的な金融引締め等が続く中、海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクとなっている。また、物価上昇、供給面での制約、金融資本市場の変動等の影響や中国における感染拡大の影響に十分注意する必要がある。

とされております。

昨年 6 月には経済財政運営と改革の基本方針 2022 が閣議決定され、コロナ禍からの回復を確かなものとするため、新しい資本主義に向けた改革として、人への投資と分配、グリーントランスフォーメーションへの投資、デジタルトランスフォーメーションへの投資などを重点投資分野として取り組むとともに、引き続き経済・財政一体改革を着実に推進することなどが盛り込まれました。

また、昨年 10 月には物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策が閣議決定され、政府は予算、税制、規制、制度改革など、あらゆる政策手段を活用した経済対策を速やかに実行し、日本経済を持続可能で一段高い成長に乗せていき、再生するとしています。

こうした状況の中、令和 5 年度の国家予算は、歴史の転換期にあつて、日本が直面する内外の重要課題の解決に道筋をつけ、未来を切り開くための予算として編成されまし

た。

具体的には、防衛力の抜本的な強化やこども家庭庁の創設によるこども・子育て支援の強化、グリーントランスフォーメーションの実現に向けた民間投資を支援する仕組みの創設、地方公共団体のデジタル実装の加速化や地方創生に資する取組への支援のほか、新型コロナウイルス感染症及び原油価格・物価高騰への対策として予備費が措置され、予期せぬ状況変化に万全の備えが講じられております。

その結果、一般会計の総額はおよそ 114 兆 3,800 億円、前年度比 6.3%の増となり、歳出の規模が初めて 110 兆円を超えて過去最大となりました。

内訳を見ると、歳出については防衛関係費がおよそ 4 兆 8,000 億円、89.4%の増のほか、地方に配分する地方交付税交付金等はおよそ 5,200 億円、3.3%の増となっております。

歳入については、税収がおよそ 4 兆 2,000 億円、6.4%の増と過去最大を見込む一方、借金に当たる新規の国債の発行額は歳出の 3 割以上を頼っている構図は変わらず、厳しい財政状況が続いております。

このような国の動向を注視しながら堅実な行財政運営に努めなければならないと考えております。

令和 5 年度における国の地方財政対策を見てみますと、歳入では地方特例交付金、地方債を減額する一方、地方税、地方交付税、国庫支出金を増額しております。

歳出では、交付税措置の中で地域社会のデジタル化を推進するための経費として令和 3 年度から 2 年間限定として計上されていた地域デジタル社会推進費が令和 7 年度まで延長されたほか、自治体が抱える公共施設に関する光熱費の高騰分が措置されるなど、地方公共団体が安定的に財政運営を行うことができるよう配慮されております。

これらにより、令和 5 年度の地方財政計画の規模は総額でおよそ 92 兆 400 億円となり、前年度に比べ 1.6%、およそ 1 兆 4,400 億円の増となっております。

このうち地方交付税総額はおよそ 18 兆 3,600 億円で、前年度に比べ 1.7%、およそ 3,100 億円の増となる一方、関連する臨時財政対策債はおよそ 9,900 億円で、前年度に比べ 44.1%、およそ 7,900 億円の減額となり、この 2 つを合わせた実質的な交付税総額はおよそ 4,800 億円の減額となっております。

このような情勢の中、当町の令和 5 年度の予算編成の考え方としては、近い将来に開通するリニア中央新幹線や三遠南信自動車道により伊那谷は新しいステージを迎える中、飯島町の自然豊かな田園風景のある居住空間の魅力と大都市から 1 時間の地理的条件の魅力に加え、生活環境の利便性を強化する施策を大いにアピールし、コロナ禍により地方への関心が再認識されている今こそ戦略的に仕掛けるべきであると考えております。

このため、令和 5 年度予算につきましては、人口増対策として昨年度から実施している手厚い住宅取得支援策に続く施策として子育てと仕事の両立支援を目標に掲げ、子育て支援に力を入れて取り組んでまいります。

まず、保育園の受入れ態勢強化として、全国的に保育士不足が課題となっておりますが、入園希望のある皆さんを受入れするためには、まず保育士の確保が必要となります。

会計年度任用職員の保育士に対する定着支援金や宿舍支援金などの処遇改善を行うことで受入れ態勢の強化を図り、入園希望に応えられるよう取り組んでまいります。

また、未満児の紙おむつの処分を保育園で行うことで保護者の皆様の負担軽減も図ってまいります。

次に、子育てしやすい環境の整備として奨学金を返還するUターン者への支援として奨学金返還金補助金の創設に取り組むほか、学童クラブ教材費の保護者負担分を町が全額負担を行います。

また、不妊・不育症の悩みを抱える方に対応するため、新たに相談員を配置し、支援体制の充実を図ってまいります。

これらの子育て支援策と昨年度から実施している手厚い住宅取得支援策を併せ、飯島町で仕事をしながら子どもを生み、育て、暮らし続ける環境を充実してまいりたいと思っております。

次に2つの重点プロジェクト関連でございます。

最初に、飯島町環境循環ライフ構想プロジェクトでございます。

飯島町の資源の1つである自然環境を活用した持続可能なまちづくりへの事業展開として、水力発電では引き続き導入可能性調査を進めるほか、バイオマス発電は事業化に向けた民間企業等、連携先の確保に取り組んでまいります。

また、自然、農業、文化、人材などの資源を活用した関係人口の創出としましては、町民の皆様や民間企業の皆さんに協力いただき、各種体験プログラムを充実し、滞在型の都市と農村との交流による関係人口の創出を促進してまいります。

町内にはこれに順応できる施設が整ってきたところであり、例えば春日平ではトレーラーハウスを活用した飯島流ワーケーション事業、千人塚公園はキャンプ場やグランピング、さらにテレワーク施設、与田切渓谷では与田切公園のオートキャンプ場や坊主平キャンプ場、また日曾利のキャンプ場、アグリネーチャーいいじまの宿泊施設など、生活スタイルの多様性に応じた施設を提供する中で、都市との関係人口の創出を進めてまいりたいと思っております。

特に飯島流ワーケーション事業につきましては、コロナ禍の終息を見据え、一層の利用促進を図るため、企業等に対するPR活動をさらに進めてまいります。

また、アグリノベーション2030では、レディースファームの実践に向け女性が働きやすい農業環境を整備する支援や民間事業者との調整を進めてまいります。

次に人口増プロジェクトでございます。

定住施策においては、UIJターン就業・創業移住支援事業補助金を創設し、東京圏などからの移住者に対する支援を拡充するほか、活力ある若者世帯を呼び込む起爆剤として昨年度から実施している光をそそぐマイホーム取得補助金やリフォーム補助金の継続など、各種支援体制に積極的に取り組んでまいります。

そのほかにも、デジタル化の推進や情報発信の強化、コロナ対策、商業振興、飯島版お助隊、地域共生社会の推進など、多くの課題と住民要望にも総合的に対応するため、新年度予算は各種補助事業や基金等を活用しながら町の将来への持続性を確保するため

の予算として編成いたしました。

それでは、今議会に提案いたします令和5年度の各会計の予算概要について総括的に説明申し上げます。

各会計の予算規模と主な内容であります。一般会計は54億2,600万円、前年度に比べ2億2,700万円、4.4%の増額となり、平成以降最大規模となりました。

国民健康保険特別会計はおよそ9億600万円、前年度に比べおよそ4,700万円、5%の減となりました。県の運営が定着し、歳出では国民健康保険事業納付金及び保険給付費、歳入では県支出金の額を基に編成しており、予算規模については保健事業納付金と保険給付費の減を見込み、全体で減額となっております。引き続き国民健康保険事業計画に沿った保健事業を推進してまいります。

後期高齢者医療特別会計はおよそ1億6,700万円、前年度に比べおよそ1,000万円、6.9%の増となりました。医療費及び被保険者の増が見込まれ、予算規模は広域連合納付金の増により全体で増額となっております。今後の医療制度等の状況を踏まえ、町民の皆様への周知や手続など、適正に実施してまいります。

介護保険特別会計はおよそ11億1,400万円、前年度に比べおよそ1,300万円、1.2%の減となりました。町の高齢化率は上昇を続ける中、保険給付費は抑えられており、減額となっております。介護保険の保険者として適正な事業運営を行うとともに、高齢者の自立支援や介護予防、重度化防止を進め、引き続き住み慣れた地域で生き生きと暮らし続けることができる地域づくり、地域で暮らす高齢者の支援に取り組んでまいります。

水道事業会計はおよそ4億3,900万円、前年度と同規模の予算となりました。老朽配水管布設替え工事費を計上し、引き続き安全・安心な水道の維持に努めてまいります。

また、中川村との広域連携による用水供給事業は、3か所目となる連絡管整備工事費を計上し、確実に進めてまいります。

下水道事業会計はおよそ11億300万円、前年度に比べおよそ2億200万円、22.5%の増となりました。公共下水道の移動脱水車更新事業費を計上し、引き続き適切な維持管理に努めてまいります。

以上6会計の合計予算規模はおよそ91億5,700万円、前年度に比べおよそ3億7,800万円、4.3%の増として編成をいたしました。

それでは、最初に一般会計の主な歳入について説明を申し上げます。

町税は、アフターコロナ下での起業経営の安定や就業者の収入安定を見込み、町民税は4.3%、固定資産税は2.6%の増などにより、町税全体では前年度に比べおよそ3,300万円の増といたしました。

次に、地方譲与税と各種交付金、地方交付税につきましては、予算編成時における国や県からの情報、また前年度までの交付実績などから試算を行い、地方譲与税と各種交付金は全体でおよそ2,400万円の増、また地方交付税のうち普通交付税は10.9%、特別地方交付税も16.7%の増を見込み、前年度に比べ2億1,300万円の増を計上いたしました。

次に、県支出金は、摺鉢窪避難小屋改修事業や中山間地農業ルネッサンス推進事業な

どの減により、前年度に比べ 8.3%、およそ 3,300 万円の減のほか、繰入金はプロジェクト関連の事業や公共施設の改修等に伴う各種事業の財源不足を補うため、各基金からそれぞれの事業への繰入金を計上し、前年度に比べ 15.2%、およそ 5,700 万円の減額といたしました。

最後に、町債は、国の方針により臨時財政対策債が前年度に比べ 3,200 万円減の 2,400 万円を計上する一方、道路や公共施設等の工事を目的とした起債についてはおよそ 8,200 万円増額するなど、財源不足に対応してまいります。

以上、歳入の主な点について申し上げましたが、制度改正や景気の動向などにより不確定な要素も含んでおりますので、現時点で得た情報を基に、精査の上、それぞれ予算計上したところであります。

次に、歳出予算の概要について、第 6 次総合計画の基本構想に掲げております町の将来像実現のために進むべき方向の 8 項目のうち、前段で触れました重点施策以外の主な取組について御説明を申し上げます。

第 1 「住民と行政の創合力による安全で安心なまちづくり」では、老朽化した防災無線操作卓の改修に合わせ音声合成放送や電話応答装置を追加することにより、町民への確実な情報伝達を目指して防災無線の機能強化を図るほか、平日の火災等に出動する消防団員数の確保を図るため、有事の際に限り出動する機能別消防団員制度を導入し、持続可能な消防団組織の構築を図ってまいります。

そのほか、電話でお金詐欺の被害が全国的に増加する中、被害防止の機器の購入やサービス加入に対する補助金を創設し、安全・安心なまちづくりに取り組んでまいります。

第 2 「美しく快適な暮らしの環境を将来へつなぐ」では、飯島町カーボンニュートラル宣言の実現に向け意識醸成を図るための勉強会を実施するほか、家庭用蓄電システムや電気自動車の電力を家庭用電力に活用する電気自動車等充電システムの設置に対する補助金を新たに創設するなど、飯島町の美しい自然を将来の世代に引き継ぐための環境施策を推進してまいります。

第 3 「誰もが健康で居場所と出番があり共に支え合える地域づくり」では、不妊・不育相談員を新たに配置することで検査・治療方法に関する情報提供を行う体制を強化するほか、不妊治療費の助成額の拡充や出産・子育て応援給付金の支給により切れ目のない妊産婦、乳幼児への支援強化を図るほか、聴覚障害の方が災害時などに通訳者の同行ができない場合に離れた場所でも通訳ができる遠隔手話通話システムを新たに導入いたします。

また、高齢者のフレイル予防教室の開催数を 2 会場 3 コースから 2 会場 4 コースに増やすことでコミュニティーづくりや運動習慣を身につける機会を増やし、健康寿命を延ばす取組を行うなど、生涯を通じて安心して生活ができるよう、引き続き保健、医療、福祉、介護の関係機関が密に連携し、適切な対応ができるネットワークの構築を図り、誰もが健康で居場所と出番があり、共に支え合える地域づくりの実現に向け取り組んでまいります。

第 4 「地域特性を生かした産業の創造と振興のまちづくり」では、農業関連では、農

業DXを推進するため農業者が導入するスマート農業機械等への購入補助金や、多様な担い手として期待される女性が働きやすい環境を整備するためトイレや更衣室等の整備に対する補助金を創設するほか、日曾利地区と島河原地区の圃場整備の推進を行うことにより、持続可能な農業生産と農業基盤の整備を図ってまいります。

また、企業誘致関係では、リニア中央新幹線の開通等を控え、企業立地を計画する企業に対し用地取得費を助成する産業立地促進補助金や土地を売却する所有者の方への譲渡所得等の課税相当額を補助する産業立地促進土地流動化補助金を創設することで飯島町への企業進出の促進を図ってまいります。

第5「暮らしを支える強靱で快適なライフラインの創造」では、継続事業として町道における社会資本整備総合交付金事業で実施する南田切線、高尾本線、鳥居原横断線の道路改良工事のほか、町道整備事業では柏木北線の測量設計や丸山線の工事を実施してまいります。

また、林道においては企業局助成事業である林道横根山線の整備を継続して実施してまいります。

町営住宅関連では、公共施設総合管理計画に基づき豊岡住宅と舟久保住宅の除却に向けた設計を実施するほか、その除却住宅に入居されている方の移転先の町営住宅の改修工事費を計上し、移転される入居者に負担の少ないように配慮しております。

第6「魅力向上で住みたい・住み続けたい地域づくり」では、観光関連において、飯島流ワーケーション事業につきましては、コロナ禍の収束を見据え、一層の利用促進を図るため、課題解決や地域貢献につながる飯島流体験プログラムの充実を図るとともに、企業等に対するPR活動をさらに進めます。

千人塚公園ではマレットゴルフ場のトイレ等の改修工事の実施や、与田切公園では再生整備の方向性について計画の策定に取り組み、魅力を高めるための観光地域づくりに取り組んでまいります。

また、人口増対策の定住施策においては、国の制度を活用したU I J ターン就業・創業移住支援事業補助金を創設し、東京圏などからの移住者に対する支援を拡充するほか、活力ある若者世帯を呼び込む起爆剤として昨年度から実施している飯島町に光をそそぐマイホーム取得補助金や飯島町に光をそそぐリフォーム支援補助金の継続など、各種支援制度に積極的に取り組んでまいります。

第7「子どもの元気」と「学びの力」でいきいき豊かな暮らし」では、学校教育関係では、ICT教育推進事業として飯島中学校にカメラ映像やお知らせ事項を校内に一斉放送できるライブ放送システムを導入することで生徒への情報連絡体制や密集対策を強化するほか、スクールバスの増便による下校時間の短縮と安全に通学できる体制を整えてまいります。

生涯学習関係では、田切公民館の長寿命化対策として改修工事を実施し、指定避難所としての機能強化を図るほか、令和10年度に長野県で開催される国民スポーツ大会のホッケー競技サブ会場となる柏木運動場の改修に関する詳細設計に取り組んでまいります。

以上、新年度の施策に関する所信の一端と新年度予算案の大綱について申し上げます。

令和5年度は、第6次総合計画の3年度目として、町の将来像実現のため引き続き戦略的に各種事業に取り組んでまいります。コロナ禍の収束に向けて3年間で分断された地域コミュニティの再構築や地域経済の復興を進めるとともに、町民の皆様の生活実態を的確に把握し、きめ細やかな情報提供や生活サポートなど、暮らしを守るための各種事業を適切な時期に実行することが町民の皆様に信頼される行政運営であると考えております。

町民の皆様からの負託と信頼に応えるべく、町長以下職員が新たな発想と行動力を発揮し、全力で行財政運営に当たってまいります。

最後に、町民の皆様とその代表である議員各位の格別なる御理解と御協力を賜りますようお願いを申し上げ、令和5年度の施政方針と一般会計並びに特別会計等の予算概要説明といたします。

御清聴ありがとうございました。

[下平町長降壇]

議 長

引き続き課長から補足説明を求めます。

なお、説明に当たりましては、主要な事務事業を中心に要点を捉えて的確な説明に努めていただくようお願いをいたします。

企画政策課長

補足説明

総務課長

補足説明

住民税務課長

補足説明

健康福祉課長

補足説明

議 長

ここで休憩を取ります。

再開後は産業振興課から引き続き補足を求めます。

再開時刻を午後3時15分とします。休憩。

休 憩

午後3時02分

再 開

午後3時15分

議 長

会議を再開します。

引き続き説明を求めます。

産業振興課長

補足説明

建設水道課長

補足説明

地域創造課長

補足説明

教育次長

補足説明

議 長

これから令和5年度会計予算6議案について一括して質疑を行います。

なお、今後の議事運営上、ここでは総括的な事項についての質疑とされるようお願いをいたします。



質疑ありませんか。

9 番

坂井議員

すみません、幾つかあるので1つずつお聞きします。

まず15ページの右下「(4)若い世代の結婚を応援」の部分なんですけれども、民間の力を借りるということで予算計上されているんですけれども、これは、何かアドバイス料とか、そういったものなのか、もしくはもう民間に委託することを前提としているのか、また具体的にどういうことを考えているのかというのをお答えいただきたいというのが1点。

続いて13ページ、(5)の企業誘致費のところなんですけれども、産業立地促進補助金に「産業用地取得費の一部を補助します。」ということで、これの補助率をお答えいただきたいです。

同時に、この下にある産業立地促進土地流動化補助金についても、これは土地を売却する方の多分譲渡所得税の軽減だと思うんですけれども、これの補助率をお願いします。

続いて12ページ、「(2)就農希望者への積極支援」の女性の就農環境改善対策事業なんですけれども、「多様な担い手として期待される女性農業者が働きやすいよう、環境整備に対して助成します。」ということなんですけど、女性が働きやすい環境整備をした場合に支給されるものという理解でいいのか。

続いて、すみません、11ページの左下、(4)の税務基礎資料整備事業なんですけれども、すみません、登記情報受理図面反映業務というのが、ちょっとすみません、説明で分かんなかったのもう一度御説明いただきたいと思います。

それと、最後に10ページの(4)の広報広聴費、人口増プロジェクト事業広告宣伝ということなんですけれども、これは具体的にどのような事業を予定されているのか。

以上になります。お願いします。

地域創造課長

それでは、最初に15ページの(4)、右下ですが、出会い・婚活推進事業の内容でございます。

予算計上は委託料を計上してございます。

民間の企業とちょっとタイアップしまして、丸投げっていうか、そういう形はまだこれから検討してまいりますけれども、とにかく、我々だけではなかなか専門的なノウハウもありませんし、飯島町に来ていただく若者との出会いっていうのが難しいという実態がございますので、民間の方のノウハウを活用してやっていきたいと、詳細については、また今後詰めていきたいと思っております。

以上です。

産業振興課長

私のほうでは13ページの産業立地の関係について説明をさせていただきます。

産業立地促進補助金、これは、まず要件としては3,000平米以上を想定しております。本社機能を有する場合については100分の50、上限を5,000万円と考えております。それ以外については100分の40で、上限を3,000万円として考えております。

それと、その下の流動化補助金は、議員のおっしゃるとおり、これは課税所得税相当を考えておりまして、上限は300万円でございます。

住民税務課長 先ほど御質問いただきました 11 ページの税務基礎資料整備事業でございますけれども、今、法務局のほうで土地の登記が行われたときに各市町村のほうに情報をいただいております。公図の修正等を職員が手作業で行っております。公図ってということで法務局のものと図面を統一しなければいけないんですけれども、人の手による作業で間違いが生じるといけませんので、その部分について外部に委託をしまして、しっかりした公図を整備していくという内容でございます。

総務課長 それでは 10 ページの人口増プロジェクト事業広告宣伝についてですけれども、こちらにつきましては、人口増プロジェクトの中にありますいろんな情報を対象となる若い人たちに SNS を使って届けようというものになります。

それで、SNS は、いろいろ、フェイスブックだとか、ツイッターだとか、インスタグラムとかあるんですけども、どのような効果があるかちょっと分からないので、まずはどれか 1 つに対象を絞って、令和 5 年度はそこに人口増プロジェクト関連の情報を投げていきたいという事業になっております。

議長 坂井議員、女性の農業の環境整備事業については、お聞きしたいわけだね。

9 番 坂井議員 はい。

議長 それじゃあ女性の就農環境の改善の補助についての答弁を求めます。

産業振興課長 女性の就農環境改善対策事業につきましては、新しく作ったものに対して対応とさせていただきますというふうに思っております。

補助率については 10 分の 10 の上限 200 万円というふうに考えております。

議長 堀越産業振興課長、あくまでも女性を対象とした改善に限るかどうかという質問だったんですが、その点は限るといえることですか。

産業振興課長 これにつきましては、女性の就農を推進していきたいという考えの下、この補助金を進めていきたいというふうに思っております。それに限定としております。

議長 ほかに質疑ございませんか。

6 番

星野議員 人口増プロジェクトの中の広報ということですが、それと婚活の予算が盛られているわけですが、これは双方の意味合いを持っていると思うんですけど、一緒にできないのかどうか。

副町長 総務関係の SNS 発信は、町の情報を、インスタグラム、フェイスブック、そういうものを使ってどの程度発信したら飯島町へ来てくれる人を呼び込めるかということを目指しております。地域創造課の婚活につきましては、出会いの場を創出するのに我々としてはノウハウがないということでございますので、物が違うというふうに理解しております。

議長 そのほか質疑ございますか。

5 番

坂本議員 17 ページの飯島陣屋記念館改修工事ということで 2,200 万円ぐらい盛られているけれど、この内容というのは、どの部分、あのままの状況で……。一部を改修するという形

なのか、どういうふうなことなのか。

それから、その隣の田切公民館の改修工事でも1,600万円近くあるわけですがけれども、これも一部なのか、何をどう改修するのか。

教育次長 それでは、まず歴史民俗資料館の改修工事であります。

陣屋のほうではなくて、南側にあります飯島陣屋記念館、こちらの耐震補強工事になります。文化財でありますので、地震で倒れないようにするための改修工事となります。

また、陣屋も周りの外堀、こちらのほうも道のほうに倒れないように補強するものがあります。

それから、田切の公民館の改修工事ですがけれども、屋根と、それから壁と、それから大広間ってどうか、そちらの床の改修を予定しております。

議 長 ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ここでお諮りいたします。

第19号議案から第24号議案は、審査に時間を要するために3月17日の定例会最終日にこれを採決したいと思っております。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって本6議案については3月17日の本会議最終日に採決することに決定をいたしました。

議 長 日程第29 第25号議案 飯島町道路線の認定について

日程第30 第26号議案 飯島町道路線の廃止について

日程第31 第27号議案 飯島町道路線の変更について

以上3議案を一括議題といたします。

それでは本3議案について提案理由の説明を求めます。

〔宮下副町長登壇〕

副町長 第25号議案 飯島町道路線の認定について、第26号議案 飯島町道路線の廃止について、第27号議案 飯島町道路線の変更について一括して提案理由の説明を申し上げます。

認定につきましては、町道認定の申請が2件あり、調査したところ、当該道路沿線には宅地及び住宅があり、生活道路として公共性が高いと認められるため、道路法第8条第2項の規定により、町道一ツ石支9号線及び町道本駅下原南支2号線、2路線の認定をお願いするものでございます。

次に廃止につきましては、町道与田切川支2号線、1路線について道路法第10条第3項の規定により町道の廃止をお願いするものでございます。

次に変更につきましては、道路改良工事などにより道路区域が変更になった路線につ

いて道路法第 10 条第 3 項の規定により町道豊岡線ほか 13 路線の道路区域の変更をお願いするものでございます。

細部につきましては御質問により担当課長から説明申し上げますので、よろしく御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議 長 これから本 3 議案について一括して質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

初めに第 25 号議案 飯島町道路線の認定について討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから第 25 号議案 飯島町道路線の認定についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって第 25 号議案は原案のとおり可決されました。

続いて第 26 号議案 飯島町道路線の廃止について討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから第 26 号議案 飯島町道路線の廃止についてを採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって第 26 号議案は原案のとおり可決されました。

次に第 27 号議案 飯島町道路線の変更について討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから第 27 号議案 飯島町道路線の変更についてを採決いたします。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

議 長	〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕 異議なしと認めます。したがって第 27 号議案は原案のとおり可決されました。 以上で本日の日程は全部終了いたしました。 本日の会議を閉じ、これで散会といたします。 お疲れさまでした。
事務局長	御起立をお願いいたします。(一同起立) 礼。(一同礼「お疲れさまでした」)
散 会	午後 3 時 4 3 分

令和5年3月飯島町議会定例会議事日程（第2号）

令和5年3月6日 午前9時10分 開議

1 開議宣告

1 議事日程の報告

日程第1 一般質問

質 問 者	質 問 事 項
吉 川 順 平	1 人口増対策について 2 田園回帰(ふるさと回帰)について 3 肥料高騰の今後の展望と対策について
片 桐 剛	実施計画から見る事業について問う 1 飯島流ワーケーションとは 2 スマート農業とワーケーションの関係性は 3 第6次総合計画見直しアンケート業務とは 4 花火のまちブランディング事業とは
久保島 巖	1 第69次総合計画の地域計画の今後は 2 道路改良などの地元負担金の見直しを 3 各自治会の資源ごみ回収場所の複数化を 4 最近話題になっている「池田暮らしの七か条」(福井県池田町区長会作成)をどう捉えているか
伊 藤 秀 明	1 自治会のあり方について 2 林業政策について 3 中学校校庭整備について 4 中学校制服について
星 野 晃 伸	1 子育てレスパイトケアについて 2 トレーラーハウスの利用について 3 競争入札・機材の入れ替えの際の情報収集は 4 町公園等のアウトドアスポーツの事故対応は 5 国民スポーツ大会柏木運動場の計画について

質 問 者	質 問 事 項
坂 井 活 広	1 役場職員の残業時間及び残業代の支払いについて 2 企業と移住者に対する情報公開について

○出席議員（12名）

1番	浜田 稔	2番	久保島 巖
3番	片桐 剛	4番	吉川 順平
5番	坂本 紀子	6番	星野 晃伸
7番	三浦寿美子	8番	堀内 学
9番	坂井 活広	10番	伊藤 秀明
11番	宮脇 寛行	12番	折山 誠

○説明のため出席した者

出席を求めた者	委任者																				
<p>飯島町長 下平 洋一</p>	<table border="0"> <tr> <td>副 町 長</td> <td>宮下 寛</td> </tr> <tr> <td>総 務 課 長</td> <td>大島 朋子</td> </tr> <tr> <td>企画政策課長</td> <td>座光寺満輝</td> </tr> <tr> <td>住民税務課長</td> <td>松村 和夫</td> </tr> <tr> <td>健康福祉課長</td> <td>藤木真由美</td> </tr> <tr> <td>産業振興課長</td> <td>堀越 康寛</td> </tr> <tr> <td>建設水道課長</td> <td>片桐 雅之</td> </tr> <tr> <td>地域創造課長</td> <td>久保田浩克</td> </tr> <tr> <td>会計管理者</td> <td>松澤 京子</td> </tr> <tr> <td>企画政策課財政係長</td> <td>小林 正司</td> </tr> </table>	副 町 長	宮下 寛	総 務 課 長	大島 朋子	企画政策課長	座光寺満輝	住民税務課長	松村 和夫	健康福祉課長	藤木真由美	産業振興課長	堀越 康寛	建設水道課長	片桐 雅之	地域創造課長	久保田浩克	会計管理者	松澤 京子	企画政策課財政係長	小林 正司
副 町 長	宮下 寛																				
総 務 課 長	大島 朋子																				
企画政策課長	座光寺満輝																				
住民税務課長	松村 和夫																				
健康福祉課長	藤木真由美																				
産業振興課長	堀越 康寛																				
建設水道課長	片桐 雅之																				
地域創造課長	久保田浩克																				
会計管理者	松澤 京子																				
企画政策課財政係長	小林 正司																				
<p>飯島町教育委員会 教育長 片桐 健</p>	<p>教 育 次 長 小林 美恵</p>																				

○本会議に職務のため出席した者

議会事務局長	林 潤
議会事務局書記	吉澤 知子



## 本会議再開

開 議	令和5年3月6日 午前9時10分
事務局長	御起立をお願いいたします。(一同起立) 礼。(一同礼「おはようございます」) 御着席 ください。(一同着席)
議 長	おはようございます。(一同「おはようございます」) これから本日の会議を開きます。 議事日程についてはお手元に配付のとおりです。 これから一般質問を行います。 通告順に質問を許します。 なお、一般質問は通告制ですので、質問趣旨にのっとり明確に質問されるようお願いをいたします。 4番 吉川順平議員。 〔吉川議員質問席へ移動〕
4番 吉川議員	それでは通告により始めさせていただきます。 12月定例議会に一般質問ができなかったために、今回は前回の9月の一般質問に続き人口増対策第2弾を中心に、田園回帰も含め、また農政問題も含めて質問していきたいと考えております。 質問事項の1「人口増対策について」。 一般質問9月5日の答弁書から、私の一般質問の町長回答で質問事項の要旨1-1と1-2を言っておられます。そこで、再度質問をさせていただきます。 1-1、9月一般質問の町長答弁内容、人口増対策について、人口対策、数より飯島町の魅力度を高める事業を進めることだが、魅力度を高める事業とはどういうことでしょうか、再度お聞きをします。ポイントを絞ってお答えください。 〔下平町長登壇〕
町 長	おはようございます。 吉川議員にお答えいたします。 飯島町の魅力とは何かと、こういう質問でございます。 町に住みたいとか住み続けたいと皆さんに思ってもらうためには、まずはこの町が好きだというのがなければならぬ、これを魅力だというふうに思っています。 そして、そのことは町民の皆さんお一人お一人がそれぞれに飯島町に対して感じているところだと思います。それは、それぞれの年代や生活環境や、あるいはそれぞれのお立場などにより様々に異なっているのが魅力だったり好きだと感じていただける部分だろうなというふうに思っております。そして、さらにこうなってくれたらもつといいと考えること、それも魅力の向上につながる部分だと思っております。

行政は、そのニーズ、希望などにお答えするために様々な事業を展開しております。特定の事業が町の魅力を高めるのではなく、町が行っている全ての施策や事業が町の魅力を高めるものであると考えております。

〔下平町長降壇〕

吉川議員 町が好きだと、当然のことだというふうに思います。町民が主体という形が大事というところをお聞きしました。

そこで1—2ですが、魅力ある町にはおのずと人が集まるということを言っております。これが町長のまちづくりの基本姿勢であるという、これが基本であるということを行っています。

同じような質問であります。魅力あるまちづくりとは何ぞやということをお答えください。

町長 先ほどもお答えしましたとおり、まずは町民の皆さん一人一人がそれぞれに望んでおられることがあり、それぞれの方が魅力と思われること、そのライフスタイルの分、様々な魅力があると思っております。その中で大方の方々が望むところを優先的にかなうようにまちづくりをしていくということが私の仕事だと思っております。皆さんが何を思い、何を望んでいるのか、また何を魅力と感じているのかをおもんばかって具体的な施策を戦略的に展開しているところでございます。

人が集まる決定的な魅力を1つだけ挙げることは困難です。いろいろな魅力が相まって、いろいろな方が集まっていい町ができるのだと、そのように思っております。

町の魅力が高まっているのか常に振り返り、改善して実践していく、その上で魅力を発信し、最近ではリニア中央新幹線や三遠南信自動車道の開通などによる地域的アドバンテージを生かしつつ選ばれる町となるよう将来を見据えて進めていかなければならないと思っております。

今現在町に住んでいる方々の考える魅力、また今は都市において田園回帰の流れの中で田舎暮らしを望む方が、あ、飯島町いいなって思う、その部分は、主には自然環境、これを挙げられる方が多いです。自然の豊かさ、そこで子育てをしたい、子育てしながら仕事を持ちたい、そういうニーズをかなえるのも外から見た魅力になるのかなというふうに思っております。町内に住んでおられる町民の方、またこれから住もうと思う方々、それぞれの魅力というものがございますので、飯島町はそれを発揮してまいりたいと考えております。

吉川議員 中から外からということで、住民が特に考える魅力というふうにおっしゃいました。

そこで1—3、魅力度を高める事業、まちづくりは、町長、行政だけが独り歩きするべきではないというふうに考えております。町民と一緒に様々な事業に協働して賛同すべきと考えます。

また、町長の2期目の任期も1年を切り、町長選挙も本年11月となっております、急ぐわけではありませんが。

そこで、11月までの間、1—3、魅力度を高める事業やまちづくりには町民の事業に対する賛同が不可欠でございます。町民の賛同を得るためには事業の意図や具体的な内

容、スケジュールなどを町民に分かりやすく提示する必要があると考えます。残された事業を町民とともに歩いていく決意と、具体的なそれぞれの事業の計画スケジュールの提示を町民に分かりやすく行う考えと手法はあるのでしょうか、また提示はできるのでしょうか。

今までプロジェクトをやっております。飯島ルネサンス、環境循環ライフ構想プロジェクトや人口増プロジェクトほか、いろいろな令和5年度の事業も目白押しでございますけれども、そんな内容でお答えください。

町 長

飯島町は、まず大きな目標として第6次総合計画に基づいて大きな事業が進んでおるところでございます。その中で大きなプロジェクトとしては、人口増プロジェクト、それともう一つは環境循環ライフ構想でございます。この目標については何度か説明しております、議会にも。しかし、町民の方々の隅々までこれが行き届いているかということは、そうではないだろうと、このように思っております。

人口増プロジェクトにつきましては、昨年4月について動画を作らせていただきまして、なぜ人口増をしなければいけないのか、若い御夫婦、そして子どもが生まれる、まずそこから重点項目だというふうに捉えた動画を発信させていただきました。

その中では、仕事も必要ですけれども、やっぱり生活必需品が飯島町で買えること、これは、常に生活必需品が地元で、地元のお店でそれが購入できるパーセンテージが飯島町は4%と、ほかの市町村に比べて大きく水をあけられている、そういった部分は利便性に欠ける部分、これを多くの方々が飯島町で買物できないと、こういう表現をされておりますので、今一番私が危惧している魅力のない部分はこの部分だろうと、飯島町の地元滞留率をもっと上げる、2桁にせめてしていきたいと、生活必需品が飯島町で買える、これも1つの大きな魅力の向上の部分だろうと思っております。

そういったことは、昨年4月にビデオ、動画を作らせていただきまして、町民の皆さんに見ていただくように配布いたしました。これもみんなが見ていただけたかどうかは疑問でございますけれども、CEK等で発信させていただきました。

環境循環ライフ構想につきましては、これは、飯島町の資源——水資源、森林資源、田園資源、そして人材と、こういった資源を生活や経済の中にもっと取り込んでいこうよと、こういうことでございます。

こういった説明は、残念ながら、本当は各区あるいは自治会、御希望のところへ回って説明しなければいけないんでしょうけれども、この3年間のコロナという1つの自粛の生活環境の中でなかなかそれができなかったと、こういった部分がございまして。改めてこの部分についての解説等はしっかりしなければならないだろうと、このように思っております。

そういったことで、私たちの進めている6次総合計画には、盛られましたプロジェクト2つと、あとは重点項目、飯島町の行政を担っている各課が掲げている魅力あるまちづくりへの施策というものを御提示しております。これにつきましては議会の皆さんにもちゃんと御報告しておりますし、また皆様方にもぜひお手伝いいただいて町ではこういうことをやっているんだよということをお話ししていただかなければなりませんし、

私もまた駆けつけてそういった説明をしなければならぬだろうなど、このように思っております。

いずれにしても、先ほど2期目の最後の年と言われましたけれども、まだまだ6次計画がスタートしたばかりでございますので、3年度目が。これを一生懸命やるのが私の使命だと思っております。

以上です。

吉川議員

改めて説明をしていただくということでありまして、町長の町政の今言ったプロジェクト関係につきまして、私は反対ではありません。賛成の立場で一住民として、町民として私は後押しをしたいというふうに思っております、ですので、先ほど言いましたように分かりやすく町民のぜひとも説明をお願い、一緒になってやるということをお願いして、この項目は終わりたいと思います。ありがとうございます。

質問事項の2、先ほどありました田園回帰ということ、ふるさと回帰とも言いますが、質問要旨2-1、田園回帰とは、あるいは町としての課題は何なのかということでございます。

復習いたしますが、田園回帰とはどういうことかということでございますが、飯島町は過疎地域とは思っておりませんが、過疎地域において都市部から人の移住・定住の動きが活発化している現象ということで解釈されております。過疎地域において都市部から人の移住・定住の動きが活発化している現象。

明治大学の小田切徳美教授という方がいらっしゃるんですけど、その人は、かつて全国に先駆けて過疎化が始まった——後から事例報告もしますが——中国山地において2010年代からの田園回帰の動きが始まったとしております。後から出てきます島根県邑南町、ここにおける人口の社会動態が社会増に転じたとされておるわけであります。これが田園回帰の始まりであります。

したがって、町としての課題は何なのか、飯島町で何をすることが大事になってまいりますけど、そのことについてお答えをお願いします。

地域創造課長

それでは、私のほうからお答えさせていただきます。

コロナ禍の影響もあつてか、東京圏が1975年以降初めて人口減少に転じたといった現象もありまして、田園回帰も注目を集めていると判断しております。

これまで都市部への一極集中で地方は過疎化しておりましたが、田舎の価値観が再認識され、人間らしい生活が見直されてきた、この流れが田園回帰の1つではないかと考えております。

田園回帰の課題はいろいろございますが、その1つに人と人との距離感があると思えます。既に住んでおられる方が移住者を好意的に受け入れられないケースがあったり、逆に移住者自身が人と人とのつながりが密である田舎暮らしを煩わしいと感じる事例もございます。そのほかにも住む場所、働く場所などの問題も上げられると思えます。

いずれにしても、町としましては、町に長く住んでおられる方も移住されてこられる方も、双方ともこんなはずではなかったとならないよう親身になって対応していく必要があると考えておるところでございます。

吉川議員

人と人のつながりは非常に大事だと思っております。そうするためにはどうするかということになるわけですが、私の考えは、やはり移住者と地元をつなぐ行政のバックアップっていうものは不可欠でございますので、ぜひともお願いをしたいということと。

質問要旨の2—2に入りますが、田園回帰に備える町側の施策についてお答えをお願いします。

これについては、移住者を積極的に招き同じ地域で共に生きていこうとする覚悟と準備に必要性が重要というふうに私は考えております。

それと、地域資源管理、子育て環境の整備、自治会運営の存続、高齢者らへの互助の在り方等の人口減少に対する弾力性を持つ新しい地域の形の模索、あるいは地元側の体制の構築、人材をどのように確保するのか、人選をどう行うのか、何を業務とするべきなのかということで、そういうことが課題になってくるかと思っておりますので、この町側の施策について、もし具体的にあればお願いします。

地域創造課長

移住対策ということに1つ絞ってお答えさせていただけるとすれば、今、議員のおっしゃられたいろいろな課題は、全て我々も同じ課題だというふうに判断しております。

施策としては、コロナ禍でここ3年はなかなか移住に対するこちらからの積極的な取組というのはできませんでしたが、過去からの定住促進策が功を奏して社会増につながっているというふうに判断しております。

これからになりますけれども、そういった今までの実施に伴った取組は、やっぱり継続していかなきゃいけないんじゃないかなと思います。飯島町に相談された方々に親身になって対応して、その方を定住につなげていく、これが今までやってきた施策の功を奏している1つではないかなと思います。そういった人と人とのつながり、職員と相談される方々の付き合い、こういうのも大事にしていかなきゃいけない。

また、こちらから積極的に飯島町をPRしながら都会からの方を呼び込む、今は観光面でもi i ネイチャー春日平や千人塚、それから与田切公園、いろんなキャンプ場等もございまして、いろいろな方々が飯島町に入ってきております。そういった方々と関係をやっぴり密にしていく、そういったつながりから一つ一つ糸を手繰り寄せていく、地道にやっていくしかないのかなあというふうに判断しております。

吉川議員

そこで、別紙資料は先ほどの明治大学の小田切教授の論文をちょっと抽出してまいりました。お手元の資料を御紹介申し上げてお願いをしたいと思います。これがいかどうかは分かりませんが、これが飯島町に当てはまるかどうか、よく町長は物まねは嫌だと言っておりますけど、ちょっと参考までをお願いします。

現場からの報告ということで、女性と子どもが輝く邑南町——「おおなんちょう」と読みます。の事例紹介であります。

邑南町長は石橋良治さん。

地図が出ておりますように、島根県の真ん中というか、中山間地域であります。

標高は100～600メートル、面積は約419キロ平米、86%が山林と。

この当時の人口は1万1,560人、世帯数は5,038世帯、高齢化率41.5%という、かな

り過疎地って言うのは失礼ですけど、そういう形であります。

特徴的なのは、飯島町でもありますが、空き家対策、2番にあります。「ちくせん」というふうに呼んでおりますけど、対策は「ちくせん」、2016年度から地区別戦略事業、12の公民館区ごとに年300万円の事業費を用意して、例えば地区で移動スーパー、古民家を改修して宿泊事業、運動会の開催、移住者を歓迎してあげる雰囲気づくり、住民自らが課題解決している姿や楽しそうな様子は訪れた者の目に生き生きと映っておると、それがこの町の魅力であり地域力だということを言っております。

標高差は気温差でもあり、おいしい農産物——これは、飯島町でもおいしい農産物ができる、同じであります。

20人からの社会増、邑南町への田園回帰、平成23年から取り組む定住促進プロジェクトが始まっておる。

裏側へ行きますと、田園回帰のための邑南町の3つの戦略がここに出てきております。

1つ、日本一の子育て村を目指してということ、ここに人口が0～18歳1,660人、目標は平成33年に1,800人と。

実は、うちにはない県立高校が1校あるんですね。これも大きな特徴化と思います。これを存続するためにどうするかということで、毎年100人の出生数の確保を目標にしておると。

財源確保、医療の重要性、合計特殊出生率は、そこにありますように平成24年が2.65ということで、かなり高い出生率、過去5年でも平均で2.2、全国平均を上回っております。

ちなみに、現在、飯島町は1.43と聞いております。国は1.30、県は1.44ということで、県レベルの飯島町でございます。

申し上げますが、合計特殊出生率の注釈が下に出ております。

2つ目、A級グルメのまちづくりと地域おこし協力隊と。

邑南町のよい食材があるわけですから——飯島町にもあるわけですから——食文化として「A級」、「永久」に残すと。

食と農に関する5名の起業家の育成を目標にし、現在28名の起業家がおると。

それで、地域おこし協力隊で耕すシェフの募集をしておるとのこと。特に食と農というもの、要するに銀座で食べる1万円のステーキを出したり、そんなようなこともやりながらやっておるといふふうに聞いております。

あとは、こっちでもやっております定住促進の移住ケアという形の中で定住支援コーディネーターと定住促進支援員2名を任命しながら、これに当たっておるといふことであります。

そんなことで、こういった事例紹介を申しました。若干、ちょっと一言だけ所見を述べてください。

町長 邑南町の、今、例を挙げていただきました。

私はまねが嫌だという言葉尻を捕らえられたんですけども、全ては物まねから始まるんです。言葉をしゃべるにもお母さんのまねから、どんなことでもまね。大事なものは、

自分がアレンジすること、これが大事です。

邑南町には邑南町の歴史があり風土があって、その中で生まれてきている。飯島町には飯島町の歴史があり風土があり、いいものがあるじゃないですか。

行政があれしなさいこれしなさいっていうことではなくて、町民の皆さんがこれはこういうふうにしたら面白いね、そういうことが大事だということを私は強く申し述べたいなと思っております。

飯島町は過去に消滅可能性都市のレッテルを貼られました。しかし、昨年の調査では、独身の若者の移住ラインキング、これは 30 位から 7 位に上がっている。子育て世帯に限ってはランク外から 6 位に上がっている。シニア世代では 32 位から 28 位ぐらい、総合で 16 位にランクされるようになりました、移住したい町として。それだけ魅力を感じていただいているんだと思います。

飯島町は、あそこのまねをしよう、ここのまねしようということよりも、こういういいものがあるっていうことをそれぞれの町民の皆さんお一人お一人がやっぱりしっかりと持つべきで、自信を持つべきだと思っております。

そこで、もっとそれをよくするにはこうしようよ、ああしようよというアイデアが町民の皆さんからふつふつと湧いて出てきて初めていい町になってくる。このように私は基本的に考えています。飯島町はそこを推していくということだということでもあります。

1 つ所見を述べよと言えば、まちづくりとは町民自らが自分たちの町をつくると、こういう意識に徹することだと考えております。

吉川議員

町民自らがつくるということでありました。そのとおりだというふうに思いますが、子育てするなら飯島町でと思ってもらえるよう、邑南町の事例のように若い世代の出産、子育てに関する希望が実現できるよう、結婚、妊娠、出産、育児の切れない支援と地域で子育てを支える仕組みづくりの必要性を感じます。

また、子どもから大人まで、飯島町での暮らしに魅力と誇りを感じられるよう、先ほどありました伝統芸能、あるいは地域活動を通じた交流の場、こういったものが大事になってくるというふうに考えております。

また、事例のように空き家対策、行政だけではなくて、あるいは区及び自治会組織もこの問題を一緒になって解決する必要があるとこの事例報告で思いました、「ちくせん」をやっておると。そのための助成金あるいは補助金制度の創設を考えるということで申し上げておきたいと思えます。

町長の言っておるリニア新幹線により観光客や交流人口が入ってくるということでありまして、伊那バレーの観光拠点の整備、PR も必要であり、飯島町だけではなく、伊那谷の発展を願うものでございます。意見を述べました。

資料の 3 ページにふるさと回帰総合政策研究所によるデータの紹介がございます。

ここには「多くの方は「研修をして田舎で事業を立ち上げたい」ということであります。これは 2009 年 8 月の古い資料であります、全国 10 万人のアンケートであります。54%の方が田舎に行って働きたいとは思っていないということがありましたが、かといって「田舎で自らの事業を立ち上げたいだとか」だとか「農業研修して田舎で働く準

備をしたい」っていう方がいらっしゃいます、僅かに。そういったことを大事にしながら自然の中で働いていただくということを施策として盛り入れていただきたいというふうに思っております。

さて、ここで時間がありませんのでがらっと変わらして、質問事項の3、農政問題あるいは農業問題であります。「肥料高騰の今後の展望と対策について」ということで、偉そうなことを書いてありますけれども。

資料のP4は、ちょっと参考までに昨年調べた中での資料でございます。肥料当用価格の推移表ということで、これはJA上伊那の調査でございます。

主な肥料しか載せてありませんけれども、実質価格はいろいろ問題ありますので表示してありませんが、令和3年をベースにアップ率と価格差を参考に調べさせていただきました。

例えばBB上伊那米オンリーワンSiの20kgっていうのがあるんですけど、令和3年11月～令和4年の5月ということで——肥料価格は秋肥と春肥があるわけですけども——100としたときに、令和4年6月—10月——昨年は142、1.4倍、価格差1,455円上がっている。

それで、秋肥から春肥にかけては、令和4年春肥については1.47倍、1,620円というふうに見ていただければいいんですけど、これがずっと、上伊那穂肥から始まって、例えば皆さんがお使いになるやさいN552号——追肥料ですけど、これも1.5倍あるいは1.6倍に上がっているっていうことで、輸入尿素、硫安あたりも見ていただいて1.4倍～1.5倍、このように非常に高騰しているという形でございます。

そういうことで、3—1にあります、行政がこれからどう積極的に支援——まだまだ上がるわけです。具現化するかという内容であります。

特に、新年に入り、町的には面積に応じての対策、助成、支援、10アール2,000円を出していただいて、よい結果が出たというふうに感じておりますが、せんだっての補正なり、いろいろの中では、予定した金額には達していないという、申請しなかった農家もいるのかなあとと思いますが、非常に残念であります。

総務産業委員会でも、農民連盟からも陳情があり、町と国に対してさらに厚い対策を講じるよう求めています。

肥料だけではなく、あらゆる資材が高騰、農家は大変な危機に陥っている。価格転嫁もできない。住民の食と農を守るためにも、飯島町の基幹産業である農業経営の存続のためにも、再度、ぜひとも支援をお願いしたいというふうに考えております。

10アール2,000円の根拠もよく分からなくて来ましたが、本当は、水稲やら野菜やら果樹やら花、それぞれに肥料関係も資材関係も全然違いますが、なかなかそこまで細かくはできないわけでありまして。

いずれにしても、県の指標なりを参考にしながら、さらに第2弾の支援を打っていただきたいと、この場でちょっとやるということで答弁をお願いしたいと思います。

町長

昨今の肥料価格の高騰の原因につきましては、国際情勢の影響を強く受けていることにあります。コロナ禍において肥料の原料価格が値上がりし始めた中でロシアによるウ



クライナへの侵攻が始まり、さらに深刻化しているのが現状となっております。

今回の高騰では、アンモニアや塩化カリウムの生産国であるロシアへの経済制裁による供給の停滞や中国の輸出規制、円安などが複合的に関係しております。

そのような中、町では、9月議会におきまして御承認いただき、激変緩和措置として飯島町農業資材等物価高騰対策補助金により農家への積極的な支援をいち早くやってまいりました。

また、肥料価格の高騰、エネルギー・穀物・物流の不循環、米国の金融引締め、円安などは、あらゆる産業や町民の生活に影響を及ぼしております。これらに対しましては、農業分野に限らず、今後の国からの支援を精査した中で必要な支援をしてまいりたいと考えております。

吉川議員

ぜひともお願いをしておきたいと思います。

それで、資料のP5にありますように、こちらはちょっと細かくて、別紙の資料で農林省の肥料高騰対策事業が出てまいりました。これもいろいろ検討しております。別紙の資料で裏表にありますけれども、P5はちょっと細かいので改めて資料を刷ってまいりました。

これは、なかなか計算式が難しいんですね、農林省は。右下のほうにも出ておりますし裏にも出ておりますけれども、当年の肥料費マイナス括弧当年の肥料購入費、割る価格上昇率、割る使用量低減率掛ける0.7ということで、コスト低減に向けた20%低減における70%——7割を支援するという出でいました。

先ほどJA資材の肥料の資料を申しましたが、この価格上昇率が決まらなかったということでありまして、これが3月4日農業新聞に出てまいりました、高騰対策、春肥の補填ということで。肥料1万円当たり1,444円。

これを計算式に入れてまいりますと、1万円の購入肥料を——価格上昇率は1.4と決まっております。1.4で割って、それを0.9で割って、掛ける0.7と、非常に難しい計算式を農林省が考えていただきましたが、1万円当たり1,444円、1万円当たりというふうに決まっておりますけれども、やはり、そういったことで、これから出てきます。

ただ、これについては、JA——今日もJAの方が見えておりますが——これからJAが複数農家をまとめて県段階の協議会に申請するという形であります。

要するに、個人の領収証とか、そういったものがあればというふうには思うわけですが、まあJAがやるものでいいですけども、非常に農家としてはなかなか分からんような仕組みというふうには私は思っておるわけでございますが、そんなことで、こういう事業もこれから出てくるということでもあります。

国あるいはJAがやるんで大丈夫だというんじゃなくて、町も一緒にこのことについては——先ほど町長も言っていました、国の施策でありますので、一緒に考えていただいて、一緒に歩んでいただきたいというふうには思っております。私は面積当たりのほうが楽かなあと思っておりますけれども、よろしくお願ひします。

あ、すみません、課長のほうでお願いします。

産業振興課長

それでは、私のほうから農林水産省の肥料価格高騰対策事業支援について少しお話を

させていただきたいと思います。

農林水産省が行う肥料価格高騰対策事業支援については、申請の取りまとめをJAや肥料販売店が行う制度となっております。

現在、具体的な方法をJAの現場と国、県の間で調整しているところであり、特に申請時期については、関係者の見通しでは4月頃になると伺っておる、そんな状況でございます。

吉川議員

精査をしながら、ぜひともよろしくお願いをしたいと思います。

最後の質問に入ります。

資料のP6、これもまた農業新聞、「バイオ炭散布でCO<sub>2</sub>削減」「持続可能な農業めざす」ということで出ております。長野県のJA上伊那であります。

これは、伊那の法人のやっているバイオ炭の麦の圃場へのばらまきというか、散布しておるところでございます。

なぜこのことが出たかということではありますが、やはり肥料価格の高騰が長期化するということでありまして——現在、御承知のようにJA上伊那では上ノ原地域に新カントリーエレベーターを建設中で、2月中旬に上棟式が挙行され、新たな南部カントリーエレベーターの処理量は4,500トンということでありまして、いよいよ西山にサイロの建設が始まってきて見えてまいりました。この秋の9月に稼働予定でございます。

昨年6月議会定例会一般質問でも提案しました新カントリーエレベーターの北側の活用方法について、1つは米粉施設の充実、あるいはおむすび販売を含めた餅加工施設の充実、そして今回は、特に水田地帯として肥料の確保に向け、新カントリーエレベーターが製造するもみ殻のバイオ炭を活用することによって、飯島町もカーボンニュートラル宣言をしておりますけれども、二酸化炭素、CO<sub>2</sub>削減の取組をJAと一緒に構築できないかという内容であります。

この3月にJAとの農政懇談会があると聞いております。JAからの提案、もしくは町からもプッシュしていただきたいと私は考えております。

もみ殻ではなく、私も果樹をやっておりますが、剪定枝——剪定の枝のバイオ炭、そういうものはやってきておりますけれども、そんなことも含めながら、農業分野での二酸化炭素、CO<sub>2</sub>削減取組の方法としてぜひお願いをしたいと思っています。

令和5年度の農家、町民のための施策のさらなる発展のために少しでも前へ進むよう、カントリーエレベーターの活用方法について聞きたいと思います。よろしくお願ひします。

町長

カントリーエレベーターの、あれは6本ですかね、5本ですかね、6本のサイロがそびえ立って見えるようになりました。

今まで選果場であったところ、あそこはどうにか企業誘致したいということで、バイオマス発電とか、いろいろとここ三、四年取り組んでおりましたけれども、なかなかうまくいかなかったわけでございます。

昨年は前のJAの組合長さんに町の今までの計画が成功しないんだったらあそこにカントリーエレベーターを出したいんだけどどうだというお話をいただいて、ぜひ来てい

ただきたいということで、それがかない、早速もう国からも予算がついて、この9月には操業と、伊南4市町村のお米が全部飯島町へ、まさに飯の島へお米が集まってくると、こういふことで、新しい産業の基盤があそこにできるのかなといふふう期待しておるところでございます。

そこで、そういった、せつかくカントリーエレベーターが来るんだったら、いろいろ、今、吉川議員がおっしゃったように、将来に向けて新しい産業の可能性が生まれてくるだろうなと思っております。

まずはお米を使った6次産業、いろいろの製品が今挙がりました、そういったことへつなげること。

もう一つは、カントリーエレベーターの性質上、もみ殻が出てくると。もみ殻の処分については、今までは有効に処分されるということではなくて厄介者であったという部分が強いのじゃないかなといふふうな私の認識ですけど、間違っておるかもしれませんけれども、そういった認識でございました。それを炭化することによって、土壌改良剤にもなるし、あるいは炭化する時点で熱も出ると、こういうことの中で、それを農業生産に使ったらどうだと、こういうようないろいろの発想が湧いてくるわけでございます。

いずれにしても事業主体はJAさんでございますので、JAのトップの組合長と話す機会をしっかりと持って相談していきたいと思います。

そういった部分には、やっぱり飯島町の農家の皆さんがこれやりたいあれやりたいと、こういうやっぱり希望をお持ちいただいて、私は幾らでも話しに行きますので、しかしバックアップがなければなりません話ですから、ぜひそういった後押しを願いたいといふふう思うところでございます。

ありがとうございました。

吉川議員

ありがとうございます。

いずれにしても、本日はいろいろ申し上げましたけれども、先ほども言いましたように農家あるいは町民のためにこれから一歩でも前進していただくようよろしく願ひし、私の一般質問を終わります。

ありがとうございました。

[吉川議員復席]

議長

3番 片桐剛議員。

[片桐議員質問席へ移動]

3番

片桐議員

それでは、通告の内容に従いまして質問をさせていただきます。

昨年12月の全員協議会で実施計画の最新版、更新版2023—R5年から2025—R7年のものが発表となりました。今回はこの実施計画の内容について質問させていただきます。

実施計画全体としますと、それ以前に出されていた計画に対してR5年、R6年の一般会計ではそれぞれ3億円程度が増額となっていたかと思ひます。個別では、建設水道関係の道路改良工事の前倒しが入っていたり道路整備の増加といった部分、また地域創

造課では与田切公園の再生整備計画作成業務等の追加、また協働のまちづくりの推進費の増加などが挙げられておりました。各所に配分をされておった計画かなあというふうに見せていただきました。

その中から、町が目玉事業であります飯島流ワーケーションにつきまして事業の関連を中心に大きく4項目についてお尋ねさせていただきたいと思っております。

1つ目にあります「飯島流ワーケーションとは」という部分です。

飯島流ワーケーションとは、従来の仕事と観光のワーケーションにストレス発散効果に優れた農業ヒーリングをプラスし飯島流の事業を展開しているものと、また町の基幹産業である農業を軸に癒やし、熟成、スローライフを求める皆様が田舎暮らしの達人に学べる農業体験プログラムをオプションとしてこれを用意しまして、ストレス値を計測しながら心身の心の変化の見える化をしていくということが町のオフィシャルサイトにも掲げられているところであります。

改めて、飯島流ワーケーションとはという部分についてお答えをいただきたいと思っております。御説明をお願いします。

〔下平町長登壇〕

町 長 片桐議員にお答えいたします。

飯島流ワーケーションは、環境循環ライフ構想の取組の1つになります。

飯島町が持つ資源を経済や生活の中にもっと生かしていきましようというのが環境循環ライフ構想の考え方でございます。そして、飯島町の持っている資源として挙げられるのが豊かな自然、地域文化、田園風景、そして田舎暮らしの達人たる、まず人材であります。これらの資源を結びつけて体験プログラムを準備して人々を呼び寄せる田園回帰時代に対応するのが飯島流ワーケーションでございます。

飯島流ワーケーションは、次の5つの目的を持っております。新たな生活様式への対応、新たな農業価値の創造、新たな観光スタイルの推進、新たな定住促進へのアプローチ、新たな都市・農村交流と関係人口の拡大、以上5つの目的を持っております。

この目的の達成のために、町の基幹産業である農業を軸に癒やしやスローライフを求める都市住民が田舎暮らしの達人に学び、人的交流から関係人口を創出し、地域活性化と移住・定住を図り、農業の新規就農などへつなげていく、そして持続可能な町をつくっていくという取組が飯島流ワーケーションでございます。

〔下平町長降壇〕

片桐議員 今、飯島流ワーケーションについて御説明をいただきました。

1-2のほうに入っていきますけれども、コロナ禍で、また働き方改革ということもありまして、現在は日本中でワーケーションということがうたわれておりまして、各地で我が町でワーケーションをというPRを耳にするようになりました。

そこでなんですけれども、飯島で行うワーケーション、飯島流ワーケーションの特徴と飯島以外で実施されるワーケーションの大きな違いまたは差別化するポイントについてお答えください。

地域創造課長 それではお答えさせていただきます。

飯島流ワーケーションにおける特徴としましては、従来の仕事と観光にストレス発散効果に優れた農業ヒーリングをプラスした独自のワーケーションを進めているところにございます。

全国の多くの市町村でワーケーションに取り組んでおりますけれども、当町ではメインターゲットを仕事に疲れた都市部の企業人と定めまして、従業員の心と体の健康維持のために豊かな自然、多様な食文化、田舎暮らしの達人がいる飯島町で癒やしを提供することは、他のワーケーションとの大きな違いだと考えております。

飯島流ワーケーションの具体的な流れについて少し触れさせていただければと思いますが、チェックインをしていただいた際にストレス値を図るストレスチェックをしていただきます。数日間過ごしていただきまして、お帰りになる際にもう一度ストレスチェックをしていただくことでどのくらいストレス値が下がったかを数値でお示しできるということになります。

滞在中に行っていただく農業などの体験メニューにつきましては、いろいろなお客様のニーズに対応できますよう、現在 150 ほどのメニューを計画しております。

先日はその受皿となる皆様との打合せ会議も行いまして、動き出してきたというところでございます。

今後もメニューを増やしていく予定ですので、住民の皆様もこんな体験なら自分でも提供できそうだなというようなことがございましたら、ぜひお申し出いただきたいと思っております。

また、何回か実施しておりますモニターツアーなど、お泊まりいただいた皆様からは環境も施設も素晴らしいですねといった感想もいただいております。

地元の春日平の皆様もそれぞれの立場で御協力いただくなど、よい体制が出来上がってきたかなというふうに判断しております。

i i ネイチャー春日平に来ていただく皆様も、また地元の皆様も、お互いにプラスになるよう進めてまいりたいと考えております。

それでは続いて項目 2 番のほうへ移っていきたいと思います。

実施計画の中には新たにスマート農業を取り入れたワーケーション事業という部分が掲げられておりました。

これまでは、ワーケーション事業、またはスマート農業事業ということで、それぞれ別々の事業展開という部分はあったかなあというふうに思いますが、ワーケーションの中でスマート農業を活用していくといったところは初めてだったかなあという私は認識をしております。

そこで、飯島流ワーケーションを考える中でスマート農業とワーケーションの関係性はどうかと、ワーケーションのどのような場面でスマート農業を取り入れて活用していく計画なのか、またそれによりワーケーションにどのような効果が期待できるのか、お答えをお願いします。

現在、飯島流ワーケーションの体験プログラムの中で参加者が農作業を気軽に体験することができるように、また農家のお手伝いにもつながる、そういったプログラムを検

片桐議員

地域創造課長

討しております。地域の課題や困り事についての解決にもつなげたい、そんな取組となるわけですが、その作業をより安全に行っていただくためにスマート農業機械を活用していきたいというものになります。

本格的に農業をやりたいという方に提供するメニューは、今後また検討していく予定でございます。

片桐議員

今後という言葉と、あとはより安全に取り組んでいただけるようにというところがありました。

スマート農業と一口に言っても、収穫用のロボットですとか自動操舵システム、リモートセンシング、製品温度管理等、いわゆる見える化、様々なものがあるかと思えます。

2-2のほうに行きますけれども、実施計画内にスマート農業を取り入れたワーケーション事業の拡充という部分で約1,000万円の計上がありました。これは次年度以降には計上がなく、単年度のものかと思えます。

これの実際の中身と——お見受けするにハードの導入なのかなあというふうに思うんですけれども、その中身とその後の計画についてお答えをお願いします。

地域創造課長

飯島流ワーケーションの体験プログラムの1つとして農家のお手伝い、地域貢献型プログラム、こういったものを検討しております。来年度から本格的に実施を予定しております。

内容としましては草刈り作業や収穫作業の手伝いを予定しておりますけれども、ワーケーション参加者に鎌や刈り払い機を使っていただくことはけがのリスクもございます。楽しくアクティビティーとして体験いただきたいという考えになりますので、スマート農業型の小型のラジコン草刈り機を導入する費用を考えております。

また、実施計画の金額の中には、そのほかに施設整備等の経費も含めて約1,000万円となっておりますので、よろしくお願ひしたいと思えます。

また、令和6年以降のことにつきましては、来年度実際に農業体験プログラムをやってみて、その実績や稼働状況などを見ながらまた検討してまいりたいと思っております。

片桐議員

危険回避の部分からラジコン草刈り機等というような話がありました。

捉え方によっては体験プラスアクティビティーというようなところにつながって、体験していただいた方にも地域の思い出が残ったりというところにもつながるのかなあというふうに思うわけですが、今までのワーケーションというスタイルは、先ほど田園回帰という話もありましたけれども、いわゆるITだとかIoTとは一線を画して、自然だとかスローライフというようなことを軸に進められてきたのかなあというふうに思っております。

それで、2-3のほうになるんですけれども、今回はスマート農業を取り入れたワーケーションを実施するというところに至ったわけですが、そこで、スマート農業にラジコン草刈り機が必要だという見極めをされた部分があると思えますけれども、この計画に至った背景ですとか調査に基づいた数値等があればお教えてください。

地域創造課長

飯島流ワーケーションは、農業の担い手不足や地域活力の低下、また農村風景の保全といった地域課題の解決によって人間を癒やす町も目指す方向の1つというふうに考

えております。その課題解決への取組として地域貢献型の体験プログラムの開発を進め、草刈りや収穫作業などの農家支援にもつなげていきたいというわけでございますが、現在の考え方はどちらかというと参加者の安全確保のためにスマート農業機械を活用したいという意図が強いわけでございます。

したがいまして、作業する農地についても急な土手などではなくて安全に作業ができる場所だけがをしないような作業を体験いただくことを考えております。

議員の御質問にあった調査などは行っておりませんので、数値等もこちらでは持っておりません。

片桐議員

改めてワーケーションという部分についてですけれども、ワークとバケーションを組み合わせた造語であると、これは御承知のところかと思えます。

観光地やリゾート地でテレワークを活用し働きながら休暇を過ごせるものであるという定義であります。

2023年2月13日の飯島町のホームページの更新の中にも出てきておりました、

飯島流ワーケーションは、「仕事に疲れた都市部の企業人」を飯島町にお連れし、大自然の中で町民とふれあい、心身ともに「癒し」「熟成」「スローライフ」を実感していただくことにより、地域活性化と交流人口を増加させていくことを目的にしています。

と。ここまでがホームページに記載の文章になっております。

町の基幹産業である農業、しかし、高齢化であったり担い手不足など、課題もあるところであろうかと思えます。そのような問題解決の手段としてスマート農業を活用し農業のさらなる活性化、また収量、収益の安定確保を行うことは非常に重要な部分かと思っております。

また、飯島の自然環境、ゆったりとした時間の流れ、立地を生かしたワーケーション事業、これも当町に適している内容であり、推し進めるべき事業であるかというふうに感じております。

しかし、この2つを組み合わせることが果たして町に求められている部分なのかという部分は、少し私は疑問を感じるところであります。

今や全国各地で行われているワーケーション、その中で飯島町が求められているという部分は、IT、IoTとは一線を画した、むしろ真逆の、ゆったり風を感じながら、また土、水に触れながら、また野菜など実際に口にするものを自ら収穫してと、そんなワーケーションが求められているのではないかなというふうに思います。

そんな自然の体験をする過程で町内の圃場には無人のトラクターが活躍している、ドローンがあちこちに飛んでいるスマート農業を目にすると、深い自然の中である一方でIT化も進んでいると、そこから農業、就農の希望、移住・定住を希望すると、そんなルートであれば今までと一緒なのかなあといったことを感じるわけなんですけれども、今回の内容について、私が今話をした部分、また違和感があるかと思うんですけれども、先ほどの町長の答弁でいくと今までのワーケーション事業と芯は一緒だという話でありました。

I o T、I T、スマート農業、そこの関係性であったりワーケーションとの位置づけを、いま一度お答えをお願いします。

町 長

本質的には、今、片桐議員がおっしゃっているとおりなんです。

ワーケーションを今 150 プログラムつくっております。それで、農業体験、自然体験、農家へ行って五平餅を作ったりする文化体験、そして自然体験、いろいろ体験ができるプログラム、これがメインですね。

その農業体験の中で、土手の草を刈った後、そこでおにぎりを食ったら、塩むすびを食ったらうめえだろうなあと、これは、都会の人たちが来てそういった体験をすると、それは癒やされるし、また農業にも触れられるし、あるいは、トラクターは見ているだけなんだけれども、乗せてもらったら非常に楽しいねって、運転させてもらったらもっと楽しいね、そんな体験もできるでしょう。

そういったことの発想の中から、うん、草刈りをやってもらおうか、そうすりゃ農家も助かるよね、そうなった場合には。危険だよ、だけど。じゃあ安全な自動機をリモコンみたいなのでやったらまた楽しいかもしれないねと、こういうところの発想から来ているもんですから、ワーケーションをもってスマート農業を推進していこうというものじゃないんです。

ですから、たまたま機械は使えますけれども、農業体験をしていただくということがメインになってきております。その中でおにぎりを食べて、青空の下で土に触れて、土から癒やされる何かを感じてもらえたらいいなと、これがワーケーションです。

片桐議員のおっしゃったとおりで、心配はありません。よろしくをお願いします。

片桐議員

安心しました。思っているところとずれはないなあとというところを認識させていただきました。

ただ、ラジコン草刈り機はスマート農業の 1 つであろうかとも思うんですけども、今、町長が言われた田園の中の風景、自然、風を感じるだとかっていう中で、もっと突き詰めて考えると、安全対策というのもあるかと思えますけれども、ラジコン草刈り機がそこにあることによって若干都会化してしまう、I T化が頭に入ってしまうのではないかなあというところを私は懸念するところであります。

いっそ、もう飯島流ワーケーションは度自然の中で自然を体験する、体感する、また人との触れ合いの中で食文化等も体験できるといったところに特化した、そんなことが 1 つの魅力になっていくのではないかなというふうに感じておりますので、これは意見としてお伝えさせていただきたいというふうに思います。

それでは次の項目へと進んでいきます。

3 つ目になりますけれども、第 6 次総合計画見直しのアンケート業務というものが実施計画の中に入っております。

これは前回の実施計画にも入っていたわけなんですけれども、改めてアンケートの目的、内容についてお聞きしたいと思います。具体的には、対象者、人数希望、また項目、そしてアンケート方法、回答方法等、お答えをお願いいたします。

企画政策課長

お答えいたします。



まず初めに、第6次総合計画の見直しにつきましては3年ごとを目安に見直しの必要性を確認することとしているところでございます。

昨年の12月に策定、公表いたしました町の実施計画におきましては、令和6年度に第6次総合計画の見直しの一環としましてアンケートを計画しているということにしておりますが、実施を含めまして、具体的な内容はまだ決まっていないところでございます。

片桐議員 当初の計画——1つ前の実施計画から1年先延ばしとなったというところであろうかと思えますけれども、これが1年先延ばしになった理由をお答えください。

企画政策課長 先般、国におきまして第2期のまち・ひと・しごと創生総合戦略を抜本的に改定しまして2023年度を初年度とします5か年のデジタル田園都市国家構想総合戦略を新たに策定したところでございまして、これが昨年12月に閣議決定されたところでございます。

これによりまして、町の第6次総合計画と一体となっております地方版総合戦略——まち・ひと・しごと創生総合戦略でございますが、国の今の総合戦略に加えまして、都道府県の地方版総合戦略も勘案の上、町版を策定、改定することが求められているところでございます。

そのために、町版の地方版総合戦略の策定、改定に当たりましては所管課をはじめ庁内の各課が連携して総合的に対応することが重要であると考えているところでございまして、デジタル田園都市国家構想総合戦略を踏まえたアンケート内容の研究、検討をするのに時間を頂戴したいということで1年先延ばしをさせていただいたところでございます。

片桐議員 国の政策、戦略改定によるものというお答えでありました。

当初からアンケート時期にも目的があって設定されていたことというふうに思っております。これが先延ばし、いわゆるずれてしまったわけなんですけれども、これによるほかの事業への弊害ですとか事業計画の変更等が生じるおそれがあるのかどうか、その辺をお聞かせください。

企画政策課長 アンケートを1年先延ばしにしたことによる弊害はないものと考えております。

片桐議員 そうしますと、1年変更した上での実施というところかと思えます。

それによる弊害等も特にないというお答えをいただきました。

そうしますと、今回のアンケートを行った上でアンケートを基に施策であったり今後の方向性というものを反映していく部分があるかと思えますけれども、アンケートの反映の時期ですとか効果検証の時期等が決まっていればお答えをお願いします。

企画政策課長 アンケート業務を実施してその反映時期ということでございますけれども、令和6年度にアンケートを実施した場合はその年度に反映していくということで考えているところでございます。

また、効果検証につきましては、現在、行政評価で毎年進捗状況や目標達成状況の確認を行っておりまして、内部評価それから外部評価も実施しておりまして公開しているところでございますので、この中で実施をしてみたいというふうに考えております。

片桐議員 それでは次の項目、4つ目の項目へと行きたいと思えます。

実施計画の中にブランディング事業という項目がある中で、花火の町ブランディング事業というものが新たに掲載をされておりました。

ブランディングとは、ブランドに対する共感や信頼などを通して顧客にとっての価値を高めていく、企業、組織のマーケティング戦略、ターゲット市場におけるブランドの現状認識の分析から始まり、ブランドがどのように認識されるべきかを計画し、計画どおりに認識されるようにすることが目的であるとされておりました。

この先どのように町をブランディングしていくのかというところで、4—1になりますけれども、事業内容と今後の方向性についてお答えをお願いします。

町 長

飯島町では、昨年1月1日の新春花火大会に始まり、5月には千人塚公園の水中花火大会、そして夏には近年始まったラブリー♡フェスタやりりん祭での打ち上げ花火、秋には神社の秋祭りでの打ち上げ花火など、年間を通じて花火を上げる機会が非常に多いというのが地域の特徴であります。

また、町内には全国的な花火大会で数々の受賞を誇る煙火店を複数保有するなど、花火が盛んな町といっても過言ではないなというふうに思っております。

この資源につつまして今まで以上に町外へ情報発信し、飯島町をより多くの方に知ってもらい、そして来ていただくという考え方でございます。

これも、ワーケーションのプログラムづくりの中で、飯島町の特性を生かしたプログラム、もう花火屋さんがあるから来て花火も作れますよね、こんな体験も面白いですよねというところから始まるんですけども、そういったところから飯島町のよさっていうのが、ああそうなんだ、これももっと売らせるねというふうに発想してくるんですけども、地域の方からどんどん発想してくるんですけども。

じゃあ、これを花火の町として売り出したら面白いんじゃないかと、年中あるし、花火屋さんもあるしということで、これをブランディングに1つ乗せていこうよということで、まず手始めに、JTBという観光会社があるんですけども、こういったものが旅行の1つのネタにならないかというようなことも仕掛けておるところでございます。

そういったことが花火の町として飯島町を売り出していったら面白いねという1つのきっかけで始まりでございます。

片桐議員

今、町長がおっしゃられたとおり、当町では一年を通して花火が見られるということで、非常にPRの素材としては力強いものがあるのかなと私も感じているところであります。

これまで、花の町、音楽の町等々、様々な特色を掲げてPR活動を行ってきております。観光ですとか誘客、移住・定住においては、特色イコール魅力がたくさんあるということは非常によいことかというふうに思います。これらを掛け合わせて町の魅力を最大限に感じていただき、発信し、目的を達成するということがブランディングではないかと思っております。その軸はぶれることはないものかなというふうに思います。

何が言いたいかといいますと、何々の町という名称は複数存在してきているところかと思えます。これは、我々住んでいる町民は認識するところではありますが、町外の方、移住・定住等を含めた町外の方にとって〇〇の町っていうのは1つのほうがいいんじゃない

ないかと、いわゆる魅力的なものは複数あっていいんですけども、この町は何々の町っていうのが複数あると魅力がぶれてしまうのではないかと、伝わり方がぶれてしまうのではないかなというふうに感じるところであります。

いわゆる〇〇の町というのはスローガンであって、それを構築する魅力の部分は複数存在してよろしいのかなというふうに感じるところであります。そうすることによって分かりやすくもなりますし、内容も整理されて、非常に飯島町というところが伝わりやすくなるのではないかなというふうに思いますが、その点はいかがでしょうか。

町長

ブランディング戦略上、マーケティング戦略上、町にある特性を幾つか挙げていく、これは大事だと思います。

1つを挙げて、それが成功するとは限らないですよ。相手は外のお客様ですから、どのように取られるか。やっぱり幾つかの中で、これがぐっと飛び出てくるものがある。

飯島町は、今まで、もしかしたら歴史の町だったかもしれません。明治初年度に長野県庁が置かれたという陣屋があった、そういうようなことから町民が誇れる部分。しかし、それは今、全国的に、じゃあ歴史の町、長野県の県庁所在地が1番だったところへ行こうかっていう気にはならない。

そうすると、飯島町にある、まずは産業、目立つ産業、これをやっぱり柱に立てていくことがいいのではないかなと。

こういう言い方をしては申し訳ないんですけども、下手な鉄砲も数撃ちや当たるっていうことをよく言われますけれども、下手な鉄砲じゃないんですけども、幾つかある飯島町の中で、それが、もしかしたらさっき言ったJTBと結託して、観光でその部分がぐうっと伸びてくる可能性がある。日本でナショナル的にブランド力を高めるには、そういった人たちの参加が必要。いわゆる株でいうとちょうちんがつくっていうやつなんですけども、そういった方たちがちょうちんをつけてくれることによって、これが確固たるブランドになってくるということでございます。

今、飯島町には確固たるブランドはないと思っています。これをやっぱり日本中の人に周知できるぐらいのブランドにするには、やっぱり幾つかある中でそれを育てていって、それがぐっと突如飛び出てくる、とんがったものができる、とんがったものはそうやってできる。そこには裾野があるんですよ。裾野が広いところからとんがったものが出てくる。

最初から1本、これを狙っていく、1つの井戸を掘っていくっていうのは、なかなかブランド戦略としては不向きかなと、このように考えております。

片桐議員

私も申しましたとおり、飯島にある様々な魅力を発信するという部分は賛成でありますし、どれも間違っていない部分かというふうに思います。

ただ、表現の仕方、〇〇の町がどう響くのかという部分は、恐らく町内と町外の皆さんでは捉え方が違うのではないかなというふうに思いましたので質問をさせていただきました。

今、町長がおっしゃっていただいたように、今後もさらにブランディングを進める中で新しい言葉も誕生してくるところかというふうに思いますので、ぜひいろんな側面の

		方にしっかり伝わるようなブランドの言葉を使っていただいてスローガンとして打ち立てて発信していただきたいなというふうに思います。
		以上のことをお願いしまして、私の一般質問を終わりたいと思います。
		[片桐議員復席]
議	長	ここで休憩と取ります。再開時刻を11時ちょうどといたします。休憩。
休	憩	午前10時39分
再	開	午前11時00分
議	長	休憩を解き会議を再開します。
		一般質問を続けます。
		2番 久保島巖議員。
		[久保島議員質問席へ移動]
2番	久保島議員	<p>それでは通告に従いまして一般質問を行ってまいります。</p> <p>今回は大きく分け4点につき町長のお考えをお尋ねいたします。</p> <p>今年度、議会では各自治会にお邪魔いたしまして懇談会を開催してきております。その中で出てきた話題につきまして取り上げております。</p> <p>ちょっと多岐にわたりますので、町長におかれましては、申し訳ないんですが端的なお答えをお願いいたしておきます。</p> <p>1—1に入ります。</p> <p>2021年から2030年までの第6次総合計画が3年目を迎えます。</p> <p>2019年だったと思いますが、4地区の公民館で第6次総合計画の素案説明がございまして、それとともに多くの住民参加の下でワークショップが開催されました。地域の課題とか今後の方向性とか将来の在り方とかいうことを皆さんで意見交換したわけでございます。その内容が記録されて第6次総合計画の地域計画として掲載されるということになっておりました。</p> <p>私は、当初、もうそういうやり方はちょっと難しいんじゃないの、総合計画を町が示して、それに対してじゃあ地域はどういうふうな対応をしていくか、どういうふうな取組をしていくか、そういうふうにしたほうがやりやすいんじゃないでしょうかというお話をいたしました。</p> <p>そんな中で、やっぱり心配していたとおり、地域では難しいとか、できないという話になりまして、町としては足並みがそろわないということでもって、地域計画というのは棚上げになってしまいました。</p> <p>今回、住民懇談会にお邪魔したある地域から、あんなに大騒ぎして住民参加させておいてなしのつぶてっていうのは納得できねえと、どういうことなんだという厳しい御意見をいただきました。</p> <p>ワークショップでの意見を聞いたり、それから提案がいろいろ出てきたんですね。そ</p>

れが泡と消えてしまうということに対して不信感やら行政に対する疑問というような形で表れてしまったんじゃないかなと思って心配しています。このいきさつについても、ちょっとコロナ禍ということもありましたんでしょうけれども、説明も十分ではなかったんじゃないかなあというふうに思っております。

また、第6次総合計画が始まって間もないというのに、国から去年の暮れ、先ほどもお話がございました田園都市国家構想地域戦略とかっていうものの策定が求められているということになります。

今まで第6次総合計画と一体となっていたまち・ひと・しごと創生総合戦略の焼き直しというふうな形になるかと思えますけれども、ここは、いわゆるちょっと手間がかかるということで一本化したわけですけれども、一本化じゃなくて、やっぱり別々に分けたほうがいいんじゃないかなあというふうに思っているんですね。

今度のデジタル田園都市国家構想の飯島町計画ですか、これとともに第6次総合計画を見て、各区で、自治会でも結構なんですけど、地域としてどういうふうに取り組んでいくかっていう計画を立てたらどうかなあというふうには思っているんですけど、今後の地域計画、また総合計画の在り方について今現在どのようなお考えなのか伺いたします。

〔下平町長登壇〕

町長

お答えいたします。

第6次総合計画の策定に当たり、地域計画と行政の計画を合わせた地域経営計画型が総合計画の理想の形であると考え、地区懇談会等を通じて地域計画の検討も併せて進めてきた経過がございます。

しかし、地域の負担にならない形での策定方法を各地区と調整を図り進めていたところでありましたけれども、コロナ禍により十分な議論ができない状況であったこと、加えて4地区の考え方や実情の違いがあり足並みがそろわなかったことなどから、町として柔軟な対応をしていくという方針の下、第6次総合計画に地域計画を盛り込んだ策定を見送ったところでございます。

今後につきましては、今申し上げました第6次総合計画策定時と方針は変わっておりません。地域の皆さんが地域の実情に応じてそれぞれの地域に合った形の計画を策定することになれば、町としても一緒に研究や検討を進めていきたいという考え方でございます。

〔下平町長降壇〕

久保島議員

一緒に進めていくというお考えだということでございます。

そうはいつでも、いきなり皆さんにお願いしてこないわけですから、言ってはこないだろうなというふうに思っています。

ちょっと心配だったのは、これをちょっと言うと町長はお怒りになるかもしれませんが、担当課の課長と当時担当していた係長が同時に異動になっちゃったんですね。そうすると、やっぱりこの事業の計画性とか計画策定の継続性とかっていうのにちょっと懸念があったなあ、そこでそうなっちゃったんじゃない、忘れられちゃったかなあって

うふうに思っていたもんですから、今回そんな話をさせていただいたわけでございます。

先ほど町長もおっしゃいましたが、足並みがそろわなかったっていうことが、やっぱり行政としては非常に公平感とか不公平感とかっていうのがあるからっていうことになるんでしょけれども、それだと地域の活力っていうのをそいでしまいませんか、それで地域の活性化とか地域の課題とか地域の課題解決のためにこう取り組もうよというようなことを長期計画的に立てて着実に進めていくという考え方を閉ざしていませんか。

そこで1—2なんですけど、こうした前向きな地域と、まだコンセンサスを得ていない、その段階には至っていませんっていう地域があっても仕方ないというふうに思うんですね、あってもしかるべきだと。それは地域の事情により、町長はさっきもおっしゃっていますが、柔軟に受け止めていただいて、できるところはつくってくださいねということをごひとも進めていただきたいというふうに思うんですね。

やる気満々の地域の皆さんの心意気とか先進的な取組を止めてしまうということは、あってはならないというふうに思います。

そこで、今回はデジタル田園都市構想のこともありますので、どうせ見直しの地域になってくるから、先ほどもちょっと申しましたが、総合計画とは別にして地域計画っていうのを独自のものでも立てたらどうかと、立てませんか、そういう働きかけをしたらどうかと、町ではデジタル田園都市構想地域戦略を立てるので、地域の皆さんも6次総に沿って地域では課題をこう解決していきましょよっていうような話合いを持ってもらって地域計画を立てたらどうですかっていうお勧めをしていただきたい。

そして、そのところには、できたところにはある程度の交付金の加配をすると、今までやっていた部分にプラスアルファで、計画策定費とでも言いましょかね、褒賞品とか、そんな形にして、ぜひできるところは進めてみませんかという働きかけをしちゃあどうかというふうに思いますが、いかがでしょうか。

町 長 第6次総合計画の策定の段階は、もちろん町長の公約もございまして、各課の今までの継続性のある事業等がございまして、課長会においてじっくりいろいろの方向性の意見を聞きながら第6次総合計画というのは練られていきます。1つの課が突出して進んでいるというものではなくて、足並みを添えた中で今の状況はどういう状況であるっていうことを全て把握しながらこういう計画は立てておりますので、最初に言われた人が全部替わっちゃったからそれが途切れたという心配はないと思っております。

それで、地域の方々が飯島町の計画に参画するっていうことは非常にいいことだと、まちづくり上いいことだと思います。

飯島町にお任せだけじゃなくて、自分たちはこういうふうにしていきたいんだと、それはやっぱり、自治会の単位もありますけれども、大きくは4つの区の単位になろうかと思うんですけども、そういった大きな区の単位の中でこういう方向に進めていきたいと、どうだと、こういうお話があれば、それは十分に考慮した中で、次の6次総合計画に相当する計画のときには参画していただければいいんじゃないかなというふうに思っております。それは絶対に拒むというものではなくて、むしろ歓迎するものでございますから。

しかし、それは、各区にとって計画を立てるっていうのは、先ほど久保島議員が心配していたとおり大変なことだと思いますよ、いろいろ調べた中で、いろいろ区民を説得して計画を立てていくから。そういうふうになってきて初めて本来の自治という姿になってくるのかなあというふうに思います。

できれば飯島町の計画も全部町民の皆さんが立ててくれて、役場の職員はこういうふうに働きなさいと言ってくれば一番楽だなあというふうに思いますけれども、これは県、国と行政との関係性もありますから、それも重要視しながらという部分では行政がなくなるっていうわけにはいかないと思いますけれども、町民の皆さんがこういったまちづくりに対して計画を進言してくる、こういうふうにしたっていうことは歓迎することであるし、先ほど加配の部分の話もございましたけれども、そういった部分もやささかではないというふうに考えております。

久保島議員　それで、作りませんかっていう働きかけはどうですか。町長のほうから提案して、町の政策に対して、じゃあ各区ではどんなふうに取り組をしますっていうことをしませんかっていうようなことは、ちょっと働きかけはされませんか、それとも自主性に任せますか。

町長　「言うはやすし行は難し」、私が言えというんだったら言えますけれども、実際にやるのは難しい。行政もお手伝いしようと思いますけどね、やっぱり真剣にならないといけないんじゃないかなと思います。言いますので。

久保島議員　私は、多分どこかの区ではかなり真剣にそういうところに取り組もうというところがあるんじゃないかなと思って期待をしているところです。ですから、加配があつて御褒美があるということになれば、よし、やってみようかと、うちではこういう取組をしようっていうことが出ると非常にサンプル的によくあるんじゃないかなと思って期待をしています。ぜひとも町長の取組、よろしく願いしておきます。願いをしちゃいけないかな、望んでおきます。

それでは2の項目に移ります。

これも懇談会の中から出てきた話でございます。

現在、道路改良とか防犯灯の設置等につきましては地元負担金っていうのが徴収されています。

平成30年に前議員の中村議員による一般質問で取り上げられて、町長は時代の変化とともに慣習も変わってきている、見直しも検討していきたいというふうにお答えになりました。

しかし、どうも私の記憶するところによると見直し、変更はなかったというふうに思っています。

道路改良では、地元自治会は7%の負担金を求められます。つまり、平たく言うと、1,000万円の工事だとすると70万円必要なわけです。

防犯灯は、新設で3分の1、上限が2万5,000円、修繕で——修繕はここに入ったんですけど2分の1で1万円、今度は移設についても来年度から入るようになりまして、私は非常にありがたいなと思っているんですが、いずれにしても負担金がかかるわけです。

ね。

これは500円とか1,000円とかって集めている自治会にして見ると結構な負担なんですよね。それで、やっぱり自治会の会費をなくせないというところもこの辺から来ているかなあというふうに思っています。

それで、この地元負担金、受益者負担金とも言いますがけれども、この辺の基本的な考え方っていうのは何だろうかというふうに思うんですね。

道路も防犯灯も当該自治会の人だけが通るとか使うというわけではないと。かえって、道路も改良されたり防犯灯がついたことによって人通りや車通りがよくなって、騒音だったり人目を気にするようになって非常につらいという人が出てくるかもしれない。だから、要するに地元の利益ではなくて、地元の公益のために地元の人は我慢しなきゃいけないねっていうのにお金を払わなきゃいけないっていう理屈の人もいるかもしれません。

本年度から事業が始まっています鳥居原横断線改良工事、これの地元負担金っていうのはどんな形になっているのでしょうか。

また、私どもから、片桐議員から注文のありました第1横道線の改良、これも非常に大事な路線でして、この辺はじゃあどうなるのかなということを踏まえて、現在の受益者負担、地元負担金の考え方についてお伺いをいたします。

建設水道課長

お答えいたします。

地元負担金につきましては、地方自治法第224条の規定に基づきまして飯島町が実施します事業に対し受益者の負担につきまして飯島町受益者分担金徴収条例を定めているところでございます。

この条例の受益負担金とは、公共事業から特に利益を受ける者に一定の範囲内で御負担をいただくもので、公益性に応じた負担率となっております。

道路改良につきましては、ほかの公共事業の中でも特に公益性が高い事業に位置しますので、ほかものと比べまして低い負担率となっております。

御質問のありました、まず鳥居原横断線につきましては、飯島町第6次総合計画、人口増プロジェクト事業、定住促進の施策の1つとして整備を進めており、町全体に係る戦略となっておりますので受益者分担金徴収条例の適用をしておりません。

また、第1横道線の改良につきましては、令和4年5月に地元の自治会から町に対しまして道路改良の要望をいただいているところでございます。改良の要望につきましては、近年、地元から多くの御要望をいただいている状況でございますので、第1横道線も優先度と緊急度を見ながら計画を検討している段階でございますので、併せて負担金につきましても町の条例に照らし検討しているところでございます。

久保島議員

いわゆる、やっぱり、課長がおっしゃったとおり受益者の負担を求めるという条例に基づいて行っているということでございます。

地元負担金の話は懇談会の中でも数か所で話になってきまして、最初に出てきたのは防犯灯が少ないということで、通学の子もたちが冬場は非常に早く暗くなるものから足下が危ないし、それから、いわゆる防犯上も安心・安全じゃないという話がござ



いまして造設を求めるといった話があったんですね。そしたら自治会長さんが、いや、それは分かるんだけど、何しろ地元負担金が多くて、それがなかなか全部は要望に応えられないんですよっていうようなお答えがそちらのほうにされていたと。

それから、道路拡張についても通学路として安心・安全のために拡張が求められるということであれば、やっぱり、これは地元負担金がネックでできないよっていうことになると、非常に安心・安全っていうことに対して町が後ろ向きじゃないかと言われてしまいかねないということになってきます。

それで、ある住民からは、防犯灯もいわゆる当該自治会の人だけが使うものじゃないと、要するに、その話があったのは、通学路になっていますので、よその隣の自治会の人も当然通ると、ひいては隣の村の人も通るところだと、そこを当該自治会だけに求められるのはおかしいんじゃないかっていうお話がございました。

それから、今、課長がおっしゃいました第1横道線についてはこれからも検討材料っていうことでしたが、第1横道線にすれば、あの豊岡の坂を登ってくるのは本郷の人たちも結構いるんですよ、多いんですね。それで、あれが役場に来る近道なもんですから、あれを通りたい。今ちょうど路肩の工事をしてもらっているんですが、あれは拡幅じゃないんですけど。そうすると、その道を豊岡だけに負担金を求めるのは、それはやっぱり酷だよと本郷の人が言うんですね、そうやって。

それから、鳥居原横断線については定住促進の件だから外しましたということで、町全体の取組として行いますと、これは非常に結構で、ありがたいと思います。これも、要するに町民、鳥居原の人だけじゃなくて我々も通りますし、他の市町村の人も通る、非常に利用度の高い道なんですね。やっぱりあれは国県道並みにすべきじゃないのっていう意見もございました。

その中で、地元自治会だけに負担金を求めるっていうことは、整備とか安心・安全に歯止めをかけて、やらない理由にしているんじゃないかっていうような厳しい意見もありまして、即時こんなものは撤廃すべきだという大変なけんまくでございました。

私自身もその話を聞きまして、やっぱり地元負担ということにつきましてはある程度基準を見直していただいて——公益性に応じて負担率を分けているよということなんですけれども——それは個人の自宅に侵入していくような町道は別にして、誰もが通るような道については、これはやっぱり地元負担はなくしたほうがいいんじゃないかな、それから防犯灯についても、これは地域だけじゃない、要するに駅からの道とか通学路に当たるとかっていうところは、ぜひとも町が全額出しますよっていう姿勢が欲しいなど、そう要望したいと思いますが、所見はいかがでしょう。

副町長

先ほどちょっと建設水道課長が申し上げましたが、この徴収に関しましては地方自治法で認められている範囲でございます。

我々としても、物すごくお金があれば、いろいろところでいろいろな事業を展開しなきゃならんっていう事情はよく分かっておりますので、そういうことをできるだけ柔軟に検討してまいりたいというふうには思っておりますけれども、事業を進める上で地元も何らかの利益を受けるということで地方自治法は成り立っております。

これから第1横道線、そういうのを検討するようになっております。人口増プロジェクトでやりました鳥居原横断線につきましては町のほうで計画した事業ということではなくしてございますので、防犯灯も含めて柔軟な対応はしてまいりたいというふうに考えておまして、できるだけ地元の要望に答えながらという、その中のはざままで動いておりますので、御理解を願いたいなあとというふうに思っております。

以上でございます。

久保島議員

住民の皆さんがやはり住みよい安心・安全な町ということを望んでいますので、そこから辺にも町としては非常に心を砕いていただくということを求めておきたいと思っております。3番に入ります。

これは資源ごみの回収の件なんですけれども、これも住民懇談会で出てきた話でございます。

ちょっと分かりにくいので実際の実名で自治会を挙げてお話させていただきたいと思いますが、中町自治会で出た話なんです。ここは東西に長いんですよ、あの自治会は。それでJR飯田線に分断されているということもあります。その上、集会所は西側の一番上の隅にあるということございまして、ペットボトルの回収だとか紙、資源ごみの回収だとかってということに対して集会所1か所だと非常に不公平だという意見が出て、中町は、ごみを2つに分割して、集会所と木戸下に収集所を設けて、そこでもいいよと。

ただし、品目が、だから別れちゃうわけですよ、自治会で1か所ということになっているらしいので。だからペットボトルは、例えばある年はペットボトルは集会所へ持っていかなきゃならないけど、下の人たちはペットボトルを持っていくのに大変だから畑で燃やしちゃうというようなことが出ているということで、これはまずいねと。中町は工夫をして年度で交換をしたりなんかして運用しているようでございますけれども、こんなような自治会がほかにもないのかなあとというふうにちょっと心配しているんですね。

実は、私ども豊岡なんですけど、与田切川を挟んで上下に分断されておりますが、2か所にしてねっていう話は出ておりません、今は集会所で一括収集しています。これは、豊岡の場合は、厚生組合長っていうのかな、環境衛生厚生部長っていうのかな、その人の仕事が2か所あると大変だよっていう話の中で、1か所にしたほうがいいよっていうことでこうなっているということを言ってもおりました。

しかし、自治会の都合によってうちは2か所でもいいよというところがあれば複数箇所設けるといっても、ぜひとも柔軟に捉えていただけたらいいかな、ゼロカーボン、SDGsっていう観点からも、ぜひとも要望があれば複数箇所設置も可能だというふうなことを求めたいと思いますが、いかがでしょうか。

住民税務課長

それではお答えをさせていただきます。

まず最初に収集所の数ですとか状況を御説明させていただきます。

現在、町内には167か所のごみ収集所があり、このうち資源ごみの収集所については59か所ございます。

また、資源ごみの回収につきましては、現在は月に1回の回収をしているところでございますけれども、資源回収が始まりました平成3年度の時点では、3か月に1回、各自治会により収集業者へ持ち込んでおりました。このため、自治会役員の御負担が多大な上に各家庭で資源ごみを3か月保管しなければならず、収集日には収集所が資源ごみであふれるといった状況もあったようでございます。こうした経過によりまして、平成20年度から現在の回収方法に改められたところでございます。

御提案のありました資源ごみの収集所を増やすことにつきましては、地域の実情を踏まえ、各自治会から必要な収集所として要請があった場合は、町として柔軟に検討してまいりたいと考えております。

また、収集所の管理につきましては基本的に自治会で行っていただいております、収集所の設置に関わる費用や維持管理につきましては各自治会の御負担となっておりますところでございますが、今後は少子高齢化の加速によりましてこうした課題が一層深刻化することが予想されてまいりますので、収集所の設置に対する補助など、町としての支援方策については今後前向きに研究してまいりたいと考えております。

また、最近3年間で収集所の設置に関わる要望は、自治会から町のほうへ相談はないところでございます。

久保島議員　　そうしますと、松村課長、前々から申請があればやってもらえたんだっていうことでよろしいですか。

住民税務課長　　町のほうとしては、収集所を1か所というような規定はございませんので、要望があれば検討してまいるということでお答えしております。

久保島議員　　それをやっぱり自治会長さんは知らなかったんですね。何年もそういうことをして、非常に御苦労したお年寄りの方もいらっしゃるようでございますので、ぜひともその辺も周知徹底をしていただきたいというふうに求めておきます。

4番に入ります。

お手元に「池田暮らしの七か条」というプリントをお配りしております。

池田町——福井県も人口減少になっておりまして、活気の減少とか担い手不足が出てきまして、移住者を積極的に受け入れようと取り組んできたところでございます。

ところが、やっぱり移住者と地元の方とのいろいろなトラブルが発生して区長会が悩んでいたということで、町は当然移住者に説明はしていたんですけども、十分ではなかったということでございます。町が強制することもできず、お願いにとどまっていたと、これは飯島町も同じ、同様なことでございます。

表紙を御覧いただきますと、

池田町の風土や人々に好感をもって移り住んでくれる方々を出迎えたいと思っております。

しかし、池田町への思い込みや雰囲気だけで移り住まわれることには不安も感じています。(中略)「知らない、聞いてない」「こんなはずではなかった」などによる後悔や誤解からのトラブルを防ぎたいと思っております。

そこで、長く池田町で暮らし続けて頂くための心得や条件を「池田暮らしの七か条」

として作成しました。

とあります。

この内容は、ちょっと読んでいただくと大変細かいことも書いてあるんですが、相互扶助とか共同作業とか集落活動とか、草刈り機が要るよとか、生活基盤の習慣を理解してくださいねとか、都会にないルールへの理解、それから都会風を吹かさないと、品定めや——人物設定ですね、その干渉がありますよと、御近所付き合いもありますと、災害や雪かきの助け合いも必要ですよ、こんなことがありまして、ちょっと幾つかのテレビのワイドショーでも取り上げられて賛否両論、けんけんごうごうということでございました。

草刈り機を買わなきゃいけないんだということですかね、それから都会風を吹かさなという表現はちょっと過激だなあとかっていう意見もございました。

一方、分かる分かるとうなずく方もおられたということでございます。

誤解を招きやすい表現もあります。しかし、私はこれらの多くに賛同できると、よい事例として今回取り上げてみました。

これも、いわゆる懇談会の中で出てきた話でございます。どうも移住者とうまくいかないというような話がございました。

次年度も若者の定住促進のために住宅補助、それから子育て対策をアピールしていますが、移住されてこんなはずじゃなかったと思われなためにも、地域に溶け込んでもらおうと、これが田舎暮らしの必須の第一歩だということを伝えることが責務だというふうに私も思っているんですね。おいしいことや甘い蜜だけアピールしてだまし討ちだったとかって言われちゃ悲しいですよ。田舎暮らしの基本を伝えるべきだと。

まず、町長は池田暮らしの七か条っていうのをどんなふうに捉えていらっしゃるのか、お伺いします。

町長 池田町の暮らしの七か条は、池田町の区長会がいろいろなお立場の方々の御事情を踏まえて作成されたものと理解しております。やはりそれには、池田町の歴史や生活環境や風土やしきたり、そういったものの中から池田町の町民が自分たちでこういったものをつくられたのかなというふうに思います。

表紙の部分は、これはどこの方々も賛同で生きる、こういう問題がありますよねって心当たりのあるものだと思います。

七か条については、私の所見を述べよということですが、池田町の歴史とか風土とか環境をよく知らない立場でこの七か条がどうのこうのと言うことは差し控えたいなというふうに思っております。

一言で言うなら、なるほどという感じでございます。

久保島議員 なるほどと。私もなるほどということでございました。地域には地域のあれがあるんだなあとというふうに思いました。

それで、4—2に入ります。

私は前々から町長に、全く人と関わらずのんびりとした田舎暮らしを求めていると、そんな人たちは飯島町に来てもらわなくていいよというようなことを申し上げまして、

非常にひんしゆくを買った事例もございます。

私の知っている方でも、移住された方の中で、地元の人たちと打ち解けて、各種の役員だけじゃなくて、ボランティア活動とかグループ活動とか、そんなところに積極的に参加されて、ひいてはリーダーシップを取ってやってくれているというすばらしい人を何人か知っています。こうした人はぜひとも飯島町に移り住んでもらいたいと。

しかし、のんびりと、人と関わりたくない、田舎暮らしをしたいという人は、私は歓迎できねえなあというふうにはちょっと思っているんです。

こういう私も実は飯島町に移住してきて3代目でございます、私のおじいさんが山久に開拓で出てきました、南向村から。私も町の風土や習わしとかについて多少不満はありますよ、それは。だけども、それと折り合ってやっぱり暮らしていくんだというふうに思うんですね。

飯島町は人と全く関わらずのんびりと暮らしたい方には不向きですよというメッセージを出してもいいんじゃないかなというふうに私は思うんですね。

隣近所はいい意味でおせっかいですし、詮索好きですし、いろんなうわさが出たりしますけどね。いろんな人が野菜をくれたりお土産をくれたりしますよね。それで、中には区の——年に2回ほどかな、河川清掃だとか草刈りだとか、ひいては森林整備とかお祭りの共同作業とか、いろいろありますよね。それらのことをやるのが嫌だったら飯島町では暮らせませんよとはっきりと伝えるべきじゃないかなというふうに思うんですが、所見はいかがでしょう。

町長

地元の住民と移住者の関係は、それまで暮らしてきた生活環境が双方で違いますので、多かれ少なかれ違和感を覚えることは避けられないことと思っております。

例を挙げさせていただけるならば、夫婦の仲も同じで、お互いに折り合いをつけながら新しい家庭を築いていくものだと思っております。それには双方の理解する努力も必要だと思います。

移住者も地元住民も、お互いの立場を尊重し努力していくことが肝要だと思います。そのことは決して不可能なことではないと思っております。

町の移住者に対する対応などについては担当課長より説明申し上げさせていただきますけれども、最初から予防線を張ってハードルを高くするのではなくて、生活しながらお互いが寄り添っていくという相互理解が大切なのではないかなと私は思っております。

地域創造課長

まず、議員からも御紹介いただきましたけれども、移住されてきて地域の皆さんと非常になじんで楽しく暮らしていらっしゃる方もたくさんいるということも事実でございます。

定住促進の担当部署としましては、移住を検討している方が町へ御相談いただく際には、飯島町のよい面やメリットだけではなく、悪い面、デメリットもきちんと説明した上で、飯島町はこんな町ですと、こういう町でもどうですかというような形で御案内をしているところです。

それでは暮らせませんとはっきり申し上げることはなかなか難しいところでありますけれども、当町で平成28年度に作成した移住のパンフレットの中では県の楽園信州が作

成している移住の皆さんへの7つのポイントと——ちょうど同じ7つという数字ですけれども、そういうものがありまして、それを基に作成したという経過もございます。

今後も、飯島町について少しでも御理解いただいた上で移住を検討いただけるよう、丁寧に飯島町を伝えるよう対応してまいりたいと思います。

また、移住してすぐ地元になじめと行って無理なのは当然なことだと思いますので、徐々に地元の生活に慣れて少しずつ地域に入っていくことがよいのではないかと考えておりますので、受け入れていただく側も優しく大きな気持ちで対応いただければと考えております。そういったことを地域みんなで話し合っていたいただきたいというふうに考えております。

また、池田町の役場に先ほど御紹介いただいた七か条についてちょっと問い合わせしてみたんですけれども、この内容だけが独り歩きして大きく取り上げられてしまっているんですが、七か条の公表と同じタイミングで区長会から集落の住民の皆さんにも移住者の方を温かく見守ってほしい旨の内容で協力をお願いする文書を配布しているということで、こちらだけが何かクローズアップされて非常に今苦慮しているという話もお聞きしました。

こういったことも聞いてみますと、やはりお互いが理解し合うこと、このことが大切ではないかと改めて感じたところでございます。

久保島議員

ぜひとも、おいしいこと、甘いことばかりではなくて、デメリットもしっかりお伝えいただきたいというふうに思います。

それでは4—3に入ります。

これもちょっと私のところに申出のあった話でございまして、移住当初から大きな土地を手に入れられて、草刈りが行き届かないために近隣住民とトラブルになっているという話でございます。

私もそんなに小まめに自宅の草刈りをしているわけじゃありませんので人のことを言えた義理ではありませんけれども、それでも年に数回はしているということですね。

私は、飯島町生まれではありますけれども、保育園から高校まで行くところの通学路の間に農地っていうのは全くなかったんですよ、町の中ばかり歩いていましたんで。それから、その頃、私のところはもう農家ではありませんでしたので、除草とか草刈りとかっていうことを体験したことはありませんでした。ですから、私なんかも、こっちへ帰ってきて、それほど草刈りが大事なことだというふうな認識はなかったんですね。

草刈りをしないことによって種が飛んで、隣の田畑に行くと草が伸びると、それからほっておくとどんどん密度が濃くなって広がっていくんだということがどうも都会の人にはうまく認識されていないんじゃないかなと思いますので、その辺も踏まえて、飯島町は農業地帯ですと、自宅といえども草刈り、除草ができない程度の大きな土地を持っていますと近隣の農地に大変迷惑になりますと、自宅でできる大きさの範囲の土地にしたらどうでしょうかというようなことも助言してもらったらどうかなというふうに思うんですが、その辺はいかがでしょうか。

地域創造課長

移住相談に合わせまして町へ土地購入の相談があった場合には、周辺の方に迷惑がか

からないう草刈りなどしっかり土地の管理をしなければならないこと、このことをお伝えすることはございます。

ただ、町に相談いただかなくて、直接不動産会社を通じてやり取りして土地を購入される場合は、なかなかそういった御説明ができないという事情もございます。

移住される皆さんは夢の実現のために土地購入をされるわけでございますので、町に相談のあった場合は、面積の大小ではなく、適正な管理が必要なことをこれまでと同様に伝えてまいりたいと思います。

また、不動産会社の皆様にも土地売買の際には土地管理をしっかりする必要があることを伝えていただくようお願いしてまいりたいと思っております。

久保島議員

ぜひとも、やっぱり農村地帯ですので、草刈り等については示していただきたいというふうに思います。

それでは4—4に入ります。

議会では、このたび自治会未加入者の方に——570世帯あるということなんです、懇談会を開催したら参加できますかというアンケートはがきを送りました。回収率は32%だったんですが、そのうちの35人が参加するというふうにお答えいただきました。早い時期に今後開催することになるかと思いますが、その自由記載の欄にあった事案についてちょっとここで紹介をさせていただきたいというふうに思います。

移住された方の中には、価値観の相違や不合理さとか不条理さを感じて自治会に加入されていない方もおられたということで、その辺は残念に思いますが、私としては、健康であるならばぜひとも自治会に加入していただいて、地元の皆さんと共同作業をしながらお互いに助け合う関係を築いて、地元の人たちとの触れ合いを楽しんでいただきたいというふうに望むところでございます。

一方、高齢世帯とか、それから障害をお持ちの方、それから低所得で会費が払えずに自治会に入りたくても入れないという方がいらっしゃるということが分かりました。共同作業や負担金が重荷だと感じているということでございます。そこら辺が少なからずあるんだなあということでございます。

ぜひとも、自治会、区にあつては、高齢世帯、障害者世帯には共同作業の免除、低所得者世帯については負担金の免除を実施いただきたいと要望いたすところでございます。

こうした免除によるマイナス面、例えば作業日当分ですとか減免した額分ですとか、この辺を町から交付金として補填支援、これを提案いたします。

要するに、住民は全員自治会に入ります。しかし、共同作業や負担金が払えない人については町から自治会なり区なりに補助が出ますとすれば、その人たちは入っておられる、安心・安全のためにもいいんじゃないかと思えます。飯島町に住んでいる人を一人も取り残さない、助け合いの安心・安全な町、まじい飯島、まじい飯島のために御英断を求めたいと思います。

町長の所見をお伺いして、質問を終わります。

地域創造課長

議員の御指摘の理由で自治会を脱会した方がいらっしゃることは自治会未加入者の皆さん宛てに行ったアンケート調査の中でも数件ござまして、町も把握しております。

その場合、多くの自治会では通常の自治会費より少ない額をいただいたり、いろいろな作業も免除したりしている自治会もございました。このような対応をすると自治会の財政面等での負担が増えてくるということも、こちらとしては想定しておるところでございます。

議員の御提案のような支援の形は、ちょっと今すぐということは検討しておりませんが、令和5年度におきましては町から各自治会等に交付しております地域づくり推進費に町道の清掃や除雪等の協力費を加えて一括で交付するよう計画しております。

そういった問題も、また自治会の皆さんにもお聞きする中で研究してまいりたいと思っております。

[久保島議員復席]

議長 ここで昼食のため休憩とします。再開時刻は午後1時30分といたします。休憩。

休憩再開  
午前11時51分  
午後1時30分

議長 会議を再開します。  
休憩前に引き続き一般質問を行います。

10番 伊藤秀明議員。

[伊藤議員質問席へ移動]

10番  
伊藤議員

それでは通告に従いまして質問をさせていただきます。

本日は4項目についてお尋ねいたします。

まず1番「自治会のあり方について」ということですが、自治会の歴史は、できたのが1937年頃から組織化し現在に至っております。非常に長い歴史があります。

自治会の活動は、行政、各種団体と連携し、広報紙の配布、ごみの管理、運動会、河川愛護、お祭り等を行い、地域コミュニティーを育む大きな役割になっております。

その一方において、高齢者が増え、自治会の活動に負担を感じ、自治会を抜ける人、また自治会の未加入者、自治会等役員の成り手不足等、様々な課題があります。これは飯島町だけではございません。日本全国でこういう問題が出てきております。

そこで、町として自治会の在り方——役員になりたくない、作業が大変だ等、いろいろ、人口が減ってきて様々な弊害があります。そのようなことに対して、町では自治会に対して今後はこういう方向に進めたいとか、無駄な役員はもうやめていくとか——健康推進委員とか女性の係とか、大分なくなりましたが——必要なもの以外はだんだん削るとか、町の方針というか考えをお聞きします。

[下平町長登壇]

町長 お答えいたします。

自治会の運営につきましては様々な課題があると認識しております。

しかしながら、自らの地域を自らの力で住みやすい地域にしていく自治会というまと



まりは、コミュニティーの形成、また有事の際の助け合いなど、その他、ただいま伊藤議員がおっしゃったようないろいろな有効な機能を発揮する役割を持っておると考えております。

最近はライフスタイルの多様化によりそれぞれの主張をする時代になってきた中で、またコロナ禍を経る中で、自治会の運営もなかなか大変な時代になってきたのではないかなというふうに思っております。

しかし、御苦勞ではありますけれども、自治会を維持してコミュニティーのつながりを維持するという事は、田舎で生活するにおいて非常に大切な部分だと認識しております。そこをしっかりと御理解いただかなければならないかなというふうに思うところでございます。

町としましても役員の負担軽減などを検討し、区会や自治会の活動が維持、継続されるように進めてまいりたいと思っております。

詳細につきましては担当課長より説明を申し上げます。

〔下平町長降壇〕

地域創造課長

自治会加入促進対策ということでございます。

本年度は、自治会長の協力を得まして、飯島町に新たに転入された方に対して自治会の活動内容を紹介し、御理解いただく中で加入していただくことを目的とした「住みよい飯島自治会案内」というチラシを自治会ごとに作成して配布、活用しております。引き続き自治会長との連携を密にして町と自治会の両輪で加入促進を図ってまいりたいと考えております。

また、高齢者による自治会の脱会の理由は、主に共同作業への負担や自治会費の問題ではないかというふうに思っております。

自治会費等の費用面では、自治会長にアンケート調査を実施する中で自治会運営に必要な金額の相場というものができてきておりますので、その結果を全ての自治会長に情報提供し、検討をお願いしているところでございます。

中には年齢により集金額や作業の出役を考慮してある自治会もありますので、そういった先進事例に取り組む自治会の内容も紹介してまいりたいと思っております。

町が行政運営の協力者としてお願いしている役員の関係でございますが、会議等の開催回数も含めて、負担軽減をこれまでも図ってきたところであります。

また、来年度からは、今議員もおっしゃいましたとおり、健康推進委員も廃止する予定となっております。

そのほかにも、町から交付する幾つかの交付金について町への申請を省略したり自治会への振り込みを一本化したりと改善を進めてまいりました。

今後も自治会長等との意見交換を踏まえる中で、これらの対策を進めてまいりたいと考えております。

伊藤議員

ぜひ町と自治会としっかり協議をして、よりよい自治会を目指して進めていってほしいと思います。

それでは1—2番に移ります。

お手元の資料を見ながら話を進めてまいります。

自治会費、これを今まで集金、常会でやっていないところは各家を訪ねて集金という作業がありました。非常に、お金を扱うことでありまして、責任も感じるし負担も感じる、それで何かいい方法はないかと考えましたら、口座振替、これが一番いいやり方かなあと思って、全国には自動口座振替をやっている自治会もあります。ここのはたまたま七里ガ浜自治会ですけど、このようなチラシを配って、ぜひ自動口座振替にしますんで御協力をということで進めている自治会があります。

飯島でもこれは不可能ではないと思います。

私も、自治会の集会所を建てるに当たってローンを組みまして、自治会で。私がたまたま自治会長だったんで、金融機関にぜひ口座振替でお願いしますよって言ったら、すぐに——すぐというか、書類は要りますけど可能であります。それで、口座引き落としできないところは金融機関から通知が来るんで、その人に言えばいいようになっております。

それで、こういうやり方は非常にいいかと思えます。でも、多少は手数料が要るかも分かんないですが、こういうふうに自治会費を取るところは、町で負担金っていうか、手当、補助金を出しますよっていうことにすれば、ああ、うちの自治会もやりたいなあとか、そういう声が上がってくると思いますが、こういうことについてどういうふうに考えているかお伺いします。

地域創造課長

情報提供いただきました自動振替による自治会費等の集金については、役員の皆さんの事務負担を軽減するにはとてもよい方法の1つかなというふうに思います。

一方で、今提案いただいた資料にもございますが、手続の手間や会計担当者の入金の確認の手間、また金融機関への取扱手数料、それから振替できなかったときの対応、また振替の回数によっては1回の振替が高額になるなどの話も出てくるのかなあというふうに思います。

また、飯島町では、自治会費以外にも区費とかほかの協力金だとか、いろいろなものと一緒に集金している事例もございますので、会計担当者が口座からまた引き落として、それをまた分けるといったような手間が、こちらも出てまいるのかなあというふうに思っております。

現在多くの自治会で行っている月に1度の集まっの集金、会合というのは、隣近所が顔を合わせるよい機会ということもあろうかと思えます。

いずれにしても、自治会費の口座振替は自治会ごとの判断によるものと考えております。

町では振込による集金をしているといった事例は確認しておりませんが、自治会からの要望があればメリット、デメリットについて研究して情報を提供してまいりたいと思います。

また、議員から御提案のあった補助金については今後の検討課題かなと思っております。

伊藤議員

まずやってみることが大切なんで、やった上でいろいろ問題が出たらその都度問題を

解決していくということがいいかと思います。やってみないうちにいろいろあまだこうだと言っている、なかなか実行……。

すみません。私語は慎んでもらえますか。

議 長

坂本議員、星野議員、ちょっと質問の聴取に集中してください。

伊藤議員

そういうわけで、ぜひ口座振替をもう一度町でも検討して、もう町全体に格差があることがないように、やれば各自治会も協力してくれるかと思いますので、ぜひ前向きに検討をお願いします。

次、1—3番に移ります。

広報紙、現在、広報紙は自治会加入者だけに配布しております。自治会に入っていない人には配っていない、でも住民票は飯島にある、これはどう考えても不自然、一人一人に飯島の情報は知らせるべきだと思います。これは行政の義務、住民にとっては町の情報を知る権利かと思います。

なぜこれを全戸配布にしていないのか伺います。

総務課長

今御質問いただきました広報紙ですけれども、現在は、町の広報紙は自治会加入の皆さんには自治会への配布をお願いしています。これは、もう従来、私が役場に入ったときからそういうふうになっていて、長い歴史の中で自治会加入の皆さんには自治会を通しての配布をしているところでございます。

未加入の皆さんには、町内にあります配置場所のほうから御自由にお持ちいただいている方法を取っているところでございます。

伊藤議員

私は、これは全員に広報いいじま未来飛行を配るべきだと思います。

それで、私もいろいろ考えました。

「月刊かみいな」、あれは全戸配布です。どの家庭でも自治会加入・未加入に関係なく配っています。

飯島でもこまくさ園で900部配っていますよね。それで、飯島は今約3,500世帯として、分けて配っているようですが、「月刊かみいな」を発行しているアド・プランニングにちょっと問い合わせました。すると、全戸配布は可能だという返事が返ってきました。箕輪町ではもう既にやっていると、そういうことでもあります。配布料金は、金額は1部22円で、あとは部数に関係なく基本料金として5万円、ですんで、その負担を町でしてくれれば一緒に配布しますよという大変いい返事が返ってきました。

これは、ぜひ、これはそれこそ負担軽減にもなるし、全戸配布ということができると検討してもらいたいんですが、このことについて考えを伺います。

総務課長

ただいまはありがとうございました。

広報の配布につきましては、先ほどもお答えしましたけど、自治会を通じて地域のつながりや寄り合いの中で配布をお願いしてきているところでございます。

今、議員のおっしゃられた方法のほか、全戸に配布する方法は幾つかあるのかなあというふうにも思っております。

アド・プランニングさんのほうで全戸配布をするという方法にしましても課題もございますので、地域のつながりを継続しながら今後研究してまいりたいと思います。

伊藤議員

ぜひ前向きに、全戸配布を前提にアド・プランニングでお願いするという形がいいかと思しますので、前向きに実現できるような取組をお願いしたいと思えます。

1-4に移ります。

ごみ袋の関係ですが、あそこに名前を書くようになっていますが、これは名前を書かなくてもいいところもあるし、名前じゃなくて記号、飯島でも豊岡耕地は記号で書いていると。私たちのところは本郷第6伊藤秀明、伊藤が3人いるので名前まで、フルネームになるんですが、非常に手間です。これが記号なら短時間で済むし、プライベートなことも秘密が守られるということで——資料のちょっと半分のほうを見てください。

伊那市では、真ん中のアンダーラインがあるところで、ただ、分別が不十分なものはそのまま残していくんですが、基本、記名は要らないということで、あとアパートは部屋番号とか、地区に通し番号をつけて、記号、そういうごみを出した人の判別ができれば記名でなくても問題ないということです。

下のほうのアンダーライン「地元の人は当たり前かもしれないけれど、引っ越してきた人は戸惑う。個人が特定されれば防犯上も危ない。今の時代に合っていないのではないのでしょうか」、ましてやIターンUターンの方にとって、都会から来た人は名前を書くなんで嫌だなんていう人もいるかも分かんないですよ。

県によると、記名を求める県内自治体は、これは2021年5月1日現在、77市町村で9割近い69市町村が分別の不十分な場合に排出者を特定するためということから記名を求めている。一方、記名式を取らない長野市はプライバシーを考慮、飯田市は記名の有無によらず分別が不十分なごみは一定程度出ているんですが記名は求めない。

長野県で記名を求めない市町村は長野市、飯田市、中野市、諏訪市、信濃町、山ノ内町、小布施町、小川村、ここの自治体では名前は要らないよと、東京でも要らないですよ、俺は書いた覚えがなかったですけど。

それで、住民懇談会——議員との。その中で赤坂自治会からごみ収集の記名は番号にしてくれないでしょうかという意見がありました。

そういうことで、ごみの記名をどのようにしていくかという町の考えを伺います。

住民税務課長

常日頃、住民の皆様にはごみの分別収集に御協力いただきまして感謝申し上げます。この場をお借りして御礼申し上げます。

家庭ごみの収集につきましては、平成31年度から上伊那全市町村で共通の指定ごみ袋が使われておるところでございます。

ごみの分別に責任を持っていただくために上伊那共通のルールとしまして指定ごみ袋には出される方の氏名を記入いただいております。

また、適正な分別がされていない場合には、環境衛生自治会を通じて記入されたお名前の方にごみを返却させていただいております。

その一方で、先ほど議員さんも申されましたとおり、ごみを出される方のプライバシーを心配される御意見もありまして、氏名に代えて番号などの記入により本人を特定している自治会も複数ございます。

番号表記による記載方法に統一してはどうかとの御意見でございますけれども、まず

は各自治会の内情や御意見を把握した上で、併せまして上伊那広域連合の中でほかの市町村との意見交換を図りながら研究してまいりたいと考えております。

伊藤議員

研究して、よりよい方向にお願いしたいと思います。

2番に移ります。

「林業政策について」お聞きします。

耕地林務係で個人の山林所有者にアンケートを実施しました。

その結果を見ますと、個人で「自分の山の場所を知っている」人が22%、「大体知っている」という人は43%。

それで、次の質問で「どのような管理をしているか」ということへの回答は「見回りはしている」という人は14%、「過去に山の手入れをした」人は36%、「何にもしていない」という人は45%、約半数が何もやっていないということですね、もう見に見行かない。

それで、次の質問で「所有・管理上の困っていることは何ですか」ということへの答えでは28%の人が「自分の山の境界が分からない」、行ったことのない人なんて余計に分かんないですが、それで「自分は知っているが子どもたちは分からない」という人は20%、大きな問題で「後継者がいない」「山は持っているが収入がない」という答えが50%。

それで、経営や管理について、これは「役場を通して林業事業体に管理や経営をお願いしたい」という答えが80%ですね。ほとんどの森林所有者は自分たちにはできないんで役場が窓口になって事業者をお願い、委託したいという返事であります。

このことから分かるように、後継者問題、あとは管理を事業体に依頼したいという希望とか問題点が上がってきました。これについて町はどう考えているかをお聞きします。

産業振興課長

林業行政につきまして御質問をいただきました。

令和2年、令和3年度から山林所有者に対しまして今お話のあったような調査をしてみました。所在地が不明であったり境界が分からない、後継者がいないという実態が多分に出てきておりまして、町としましては、このまま放置するということではなく、林業事業体へつなげていくと、そういった取組を今始めております。

それで、これについても御本人様の御意向を伺う中で、承諾をいただく中で、そういったつなげられるような制度、仕組みを今は試み始めておるところでございます。

伊藤議員

ぜひ事業体につなげて荒れた山林を復活していただきたいと思います。

2-2に入ります。

飯島でも進めているバイオ発電の関係になるんですが、分散型エネルギープロジェクトの取組として町単独でやるということは非常に難しいと思います。それで、民間企業、あとは金融機関等の協力がなくこのプロジェクトは成立しないと思います。

それに対して何か具体的に町ではこういうことを考えているというものがあればお聞きします。

地域創造課長

今年度は、総務省の国庫補助事業であります分散型エネルギーインフラプロジェクトの採択を受けまして環境循環ライフ構想におけます木質バイオマスの実現可能性調査

を行っております。

また、2050年までのカーボンニュートラルを達成する道筋を示す飯島町地球温暖化対策実行計画区域施策編ですが、こちらの策定も行っているというところでございます。

現在どちらも調査中ということで、実現性がどの程度あるかはこれからという段階でございます。

議員のおっしゃるとおり、実際に運用することというふうになった場合には町単独で実現できるものではないと考えておりますので、実現するということになれば民間企業や金融機関を巻き込んだ仕組みづくりが当然必要になってくるというふうに考えております。

伊藤議員

バイオマス発電に関しましては、高電圧のものは許可制で、低電圧のものは申請でいいということを読みました。それで、低電圧なら町独自でできると思います。それで、間伐材の利用、あとは先ほど吉川議員も言っていたもみを焼くときに熱が出ますよね、その熱をうまく研究して発電のエネルギーに使えないかというのもいいかなあとは思いますが、ぜひバイオマス発電を実行できるような行政をお願いしたいと思います。

次、3番に移ります。

3番、飯島中学校校舎周辺が砂利です。未舗装です。玄関の一部だけは舗装ですよ。

それで、小中学校、保育園で建物の周りが舗装してないのは飯島中学校ぐらいじゃないのかなあと、非常に町として、町に住んでいる人としても恥ずかしい。

雨が降ると、あそこはロータリーになっているんで、くぼ地ができちゃって水が雨が降るたんびにたまって、砂利をいけて平らにするという作業をしたり、雪が降ると雪を掻きますよね、当然。それで砂利も一緒にかいちゃうんですよ、子どもたちが。だもんで緑地帯に砂利も入っちゃって、あれをみんな戻すという作業をしております。

それだから舗装にしてくださいというわけじゃないですが、予算が立てられなかったという以外に何か特別の理由でもあっていまだに未舗装なのか、ちょっと聞きます。

教育長

今、伊藤議員からお尋ねの件ですが、玄関前の砂利の部分の御質問であります。

除雪等、それから雨の際の御不便についてお話しいただいたのかなと思っております。

町内小中学校においては、経年劣化に伴い雨漏りなど喫緊に修理をする必要のある場所があり、まず子どもたちの安心と安全を最優先にしながら環境整備に努めているところでございます。

御指摘の箇所につきましては、今年度当初に凸凹の部分があり、砂利を敷き整備させていただきましたが、伊藤議員の御指摘のとおり、未舗装のために御不便をおかけしているのだと理解しております。

御指摘の玄関前の舗装についてはいずれ検討していかなければならないと思っておりますけれども、現状においては中学校のほうから喫緊に何とかしてほしいという要望は伺っていない状況であり、中学校玄関前の舗装については町内小中学校修繕箇所の中での優先順位を踏まえながら検討し、進めてまいりたいと考えておるところであります。

伊藤議員

喫緊にやる必要はない、重要じゃないからやらないとなると、あれはずっと半永久的

に砂利にするんですか。

町長、ちょっとこのことについて、町長、トップとして考えをお伺いします。  
町長 御不便をかけているに違いありません。まあ早めに舗装するのがいいのかなというふうに思っております。また中学校の先生とも相談しながら早い手を打っていききたいなと思っております。

伊藤議員 ぜひ近々に町長判断で、よろしくをお願いします。

以前に見積りは出ているんですよ。教頭がヤマウラに見積りを取って出ているわけですが、予算が合わなかったか高いのか、よく分かんないですが、町からじゃなくて中学校から要望が出ているんですよ、舗装にというね、今までに。ですから、校長は替わっちゃうんで、教頭とか。それで持続していないんですが、子どもたちもあれだし、砂利だから車ではねちゃって、砂利を飛ばして万が一、それこそ子どもの安全を考えて、砂利がどうあれ、スピードを出して飛んで当たったら、子どもの安全を第一に考えるなら舗装にすべきだと思います。答弁は要りません。

次に移ります。

4番、4番目としまして、昨年11月、こども議会に中学生から「制服について ～ジェンダー平等～」というテーマで質問がありました。このことは多くの生徒がジェンダー平等と時代に合った制服を希望している表れだと思います。

生徒の意見、要望を重く受け止めて早い時期に制服検討委員会等に関係者で立ち上げて解決していくことが必要だと思いますが、考えをお聞かせください。

教育長 今、伊藤議員のお話のとおり、今年度11月26日に行われましたこども議会において飯島中学校の制服についてジェンダー平等との提案で現代に合ったデザインに見直ししてほしいとの提案をいただいております。

今後ジェンダー平等も踏まえて制服を見直していくことについては課題と認識しております。

こども議会の回答と重複しますが、その際の生徒会のアンケート結果では「今の制服がよい」「普通」が78%だったこと、スカートとスラックスが選択できたりジャージやカーディガンも認めていること、リユースやサイズ交換などを実施しておりますが、一番の課題は制服を変更していくに伴う保護者の経済的負担が増加する可能性があることなど、課題も含めて確認させていただいております。

現状は具体的な検討に至っておりませんが、制服については学校が主体となって検討していくべきものであり、学校としての意思を尊重しながらと考えております。

学校としてすぐに制服を変えていくという方針は出ていない状況でありますけれども、町としては、今後、生徒の皆さんはもちろん、おうちの方々の考えをお聞きしながら、子どもたちが充実した3年間の学校生活を送れるよう応援し、学校とともに考えていきたいと考えております。

伊藤議員 アンケートは、今の制服でいいっていうのは、デザインはあれがいいとは思っていないと思うんですよ、みんな。ただ、制服という体制がいいということで。これは私服じゃ駄目だし、それがいいという結論で、デザインとかを問うと、もう時代遅れとか嫌

だっという答えになってくると思うんです。

学校からの要望は、子どもはもう早くしてほしいということで、ああやって議会でまで取り上げて質問しているんです。

それで、子どもや学校の対応じゃなくて、町から制服を変えるのはどうですかという考えでもいいと思います。

そこで、家計の負担っていうことが出ましたが、確かに制服は高いです。それで、飯島町は、小学校はランドセルを贈呈していますよね。中学校に今度は制服を贈呈、どうですか。子どもも喜ぶし親も喜ぶし、中学校の入学時に制服の贈呈っていうか、金額を配る、非常にいいかと思いますが、そのことについてはどう考えますでしょうか。

教育長 今、伊藤議員がお話のように、他市町村においても新たな制服になったときの金額増は大きな課題となっております。

それで、具体的にじゃあそこに入学祝いとしてお金をつていう話は、今後検討はしていかなければならないかと思いますがっていうことでお願いします。

伊藤議員 ぜひ前向きに速やかに検討していい結果になることを望みまして、私の質問を終わらせていただきます。

〔伊藤議員復席〕

議長 6番 星野晃伸議員。

〔星野議員質問席へ移動〕

6番

星野議員

それでは一般質問をさせていただきます。

最初に子育てレスパイトについてお聞きします。

レスパイトとは、小休止、一休み、息抜きといった意味があります。

子どもが病気で通院する際に兄弟がいた場合は一緒に通院できないので預かってほしい、自己啓発のためや慶事に子どもを連れていけないので預かってほしいなど、子育てのレスパイトの要望が高まっているようです。

子どもを預かるというハードルを低くし、育児の負担軽減やリフレッシュできる支援が必要と考えます。

最初に、ファミリーサポートセンター、保育園一時預かり事業、いっ子センター事業、放課後児童クラブ、障害児デイサービス、病児・病後児保育などの事業内容と現在の利用状況をお聞きします。

〔教育長登壇〕

教育長

子育てレスパイトケアについての御質問であります。

町内の施設とその現状ということで、事業所の内容及び利用状況についてお答えいたします。

ファミリーサポートセンターとは、子育ての援助を受けたい方と子育ての援助を行いたい方が会員となり、地域で子育ての助け合いを有償で行う会員による組織活動であります。今年度1月末までの延べ利用人数は58人でございます。

七久保保育園で行っている一時預かりにつきましては、1歳以上未就学児が緊急また



は一時的に保育が困難になった際に預かる保育制度です。今年度の利用人数は25人です。

いっ子センターは、家庭で安心して子育てができるように、そして子どもたちが健やかに育っていくことができるようにと子育て中の保護者の皆さんを応援する場所です。今年度1月末までの延べ利用人数は4,649人です。

放課後児童クラブ——飯島町学童クラブともいいますが、につきましては、下校後や長期休業中の平日など、おうちでお子さんだけになってしまい子どもだけ過ごすことに不安のある場合の小学生の居場所として学校単位で学童クラブ事業を行っております。今年度1月末までの延べ利用人数は1,133人です。

障害児デイサービス、放課後等デイサービスにつきましては、障害のある子どもが授業の終了後または休業日に生活能力向上のための訓練や社会性を養うために社会交流の訓練、機会を提供する場になります。町内に「はばたき」という施設があり、小学生から高校生までの10人が月に延べ90日程度を利用している状況です。

病児・病後児保育につきましては、子育て支援の一環として子どもが病気または病気の回復期に集団生活や家庭での保育が困難となったお子様を保育施設で預かる事業です。当町においても、今年度の5月、のどかクリニック横におひさまハウスが開設され、多くの方が利用されています。おひさまハウスの1月末までの延べ利用人数は260人です。そのうち当町の児童の利用人数は115人です。

以上です。

[教育長降壇]

星野議員

ありがとうございました。

今のように数多くの事業がありますが、この事業をされている方たちの意見交換の場所や、そういった機会、また組織はあるのかどうかお聞きします。

教育次長

それでは、事業につきまして意見交換をする場所や組織があるかという御質問であります。

それぞれの所管課、係で対応しており、その事業の中で完結するような支援については意見交換をする場は設けておりません。

その支援を行った御家庭の中に擁護や育成等の支援や適切な保護が必要である場合には、児童相談所、健康福祉課、教育委員会などが連携し情報共有を行っております。

意見交換をする場所や組織につきましては、飯島町要保護児童対策地域協議会において必要に応じたケース会議、実務者会議、協議会を開催し、その児童、家庭に適した支援を行っております。

星野議員

ありがとうございました。

今のように非常に子育ての面では複雑な面がございますので、横のつながり、また連携をしっかりといただいてサポートをお願いしたいと思います。

1-3といたしまして、ファミリーサポート事業、託児の利用料金は幾らですか。

また、新年度予算には利用料金が改訂され、新聞にも報道されていますが、再度内容をお聞きします。

また、駒ヶ根市では、ファミリーサポートセンターの会員は、市文化財団の講演など

の際、託児が多くついていると聞きます。

教育次長

飯島町は、子育ての家庭が町主催の講演会や演奏会などに参加する際に託児の支援はあるのかお聞きします。

それではお答えいたします。

ファミリーサポートセンターの負担員につきましては、平日の午前7時から午後6時までは1時間700円、午後6時から午後9時まで及び土日、祝日、年末年始は1時間800円の負担金を利用会員から協力会員へ支払い、援助活動を行っております。

来年度からは、利用会員の負担軽減のため、利用料金のうち400円を町が負担し、300円または400円で利用することができるようになります。

また、協力会員へは、150円を町が支援し、1時間当たり850円～950円の報酬額に増額となります。

病児・病後児保育利用者の負担につきましては、生活保護世帯及び飯島町に住所を有し保育園に在籍している児童以外の方からのみ1日1,000円の御負担をいただいております。

また、講演会や演奏会における託児でございますが、子育て支援センターが主催で行うイベントにつきましては、託児していただく保育士をお願いする場合と支援センター職員がお子さんの見守りをする中でイベントを実施しております。

そのほか文化大ホールで行っている講演会や演奏会については、託児はなく、館内の親子席を御利用いただき御覧をいただいております。

星野議員

ありがとうございました。

なるべく多くの子育ての家族の皆さんが町のイベントなどに参加できるように、託児のほうの準備もよろしくお願ひします。

1-4としまして、病児・病後児保育施設ですが、町の方からの声を聞きますと、利用する際、町外でもこういった施設を利用したいとの声がありました。

例えば松本の病院に出かける際は松本の施設を利用できる、県内どこでもこのような施設を使える仕組みができないのか、近隣の山梨県では県内どこでも利用できると聞いていますが、その点はいかがでしょう。

教育次長

山梨方式ができないかという御質問でございます。

山梨県の病児・病後児保育事業は、県内ならどこの施設でも利用できる県主導の広域利用を実施しております。子育て世帯の利便性向上、安定した施設運営、市町村負担の公平化等のメリットがあります。山梨県は地理的にもまとまった県であり、市町村数も27と少なく、病児・病後児保育施設も18施設ということで、非常に事業を広域化するには適しております。

それでは、長野県は山梨県の3倍以上の広さがあり、市町村数も77市町村あります。地理的にも南北に長く、広域化するには難しい状況でございます。

現在の課題としては、松川町や高森町の方が利用した場合、飯島町と契約していないため3,000円の個人負担をそれぞれいただいている状況であります。

まずは下伊那郡内の市町村との契約が結べるように働きかけていきたいと思っております。

ます。

星野議員 分かりました。

できるだけ早いうちに近隣の市町村との連携を図って、施設の利用ができるようにお願いしたいと思います。

1—5として、町長の構想の中にレディースファームがありますが、働き手のヤングママは未就園児を抱えていることが想定されます。

現在、病児・病後児保育の利用料金は、未就園児並びに小学生は1日1,000円ですが、何とか無料にできないのかお聞きします。

教育次長 議員の御質問の病児・病後児保育の利用料については、未就園児と小学生は1日1,000円を御負担いただいております。

来年度以降、無料化につきまして前向きに検討していくため、現在、精査をしているところでございます。

星野議員 ぜひよろしく願いいたします。

2に入ります。

トレーラーハウスの今期の冬の利用状況をお聞きします。

地域創造課長 2月末現在の冬季における利用状況についてお答えいたします。

12月については利用者数が17名で宿泊数が5泊、1月については利用者数が11名で宿泊数が3泊、2月につきましては利用者数が20名で宿泊数10泊となっております。他のシーズンに比べまして利用者は若干減ですが、大幅な減になったということはありませんでした。

なお、現時点での3月末までの予約状況は利用予定者数が30名、宿泊数が9泊というふうになっておりまして、今年度の目標値の年96泊に対し102泊、106.2%となる見込みでございます。

星野議員 取りあえず目標にだんだん近づいていることは確かだと思いますけれど、トレーラーハウスの冬の利用について何か広報とかイベントとかの企画はされたのでしょうか、お聞きします。

地域創造課長 まず広報についてでございます。広報いいじま未来飛行の12月号に飯島流ワークショップの今ということに関連する記事を掲載するとともに、この3月末まで使用できる町民や町民の皆様の御親戚・団体利用に対する割引券を配布させていただきました。

次にイベントでございますが、この3月4日5日ですが、今年度第2回目となる企業向けのモニターツアーを実施しまして、8名の皆様に参加いただいております。

今後の予定につきましては、3月24日から25日にかけて約15名の皆様が参加予定の農業体験プログラム体験会を計画しております。

また、4月29日はオープンして1周年になりますので、1周年記念イベント、こちらでも計画してまいりたいと思っております。

星野議員 ありがとうございます。

何分、飯島の本当に素晴らしい宿泊施設だと思います。

私は、ワークショップは確かに大事なことだと思います。町長の理想のとおりだと思

います。

しかし、私みたいに商売をやっている人間から見ると、あそこがいつも空いている状況は非常に切ないものがありますし、ぜひ多くの皆さんに使用していただけるような努力をお願いしたいと思います。

先日ですが、トレーラーハウスにお泊まりになったコンサルタント会社のお客様が当店へ食事に見えました。その際に少し内容などをお聞きしたんですが、施設自体は——寒さはどうでしたかというようなことをお聞きしましたが——クーラーも利いていて、大変住みよくて快適だったと言っておりました。

ただ、地元の人たちと、夜、懇親を深めたくて飲食店に飲みに行きたいんですけど足がないというようなこともおっしゃっていましたので、ぜひ、飯島の大切な宿泊施設ですので、その点も何とか、飯島町の飲食店の皆さんとも連携を図って使用度を上げていただくように、要望といたしますので、よろしく願いいたします。

それでは3に入ります。

現在、公用車は何台ありますか。

また、更新計画や公用車などの入札の際の最低価格の設定はあるのか、また車検、点検などの車両の整備の際の入札はありますか、分かれての入札がないのなら理由をお聞きします。

総務課長

公用車の御質問でございます。

今、役場の公用車は2月の時点で51台の保有をしております。

車両の更新計画は、5年計画で毎年更新をしている状況でございます。

入札の際の最低価格の設定はということでございますけれども、建設工事等ではコストや利益を無視した不当に安い値段で取引するダンピングを防ぐために低入札価格調査要領に基づきまして調査、基準価格を設定していますけれども、公用車などの購入に係る入札の場合には、使用に基づいた車両が納品されれば問題がなく、手抜き工事や労働者の労働条件の悪化等が想定されていないので、設定はしていません。

また、車検、点検などの車両整備に係る入札についての御質問ですけれども、こちらについては、入札は行っていません。基準となります50万円を超えることが一般的にはないこと、また車両につきましては、車の状況ですとか、それからデータ、故障だとかの経過を持っていることから、一般的には納品したところへ発注をしているという状況であることから、入札等は行っておりません。

星野議員

いわゆる納車された業者が点検、車検等を行っていくということになりますと、低価格が設定されていないということは、下回って入札をしても点検、車検のほうに上乗せされるというようなことも考えられるような、一町民として思うんですが、その点はいかがでしょう。

総務課長

公用車は先ほど言ったように50台余になりますけれども、どこかの車が飛び抜けて上乗せされているような金額で点検ですとかをされているという状況はありませんので、そういったその分を上乗せして請求をしているというような状況はないというふうに認識しております。

星野議員

安心しました。

それでは、公平性を持った入札をこれからもよろしくお願ひいたします。

次に、3—2とし、防災無線操作卓の高額な予算が注目されています。

防災無線等の購入、入替えの際に情報収集をどのようにされているかお聞きします。

また、先月1日～3日に横浜でテクニカルショウヨコハマ2023がありましたが、その際、防災機器の展示会がございました。どなたか職員の方が行って、そのようなところで情報収集したのかどうかお聞きします。

総務課長

防災無線操作卓など的高額な機材の購入の際の情報収集ということでございます。

一般的な機材の購入に際しましては、各所管課で業務に必要な機器の選定を行うに当たり、メーカーですとか取扱店を通じて情報収集を行っております。それに伴って機種選定を行うこととしております。

今おっしゃったような展示会ですけれども、今回のテクニカルショウヨコハマというのは、担当部局のほうでは承知しておりませんでした。ですので、行って見てきたということもございません。

今後は、必要に応じまして、そうした展示会等を通じた情報収集にも努めてまいりたいというふうに思っております。

星野議員

何分高額な予算を計上されておりますので、町民の皆さんが高くても最新の機器で安心したというようなことが大切かと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

4に入ります。

町内の公園で——特に今はアウトドアスポーツが盛んになってきました。そして、マウンテンバイクやサップ、カヌーなどを個人が所有され、個人スポーツも多く、危険が伴います。その際の安全対策や事故防止の啓発、訴訟に対してのマニュアルなどの作成はあるのかお聞きします。

地域創造課長

現状をまず申し上げたいと思いますが、町内の2つの公園につきましては、それぞれ指定管理を行っております。2年前の基本協定の締結の際に危機管理マニュアルを作成することを要件といたしまして、事故防止の周知と万が一の事故の際の対応、それから備えについては、適切に行われてきたというふうに考えております。

今後でございますが、4月より新たな指定管理機関となります。継続される指定管理者にあっては、今まで作っていたマニュアルで問題ないのかという点、それから新しい指定管理者にあっては、しっかりしたマニュアルを作成しているか、町としましてもしっかりと確認してまいりたいと思っております。

それから、訴訟の関係ですけれども、こういった今まで説明しました事故に対するマニュアルというのはできておるんですが、訴訟に対してのマニュアルといったものは現在ございません。大きな問題に発展しそうな事案があれば、顧問弁護士に迅速に相談していくといった対応を取ることになるかと思っております。

星野議員

ありがとうございました。

安全で楽しい公園になるように、よろしくお願ひいたしたいと思っております。

それでは最後の質問に入ります。

		<p>2028年国民スポーツ大会に向け、私の記憶ですと2025年に工事が始まる計画だったと思います。現在の進行状況とタイムスケジュール等が分かっていたら教えていただきたいと思います。</p>
教 育 長		<p>お答えいたします。</p> <p>昨年12月21日に中央競技団体正規視察を受け、飯島町柏木運動場が国民スポーツ大会ホッケーサブ会場に決定いたしました。</p> <p>議員の御質問の柏木運動場の計画の進捗でございますが、9月定例会にお認めいただきました柏木運動場周辺改修概略計画策定業務を委託し、現在、柏木運動場周辺の測量を行い、まとめをしているところでございます。</p> <p>今後は、地権者の皆さんや地元の皆さんの御意見をお伺いしながら、令和5年度には詳細設計に入る予定であります。</p> <p>その後のスケジュールにつきましては、用地取得をさせていただき、令和7年——2025年から約2年間をかけて工事を行う予定でございます。</p> <p>令和9年——2027年にリハーサル大会、そして令和10年——2028年に第82回国民スポーツ大会が行われます。</p> <p>住民の皆さんや議員の皆さんの御意見を頂戴しながら準備をまいりますので、よろしく願いいたします。</p>
星野議員		<p>ありがとうございました。</p> <p>この事業も大変お金のかかる事業でございますので、町民の皆さんにしっかりと理解ができるような丁寧な説明をしていただき、すばらしい運動施設ができることを期待します。</p> <p>これで私の質問を終わります。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>〔星野議員復席〕</p>
議 長		<p>ここで休憩を取ります。ちょっと日程が早く進んでおりますので、時間調整を含めて、再開を3時、15時とします。休憩。</p>
休 憩		午後2時41分
再 開		午後3時00分
議 長		<p>会議を再開します。</p> <p>一般質問を続けます。</p> <p>9番 坂井活広議員。</p> <p>〔坂井議員質問席へ移動〕</p>
議 長		<p>暫時休憩とします。</p>
休 憩		午後3時00分
再 開		午後3時01分

議 長  
9 番  
坂井議員

再開します。

それでは通告に従って一般質問をさせていただきます。

まず1つ目、「役場職員の残業時間及び残業代の支払いについて」ということを1とします。

昨年度の一般質問において役場時間の残業時間——これは正式には超過勤務時間というふうにいうんですけれども、ちょっと呼称があまり一般的ではないので、一般的に通っている残業というふうな形で今後も使わせていただきます。役場職員の残業時間について質問したところ、役場全体で1か月平均4.2時間との回答でした。

こちらの回答をまとめたものが資料1になります。

それで、原因についても答弁いただいたんで、原因も資料1のほうに記載をしてあります。

今回なぜこういった質問をするのかということで、まず先にその趣旨から説明をさせていただきたいんですけど、昨年度この質問を私がしたんですけど、働き方改革の一環で質問したんですけども、この質問があつて、資料1のような回答がありまして、その後、これが終わった後に、後日、複数の役場職員のOBの人からそんなわけないと言われまして、月平均が4.2時間のわけがないというふうに言われまして、絶対にそんなことないというふうになんか複数の人から言われまして、役所だからサービス残業がないというふうに思っていたら、坂井さんはちょっと実態を知らないというふうなことを言われまして、私はすっかりそういうもんだというふうに思っていたんですけども、こういうことを複数のOB、OBから言われましたので、今回改めて質問させていただきます。

では、すみません、もう一度質問に戻ります。もう一度読み上げます。

昨年度の一般質問において役場職員の残業時間について質問したところ役場全体で1か月平均4.2時間との回答であった。

1—1、昨年度の役場全体で1か月平均4.2時間という数字について、これは管理職からの残業命令もしくは非管理職からの残業申請に基づいて残業が行われた時間という理解でよろしいでしょうか。

〔副町長登壇〕

副 町 長

御質問にお答えします。

これは職員管理の問題でございますので、私のほうからお答えをさせていただきたいというふうに思います。

職員は、平常時の仕事に加えて、災害時には真っ先に駆けつけて対応に当たるなど、勤務時間外においても町民第一主義で業務に当たっているというふうに理解をしております。

昨年度の12月議会でお答えさせていただいた1か月の平均残業時間につきましては、議員の御推察のとおり、管理職から残業命令もしくは非管理職からの残業申請に基づい

て管理職が許可を出したという、要するに一般的に言う残業の時間でございまして、超過勤務カードの集計を取ったものであるというふうに思っていたら結構だというふうに思っております。よろしくお願いいたします。

〔副町長降壇〕

坂井議員 では、続いて問いの1—2に移ります。

規則上、残業命令が出せる場合というのはどのような場合でしょうか、お答えください。

総務課長 職員の勤務時間及び休暇等に関する条例第5条第2項でございまして、公務のため臨時または緊急の必要がある場合に命ずることができるというふうに規定されております。

坂井議員 では、資料2を御覧ください。

今お答えいただいたものはこの条例かなというふうに考えるんですけども、一応アンダーラインを引かせていただきました。職員の勤務時間及び休暇等に関する条例、第5条第2項で「任命権者は、公務のため臨時又は緊急の必要がある場合には、正規の勤務時間外において職員に前項に掲げる勤務以外の勤務をすることを命ずることができる。」というふうになっているので、この資料2のとおりかなと思うんですが、そういう理解でよろしいでしょうか。

副町長 そういう理解でよろしいと思います。

坂井議員 そうすると、通常業務であれば残業しても残業代は出ないということにならないでしょうか。理由としては、公務のため臨時または緊急の必要がある場合に時間外勤務を命ずることができるというふうになっていますので、そうすると、通常業務だと残業しても残業代は出ないということにならないでしょうか、お答えください。

副町長 その時々状況にもよりますが、通常であれば、臨時とか緊急の場合以外については通常業務と判断されて残業手当は出ないというふうに理解をしております。

坂井議員 ありがとうございます。

ちょっとここで追加でお伝えしたいんですけども、通常業務であれば残業代は出ないっていうか、残業命令はできないっていうふうな形の訓令が多分町にはあると思うんですけども、ちょっとそれが公開されていなくて、そういった訓令があると思うんで出してくださいというふうに言ったんですが、結局、今日まで出てこないんで、やむを得ず、ちょっと資料3をつけました。

これはほかの市町村なんですけれども、資料3の第3条のところに「時間外勤務は、急施を要する等業務処理上真にやむをえない場合に限り、行われなければならない。」、この次に「(1) 日常反覆、継続して行う恒常的業務」——要するに通常業務ですね、通常業務「は正規の勤務時間中に処理することを建前とするので原則として命令は行わない。」ということなんですけれども、こういった趣旨の規定っていうのが町にはあるんでしょうか、お答えください。

副町長 今、坂井議員がおっしゃったのは平成16年の訓令のことだというふうに理解しております。当時は、合併をやめたとき、合併にならなかったときの状況もございまして、時間外手当、一切の経費を節約するという状況でございました。



それで、今おっしゃいましたように、通常業務以外のものについては超勤について認めないという趣旨です。

ただし、これにつきましては、先ほど総務課長が説明しました条例に基づいてつくったものでございまして、そうでなくても、訓令がなくても、そういう管理はしていかなければならない状況にはあるというふうに理解しております。

坂井議員

では、続いて1—4に移ります。

そうすると、正規の勤務時間内に完了できない業務を与えても、要するに正規の時間内に完了するのがかなり難しい業務を上から与えても、それが通常業務の性質を持つものだとして、そうすると、先ほどの規定、資料2や資料3みたいな規定があるので、結局は通常業務だからサービス残業させてよい、要するに残業代は払わないということになってしまわないでしょうか、お答えください。

副町長

できるだけ残業をしないように業務量を見ながら職員配置を行っております。恒常的に残って仕事をしなければならない状況というのは、極力配慮してさせないようにということで考えております。

しかしながら、先ほどの坂井議員の資料にもございましたように、一年を通して一定的にその業務だけやっているわけではございませんので、イベントですとか、それから、あとは災害対応ですとか、そういうようなものもございまして。そういう場合には管理職の判断で残業手当を出している場合もございまして。

しかし、役場内の業務は、そういうことで一定しているわけではございませんので、処理し切れないことは、私としても毎日の勤務状況を見ておりますので、承知はしております。

坂井議員

では、今のお答えをいただいた上で、続いて1—5に移ります。

これは率直な主観でいいんですけども、お答えいただきたいんですけど、町としては、正規職員はほぼ定時——5時15分だと思っておりますけれども、ほぼ定時に帰れているというふうな認識はありますでしょうか、お答えください。

副町長

定員管理計画で122名ぐらいになっているというふうに思っておりますが、業務量は、こここのところのIT化ですとか人口減少の関係でいろいろやらなければならないものがありまして、処理量は増えているというふうに認識をしております。

毎日大体24～25人ぐらい——超過勤務をつけている職員もおりますので全部が全部サービス残業ではございませんが——庁舎内に定時以降も残っているということは把握しておりますので、全員が定時に帰れるほど十分に職員が足りているという認識ではございません。

坂井議員

業務量が増えているということで、恐らくそれはそのとおりになんだろうなというふうに思います。恐らく昔よりもきめ細やかな対応が時代として求められているので、それはそうだというふうに思います。その上で認識についてもお答えいただき、ありがとうございます。

では、続いて1—6に移ります。

これはちょっと誰に聞くのか何とも言えないんですけど、これも率直な主観をお答え

いただきたいんですけど、管理職の立場としては、予算の関係があるので、ここが一般企業と非常に違うところで、一般企業だったら別にそんなことをする必要はないんですけど、ここは役所なので、残業すると残業代が発生して、それが予算を超えてしまうと補正予算を組まなきゃだったりとか、そういったことにつながってくるかというふうに考えます。

なので、管理職の立場としては予算の関係があることから残業命令を出しづらいというふうな実情というのはあるんでしょうか、それと同様に非管理職の職員が残業申請を遠慮しているというような実情はあるんでしょうか、お答えください。

副町長 時間外手当が不足する場合には、我々としても年に何回か補正予算をお願いしております。それで、課長から、そういう今日は残業しますよとか、こういうことでどうしてもってというのはありますので、管理職として予算を理由に業務量を出しづらいということはないというふうに思っております。

ただ、その下の非管理職の皆さんにつきましては、規則上で通常業務以外はということがございますので、出しづらい面もあるのかもしれないなということは認識しております。

坂井議員 では、続いて1—7に移ります。

正規職員の募集を町で行う際には、募集要項には勤務時間は原則何時から何時と記載をしているのでしょうか、お答えください。

総務課長 職員採用試験の受験案内の勤務時間ですけれども、原則として月曜日から金曜日の午前8時30分から午後5時15分までと記載しております。

坂井議員 月曜日から金曜日の午前8時半から午後5時15分ということなんですけれども、先ほどの1—5のお答えでは業務量が増えているというふうな関係もあって全員がサービス残業というわけではないですけれども毎日二十数人が残っているという認識だということなんですけど、この点についてはどうお考えでしょうか、お答えください。

副町長 二十数人のうち実際に超過勤務命令で出している部分が何人かいるかなというふうに理解をしております、全部が全部サービス残業をしているわけではないというふうに思っております。

通常は、8時半から5時15分までであれば、特別な計画ですとか、そういう差し迫ったものがなければ時間内に収まるかなと思いますが、議員のおっしゃるとおり、こういう時代になりまして、きめ細やかな対応というのは確かにあると思います。

それで、通常は、会議とかそういうものにつきましては、夜の会議となれば超過勤務を出していると私は認識しておりますので、そこら辺も含めまして課長等から意見を聴取したりとか、そういうことは私のほうでもやっておりますので、そこら辺で把握をしたりしながら、できるだけ残業がないようにというふうな格好で進めている状況でございます。

坂井議員 では1—8に移ります。

資料4を御覧ください。

これは町が先日出した資料なんですけれども、先日の議会でも俎上に上がりましたけ

れども、定年を引き上げるといふことで、職員の定年を段階的に引き上げて令和13年には65歳までというふうにするということなんですけれども、そうすると、要するに60歳以上は7割に——給料を、するとはいえ、職員の定年が伸びるっていうことは、当然、人件費のさらなる増加というものが予想はされます。これは近い将来必ず来るというふうに考えております。

その上で、長野県の来年の重点テーマですけれども、これは若者と女性が輝く長野県です。

続いて、町長のほうから何回も説明がありましたけれども、来年度の飯島町の予算概要のテーマは子育てと仕事の両立支援です。

その上で、昨今は学校教員の長時間労働ぶりが報道され、負担軽減のため様々な取組がスタートしています。

この点については資料5を御覧ください。

資料5は平成28年に行われた文部科学省の教員勤務実態調査というものなんですけれども、この文科省の資料によりますと、小学校及び中学校の教諭は平均すると7時半頃に出勤し19時台に退勤していると、小学校の教諭の平均の在校時間が11時間半——「出勤時刻・退勤時刻の平均」というところですけど——中学校の教諭の在校時間が午前7時27分から午後7時19分ということで、12時間弱ぐらい毎日来ているということです。

それで、教員はサービス残業しても合法なので別に残業代の話をするつもりはないんですけれども、ただ、在校時間が非常に長いということが勤務実態調査ということで明らかになっております。

その上で資料6を見ていただきたいんですけれども、これも平成28年の文部科学省の報告でして、「次世代の学校指導體制にふさわしい教職員の在り方と業務改善のためのタスクフォース報告」というものなんですけれども、これによると、上から3行目「○ 学校が抱える課題が複雑化・困難化する中、教員の長時間労働の実態が明らかに。」、続いて傍線のところ「次世代の学校」を実現するため、教員が誇りや情熱をもって使命と職責を遂行できる環境へ。」、そして、続いて次のアンダーライン「○ 教員の長時間労働の状況を改善し、教員が子供と向き合う時間を確保するための改善方を提案。」というのが報告に提示されております。その上で「1、教員の担うべき業務に専念できる環境を確保する」「2、部活動の負担を大胆に軽減する」。

これは、まさに飯島町でも今後行われることだと思っておりますけれども、モデル校となつて、今後は部活動を地域移行していくということで、これは、まさにこのタスクフォースの報告書に基づいて、部活動の民間委託というか、部活動の負担軽減というのが始まっております。

その上で、問いのところに戻りますけれども、サービス残業というのはこれらの時代の流れに逆行するものであるというふうに考えます。そのため、今後は、残業代をしっかりと払うというふうな方向に進むよりも、業務量を減らすことや業務を効率化することによって所定の勤務時間内で仕事が終わるようにするべきだと私は考えます。

そして、職員のサービス残業をなくすためには、実際にやっぱりそういったものが行われているという実態は正直ありますので、これは今のやり取りでも明らかになったとおり、そういった実態はありますので、職員のサービス残業をなくすためには、その第一歩として、まずどの程度のサービス残業が行われているか、なぜサービス残業が発生するのか、その実態調査が必須であるというふうに考えます。そこで、役場の正規職員全員に対する在庁時間を調査するべきだと考えます。

この点に関しては資料7を御覧ください。

これは2年前に国家公務員に対して行われた在庁時間調査というものです。これは取りまとめ結果というもので、内閣官房内閣人事局が作成したものなんですけれども、これによると、「(2) 取りまとめ結果のポイント」の「○ 職員1人当たりの1日平均在庁時間」というものを見ると1日に勤務時間外で庁舎にいた時間が全職員平均で大体2時間と、これが全部残業に該当するかはともかく、要するに勤務時間を越えて1日当たり平均2時間庁舎にいるということが分かっております。

これは1週間に直すと10時間で、1か月に直すと40時間で、40時間っていうのは本当にぎりぎりのラインなんですけれども、そういったことにつながってきてしております。

それで、この調査が行われた後に——資料8を御覧ください。

これは日経新聞の2021年付の記事なんですけれども、「国家公務員の働き方に新指針」ということで、これも在庁時間調査を行って実態が明らかになったので、国家公務員の政府のほうで新たな指針をつくったと、業務量を減らしたり効率化するための、新指針の主なポイントとして、テレワーク推進計画の策定だったり行政文書の電子化だったり、オンラインを活用するとか、いろいろとこういうふうに新指針が示されるに至っております。

私がどういうことを言いたいかというと、教員のときもそうですけど、まず実態調査を行うと。それで、実態調査を行って、ああこれだけ職員が役場にいるんだと、まずそれを明らかにして、もしそれで役場の職員が別に大して役場にいなかったら、もうそれで別に終了で何の問題もなく終わることなんですけれども、もしその調査を行って在庁時間がかかり長いということが明らかになれば、その上で、じゃあ何でこんなに在庁していきやいけないのか、一体何が原因なのか、そういった原因を究明すると。それで、原因を究明した後に仕事量を減らす、業務を効率化するというふうな方針に進んでいくのが一番適切ではないかというふうに思っております。

学校教員に対しても、また国家公務員に対しても同様の手法が取られ、在庁時間を減らそうというふうな取組が行われております。

そこで、飯島町の役場に対しても役場の正規職員全員に対して在庁時間調査をするべきだと私は考えますので、所見をお願いします。

仮に在庁時間調査をしないとの回答である場合は、その理由についてお答えください。

副 町 長

議員さんのおっしゃるとおり、今後の人口減少や少子高齢化などによる財政状況も見据えて、業務の効率化で、まず残業しなくてもいいようなことを考えなければいけない

なというふうに考えております。

我々も黙って見ているわけではなくて、毎年、行財政改革の中で、どうやったらいいか、どういうふうにやっていくのが一番効率的かっていうことを考えております。

その中で、今の技術革新もございますが、AIやロボット技術、そういうものも普及がされます、その過渡期かなあというふうに思っておりますけれども。その中で、ちょっと残業時間が増えたりとか、やるが増えたりということが出てまいります。第6次総合計画を組む、3年の実施計画を組む中でも、そういうことを考えながらやっております。

毎年通常的に、実は行財政改革の本部会議とか、そういうものを開きながら、係長以下の職員からも意見を聴取しながら話を進めておりまして、どこをどうやったら改善できるかというのを毎年のテーマにしております。そういうことを考えながら業務効率を図り、残業しなくてもいいというような業務内容にしたいなあというふうに常に考えておるわけでございます、これをしないといつまでたっても在庁する人間が増えてくるというふうに思っております。

それで、私がさっきちょっと言いましたけれども、大体毎日24～25人の在庁がいるというふうに申しましたが、大体の時間的なもの、いつ退庁したかということはみんな分かるようになっておりまして、それについては総務課のほうで大体の把握をしておりますので、それを基に、これからどういうふうにやっていくか、その業務についてどう減らしていくかっていうことも対象に入れて検討していきたいというふうに思っております、改めて実態調査というよりも、ずっと課長が残っておるわけではございませんし、全て申告によるものになってまいりますので、実際の記録を見ながらそういう検討をしてまいりたいというふうに考えております。

坂井議員　そうすると、在庁時間調査っていうのは取りあえず今のところ行う予定はないということなんでしょうか、お答えください。

副 村 長　今のところ、改めてやるのではなく、今の記録の中でやりたいなあというふうに思っております。

以上でございます。

坂井議員　ちょっと、それで本当に大丈夫かというふうな不安は感じます、正直。毎日二十数人が残っているということで、一応それは管理しているってことなんですけれども、それで全部把握できているのかというと、必ずしもそうじゃないだろうというふうに思っています。例えば役場庁舎外のときはどういうふうに把握しているのかという点もありますし、今ある今やっているものを集計すれば大丈夫というふうに私は考えないです。

したがいまして、アンケート調査等でも十分ですので、ふだんどれくらい役所にいますかということを知ることができるといふふうに考えますけれども、いかがでしょうか。

副 村 長　教育委員会関係の学校関係、保育園関係等につきましても大体時間的なものは把握をしておつもりでございます。

在庁時間につきましては記録を取っているというふうに私は認識をしております。

ただ、もしそういうことが必要であれば、今後また行革の中で検討させていただいて

坂井議員	<p>進めてまいりたいというふうに思います。</p> <p>一応時間の把握をしているというふうに認識しているということなんですけど、必ず漏れはありますので、やはり個々の全正規職員に聞くということが一番正確な数字が出るのではないかとこのように考えております。</p> <p>今は検討するというふうなお答えでしたので、前向きに検討していただければと思います。</p> <p>それで、この問題はまた一般質問で聞きますので、また後日、よろしく申し上げます。</p> <p>では、続いて問い2に移ります。「企業と移住者に対する情報公開について」に移ります。</p> <p>現在、町では企業誘致及び移住・定住を促進しております。</p> <p>2-1、企業誘致及び移住・定住促進をするに当たり、町は企業や移住希望者に対して飯島町の魅力を具体的にどのように伝えているのでしょうか、お答えください。</p>
産業振興課長	<p>企業誘致と移住・定住、それぞれの所管で御回答させていただきたいと思っております。</p> <p>まず企業誘致における飯島町の紹介でありますけれども、飯島町を紹介するに当たり一〇〇〇お問合せいただいた企業によって対応は異なりますが――主に3つの魅力を伝えるよう努めております。</p> <p>まずは、潤沢な水、きれいな空気、2つのアルプスを望むことのできる景観について紹介をさせていただいております。</p> <p>特に食品製造業や精密部品の製造業においては、水がきれいで潤沢であることは大きなメリットとなっているかと思っております。</p> <p>続いて、2つ目に立地について御紹介をさせていただいております。</p> <p>議員も御承知のとおり、飯島町は首都圏から高速自動車道を利用して3～4時間程度、中京圏からは2時間程度と比較的近い位置にあり、高速交通網が整備されていることが魅力でございます。</p> <p>加えて、御存じない企業も多いのですが、リニア中央新幹線の長野県駅が飯島町から30分程度の位置に建設予定されていることをお話しさせていただき、近い将来、リニアの開通により約1時間圏内に収まるというメリットは強く紹介をしております。</p> <p>あわせて、アルプ스에 囲まれた土地であり、台風などの風水害の被害が少なく、大地震でも津波の心配がない安全な土地であることも魅力として紹介しております。</p> <p>3つ目に、近年はトレーラーハウスや千人塚などワーケーション施設が充実してきたことから、農業体験や地域住民との交流を通じて地域性や土地勘について理解していただくことがその後の企業誘致につながると考え、飯島町に気軽に訪れていただけるよう紹介もさせていただいております。</p>
地域創造課長	<p>私のほうからは移住・定住についてお答えさせていただきます。</p> <p>移住・定住促進につきましては、全国的にも類を見ない2つのアルプスの眺望など自然について熱く伝えるのはもちろんですが、移住希望者によって求めるものが農業であったり子育て環境であったりと異なってまいりますので、それぞれの求めに対応できるよう様々な引き出しを用意して対応しているところでございます。</p>

また、先輩移住者の生の声を発信するほか、紙面やインターネットでは伝え切れない町の魅力や様子を移住希望者御自身の五感で感じていただけるよう、トレーラーハウスによる田舎暮らし体験や町内のアテンドなどもお勧めして業務を進めているところでございます。

坂井議員 今、企業誘致及び移住者に対する飯島町の魅力というものをお答えいただきました。これに関しては私も同感であります。その上で2-2に進みます。

このような魅力あふれる飯島町ではあるんですけども、人と人が出会えると必ずトラブルというのは発生するのではないかというふうに私は考えております。

そこで、過去10年間に誘致した企業や移住者と住民との間にトラブル——トラブルというのは双方の言い分が対立していることというふうに定義します。トラブルが生じ、企業が町内から撤退した、もしくは移住者が町内から転出したという事例はあるのでしょうか、お答えください。

産業振興課長 企業関係であります。

過去10年間、町が誘致した企業と住民とのトラブルが直接の原因で企業が撤退した事例はないという認識でございます。

地域創造課長 移住者につきましては、定住促進室を介して移住された方の住民間のトラブルについては大なり小なり伺っております。

ただし、こういったトラブルにより転出したという事例は把握しておりません。

坂井議員 企業については直接の原因で撤退した企業はないと認識ということなんですけれども、そうすると、間接的な原因で撤退した企業がある可能性はあるというふうな受け取り方でよろしいのかというのが1つ。

2つ目、移住者については大なり小なりのトラブルは把握しているけど、それが原因で町内から転出した事例があるかどうかは不明ということで、不明というのは、要するにあるかもしれないし、ないかもしれないという認識でいいのか、お答えください。

産業振興課長 企業の関係でいうと、住民と何らかの関わりは当然あるかと思いますが、最終的には企業判断であったというふうに思っております。

地域創造課長 先ほどの説明でそういったトラブルは把握しておりませんということをお答えさせていただきましたので、把握していないところであるかないかは分からないということをお願いしたいと思います。

坂井議員 じゃあ、ちょっともう一点お聞きしたいんですけども、最終的には企業判断というお答えだったんですけど、企業判断を生んだ原因が町側にあった可能性はあるかもしれないし、ないかもしれないという認識でいいんでしょうか。——（坂井議員「議長、すみません」と呼ぶ）

議長 坂井活広議員。

坂井議員 すみません、質問を訂正します。

町側が把握しているかというふうな質問です。町側が原因というふうなのは言い直します。そういう意味ではないです。

産業振興課長 町側の把握の中では、ございません。

坂井議員 町の認識では、そういったことはないという答えでよろしいでしょうか。

議長 よいかどうか。

産業振興課長 はい。そのとおりです。

坂井議員 直接の原因で撤退した企業はないと認識しているということ、企業に対しては。続いて、移住者に対しては、大なり小なりのトラブルはあったけれども、それが原因で転出したかどうかというのは分からないということで、ここで直接的な原因ってというのが何なのかはちょっと分からないんですけど、少なくともトラブルが原因で撤退もしくは町内から転出した企業及び移住者がいたかもしれないということはあるのではないかとこのように考えます。

そうすると——2—3に移りますけれども——企業、移住者と住民との間にトラブルが発生した場合には事後的に報告書などは作成されているんでしょうか。これは、企業の撤退だったりとか移住者の転出だったりということまでにはつながらなくても、トラブルがあったというふうな事例の報告書といったものは作成されているのかという質問です。お答えください。

産業振興課長 トラブルが発生し、企業または住民の方から御連絡をいただいた際には、現地を確認し、原因の解消及び調整を行っております。あわせて報告書を作成し、関係する部署間で課題を共有し、再発防止や課題解決に努めております。

地域創造課長 地域創造課も同じような答えですが、移住された方と地域住民との間でトラブルなどの事案が発生し町へ何らかの相談等があった場合は、経過等の報告書を作成しております。

坂井議員 今、企業及び移住者、両方とも何かしらトラブルがあったときは報告書が作成されているというふうなお答えだったので、続いて2—4に移ります。

トラブルが発生したときに報告書が作成されるということであれば事例が当然集積されていくと思うんですけども、そういった集積された報告書を基にトラブル解決のためのマニュアル等は作成されているんでしょうか、お答えください。

産業振興課長 トラブル発生的事例は多岐にわたり、都度対応を取っていることから、マニュアルの作成は行っておりません。

なお、企業と住民のトラブルを未然に防ぐため、誘致した企業と地元自治会との懇談の場を設け、必要に応じて協定書を交わすなど、地域のルールや慣例を相互に共有するよう努めていただいております。

地域創造課長 地域創造課では、トラブル解決のためにマニュアルは作成しておりません。

トラブル等の相談があり、内容によって他課に関係がある事案等につきましては関係する部署に報告書を回覧し、必要に応じて担当者に直接説明するなどの対応を図っているところでございます。

坂井議員 マニュアルは作成されていないということなんですけれども、これは先ほどの問い1にもつながるんですけども、毎回毎回その事案に即して事案ごとにもう1からそういう対応をやっていると非常に業務効率が悪いですし、これもまた長時間労働につなが



るのかなとも思います。それが1つと、もう一つは、情報共有をしておいて、その上でマニュアルがあったほうが職員も安心するのかなというふうに私は考えます。

トラブル解決のためのマニュアルが作成されていないという理由をお答えいただいてよろしいでしょうか、お願いします。

産業振興課長

企業の関係で申しますと、分野、業種、これが様々でございます。また、進出される場所、平たんなところ、急峻なところ等々ございますので、その都度聞き、的確な対応を図っていきけるよう努めておるところであります。

地域創造課長

人と人の関わり、また人間関係によつてのトラブルが原因ということだと思しますので、マニュアルのとおりには解決できるかという、なかなかそういうわけには行かない、そのケース、ケースで親身になって職員が対応する、これがベストだと考えておりますので、マニュアルの作成は今のところ考えておりません。

坂井議員

人と人の交わりによつてトラブルが生まれるということで、それは個別的なものだというのはそのとおりだと思うんですけども、ただ、一定の指針というものがあつたほうがそういう担当する職員の負担軽減にもなりますし、トラブル解決にも今後つながっていくのかなというふうに思いますので、マニュアル等を作成するというのを私は要望いたします。

続いて2—5に移ります。

企業を誘致すること及び移住・定住を促進することは、私としては大賛成であります。

しかしながら、トラブルは必ず起こります。その際、企業や移住者は、いわゆる新参者、町からすれば新参者でありますので、極めて弱い立場に置かれております。人口が9,000人で自治体としては小さいかもしれないですけども、一企業や一移住者からすれば非常に大きい規模なので、企業や移住者はいわゆる新参者として弱い立場に置かれているというふうに考えます。

そこで、トラブル発生時に直ちに企業や移住者が相談できる窓口を設置するべきだと考えますが、所見を伺います。

これについては資料9を御覧ください。

資料9の1、1つ目のほうですね。

これは下関市の行っている「ワンストップサポート体制のご案内」ということで、ここを読み上げますと、

立地の際には、建築関係、自然環境・景観関係、農地関係、工場立地関係、地元との調整等、様々な手続きが必要となる為、一つ一つを別の窓口にて対応していると非常に時間が掛かってしまいます。

そこで、スムーズにお手続きを行って頂ける様ワンストップサポート体制を整えています。

ということで、企業が飯島に来るときにいろんな窓口があつて非常に手間がかかつて大変だということがあるので、下関市企業立地の方針としては、こういったワンストップサポート体制というものを構築して企業誘致を積極的に進めております。

続いて資料9の2を御覧ください。

これは全く打合せしていないんですけれども、たまたま同じ先進事例に当たったということなんですけれども、吉川議員の質問にもありましたけれども、島根県邑南町が行っている、これは企業じゃなくて移住者対応の話です。

邑南町は、左下、

#### 4、「徹底した移住者ケア」の取組

○ 自身がIターン者である定住支援コーディネーター（中略）と公民館長等の人望が厚く地域に精通している定住促進支援員（中略）により、徹底した移住者ケアを実施。

○ 移住者に事前に集落住民と話し合いをしてもらい、円滑な生活がスタート。ここからがまたすごくて「○ 移住当初の仕事の斡旋、仕事を続けられなかった場合は異なる仕事を斡旋。」、こういった徹底した移住者ケアの取組をしているということで、この資料9の2の上のほうにあるように平成25年には転入者が転出者を20人上回る社会増を実現したという結果につながっておりまして、これは農林水産省の先進事例の取組として挙げられております。

その上で質問に戻ります。

資料9の1、9の2が直接関係するというわけではないのかもしれないですけども、トラブル発生時に直ちに企業や移住者が相談できる窓口を設置したほうが企業や移住者にとって安心につながるのではないかと考えますが、それがひいては企業や移住者が飯島町に来てくれることにつながるのではないかと考えますが、所見をお伺いします。

産業振興課長

まず企業関係からお話をさせていただきますが、議員の言葉に出てきた新参者という気持ちは持っておりません。企業の皆さんを歓迎するという気持ちで受け入れたいし、もし不安なことがございましたら、何とかそういったことの解消に向けて努力していきたいというふうに思っております。

町が誘致した企業にトラブルが発生した場合には、まず産業振興課商工係に御相談をいただきたいと思っております。

対応が他課にまたがる場合には、関係する部署につないで速やかに対応してまいりたいというふうに思っております。

今回、資料9で出されております下関市ですかね、あそこは大体20万～30万人くらいの都市だったかなと記憶しているんですけど、こういった建築、景観、農地、工業立地、地元調整という関係でありますけど、役場へ入っていただいて左が地域創造課、その隣が建設水道課、その隣が産業振興課のワンフロアでございまして、壁も敷居もございません。何かあれば連携を十分取り合いながら対応を図ってまいりたいというふうに考えております。

町長

企業誘致、移住・定住は常に促進しておるところでございます。

企業誘致につきましては、新参者というお言葉がありましたけれども、新しく入ってくる方がそこで事業をなすというときに、どうしても1つの関門として地元説明会というのがございます。それで、その地元説明会では、どのような事業をどのようにやるんだと、いつまで電気がついていてっていうようなこともあって、地元の環境ということ

も地元の方々は心配される。行政としては、企業側の立場に立つということも——それは立っていますけれども——やはり住んでいる地元の方々の環境が心配される部分、今の世の中はどちらかというところを重点的に考える、こういった企業誘致になってきているかなど、したがって、企業につきましては地元のそういった住民感情に配慮しながらということがまずは前提になってくるのかなというふうに思っております。

それで、地元説明会の中で——これは新しく企業誘致をする企業のみならず、拡張する場合も、飯島町には田切から飯島から七久保までいろいろあるんですけども、その都度説明し、また地元の方々からいろいろな要望が出てきます。やはり企業は、その要望にまずは応えなければならないということが企業の社会的責任の中に1つ加わってきておるのかなというふうに思っております。

それはやっぱり重要視されるべきものであって、地域の社会的責任をどのように果たしていくか、どういう体制にするかということは、お金がかかったとしてもそこへお金を投資しなきゃいけないと、こういうことが優先されると思います。

それで、そういった地元説明会をする中で、ああ、そんなにいろいろ言われて、そういったいろいろなお金がかかったりなんかするとしますと、ここへ投資はできないかなっていう、そういう最終的な判断はやっぱり経営者にあると思います。それでもやっぱりここへ根を下ろして住民とともにやっていくんだと、こういう企業がやっぱり定着してくるのかなということで、1つの判断の分かれ目になるのかなと思います。

トラブル、トラブってではなくて、地元住民の要望に応えきれなくて、ちょっとここはごめんなさいという場合もあろうかと思えます。

したがって、トラブルが原因でどうのこうのっていうのは課長の説明のとおりなんですけれども、地元説明会での要望に応え切れないと、要望については、行政が解決することではなくて、やはり企業側が主に解決するところが非常に多いのかなというふうに思っております。企業進出というのは、まずはそこが大きな山になるのかなというふうに考えております。

坂井議員

あと 30 分ぐらいちょっとやりたいんですけど、質問時間があと 2 分しかないんで、ちょっと次の質問に移ります。

1 点だけ、最終的に経営者が判断するというのは、それはそのとおりなんですけれども、経営者がいざといったときに頼れる窓口があったほうが経営者は安心できるんじゃないかというふうに考えますので、そういった意見として受け取っていただければと思います。

では 2—6 に移ります。

そもそもトラブルを発生させないために事前の情報公開をすべきだと考えます。

資料 10 を御覧ください。

これは伊那市が行っている自治会ごとの入区費だったり年間の行事スケジュールになります。

それで、続いて資料 11 を御覧ください。

これもたまたま久保島議員とかぶっているんですけど、内容に相当問題はあります

けど、池田町7か条みたいな地元独自のルールの作成や公表というものが行われています。この第4条、第5条とかは、本当に、こういうことを言っているから高齢化が進むんだというふうに私は思うんですけども。

ただ、池田町が非常に誠実なのは、事前にこういうのを公表しているというのは、私は非常に、これは誠実だと思うんですよ。内容は賛成できませんけど、事前に公表するのは非常に誠実だと考えます。

したがって、企業や移住希望者に対し情報を事前に伝えることがトラブル防止に役立つと考えますけれども、地元独自のルールの作成、公表を行う意向はありますでしょうか、お答えください。

地域政策課長 町のほうも、事前にこういった情報を提供することは、議員のお考えと同様に大切なことだとまず思っております。

先ほどの伊藤議員への答弁でも触れておりますけれども、定住促進の関係で地元のルールを公表という点では、本年度から役場窓口での転入手続の際、自治会への加入を促進するため賛同する自治会長の協力を得て作成したチラシにより地元自治会の情報を事前に提供しており、このことで少しはトラブルの防止につながっているのではないかというふうに判断しております。

また、事前に移住相談に来られる方に対しましては、必要により町が間に入り自治会長につないでいくなどのサポートを行っていくよう検討しております。

議長 時間です。

[坂井議員復席]

議長 以上で本日の日程は終了いたしました。

これをもって散会とします。

お疲れさまでした。

事務局長 御起立をお願いいたします。(一同起立) 礼。(一同礼「お疲れさまでした」)

散会 午後5時53分

令和5年3月飯島町議会定例会議事日程（第3号）

令和5年3月7日 午前9時10分 開議

1 開議宣告

1 議事日程の報告

日程第1 一般質問

質 問 者	質 問 事 項
浜 田 稔	1 事業執行に際して新規技術への専門的な対応を求めるが 2 町内工業者の展示会出展補助の用途拡大を提案する 3 町内建設業の過去・現在と将来見通し、支援策を問う
坂 本 紀 子	1 農業におけるゲノム編集技術に関わる実態を問う 2 静かな社会問題となっている香害について 3 フリースクールの設置を考えてはどうか
三 浦 寿美子	1 交通安全対策について 2 高齢者補聴器購入助成事業の対象者拡大を 3 学校給食食材の供給について

○出席議員（12名）

1番	浜田 稔	2番	久保島 巖
3番	片桐 剛	4番	吉川 順平
5番	坂本 紀子	6番	星野 晃伸
7番	三浦寿美子	8番	堀内 学
9番	坂井 活広	10番	伊藤 秀明
11番	宮脇 寛行	12番	折山 誠

○説明のため出席した者

出席を求めた者	委任者																				
<p>飯島町長 下平 洋一</p>	<table border="0"> <tr> <td>副 町 長</td> <td>宮下 寛</td> </tr> <tr> <td>総 務 課 長</td> <td>大島 朋子</td> </tr> <tr> <td>企画政策課長</td> <td>座光寺満輝</td> </tr> <tr> <td>住民税務課長</td> <td>松村 和夫</td> </tr> <tr> <td>健康福祉課長</td> <td>藤木真由美</td> </tr> <tr> <td>産業振興課長</td> <td>堀越 康寛</td> </tr> <tr> <td>建設水道課長</td> <td>片桐 雅之</td> </tr> <tr> <td>地域創造課長</td> <td>久保田浩克</td> </tr> <tr> <td>会計管理者</td> <td>松澤 京子</td> </tr> <tr> <td>企画政策課財政係長</td> <td>小林 正司</td> </tr> </table>	副 町 長	宮下 寛	総 務 課 長	大島 朋子	企画政策課長	座光寺満輝	住民税務課長	松村 和夫	健康福祉課長	藤木真由美	産業振興課長	堀越 康寛	建設水道課長	片桐 雅之	地域創造課長	久保田浩克	会計管理者	松澤 京子	企画政策課財政係長	小林 正司
副 町 長	宮下 寛																				
総 務 課 長	大島 朋子																				
企画政策課長	座光寺満輝																				
住民税務課長	松村 和夫																				
健康福祉課長	藤木真由美																				
産業振興課長	堀越 康寛																				
建設水道課長	片桐 雅之																				
地域創造課長	久保田浩克																				
会計管理者	松澤 京子																				
企画政策課財政係長	小林 正司																				
<p>飯島町教育委員会 教育長 片桐 健</p>	<p>教 育 次 長 小林 美恵</p>																				

○本会議に職務のため出席した者

議会事務局長	林 潤
議会事務局書記	吉澤 知子

## 本会議再開

開 議	令和5年3月7日 午前9時10分
事務局長	御起立をお願いいたします。(一同起立) 礼。(一同礼「おはようございます」) 御着席 ください。(一同着席)
議 長	おはようございます。(一同「おはようございます」) これより本日の会議を開きます。 本日の議事日程につきましてはお手元に配付のとおりです。 日程第1 一般質問を行います。 通告順に質問を許します。 1番 浜田稔議員。 〔浜田議員質問席へ移動〕
1番 浜田議員	通告順に質問を行います。 最初の質問は「事業執行に際して新規技術への専門的な対応を求めるが」という内容 でございます。 その1、過去には、防犯灯のLED化、コロナ対策のエアコンや次亜塩素酸水噴霧選 定など、省みるべき事例があったというふうに認識しております。こういったことを教 訓としているかという質問であります。 概括的な——これで意味が通じるかというのはちょっと自信がないんですけども、 私としては過去にはやはり専門的な技術の不足からあまりよくない選択をした事例があ るのではないかというふうに思っていて、それに対してどういうふうに考えている かという点をお尋ねいたします。 〔下平町長登壇〕
町 長	おはようございます。 お答えいたします。 各種事業の執行に際しましては、事業実施時期や実施範囲、また導入機器の性能等 について各所管課を中心に十分な検討を行い、仕様や機種選定のほか、関連する補助金・ 交付金要綱等を策定するなど、所定の手順を踏んで事業を実施しております。その時々 の状況を的確に捉え、適切な判断をする中で事業実施や補助金交付要綱の制定と運用等 を進めております。 それぞれの詳細につきましては担当課長が説明を申し上げます。 〔下平町長降壇〕
総務課長	過去の防犯灯のLED化等々ということでの御質問によりましてお答えをしたいと思います。 まずLEDの防犯灯ですけれども、こちらは平成21年から22年度にかけて全町的に

実施しました。LED製品が出始めた頃でございましたので、一部に初期不良がございましたけれども、メーカー保証で10年間対応ができたこと、また有利な補助事業を活用し町の持ち出しをできるだけ少なく抑えて一体的に整備できたことから、当時の事業選択や事業実施は的確だったというふうに考えております。

なお、令和3年度からは保証が切れたことを受けて町の防犯灯設置等事業補助金において防犯灯の修繕に対する補助にも対応をしてきております。

あと次亜塩素酸水噴霧につきましては、導入実績はございませんけれども、新型コロナウイルス感染症対策で当時はアルコール消毒液が不足をしている中、代替消毒として有効性が認められた次亜塩素酸水生成器を令和2年度に国の補助事業を活用して指定避難所である4地区公民館と役場にそれぞれ設置して、平時も含めて現在も活用をしているところでございます。

浜田議員 昨日の一連の答弁をお聞きしていても転入者や企業誘致に対しても特に町側は問題なかったということでしたので、当然そういうお答えになるのかなと予想しておりました。

ちょっと細かいことになりましたけれども、防犯灯のLEDについては、私の認識しているところでは、私はその当時まだ議員になりたてで、時期尚早ではないかということをおし上げた記憶があります。

それで、結果的にどうなったかという、たしか防犯灯の台数が把握できていなくて事業執行が数か月遅れました。その結果、その間に値下がりがあった数百万円楽になったというふうなことがあったというふうに思っています。

それから、今のお話ですと、私の勘違いだったら申し訳ないんですけど、次亜塩素酸水の噴霧装置を導入しようとしたのではなかったかと思うんですけども、そういった事実はなかったのかということをお尋ねしたいと思います。

総務課長 噴霧装置のほうはお配りする予定はなかったです。消防の詰所とかには空気清浄機のほうをお配りして、集会所とかにも空気清浄機のほうをお配りして、噴霧器自体は配る予定はありませんでした。

浜田議員 それから、もう一つ、コロナ対策で各自治会の集会所に様々な対応の装置を導入するというので、自治会によってはエアコンを入れたところが幾つかあるというふうに認識しています。それで、私はこのときに外気導入型でないと危険だということをおし上げた記憶があるんですけども、実際には価格の問題もあって普通のエアコンを取り付けた自治会が多かったように思うんですね。

これは、今回は議会でもちょっとした問題が起こりましたが、エアコンはかえって外気を取り入れることに対して消極的になってしまう結果、空気感染を引き起こす可能性もあるということで、本来であれば、町はそのあたりはもっと適切な指導をするべきだったんじゃないかと、単にエアコンを入れたことに対してはやはりブレーキをかけるべきではないかというふうに思ったんですけども、この点はいかがだったんでしょうか、お尋ねします。

地域創造課長 国からの交付金を活用しまして集会施設へのエアコン設置に対する補助を行った事業



でございますが、当時も他の議員さんから一般質問でミスリードではないかという表現で御指摘をいただいております。その答弁としましては、ミスリードではない、ただしコロナ対策としては完全ではないので、県の指導で「日常生活のすゝめ」というのが出ていたんですが、その中でも換気をしっかり、定期的に換気をしなさいよと、エアコンを使う場合は換気をしなさいよと、そういう指導が出ておりましたので、それを併せて自治会に配布しまして、文書として、コロナ感染の対策を取ってきたという経過がございます。

浜田議員

町側の対応には手落ちがなかったということであります。まあ、この辺は平行線ですので……。本当に検討に問題なかったのかということについては若干疑問が残ります。

ちょっとお手元の資料で、まずLEDについてお話ししたいと思うんですけども、当時の防犯灯、実際には住民の方から幾つか意見がありました。LEDの光というのは直進する性格が強いもんですから、広い範囲を照明できないとか、それから故障もそれなりにあったと思っております。

それで、もっと早まって入れたところがありまして、お手元の資料に「LEDの弱点」と書いてありますけれども、LEDの弱点は幾つかあるんですけども、1つはフリッカーと言われる現象ですね。LEDは連続的に点灯しているわけではなくて、1秒間に100回とか120回とか、その地域の電源周波数によりますけれども、点滅を繰り返していると、これは非常に目に刺激的で、実はかなり早い時期に導入した札幌市役所は健康問題が発生しました。

1枚おめくりいただいて資料の2ページ目ですけども、法の空白地帯でLEDトラブルということで、結局、役所の中に9,000本の蛍光灯を入れたんですけども、目が疲れるですとか気分が悪いとか、業務に支障があるといった職員からの訴えが約7%に及んだと、調査全体としては40%が何らかの問題があるというふうに職員の間アンケートで得られたということのようです。

その理由は技術的になるんであまり触れませんが、左下のほうにオシロスコープのグラフがありまして、点灯の光の強さっていうのはこのグラフに見るように山を描きながら明るさが変化します。

それで、これが非常に目にとって刺激だと。実は、古い形の蛍光灯、グローランプ方式という点灯までに数秒間かかる方式ですとか、その後に出てきたラピッドスタート形という蛍光灯も実は同じような現象があるんですけども、蛍光灯の場合には蛍光塗料が塗ってあって、これはかなり残光があるんでLEDほどきつくなかったということなんです。

それで、今の蛍光灯は高周波点灯をやっておりますので、こういった現象は全くありません。ところが、LEDは依然としてこの問題を残しているんです。

それで、慌てて2年後に——あ、1ページに戻っていただいて、2012年に電気用品安全法、PSE——よく見る電気製品には必ずマークがついていますけれども、これでLEDの規制が始まったと。

ただし、この規制はかなり緩いもので、ちらつきが消えるほどではなくて、ちらつき

がないことという非常に日本語的な表現が中心になっているようなことでした。

それで、もう一つは、LEDの弱点として演色性というのがあります。

これは、蛍光灯の場合には蛍光塗料の配合で比較的自然な光が出せて、とりわけ美術館等で絵を照らす場合には、演色性の非常に高いAAAですかEEEですか、そういう蛍光灯じゃないと絵がきちんと見えないということなんです、LEDの場合にはコストダウンの必要性もあって、実は青いLEDだけを作って、そこから今度は黄色の波長を発生させて、混ぜて白にしているという構造になっているんで、光の色としては不自然なんですね。ですので、これも用途によってはいろんな問題があるというふうに思っています。

それで、先ほどの補助制度等も活用してということなんですけれども、これについても私自身は疑問を持ってまして、資料1の一番下のほうに製品ライフサイクルっていうのが書いてございますけれども、多分、全体としては導入期、成長期、成熟期、衰退期というふうに、1つの商品はこういうライフサイクルを描くと考えられています。

それで、売上高は成熟期でほぼピークに達すると、そこから先は利益がどんどん下がって行って価格競争だけに陥っていくと。

一方、導入期はそういう状況じゃないもんですから、ある意味、政府が様々な補助制度を計画して需要を高めるといって誘導をすることもあります。

それで、実は飯島町のLED防犯灯はこの時期に当たったんじゃないかというふうに思っています。

私がおのときに反対した理由の1つは、当時は多分電気製品は大体3年で10分の1ぐらいに値下がりすると、なので早まる必要はないんじゃないかということをお願いしたんですけれども、一方で、伊那谷で町がトップを走るんだというふうな意見もありまして、防犯灯の早期設置に至ったということで、私は町の経営としては決してポジティブなやり方ではなかったんじゃないかなと。

その結果、さっき申し上げたように導入が数か月遅れただけで数百万円の費用が浮いたという——これは確認していただければ分かると思いますけれども、そういう結果に至ったということです。おまけに故障率も多かったんじゃないかと思います。

ですので、業界の流れ全体を見れば、私は依然としてこれは時期が早過ぎたのではないかというふうに思っているんですけれども、その後の故障率とかも含めて、現状はどうなっているかについて改めて伺いたいと思います。

総務課長

故障率とかは今のところちょっと分かりませんので、調査をしてまいりたいと思います。

浜田議員

最近でもまだ何%か故障が起きているような気がしてまして、やはり十分に磨かれた製品ではなかったのかなあというふうに私は考えています。

1—1は、そういうことで、町側の認識とは残念ながら平行線になったようなんですけれども、時間も限られておりますので1—2のほうに進みたいと思います。

2は、先ほどの製品ライフサイクルのことも含めて、政府の補助制度などに惑わされずに最適な選択をすべきである。そのほうが結果的にはコストダウンにもつながるんで

はないかというふうに私は思っていて、自主的でかつ専門的な判断を行う庁内システム、所管部署じゃなくてもそれぞれの分野にお詳しい方がいらっしゃるでしょうし、場合によっては外部の方をお招きして導入する新しい技術についてのヒアリングを行うとか、そういうことをして、特に新しい技術に対しては慎重を期すべきだというふうに思っております。

今のDXですとか、さらにQXっていうのもありますね、クオラムトランスフォーメーションっていう量子コンピューターによる技術だとかいうふうに言われていますけれども、あっという間に入ってくる可能性もあるかもしれません。そんなふうに技術の革新が大変早いものですから、やはり行政としてもそのあたりについては十分対応できる体制をつくるべきではないかというふうに思いますけれども、この全般についての御意見をお伺いしたいと思います。

副町長 補助事業関係、事業関係の執行に際しましては、事業の目的が達成できるように常に慎重に研究、検討を行うということは必要だというふうに思っております。適切な発注を求めるっていうことになりますと、やはりそこで研究する必要があるだろうというふうに思っております。

専門的な判断を行う庁内調整システムっていうのはどういう形か分かりかねますけれども、現状は、やはり担当課、担当を中心に情報収集をしております。

それで、分からない場合は、国、県の専門ですとか、御紹介願ったそういうところへ聞いたりとか、先進地でも聞いたりとか、そういうことをしております。

なかなかほかのシステムの中でそのところは専門的に情報システムを組んでいくっていうのは難しいっていうこともございますけれども、意見を聞きながらいろいろな視点で事業内容が妥当かどうかということは必ず検討してから事業執行に入るというふうにしております。

今、議員がおっしゃいましたように、技術革新は常に進んでおりまして、事業の執行に際しては、新技術に伴う事業に限らず、情報収集と研究は必要だというふうに考えております。それは業者選定委員会の中で常に課長たちに申しておりますので、いろいろな面で情報収集っていうことは重要だということで捉えております。

これからは他の視点からの意見も必要だとなれば取り入れながら、場合によってコンサルだとか、そういうところを頼みながら、補助的に。執行に対して最適な事業ができるようにやっておるつもりでございます。

今後より一層慎重に取り組んでまいります予定でございます。

浜田議員 今回の予算案の中にもかなり技術的にそれが妥当な投資かということについて懸念される事案も含まれているようですけれども、その審査の中でまた改めてこういった点については執行部の考え方をチェックしていきたいと思っております。

それでは2のほうに移ります。

「町内工業社の展示会出展補助の用途拡大を提案する」というのが2番目の内容です。

実は私は2期続いて商工会の工業部会の役員をやっております、それで、御存じのように、このところ展示会がコロナのために開催されなかった、あるいは開催されても

どうやら4割ぐらいにとどまっているということが続いています。

それで、もう一つ、町内からの出展も特定の企業に限られていて広がりやを欠いているというところも残念なわけであります。

そこで、こういったことに対して、まず現状打開の施策を町側としてはお持ちなのかどうかお尋ねいたします。

産業振興課長

まず現状の確認ですが、議員の御指摘のとおり、この3年はコロナ禍にあつて展示会への参加を見送る、またはオンラインへの商談会へ切り替えている企業があると、飯島町商工会から聞き取りを行い、把握をしておるところであります。

また、開催できた展示会についてもコロナ禍で一般の来場者が激減し出展の効果が合わなかったという声も聞いております。

数制的なことを少し確認しました。

令和4年度に限って言えば、一般の来場者数も幾分回復していたようでございます。

それで、飯島町からの出展についても7回の展示会に延べ8社が出展をされたようでもあります。これは、令和3年度は3回の展示会に延べ4社の出展と比較して2倍程度、取組は戻ってきているのかなというような状況でございました。

現状打開策という点でございませうけれど、こういった中で、町としましては、2月末で受付を終了したんですけど、飯島町営業力向上事業支援補助金、これを行ってきたところ、製造業でいいますと10社余の業者から申請をいただいて、その中身を見ますと、ホームページを新たに構築したり、企業パンフレットの印刷などを行い販路拡大や知名度向上のための広告宣伝事業を実施してきたところもございました。

また、違う面から申しますと、多くの企業が抱える問題として慢性的な人材不足が挙げられます。対外的な広告宣伝に加えて、上伊那広域のところで行っておりますけれど、就職フェア等への参加や、企業見学会などを実施して自社の魅力を地域に知ってもらう取組を地道に行うことも現状打開につながるものと考えております。

町としましては、今後、新型コロナが5類に引き下げられることとなれば企業の営業活動も復活してくることが予想されますので、現行の工業振興展参加事業補助金を有効に活用いただき、商工会と連携してさらなる企業振興に努めてまいりたいというふうに考えております。

浜田議員

じゃあ、今の補助金の全体像について金額的なものを御説明いただけますでしょうか。

産業振興課長

細かい数字につきましては9月に行政報告書に基づいて説明をさせていただいておりますけれど、町としましては、事業費の2分の1、上限200万円まで補助を行っておりますところでございます。

浜田議員

たしか、あとほかに商工会から同額の補助だったという認識しています。つまり400万円ぐらい。これについては、私もかなり増額を要求してきた責任もありまして、現状を大変憂いております。

その中で、展示会の重要性は改めて確認するまでもないと思うんですけども、私自身が実は展示会の説明委員を何回も務めたこともありますし、逆に視察も続けていたことがあります。

それで、展示会のメリットというのは、ホームページやなにかでもう既にきれいにまとめた情報ではなくて、かなり生々しい各社の開発状況やなにかが分かるということですね。というのは、説明なざる方は大体係長クラス、要するに技術の一番熱いところをやっている方で、展示に行くほうも大体そういうレベルということで、お互いにブースで議論すると、ここまで言っているのかなというふうなことを言いながら、かなり表には出てこないような情報も手に入る。それから、思いがけないところが思いがけない開発をしている、あるいは技術を持っているということも分かってきます。

私が伊那谷の工業で1つ大事ななあと思うのは、新しい顧客獲得ということももちろん大事なんですけど、今課長がおっしゃったようなことも含めて人材の確保、それは新しい人材を確保するというのももちろんなんですけれども、実は企業連携がかなり有効だと思っているんです。今までは、やはり親会社の下にぶら下がっている中での仕事にとどまっているところもありますけれども、そうではなくて、横に連携して事業の幅を広げるということも可能性を拡大するんだらうなあというふうに思っています。

これは実は私の体験で、実はある上伊那の企業にかなり深く関わっていて、そこが今は2社の連携を実現していて、3社目とお互いにウィン・ウインの関係になるような話が進んでいます。その機会もやはり展示会の1つの可能性かなあというふうに思っているわけです。

それで、そういう背景の中で——2—2になりますけれども——商談や企業連携に直結する技術として、御存じのように、言うまでもなくインターネットの活用ということが考えられるわけですが、先ほどの補助金400万円を個別の企業に対する補助金に限定するのではなくて、例えば町の工業部会全体が1つのメタバースといいますか仮想空間をつくって、そこで町の工業の生々しい実態を尋ねてきた方に紹介するとか、あるいは展示会に名前を連ねている企業に限定して広告を打つとか、あるいは先ほど言ったような仮想空間でもって交流を行うとか、こういったことにも補助金の用途をこの際拡大したらどうかと。

あるいは、そういうシステムをつくるアプリケーションのメーカーに、多分数百万円ぐらいで形にはなると思うんで、そういった試みも展示会の従来の枠を超えて活用してはどうかというふうに考えているわけです。

今、お手元の資料の4ページ目、「メタバース幻滅の先に」というのを並べていますけど、これは実は昨日付のビジネス週刊誌のトップの記事です。

これは、御存じのようにフェイスブックがメタという会社に変えて、それで仮想空間での市場の創出に乗り出したと、一旦株価は下がって、また今年になって多少は上り始めているようなんですけれども、例えば今でも機械の操作を習得するのに仮想空間で、私もやったことがありますけど、ゴーグルをかけて、それで手袋に手を入れて、それで操作をすると、本当に現実、ちょっと気持ちが悪いくところもありますけれども、現実を操作しているように見えると、そういうのが既に技術としては確立されています。

それで、あるいは登場人物、お手元の資料の下のほうの青いところに人間がうろろうしている図がございますけれども、これは実は実物ではなくて、仮想現実の中をうろろう

ろしている人間で、この人たちが自分の好きな人物に扮して、右側に眼鏡をかけた女性ですとかいろんなものがありますけれども、そういうことで交流し合うっていうことも可能になっています。ハグしたらその感触まで伝わるみたいな技術もあるみたいですけども。

それで、ちょっとこれは冗談でやったんですけど、一番下は、実はこれは私です。これは実は簡単にできまして、議員の皆さんの持っているタブレットでZoomを使うと、実は自分の好きなお面をかぶることができて、これは私が眠そうな顔をしていたりちょっと口を開けたりというふうに人物が動くとおりにアバターが動くということになっています。これはちょっと遊びかなと思いますけど。

ただ、いずれにしても、2段目のところに書いてありますように、既に設計、それから製造・施工管理、販売、メンテナンス等、かなりの部分を仮想空間でできるようになっているということもあるんで、そういった技術の活用という意味も含めて、2—2に記しましたように、様々なこういうインターネット空間のもっと1つ高度な活用に補助金の枠を広げてはどうかというふうに思うわけですけども、町側の見解をお尋ねいたします。

産業振興課長

ただいま議員より仮想実装等のお話を伺いました。

企業が商談をオンラインで行うことは今後一層増えてくることが予想されます。

また、自前のホームページやECサイトを上手に運用することで自社製品の情報がより多くの方の目に留まるようになり、販路拡大につながってくるというふうに考えております。

現行の工業振興展参加事業補助金というのは、工業展への出展に多額の出展料が発生するため、町と商工会が連携して補助を実施してまいりました。

今後についてでございますけれども、ただいま議員より幾つかの提案をいただきました。その内容、効果等を十分検討させていただいて、今後につなげていきたいというふうに考えております。

浜田議員

私の個人的な思いつきのような言い方でお話ししましたけれども、実はこの件は工業部会の役員の間でそれなりに議論しまして、それで、これは議会にも提案したいということで合意を得た内容ですので、ぜひ具体化するように検討することを求めて、3番目の質問に移ります。

3番目は比較的取り上げることが少なかったかなあと感じて心配しているんですが、町内の建設業の過去、現在、それから将来の見通しについて、それから建設業への支援についてお尋ねしたいと思っております。

第1に、まず町内の建設業の皆さん——この間の雪なんかでは大変な御協力をいただいていると思うんですけども——まず町発注事業への町内企業の落札率が過去15年間でどのように推移してきたのか、件数、それから落札金額——総額ですね、これについてどういうふうに見ているのか、この点についてお尋ねいたします。

企画政策課長

それでは、平成19年度から令和3年度までの15年間の町内建設業者への発注状況とということでございます。

水道事業を含みます建設工事について申し上げます。

まず落札率についてでございます。最低の落札率、年度の平均でございますが、平成20年度が93.6%、最高が令和2年度の97.5%、15年間の平均では96.3%となっております。

次に発注件数でございますが、平成20年度の94件をピークに徐々に下がっておりますけれども、平成26年度が22件で最も少なくなっております。その後、再び増え続けておりまして、令和3年度は62件にまで増加しております。15年間の平均では52件になります。

発注金額でございますけれども、平成19年度から23年度までは公共下水道事業や地域介護福祉空間整備事業などによる集会所の建設等がございましたので年間5億円から6億円台の発注が続いておりましたが、その後、減少しておりまして、平成26年度・27年度が最も少なくなっておりまして9,000万円台となっております。その後、28年度以降は2億円から5億円の間を推移している状況でございます。平均ではおよそ4億円となっております。

なお、先ほど15年間で最も少ないと言った26年度27年度でございますけれども、そのうち27年度につきましては道の駅田切の里の建設がおおよそ3億5,000万円ありましたが、これは町外企業を含みます共同企業体であったため、先ほどのところからは抜いておりますので、御承知おきをお願いいたします。

所見ということでございまして、まとめますと、件数ですとか発注金額につきましては年度ごとに実施計画や予算に基づきまして事業量の大小がございまして、

落札率につきましては、個別に見ましても落札率が極端に低いといった過度な価格競争によるダンピング受注の事例は発生していないというふうに認識しております。適正な入札契約が履行されているものと認識しております。

浜田議員

落札率については適正な価格といえますか、業者たたきのようなことにはなっていないような数字は理解いたしました。

それで、全体の金額の推移がちょっと今いただいた数字では頭の中でよく見えないんですけれども、例えば4年刻みぐらいで取った場合に、それは単なる変動の範囲にとどまっているのか、あるいは例えば4年、例えば3年で5つに割っても結構ですけれども、そのくらいで見た場合に安定して横ばいなのか、先ほどのちょっと例外的な田切の道の駅は除きまして、あるいは全体的な傾向で何かあるのか、それから例えば町外と町内の企業の受注金額総額で変化があるのかどうなのか、これが私はよく見えないんですけれども、町を歩いていてちょっと気になったのは、どちらかという町外の企業さんの看板が目立つというところでこの質問に至ったんですけれども、このあたりはどういうふうに数字的には抑えておられるんでしょうか、お尋ねします。

企画政策課長

先ほど申し上げましたとおり、道の駅や給食センターなどの大型事業があるときは、やっぱりそのほかの事業を抑えるといったようなことも、全体の事業量をあまり突出した形にしないような形で年度予算を組んだりもしていることもございます。

先ほど申し上げましたとおり、15年間の平均でいきますと4億円程度は町内企業で発

注させていただいているということになっております。

先ほどのように少ないときには9,000万円ということで、1億円くらいから、多いときは5億円台になっておりますけれども、平均では4億円くらいっていうことでございます。

それで、町外企業さんが目立つというようなことも今お話がありましたが、こちらは入札の結果っていうことでございますので、こちらでどういうっていうことではなく、結果的にそういったことかなというふうに捉えておるところでございます。

浜田議員

なかなか難しい問題だとは思いますが、しかし、町内企業さんっていうのは、やはり直接の事業のほかには町全体の景観を維持する、それから安全を維持するというふうな点では、やはりそれなりの処遇をしてもらいたいというふうに私としては思うわけでありまして。

それで、特に後継者問題とか、それぞれの企業さんがお抱えのところも若干見ておりますので、そういったところへの町の底上げといいますか、工業、商業と並んで町内企業の活躍の場を展開するということについて特段の配慮を求めるものであります。

それから、2つ目、3—2でありますけれども、バイオマス事業への展開も考えられると私は思っております。

それで、昨日の一般質問も含めまして、バイオマス事業は企業誘致でないと無理だというお話があったんですけども、私はそうではないんじゃないかというふうに思っているんですね。

たしか町の計画の中に割りと小規模なバイオマス発電を考えるというふうな話もあったと思います。それで、これは企業誘致しないとできないのかということなんですけども、私はそんなことはないんじゃないかと思っております。

それで、どうしてかといいますと、かつて飯島町にバイオマス事業を民間企業がやろうという計画があったとき、詳しい情報は発信されませんでしたけれども、私が認識しているところでは、まず発電量は2メガワット——2,000キロワット、それから事業費は、あまりあからさまな数字はなかったように思いますけど、私が認識しているのは30億円、それで、たしかこの付近にペレットをガス化して、それをディーゼルエンジンで発電するという計画だったと記憶しております。

発電装置の価格は、もちろん交渉事ですから中身は分かりませんが、事業全体が30億円であるとする、そこに11基のガス化装置とディーゼルエンジンを配置するということでしたので、仮に30億円のうち22億円が——計算を簡単にするために——その設備に使われて、それ以外のところが例えばペレットを蒸し焼きにするとかいろんなところに使われたとざっくり仮定したとすると、1台2億円ぐらいの発電機というふうに大体推定できるわけですね。それで、そのときの発電機が、たしか165キロワットだったという数字が頭に残っています。

それで、実はそのメーカーは新しい市場開拓も考えていたのか、小型の50キロワットの発電機を既に開発しています。つまり先ほどの3分の1です。そういうふうに考えますと、発電機の1セットがさっきの2億円の3分の1ぐらい、要するに1億円に届か



ないというぐらいの発電機になって、それで発電量は50キロワットですので、実は私も関わっている町の自然エネルギーの要するに公設民営の会社がやっている太陽光パネルとほとんど変わらない規模になります。太陽光パネルは1日に3時間半ぐらいしか動きません。それに比べて水力ですとかバイオマスは24時間動きっぱなしなんで、ざっくり5倍になるわけです。

それで、町内の太陽光パネルはこの西庁舎ですとか石楠花苑ですとかというところにつけているんですけども、これがさっき言った50キロワット弱です、低圧連携するために49.5キロワットになっていますけれども、それが大体5基ぐらいあります。それで、この事業を立ち上げるときの費用が、たしか7,500万円ぐらいでした。

ですので、50キロワットで発電するというのは、事業規模としては決して民間企業を導入しなければできない話ではなかろうというふうに思っておりますし、実際のその程度の事業は公設民営の会社が推進しています。

それで、これは、おまけにその大体2倍強の熱が出ます。もともとの30億円の事業のときの熱っていうのはすさまじいもんで、数ヘクタールのビニールハウスを賄えるぐらい、あるいはプールを本当にそのまま続けたら熱湯になってしまうんじゃないかというぐらいの熱量を出していたんですけども、50キロワットぐらいでしたら、例えばB&Gのプールを温水プールにするぐらいの程よい熱が出るのではなかろうかというふうに考えています。

それで、この事業は水力とか太陽光なんかと違って雇用を生む事業なわけですね。フィット価格——固定価格買取制度のバイオマスはたしか50円前後高かったと思います、水力が30キロワットですので。ですので、この事業を展開すれば山をきれいにするという仕事も出てきます。

その一方、実は飯島町の山というのは、もうここ四、五年、全然植林もされていないんですね。それで、樹齢も多分平均すると50年ぐらいじゃないでしょうか。この間カーボンゼロのキックオフのときに来られた先生にお伺いしたら、もうそのぐらいの樹齢になると、実は二酸化炭素を吸わなくなるということで、緑に見えるんだけど、実はあれはカーボンゼロにはほとんど貢献しない年齢の木だというお話でありました。

ですので、その効果も含めて考えると、この事業化というのは可能ではないかというふうに私は思っているわけです。

それで、昨日の御答弁では企業誘致が必要だということだったんですけども、それは先ほど言ったような例えば2,000キロワットの話であればそうなんですけれども、このめどがあっておっしゃっているのかどうなのか。

その具体的なめどがないのであれば、逆に自力でやって、それで、あわせて、これは、今の建設事業の方々はかなり山際のところの作業もなさるんで、実は資格も持っておられます、森林に関する。それで、それなりの機械も持っておられます。ですので、ここを、新しい産業の拡大も含めて、それからカーボンゼロへの貢献も含めて、それから、もしB&Gに使えるのであれば高齢者の健康増進も含めて、程よい事業化の規模ではないかというふうに思うんですけども、こういったことについてどうお考えなのか、見

解をお尋ねしたいと思います。

地域創造課長

まず1つ、議員の今のお話の中にもありました2メガ級の大きなもの、2メガ、大きなもの、これについては、もう材の確保がまずできないということがネックでありまして、これは実現性がないんじゃないかというように我々も今判断しておりますので、この事業を進めるというのはちょっとないのかなあというふうに思っております。

ただ、今実現可能性調査をしておりますので、その報告書をもうちょっと詳しく見てみないと分かりませんが、その提案の中でも大きなものはちょっと無理だろうというふうな、中間での話でもそうっております。

じゃあ小型のものはどうなのかっていったときに、ガス化の小型のものも世の中には——結構視察でも見に行ったりして——ありますけれども、こちらについては、やっぱりしっかり稼働が順調に進んでいるところが全国を見てもあまりないというところで、なかなかうまくいっていないのかなという課題があるということ。

それで、議員がおっしゃられたのは、直熱といいますかの発電っていう形、ガス化ではない発電ということだと思うんですが、そういったものは、今は2メガ級の大きなものはあるんですけども、小型のものが出てきたという今議員のお話なので、ちょっとそれは研究させていただかないとちょっと分からないというのが現状でございます。

いずれにしても、材がどのくらい確保できるか、林業事業体でやっていただく今現在搬出している量などから考えるとこのくらいっていうのが出てまいります。ただ、新しい事業を起こすときに林業事業体も新たに設立すると、その事業体がやるとなれば、またこれはプラスアルファで出てくる部分もございますので、そういったちょっと仕組みを考えながらやっていかなきゃいけないのかなと、議員がおっしゃるとおり可能性はあるんじゃないかなというふうに私も思っております。

浜田議員

分かりました。

私が提案しているのはガス化です。それで、これも、先ほどの2,000キロワットはこれを11台並べてなんですけれども、その1台分をさらに3分の1に小型にしたもので、これは技術としては事情に実績のある技術、同じブルクハルト社の装置を私は申し上げているわけでありまして。

ですので、ぜひ事業化の検討の詳細を発表いただきたいと、それはそんなに難しい話ではないと思いますし、それから担い手は、そんな形で公設民営の会社でももちろんできますし、新しい事業体を立ち上げてもいいですし、収支計算もそんなに難しいことではなからうし、あるいは建設業の方に入っていただいてもいいですし、いろんな枠組みがあると思いますので、早期の検討を求めて、質問を終わります。

〔浜田議員復席〕

議長

5番 坂本紀子議員。

5番

坂本議員

それでは通告に従いまして一般質問を行います。

今回は3つのテーマで、1番目は「農業におけるゲノム編集技術に関わる実態を問う」、2番目として静かな社会問題となっている香害——香りの害について、3番目は「フリー

スクールの設置を考えてはどうか」であります。

まず初めに1の「農業におけるゲノム編集技術に関わる実態を問う」であります。

これは、1865年にメンデルが、生物体は細胞によって構成されていて、その細胞の中に核があり、その中に含まれる染色体に遺伝情報が蓄えられているというメンデルの法則を発表しています。しかし、それが証明されたのは1900年になり顕微鏡の発達によるものでした。

1953年には核の構造——DNAですが、のデオキシリボ核酸の二重らせん構造が発見され、1978年にはヒトの174の全ゲノムの塩基配列が解明され、現在、医学、動植物の分野での応用や研究が進んでいます。

植物においては、1980年代から遺伝子組換え技術により、アメリカでは除草剤耐性、害虫抵抗性などのトウモロコシ、菜種、大豆、綿などが実用化され、20年以上がたちます。これには1品種の開発にかかる年数と許可を得る年数を足すと16.5年、そして開発費と許可費用で156億4,000万円ほどかかっています。

遺伝子組換え作物はGM作物と言われておりますけれども、これは2019年のデータによりますと栽培面積の多い国順にアメリカ、ブラジル、アルゼンチン、カナダ、インド、パラグアイ、中国と、世界29か国で栽培されております。

トウモロコシの栽培面積に対するGMの割合は31%ですが、大豆においては74%がGMであり、菜種は27%、そして綿においては79%がGM作物となっております。

日本では飼料用のトウモロコシ、油用の大豆、菜種などが遺伝子組換え作物として輸入されておりますが、国内では食用の商業栽培は行われていません。平成15年に国際的枠組みのカルタヘナ法が公布され、規制措置が取られています。

1996年に遺伝子組換えとは違ったゲノム編集技術が開発され、2012年には2人の女性研究者によってクリスパー・キャス9を利用した画期的なゲノム編集技術が作り出されています。従来の品種改良だと30年ほどかかったものが、遺伝子組換えでも8年から10年かかっていましたが、それが二、三年で開発される技術となっております。

では、遺伝子組換えとゲノム編集では何が違うのかといいますと、遺伝子組換えは、植物のDNAに別の生物、つまり動物や微生物などの遺伝子などの導入も可能となる技術でございます。しかし、ゲノム編集は、その生物のDNAの特定の塩基配列をはさみの役目のクリスパー・キャス9を使って切断し、修復ミスによりできた突然変異から生物の性質を変えていく技術となっております。遺伝子組換えは自然界では起こり得ないことを人為的に操作するのに比べれば、1つの生命体の中で行われるゲノム編集技術のほうが安全であると言われております。

現在の厚労省の見解ではゲノム編集での商品開発のうち塩基配列を酵素で切断することについてはカルタヘナ法に当たらないとされていて、登録すれば商品表示義務がありません。

2022年1月に農水省に届出が受理された現在のゲノム編集技術によつての食品は、血圧上昇抑制高蓄積トマト、これはギャバトマトと言われておるんですけども、加工用のトマトのシシリアンルージュを改変したものとなっております。また、可食部増量マ

ダイ、骨が細くなり肉質を増やしたマダイになっております。そしてもう一つは高成長トラフグ、同じ時期、同じ育て方のトラフグより 1.9 倍も大きくなるというトラフグでございます。

こういった遺伝子組換え技術とゲノム編集技術の違いを述べましたけれども、1—1 であります。町内の農業者はこういった知識を持っているでしょうか、その点をお尋ねしたいと思います。

〔下平町長登壇〕

町 長

お答えいたします。

おいしい農作物や病気に強い品種、気候変動に強い品種など、よりよい農作物を生産するためにたくさんの研究者が品種改良に取り組んでまいりました。そのような取組の中に遺伝子組換えやゲノム編集があります。

遺伝子の解明は進んでいると言われますが、まだまだ未解明のところも多い研究分野であります。

また、一般的な知識の中で理解するのは非常に難しい専門知識であると言えます。

ただいま坂本議員からる御報告いただきましたけれども、それさえも専門書等を開いて勉強されたことかというふうに思います。したがって、一般的な知識の中でそういった知識があるとはなかなか考えづらいなあと思います。

御質問にありました農業者の遺伝子組換えやゲノム編集の知識の実態につきましては、把握はしておりません。

〔下平町長降壇〕

坂本議員

今、実態は把握をしていないということでした。

確かに把握していないということはそうなんですけれども、非常に専門的な知識ではありますけれど、これが今の植物界、そして医学界でもどんどん進んでいるということではあります。

それで、医学界においては、逆に言えば今まで治らなかったような病気も組織細胞によって治すことができるというよい方向という形の中で進められていますけれども、植物界、食べるものにおいては賛否両論が非常にありまして、それで、私自身は、どちらかという、どちらの技術も、安全性においては 100%ということはありませんので非常に疑問を持っております。そういう私自身は実際に農薬に対してもそういうことを感じておりますので、農薬を使わず、自然の堆肥などを使って農業をやっているわけですから。

そういう中で、やっぱり遺伝子組換えが進んでされてきたアメリカでさえも、現在の状況を見ますと、20 年以上がたちまして、アメリカの中では食べている人たちに何ら医学的な所見は見つからないというふうに言われておりますけれども、アメリカ国内では 2011 年から各地で反対運動などが起こった関係で遺伝子組換えの表示を食品に義務化させるという運動が起こってきております。

この運動の広がりによって 2015 年には 33 の州で法案の審議が行われておりまして、そして 2022 年になりましてアメリカ国内で法律としてバイオ工学食品の情報開示義務

が決定されまして、それが法化されました。このことによりバイオ工学食品には商品シールというのを貼るということが義務づけられております。これで消費者の知る権利と選ぶ権利が保障されたこととなっております。

12月臨時議会では食の安全を守るため小学校においてゲノム編集でつくられた先ほど言いましたギャバトマト、血圧上昇抑制高蓄積という名前なんですけれども、シシリアンルージュハイギャバのトマト苗を受け取らないことを求める請願が生活クラブ生協の子どもを育てている母親の方々から出されて、町の議会は採択しております。

日本では、現在、ゲノムの編集技術で開発された商品において表示義務はありません。消費者も生産者も選ぶ権利は保障されておられません。

ゲノム編集技術というのは、種、苗、生産物、全てにおいて今後出てくる問題となっております。

それで、生産する過程で出てくる問題というのは、やっぱり受粉ってということなんですよね。ゲノム編集されているということが分からないで買ってしまうと、在来種との受粉ということで、在来種を守ってきている方々、そういった方々たちが知らない間に自分の作ったものが別の形になってきてしまうという可能性の拡大を懸念しております。

そういうためにも、新しい技術ではありますけれども——厚労省のホームページで文章をよく読みますと、100%安全とは書かれておりません。そういった中で、やっぱり選ぶ私たち生産者、消費者にとっても非常に勉強していくってということが大事だと思うわけで、1—2に行きまして、今、町長は知らないだろうという話でしたんで、ぜひ生産者や消費者にも勉強会などを行うことを求めたいと思いますが、どうでしょうか。

産業振興課長

遺伝子組換えやゲノム編集技術につきましては、現在も未解明なところが多い研究分野でございます。まずは専門機関による研究の内容などを今後も注視していく中で、国や県の動向などを見ながら考えていきたいというふうに思っております。

坂本議員

ぜひ、生産者、消費者共々、機会を捉えては、こういう今後はパンフレットとか、そういうもの出てくると思いますし、機会があれば、ぜひゲノム、遺伝子組換えについての勉強会をしていただきたいと思います。

次に2番目に行きます。

静かな社会問題となっている香害、これについてですけれども、生活における科学的な香料を含む柔軟剤、洗剤、芳香剤、シャンプー、化粧品、整髪料などから少量の香りであっても長期間浴び続けると体内に薬物が蓄積し、あるとき急に具合が悪くなり、下痢やめまいなどを引き起こしてしまう化学物質過敏症になってしまう子どもたちや大人がいます。

先日の中部伊那町村議会の議員研修会で中川村の中学校の1クラスで発生した事例の報告があり、香りの害になってしまった生徒さんは、クラス全員の話し合いの中で皆さんにそういうものをなるべく使わないで——使わないというか、そういうふうにして何とか匂いを減らす工夫をしていただいて学校生活に戻ることができたという事例の報告がありました。

2—1であります。

保育園や学校や役場で香害が問題になった事例はあるのでしょうか、それについてお尋ねします。

総務課長 保育園、それから学校、役場で香害が問題になった事例でございますけれども、今までにそのような事例はございません。

坂本議員 ないということでした。

私も何人かに、職員の方たちにも聞きましたけれど、それはあまりないということで、中には柔軟剤は使っていないという方もいらっしゃいました。

次の2-2に行きます。

香害における化学物質を調べていると、特に洗濯における柔軟剤の影響が大きいようであります。

また、現在、海洋汚染でよく言われておりますマイクロカプセルというものがありますが、これが除草剤や肥料、そして生活のあらゆるシーンで使われている香料にもマイクロカプセルが使われております。

香料のマイクロカプセルの大きさは花粉などよりも小さく、マスクの間を通り抜けるくらいに小さなプラスチックのカプセルであります。柔軟剤のキャップ1杯に1億個も入っているということがございます。

これは洋服の繊維に絡みつき、1度使ってしまうと何度洗ってもなかなか香りが落ちないようなふうになっております。それが風に吹かれたり物に触れたときに飛び散ったり洋服の表面で破裂したりして香りの継続性がつながるように、何か作られております。

化学物質過敏症になった方は、1回使ってしまったものを落とそうとして何も入れないお水で何度洗っても香りが取れないでなかなか困ってしまうという報告があります。

2-2であります。

柔軟剤の影響が大きいので公共施設での使用は注意を払う必要があると思いますが、現在その点はどのようにしているのでしょうか、また今後の対応を求めますが、どうでしょうか。

総務課長 公共施設でのということなんですけれども、まず役場では主にモップ等の清掃用品の洗濯を行っていますが、洗剤のみで、柔軟剤は使用しておりません。

それから、保育園では、子どもの汚れた服は水洗いをしております。調理員のエプロン等は、やはり洗剤のみで洗濯を行っているとのことでございます。

学校でございますが、保健室でシーツやタオル等を洗濯していて、柔軟剤を使用している学校と使用していない学校とがございます。

また、学校給食センターは静電気発生防止に使用しているとのことでした。

使用状況は施設によりそれぞれで、先ほど申し上げましたとおり、今のところそれぞれの施設で問題になった事例はないわけなんですけれども、今後は、状況に応じてそういった香りの強い柔軟剤等を使用しないなど、検討を行ってまいります。

坂本議員 やはり多少は、今のお話ですと使っている場所もあるようでございました。

化学物質過敏症になったら本当に――過敏症の患者の方のお話を聞きましたけれども、仕事も辞めて、それで転職もして、なおかつアパートも変わって、大変な思いになって、

生活環境を全て変えてもなかなか元に戻っていないという被害者のお話も聞きましたので、そんなふうになる前に、最初の段階で、使わないでよければ洗剤のみにとどめていただければと思います。そういう努力もしていただきたいと思います。

2-3に行きます。

現在のところそういう状況だということは今の答弁で分かりましたけれども、香害に対する知識を広く一般の方たち、町内の方たちにも普及することを求めたいと思いますが、どうでしょうか。

具体的には、環境省など5省庁で名前を連ねて出している「その香り 困っている人がいるかも？」というポスターがあります。ぜひ多くの公共施設にこのポスターを貼っていただき、学校、保育園、役場、文化館、4区の施設や、また集会所、道の駅、まちの駅などに貼っていただいて啓蒙活動をしていただきたいと思ひますし、先ほどのゲノム編集と同じように、やっぱり香りというものはそれぞれ人によって感度が違いますけれども、こういう病気を発生する事例もあるということも分かってもらうために知識の普及に努めていただきたいと思ひわけですけれども、その点はいかがでしょうか。

健康福祉課長

新たに問題となっている香りの害、香害についての質問をいただきまして、議員からの質問の中でのお話も踏まえまして、先ほど総務課長のほうで答弁されたとおりに、町ではこれまでそういった問題っていう部分の相談っていうものは受けてはいない状態ではございますけれども、化学物質過敏症について、やはり理解し配慮できるような啓発は必要と考えておりますので、対応についてはさせていただければというふうに考えております。

坂本議員

全国的には、議員の中でも香害に関する議員連盟というのが全国の地方議会の議員の中でもできておって、私はそれに加盟してZoomの会議なんか見たりしておりますけれども、田舎というか、こういうふうに家と家とが離れているという場所でのことは少ないです。特に都会で人が密集しているところは、避けられないことで非常に問題が大きな波紋を呼んでいる事例がたくさんあります。

長野県内でも——中川にもありましたけれども——松本のほうにもありまして、それは、やっぱり議会の中でも話をしているということを知っておりますので、ぜひ町でも今後そういったことに取り組んでいただければと思います。

それでは3番に行きます。

3番の「フリースクールの設置を考えてはどうか」ということでございますが、3-1であります。

「不登校児は約2割」と書きましたが、これ私の誤りでございまして、現在は20人程度というふうな形で訂正をいたします、不登校の基準を幅広く捉えた中での数字となっておりますが。

現在は町の不登校児童たちの居場所を確保されているようですが、個別指導はされていないのが現状であります。

居場所は中間教室になるわけですが、中間教室の実態は、お母さんたちの話を聞きましたけれども、中間教室の充実をしてほしいというふうに私は言われておりますけれど

も、中間教室に対する考え方と、充実してほしいということなんで今後の教育の居場所に関する考え方もちよっとお尋ねしたいと思います。

そして、県では2023年度の予算として県教育委員会が不登校特例校の設置に向け市町村を交えた検討会議の開催費として190万円余りを要求しておりますけれども、そういったことで長野県内でも不登校児童に関わることには非常に関心が高く、全国の中では5番目ぐらいに多い県になっておりますので、県としてもやはり考えていかなければいけない状況になってきております。

当町は人数的に割合としてはそんなに多くないということは分かりましたが、その子どもたちがただそこにいるだけではなく、やはり教育というか、そういう点では、勉強という形の中では、ただ見守るといふこともあるんですけども、子どもそれぞれに合った対応をしていただきたいというのが親たちの願いでありまして、そういう点の今後の考え方も聞きたいです。

そして、当町単独ではなく、近隣市町村との話合いの中でフリースクール設置の検討はできないのでしょうか。

伊那谷では、伊那市に2か所、飯田市に10か所ほどありますが、郡境の飯島、中川、駒ヶ根にはありません。それで、そういう点を思うとフリースクールの設置に対してどう考えているかということもお尋ねします。

それで、現在、飯田市では令和5年度の予算にフリースクールに補助として1か所20万円で8か所160万円を盛り込んでおります。飯田市は飯島町よりも割合として多くの不登校児童がいると聞いております。

それで、町の対応をお尋ねしたいと思います。

お答えしたいと思います。

不登校については、今のお話のように全国的にも長野県内においても大きな課題になっていることは認識しております。

しかしながら、それを割合で表したり単純な人数で表現することに対して私は違和感を覚えております。ましてや母数の少ない飯島町において数値で表現することは適当でないと思っており、不登校の実態は一律に子どもたちをくくって考えるべきものではなく、一人一人、その子その子の状況は異なるものであり、その対応もまた個々に考えていかなければならない課題だと思っております。

現在、飯島町では、教室に入って学習することが困難な子どもたちには飯島体育館内に中間教室、中学校の校内に自習室を設置し、それぞれ支援の方を配置してサポートを行っている状況であります。

中学校の自習室においては、支援員の方のほかに授業の空き時間のある先生方にも協力していただき、子どもたちへの支援を行っているところであります。

また、生きづらさを感じている子どもたちの状況を共有し、支援の方向性を確認し合うために、教育委員会と学校、あるいは学校間において児童生徒支援関係者会議も複数回持っているところでございます。

来年度に向けて生きづらさを感じている子どもたちに対しての学習支援の充実や中間

教 育 長



教室を拠点として地域の方々との共同活動により子どもたちが自己肯定感を高めていくことができるような活動を試み、さらなる支援の内容の充実を図っていきたいと考えているところであります。

飯島町の現状を踏まえたとき、現時点では他市町村に働きかけてフリースクールを設置する意向は持っておりませんが、飯島町だけではその支援に困難をきたすと判断した際には検討していかなければならない課題だと思っております。

いずれにしても、生きづらさを抱えている子どもたちへの支援の課題は、別の居場所を用意すれば解決するというものではなく、子どもたち一人一人に対してそれぞれの支援の形を模索、検討していかなければならないと考えております。

生きづらさを抱えている子どもたちの1つの選択肢として居場所を提供しようとして取り組まれておられる方々もおられることも承知しており、今後も教育委員会や学校とともに情報を共有し、共に力を合わせて子どもを支えていくことができると考えております。

今、教育委員会としてまず一番に取り組まなければならないことは、学校と地域の方々と力を合わせながら魅力ある学校づくりに取り組むことであると考えており、それこそが不登校対策において重要であると思っております。

坂本議員 今、教育長の答弁の中に個人で動いている方もいるというお話が出てきましたけれども、運営はみんな持ち出しでやっているわけですが、その運営に対する何かの支援はどのように考えていらっしゃるのでしょうか。

教育長 現在のところでは、そこでの中身ですとか支援の内容ですとか、そういったのを踏まえた上で検討していくというふうに考えております。

坂本議員 中間教室の利用に対しては細かく言っていたわけですが、地域と学校で、何ていうの、支えていくというような話があったわけですが、学校へ行けなくなる理由は児童それぞれに皆さん理由が違っていると思っております。ちょっとしたいじめに遭ってもう行けなくなったというか、それから時間の限られた生活ができないタイプの子もいらっしゃいますし、あとは自分の興味があるところに集中してしまいますと共に授業を皆さんとやるっていうことはできにくいという形の子もいらっしゃいます。

そういう様々な子どもたちが地域と学校っていう中だけではちょっと分からないというか、そういう専門的な、病気というわけじゃないんですけど、今はLDHDという形の中でも表現されていますけど、そういうちょっと専門的な知識を持っている方たちと共に考えたほうがいいのかもあろうと思うんですけど、そういう具体的などころでは、個々の行かなくなっている子どもたちの相談体制というか、親御さんとの相談体制は充実しているのでしょうか。

教育長 町には、家庭相談員をはじめ、それから教育委員会内に保健師も配置されております。そんな中で、相談に関わる業務については、私は様々な学校にいましたけれども、そういう意味で町としての相談体制は充実しているというふうに考えております。

坂本議員 それでは3-2に行きます。

現在、不登校の子どもたちが、飯島だけではなくて、飯島の学校に行けないというこ

とでほかの施設へ通学するという——全ての日というわけではないんですけども——そういう場合は、通学費は親の負担で、また逆にそこで授業を受けるのも各自で親が負担しております。

そういう中で、そういうときの通学費は補助の対象にはできないのでしょうか。現在、フリースクールという形では町内にはなく、伊那市、飯田市とかにあって、例えばそこに通うという場合における通学費の補助の対応はできないのでしょうか。

教 育 長

若干先ほどの答えと同じようなところになるのかなあと考えております。

私たちとしましては、その子の状況や保護者の方の思い、そしてその施設はどのような方々がどのような教育内容でもって子どもたちに関わっていらっしゃるのか、将来の子どもたちの姿を学校や教育委員会と一緒に描きながら一翼を担い、共に育てていくことを理解し協力していただけるのかなど、総合的に判断する必要があるのだと考えております。その上で初めて補助等の検討も必要になるのだと考えておりますので、現状においては通学補助等の必要を感じておりません。

また、不登校児が選んだ学校とは私立学校が想定されますが、それは在籍が飯島町の学校ではなくなりますので、その際の通学補助については今後も検討していく必要はないと考えております。

なお、私立学校以外のフリースクールのような施設を選択された場合でも、あくまで在籍校は飯島町の学校であり、飯島町教育委員会の所管となり、教育委員会や学校がその子の在籍に関わる事務だとか、それから進学に関わる事務を担うこと、さらにその子どもに関する一切の責任も担っていかねばならないことについて御理解いただきたいと思います。

坂本議員

教育長がおっしゃることは十分分かります。分かりますが、新しい道というか、そういうことも今後は考えていく必要性が生じるのではないかということを考えております。

現在の飯島町の実態では本当に、人数とか割合では言えないというふうに教育長はおっしゃいましたけれども、少数でもいらっしゃいます。その子たちにとっても、そうではない元気にやっている子たちにとっても、教育の現場が広がりを持った中で、教育というか、子どもたちの居場所と今後の未来を担う子どもたちに楽しく学校に来て学んでいただける場を提供していくという課題を持っておりますので、やはり今後の中では——お金での補助の対応はできないということでありましたけれども——行かれない子どもたち、行って何か問題が起こった場合でも細かく対応していただければと思ひまして、一般質問を終わりにしたいと思います。

[坂本議員復席]

議 長

ここで休憩と取ります。再開時刻は時間調整を含め 11 時ちょうどといたします。休憩。

休 憩

午前 10 時 42 分

再 開

午前 11 時 00 分

議 長

会議を再開します。

一般質問を続けます。

7番 三浦寿美子議員。

7番

三浦議員

それでは通告に従いまして一般質問を行います。

今回は「交通安全対策について」「高齢者補聴器購入助成事業の対象者拡大を」「学校給食食材の供給について」の3件をお聞きいたします。

最初に「交通安全対策について」お聞きをいたします。

皆様のお手元に2枚の写真の入ったものをお配りしてありますので、参考にしていただきたいと思います。

まず最初に、上ノ原幹線の広域農道西は大型車両が頻繁に通ります。JA上伊那の南部カントリーエレベーターが現在建設中でもあります。今後さらなる交通量の増加が想定されております。

現在でも子どもたちは草むらを通学しており、降雪時は極めて危険な状況です。

お手元の上の写真を御覧ください。

これは雨の日に学校帰りの子どもさんが草むらを歩いて帰るところです。この上のほうのカーブミラーの近くにも子どもさんが歩いていますが、これに雪が降りまして、せんだっては大きな雪の塊がこの草むらを埋め尽くしました。本当に子どもたちの通学が大変な状況になっており、危険が伴っております。

そうした状況ですので、上ノ原の自治会からも要望が出ております。

また、議会での一般質問でも何度も指摘をされてまいりました。

実施計画では令和6年度に2,600万円を計上しておりますけれども、早急な歩道の設置が必要というふうに考えます。その点についての所見をお聞きしたいと思います。

〔下平町長登壇〕

町長

お答えいたします。

町では、長野県警のほか、伊南交通安全協会飯島支会などの各種団体をはじめ、町民の皆さんや町内事業者等の御協力をいただく中で、飯島町交通安全対策推進計画に掲げております交通死亡事故ゼロ500日を目標に交通安全に取り組んでおるところでございます。

それぞれのお立場での日頃の取組に対しまして、御尽力いただいておりますことに対しまして、この場をお借りして御礼を申し上げます。

御質問いただきました上ノ原幹線の対策につきましては担当課長から説明を申し上げます。

〔下平町長降壇〕

建設水道課長

御質問の上ノ原幹線への歩道の設置でございます。

この路線につきましては、国道153号からうどん坂までを結ぶアクセス道路となっております。通学路に指定されておまして、さらには、上に行きますと樽ヶ沢浄水場や与田切発電所などを結ぶ町の重要な幹線道路の1つでございます。

議員より御提案いただいた箇所につきましては、広域農道西から現在はJA上伊那の

新カントリーエレベーター建設がされておりますが、その地点でございます。

歩行者につきましては車道の外側の路肩を現在は通行している状況も見受けられます。

この場所につきましては、現在の1日当たりの交通量ですけれども、おおむね500台の交通量がございます。

また、JA上伊那に確認しましたところカントリーエレベーターにつきましては今年の9月の稼働を予定しておるということで、稼働後につきましては——毎年9月から10月頃がピークということですのでけれども——1日当たり約80台の搬入のトラックによる通行があるということです。時期的なものもありますが、ピーク時の交通量は現在より2割ほど増加が見込まれております。

このため、町といたしましても今後の交通量の状況を見据える中で歩道設置を含めた歩行者の安全対策を早急に検討してまいりたいと考えております。

三浦議員

ぜひ、本当に子どもたちの安全な通学、それから、ここは中央道のバス停を利用して歩いている方もいたり、散歩コースにもなっていて犬を連れて散歩している方も多く見られますので、本当に何かあっては遅いということもあります。今、課長のほうから早急に対応したいというお答えをいただきましたので、年内の早い時期にぜひ実現していただきたいなあということを申し述べて、次に移りたいと思います。

次に、町民の方から、飯島駅北側の踏切——これは日曾利踏切というらしいですけれども、交差点付近では飯島駅方面から来た車は停止線がないために時々怖いあと危険を感じるということ、対策を考えてほしいというふうに要望がありました。

停止線はないですけれども、踏切のほうへ、東のほうへ曲がる車も一旦停止せずに曲がります。しかし、真つすぐ踏切を東から西へ上ってきた車は踏切で一旦停止して、それから出ます。そのところの判断を間違うと出会い頭の事故になりますけれども、お互いに顔色をうかがいながら踏切の中を徐々に進むというようなちょっと怖いところも見られたりというようなこともあります。

金融機関やスーパーがあつたり、学校の子どもの通学路にもなっておりますので、ここに停止線を引くとか横断歩道をつくるとか、何か対策を立てないと事故が起きた後では遅いんじゃないかと。

私もそこに立ってしばらく眺めたりしてきましたけれども、やはりとても心配な状況です。せんだっては、ラクターというか、座って移動するものに乗った方が通っているところに南のほうからは一旦停止のないところを車が出てくる、西のほうからは車が出てくるというようなところを見まして、本当に高齢化の進んでいる中で判断もなかなかつきかねる方たちも歩くわけですので、ぜひ、どんなことがいいかということもありますので、検討していただいて一刻も早く対策を取っていただきたいというふうに感じましたが、対応はいかがでしょうか、お聞きをしたいと思います。

総務課長

飯島駅北の踏切交差点につきましては、県道飯島（停）日曾利線を優先道とし、その北側に線路と並行して走ります町道東町裏線、西側に町道中央通り線が交わる交差点となっております。

こちらの交差点の交通安全対策としましては、住民要望及び現地の交通実態につつま

して道路管理者の長野県伊那建設事務所と町の道路部局及び交通安全部局で精査をした後に、令和3年度に長野県公安委員会の協議を経まして、優先道が県道飯島（停）日曾利線であることを明確にするために交差点内部にもセンターラインを敷設し、隣接する町道の停止線を上塗りするなど、交通安全対策の路面標示を行って今日に至っているところでございます。

これによりまして従前に比べて安全に通行できるようになったという声もいただくなど、一定の効果が上がって大きな混乱は生じていないという認識をしております。

ですけれども、現地は県道が曲がっておりまして線路の横断や複数の町道が接しているなど変則的な交差点でありますので、通行に当たっては十分な注意が必要であるというふうに思っております。

なお、公安委員会の見解では、現地の現状から新たな停止線や横断歩道の設置は困難であるということをお聞きしております。

三浦議員  
総務課長

なぜ設置は困難なのかということについては、どのような理由だったのでしょうか。すみません、ちょっと詳しいことは分からないんですけども、変則的な交差点で、横断歩道とかをつけると逆に危険になるっていう部分もあろうかと思えます。

それで、そのために、協議をした結果、今は優先道のセンターラインを交差点まで延長して敷設しておりますので、今の段階ではこれがベストということで今日に至っております。

三浦議員

あその交差点を使ったことのある皆さんは分かると思いますけれども、真っすぐ北に向かっていくんだったら左右を確認してから行けるかもしれませんが、右に曲がったり、特に東の日曾利線のほうに踏切を渡っていく場合には、あそこには停止線がないので、優先道路といえば優先道路のほうですので、自分は優先だということで一旦停止しなくても踏切のほうへ曲がれますよね。しかし、日曾利のほうから、東から上ってきたら、そっちから上ってきた車も優先なんですよね。それでカーブですので、大きく曲がっていますのでとても危ないという交差点だというふうに——踏切も含まれていますので——思えます。

なぜ停止線をつくらないのかというのが疑問なんです。停止線があれば一旦は止まります。停止線がないから、ああ車は来ないとか、ああ向こうの車は止まっているなどと思って動きますよね、車は。ですので、横断歩道を無理かもしれませんが、一旦踏切の手前、交差点の手前で車を止めてもらって、左右を確認してから進行してもらおうというのが筋じゃないでしょうかと思います。

ですから、ぜひ、公安が何と言われたか分かりませんが、町民の皆さんの安全のため、子どもたちも使いますし、事故が起こらないために——最近歩道に車が飛び込んだとか、そういう事故も多いですので、子どもたちの安全も含めて、歩行者もいますので対策をもう一度検討していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

総務課長  
三浦議員

今いただいた御意見でございますが、現地のほうをもう一度確認してみます。

ぜひ、現地を確認して、安全に道路を、歩行者も安全に、車も安全に通行できるように対応をお願いしたいと思います。

では次の質問に移ります。

3つ目、高尾南の歩行者専用信号機北側の交差点で昨年交通事故が起きました。この事故によって気がついたこととして、歩行者専用信号機は歩行者が押しボタンを押さない限り車道は常に青信号であるということです。

皆様のお手元にお配りしました下側の「高尾」と書いた写真ですけれども、御覧のように、これは広域農道なんですけれども、正面に青信号が見えますね。それで、左手を見てください。事故を起こした車はここから出てきて交通事故を起こしたけれども、広域農道の信号が青でもここから出てくる車は右折、左折するんです。

ですので、たまたまここは自然にスピードが出る坂で、皆さん必ずブレーキを踏み、シフトダウンをするという、黙っていたらどんどん加速されて法定速度を20キロも超えてしまうなんていうところでもありますので、とても危険なところだというふうに認識を新たにいたしました。

それで、私は広域農道を走っている車の皆さんでこの信号が歩行者専用のための信号機というふうに認識して走っている車がいるのかなあという疑問を持ちました。これが歩行者専用だということは多分分からないと思います。

ですから、この写真で見た場合には、広域農道が青信号ですから、多分町道から入ってくる車は赤信号だから出てくるわけがないというふうに思ってしまうのではないかなと思いました。私も今まで何も気づかずに、そんなことを思わないでここを左折したり右折したりしておりましたけれども、よく考えてみたら大変に恐ろしいことだなあというふうに思いました。

ということで、本当に危険なことだと思うんです。歩行者専用だけでは、ここではまた新たな事故が起こりかねないというふうに今回思ったわけです。

それで提案なんですけれども、例えばこの信号で町道側から来た車が一旦停止をすれば感応して広域農道側の信号が赤信号に変わるというような対応をすれば、青信号なのに様子を見ながら広域農道に出るというようなことはなくて、安心して町道から広域農道に出られるのではないかと、そんなふうに私は考えたわけです。それで、ぜひ歩行者を守るためにもそんな対応をするために動いていただきたいなあというふうに思うわけです。

それで、歩行者専用の信号機というのは、実は自動車保険では歩行者専用ですから信号機とはみなさないというふうに言われました。ですので、万が一のことがあったときには、保険の対象になりませんので、脇道を出た車がほぼ全面的に悪いということになっております。ですので、やはりそんなことのないような対策をしなければいけないのではないかとこのように思っておりますので、ぜひ改善策を求めますが、いかがでしょうか。

総務課長

町道広域2号線の高尾南信号機についてでございますが、こちらは、通学路の交通安全対策を図るため、地元要望と交通実態に基づきまして平成20年度に信号機が設置されております。

こちらの信号機は押しボタン式となっていて、横断者がいない場合には常に町道広域

2号線が青信号となります。

1日当たりおよそ1万1,000台の通行量がある町道広域2号線は、国道をしのぐ主要幹線でございます。現地の勾配等の状況や円滑な交通確保の側面からも妥当であると判断をしております。

優先道を走る運転手は、今回の場所に限らず、側道からの急な飛び出しに十分配慮すべき義務がございます。

また、側道から出る運転手は、優先道を走る車を妨害することのないよう十分安全確認をして通行する義務がございます。

この場所に限らず、その場所に応じた注意と安全運転がまずは大原則となろうかと思っております。

それらを踏まえましても、本信号機の改良については今のところ考えていないところでございます。

三浦議員

今、対応は考えていないと言われましたけれども、先ほど申しましたように注意をしても事故が起きたということもありますので——加速もされます。止まろうと思ってももう止まれないというような、止まろうとしてももうぶつかってしまったというような事故でした。そういう状況のところですよ。

特にここは急な坂ですので、嫌でも、本当にブレーキを踏んで自分で意識していないとスピードがどんどん出ていきます。大丈夫と思って出てもぶつかるかもしれないような本当に距離感のつかめないところだというふうに思っております。

それで、多くの車はここが歩行者専用の信号機だという認識はないと思います。

それで、じゃあ町道で車を止めて押しボタンを押せば信号は変わるとは思いますけれども、ここの押しボタンの場所は車から離れておりますので、一旦車を降りて、しばらく歩いて押してから戻ってくるというように随分と時間のかかる対応をしないと信号機は変わりません。ですから、常に広域農道側は青信号です。

多分ここは歩行者が押しボタンを押して渡るのは1日のうちに何人通るでしょうね使うでしょうねというような状況の信号機です。それよりも、多分ここの交差点で広域農道に出る車のほうが多いはずですよ。

ですので、先ほど申しましたように、この信号機は信号とはみなさないという自動車保険の決まりのようですよ、本当に大きなリスクを抱えながら町道から広域農道に出ることになってしまいます。

それができないんでしたら、そこは町道から広域農道に出ないような対策が必要なんではないか、危険なところからは使用しないようにするというような対策まで必要なんではないでしょうか。

それでしたら、皆さんに安全に使ってもらうためには、信号機を感応式にして、車が出るときには広域農道のほうを赤信号に変えるという対策を取ったほうがよいというふうに私は思いますし、それは、台数が少ないとか、そういう問題だけではないというふうに思いますし、たとえそう言われても、町民の安全、またどなたか分かりませんが、でも広域農道を使っている多くの皆さんの安全にもつながることです。

万が一のことがあれば本当に死亡事故につながるような事故でしたので、やはりそうした対策をするべきだというふうに思いますので、その気はないと言わないでください。ぜひ町としては求めていただいて、再度検討していただくと、大きな事故が起きていますので、やはりそうした自覚もあると思いますので、対応をお願いするというのをさせていただきたいんですけども、いかがでしょうか。

副町長

ここは広域農道ということで、車の台数が多いです。それから、多分 50 キロ制限かなというふうに思いますけど、坂でスピードも出るということは承知をしております。

ただ、平成 20 年にあそこに押しボタン式の歩行者専用横断歩道をつかったということは、歩行者を守るためにつくってあるというふうに理解をしております。

それで、交差点でございますので、車がどっちから出ていっても、主要道を通っていても脇道から出てきても交差点は徐行するのが普通だというふうに理解をしております。そのルールははっきりとしておきながら、交通安全のルールを徹底しながらやるというふうにしないと、何でもかんでも信号機というわけには行かないなというふうに考えております。

事故が起こったというのは事実であるようでございますので、その辺のところを公安と検討するのは結構だというふうに思っておりますけれども、交通ルールをまずは徹底させながらやっていかないと、どんなところでも信号機信号機というわけには行かないというふうに考えておまして、その辺のところを勘案しながらいろいろなことを考えていく、交通の道の優先度も含めて考えるというふうにしないと、なかなか交通安全は守れないというのが実態ではないかというふうに考えておりますので、そのところは御理解願って、町も何もしていないわけではないということでございますし、公安のほうと協議するに当たっては、事故が起これば必ずそこで協議をしてみたいと思いますので、そんなことを理解願って、御承知を願いたいというふうに思います。

三浦議員

それでは、例えば、常に青信号、この信号を例えば点滅、黄色の点滅とか、何かそういうあれがありますよね。いつでも青ではなくて、違う方法でここに交差点があるとか危険があるとかっていうことを歩行者用の信号機で知らせるといような工夫もできるかもしれませんので、ぜひ対応については——ルールを守ると言っても、守っているつもりでも事故というのはいつ起きるか分かりませんので、命を守るためには——この信号は本当に常に青ですから、歩行者用だと思っていないで通っている車のほうが多いと思うので、やっぱりそのところはルールですと言われてもちょっと認識が違うかなという気がしますので、検討をぜひしていただきたいなあというふうに、それは求めて、また今後の検討に生かしていただきたいと思いますので、お願いします。

それでは 2 つ目の質問を行います。

飯島町高齢者補聴器購入費助成事業の実施要綱では「高齢者のコミュニケーションの確保とともに生活支援及び社会参加の促進を図ることを目的とする。」としております。

65 歳から高齢者です。生活支援、社会参加を促すことを考えれば、まだまだ現役で社会参加が可能な年齢層まで助成の対象年齢を引き下げる必要があると私は考えております。



上伊那では中川村、南箕輪村で高齢者の補聴器購入への助成制度を設けております。  
また、伊那市では伊那市軽度・中等度難聴者補聴器購入助成金制度があり、令和3年4月1日から実施をしております。対象者は18歳以上としていて、18歳以上からとした理由について担当者の方は、補聴器が必要な人から高額なので補助をしてほしいなどの声が出ていたため庁内で検討した結果、子どもには県の補助があるが18歳以上には対象となる制度がないため18歳以上を対象にするようにしたと制度ができた背景をお話しいただきました。

利用状況についてお聞きをしたところ、2021年度には52歳、62歳の人にも助成をしているそうです。22年度は若い人の利用は少ないけれども数人いたということ、66歳～92歳と高齢の方が多いうふうにお話もされました。今年度は20人くらいかなというふうに見ているということでした。

また、中川村では高齢者補聴器購入費補助金交付事業が令和3年度から実施されており、対象年齢を65歳以上としています。

65歳以上とした理由についてお聞きをしましたところ、高齢者といえば65歳以上だからとの担当者のお答えでした。

ちなみに、10万円を限度として補助しているとのことでした。

令和3年に3人、70代80代の方、令和4年に6人で70代80代の方が利用され、令和5年度の対象となる人数は2月1日現在で1,682人ということでした。

南箕輪村では、令和2年度に75歳以上の非課税世帯を対象に実施したそうです。そのときは申請が1件だったそうです。令和3年が2件、令和4年度から65歳に年齢を引き下げて非課税世帯に限る条件を削除したところ、12月末までに13件の申請があったとのことでした。

伊那市、中川村、南箕輪村の実績から見ても、対象年齢が75歳以上では本当に必要な人に支援が行き届かないということが分かると思います。

町の実績があると思いますが、町の状況についてお聞かせください。

健康福祉課長

それではお答えいたします。

高齢者の補聴器の購入助成事業につきましては今年度より実施している事業になります。実施の事業の目的は、先ほど質問の中で申されたとおり、高齢者のコミュニケーションの確保と生活支援や社会参加の促進を図ることを目的として、高齢による聴力機能の低下がある高齢者を対象にしているところでございまして、利用状況につきましては、これまでに5件の申請があり、助成をいたしている状況でございます。

三浦議員

ただいま5件というふうにお聞きをいたしました。利用者の方がいて、本当に制度ができてよかったなあというふうに思いますけれども、先ほど近隣の例を挙げさせていただきましても、南箕輪も初めは75歳から始めたということですしけれども、やはり利用の幅を65歳以上に変えたことによって利用者が増えたと、また非課税の世帯も外したということで、本当に利用が増えたということは、やはり、所得のこともあるかもしれませんが、年齢幅が75歳では高過ぎるのかなあと。

やっぱり高齢者というだけあって——人のことは言えない、私もだんだん目も悪く

なってきたり耳も悪くなったりしてきていますので、耳も毎年毎年だんだん数値が悪くなって、だんだん近づいているなあというふうに思うんですけども、やはり 65 歳を過ぎるとどこかここか悪くなって、早い方は早くから、先ほどの伊那の例もありましたけれども、62 歳とか、そういう方でも補聴器が必要になる方もおいでになりますので、本当に社会参加を考えれば、町の事業の趣旨にものっとったように社会参加を促すためにも対象年齢を 65 歳まで引き下げて対応していただけたらなあというふうに考えているわけですけども、いかがでしょうか。

健康福祉課長

この事業のほうの対象者につきましては、質問の中にありましたとおり、年齢のほかにも町民税の非課税世帯の方、また町税等の滞納のない世帯の方等の要件がございます。それで、この事業については今年度から始めたところでございます。引き続き町内でのやはり需要ですとか、また今も質問の中で状況を伝えていただきましたほかの市町村での状況も見ながら、この事業がよい支援ができるよりよい事業となるように検討をしてみたいというふうに考えております。

三浦議員

ぜひ、そんなふうに検討していただいて、多くの皆さんが補聴器も使用しながら社会参加ができるような対応をしていただきたいと思います。

それでは次の質問に移りたいと思います。

「学校給食食材の供給について」ということで質問をしたいと思います。

駒ヶ根市の公設地方卸売市場が 2023 年度末で廃止となるというふうに伝えられております。学校給食の食材の供給に影響があるというふうに思いますが、どのような影響があるのかお答えいただきたいと思います。

教育長

お答えいたします。

駒ヶ根市の公設市場との取引はもともとないため、影響はございません。

三浦議員

私が勘違いをしているのでしょうか。

以前、卸売市場を社会文教委員会で見学に行ったことがありました。そのときは学校給食の地産地消でジャガイモとかそういう規格のあるものをそこで仕入れをしなきゃいけないからというようなことがあって視察に行ったような記憶があるんですけども、じゃあ現在はここは取引していないということでもよろしいんですね。

教育長

はい。現在はそのようなことはないということでお願いします。

三浦議員

よく分かりました。

それでは、影響がないということですので、その点についての 3—1 は終わりにして、地産地消の給食提供推進の取組ということでお聞きをしたいと思います。

ぜひ学校給食は地元の安心・安全な食材を使って提供してほしいということがずっと言われてきていました。それで、徐々に品目も増えているとは思いますが、今までの状況、最近の状況ということで、どのようになっているのかお聞きをしたいと思います。

教育長

三浦議員のお話のとおり、学校給食に地産地消の取組、地元の野菜等を利用していくということは、今後も考えていかなければならないことかと思っています。

現在、地産地消の推進に向けては、日々、道の駅とか町民からお聞きした情報で問合

せを行いながら情報収集を行っておるところであります。その後、実際に取引可能となる場合と、給食の量ほどは作っていないとか作れないなどの理由で成立しない場合があるのが現状でございます。

1つ例を挙げさせていただくと、今年度は——新聞にも掲載されておりますけれども——パセリについて町内から仕入れるルートを開拓することができ、今年も地産地消は少しずつでありますが進んでいると思われま。

また、昨年度に引き続き地産地消関係者会議を上伊那農業協同組合からも出席いただき開催しております。

しかしながら、学校給食専用に食材のコーディネートを行うことは難しいとの回答をいただいておりますので、お互いの情報を共有しながら少しずつ地産地消を推進しているところでもあります。

お米は全て町内産をいただいておりますが、当地域は冬の野菜の収穫は望めないこと、取り扱うには調理の都合、野菜の規格、衛生面に指定があり、地元野菜を使用するには1品目ずつ農家に体制を整えていただかなければ安定供給につながっていかないという課題もございますので、一足飛びに全て町内産となることは難しい状況であると思われま。

なお、食材集めに関わっては、可能な限り地元に近い町内、郡内、県内と範囲を広げ、地産地消に努めております。

次年度に向けて産業振興課にて地産地消の推進のために農家に対する補助金を準備いただいております。令和5年度予算議決の折りには、こちらの補助金をきっかけとして給食センターと農家のつながりがさらに増えていくことにより地産地消が進むことを期待しておるところであります。

三浦議員

学校給食への地産地消の安全・安心な食材をとということはずっと言われ続けてきました。

それで、なかなか進まないところの理由に、例えばジャガイモだったら大きさがふぞろいだと手間がかかるとか、いろいろいっぱい理由がありました。

しかし、例えば、考えてみれば、生産者の方が出荷するときには大体規格は同じもので、決まりがあつて——キュウリでもそうですけど——決まりどおりのものを集めて、それは出荷して、要らないものは自家用にするか廃棄するかとかいうようなことで対応しているわけですね。

ですから、こうした規格のものが欲しいということできちつとお願いをしながら、ちゃんと供給に当たっては単価を決めて年間の契約をすとかいうような、きちつとした、やっぱり農家の方が一生懸命作ったけれども、こんなの要らんって言われちゃったもんで、もうやらんとかね、そんなことのないような……。

それで、中川村なんかは本当に地産地消に努めていて、ある日突然、朝、トウモロコシが届きました。それで、栄養士さんがああこれを何とか使わなきゃいけないっていつて、これは農家さんが今日届けてくれたトウモロコシですとつて提供するということになっていたりとかするんですね。やっぱり信頼関係をこちらからつくつていか

ないとなかなか……。

それで、こんなもの駄目だとか虫がいるからだとか、泥臭いっていうんじゃないくて、その下ごしらえをじゃあ誰がどうやってするかっていうこともあると思います。宮田村は、多分、地産地消で村の中のものも多く使っていると思いますけれども、それを調理するに当たって使いやすいようにしているグループがあるというふうにも前に聞いたことがあります。その中間で、では、そここのところに対応する方たちを雇用も含めて考えられれば、また新たな道が開けるのかなあと。とにかく、求めているものをそのまま出してちょうだいよというのは、なかなか農家の方も大変だと思います。

中川村のお話だと、やっぱり高齢者の方たちが子どもたちのためだから野菜を作るのが楽しいと言って提供してくれているっていうようなお話もお聞きしました。

本当に飯島の町の皆さんは子どもたちが好きですし、野菜作りも好きです。そうした方たちに本当にお願いをすればいいものを提供してもらえないかなあというふうに私は考えます。お願いの仕方や——また産業振興課と一緒に取り組むべきことで、以前からうまく、何ていうか、手をつなぐことができなかったところが、今は一緒にあってそういうことも検討しながら、声もかけながらやっている状況が生まれてきました。

確かにコーディネーターさんをつくるのはなかなか難しいことかもしれませんが、道筋がうまく立ってきてコーディネーターもしやすいついていうふうになれば、またそこに関わってくれる方もできてくる可能性もあるわけで、やはりもう少し飯島町の皆さんを信用して、もっともっと働きかけを広めてもよいんじゃないでしょうか。

子どもたちのことが皆さん大好きですから、子どもたちのためだったらちょっと手間がかかっても頑張ってもらえるような気がしますので、ぜひ飯島町の安心・安全な顔の見える食材で、せっかく新しい給食センターができたんですし、子どもたちにおいしい給食をそんなふうに提供していただけたらなあと思いますので、これからの取組について、教育の現場と産業振興課、町の皆さんの立場から、どちらからもお考えをお聞きして終わりにしたいと思います。

教 育 長

三浦議員のおっしゃるとおり、地元の野菜をというところは本当に承知しておるところで、地産地消の取組は進めていきたいっていうふうに思っております。

ただ、先ほどもお話ししましたように、給食センターが直接お願いをするという業務まで負うことは非常に現状では難しい状況であります。間に入って調整をしていただく方がどうしても地産地消を進めていくには必要な状況かなって思っています。ぜひ御協力をお願いします。

議 長  
産業振興課長

産業振興課のほうで何かありますか。

教育委員会主催で学校給食センターに関わる地産地消検討会議というのが開かれて、今月もその会議が開かれております。それで、ここに産業振興課の農政系の職員もJAの職員と一緒に参加させていただいております。

この会議の中で、給食センターはいつの時期にどんな品目を求めているのか、また地元のほうではどんな時期にどんなものを出せるのかとか、そういった今検討を進めてお

ります。少しでも多く品目が届けられるように教育委員会と産業振興課が連携しながら進めてまいりたいと思いますので、御承知いただきたいと思います。

三浦議員

終わります。

〔三浦議員復席〕

議 長

以上で本日の日程は終了いたしました。

これをもって散会いたします。

お疲れさまでした。

事務局長

御起立をお願いいたします。(一同起立) 礼。(一同礼「お疲れさまでした」)

散 会

午前11時56分

令和5年3月飯島町議会定例会議事日程（第4号）

令和5年3月17日 午前9時10分 開議

1 開議宣告

1 議事日程の報告

日程第 1 諸般の報告

日程第 2 第 19 号議案 令和5年度飯島町一般会計予算

日程第 3 第 20 号議案 令和5年度飯島町国民健康保険特別会計予算

日程第 4 第 21 号議案 令和5年度飯島町後期高齢者医療特別会計予算

日程第 5 第 22 号議案 令和5年度飯島町介護保険特別会計予算

日程第 6 第 23 号議案 令和5年度飯島町水道事業会計予算

日程第 7 第 24 号議案 令和5年度飯島町下水道事業会計予算

日程第 8 発議第 2 号 第 19 号議案 令和5年度飯島町一般会計予算に対する付帯決議について

日程第 9 請願・陳情等の処理について

日程第 10 議会閉会中の委員会継続調査について

1 町長挨拶

1 閉会宣言

○出席議員（12名）

1 番	浜田 稔	2 番	久保島 巖
3 番	片桐 剛	4 番	吉川 順平
5 番	坂本 紀子	6 番	星野 晃伸
7 番	三浦寿美子	8 番	堀内 学
9 番	坂井 活広	10 番	伊藤 秀明
11 番	宮脇 寛行	12 番	折山 誠

○説明のため出席した者

出席を求めた者	委任者																				
飯島町長 下平 洋一	<table border="0"> <tr> <td>副 町 長</td> <td>宮下 寛</td> </tr> <tr> <td>総 務 課 長</td> <td>大島 朋子</td> </tr> <tr> <td>企画政策課長</td> <td>座光寺満輝</td> </tr> <tr> <td>住民税務課長</td> <td>松村 和夫</td> </tr> <tr> <td>健康福祉課長</td> <td>藤木真由美</td> </tr> <tr> <td>産業振興課長</td> <td>堀越 康寛</td> </tr> <tr> <td>建設水道課長</td> <td>片桐 雅之</td> </tr> <tr> <td>地域創造課長</td> <td>久保田浩克</td> </tr> <tr> <td>会計管理者</td> <td>松澤 京子</td> </tr> <tr> <td>企画政策課財政係長</td> <td>小林 正司</td> </tr> </table>	副 町 長	宮下 寛	総 務 課 長	大島 朋子	企画政策課長	座光寺満輝	住民税務課長	松村 和夫	健康福祉課長	藤木真由美	産業振興課長	堀越 康寛	建設水道課長	片桐 雅之	地域創造課長	久保田浩克	会計管理者	松澤 京子	企画政策課財政係長	小林 正司
副 町 長	宮下 寛																				
総 務 課 長	大島 朋子																				
企画政策課長	座光寺満輝																				
住民税務課長	松村 和夫																				
健康福祉課長	藤木真由美																				
産業振興課長	堀越 康寛																				
建設水道課長	片桐 雅之																				
地域創造課長	久保田浩克																				
会計管理者	松澤 京子																				
企画政策課財政係長	小林 正司																				
飯島町教育委員会 教育長 片桐 健	教 育 次 長 小林 美恵																				
飯島町代表監査委員 本多 昇	飯 島 町 監 査 委 員 事 務 局 長 (議会事務局長兼)																				

○本会議に職務のため出席した者

議会事務局長	林 潤
議会事務局書記	吉澤 知子

## 本会議再開

開 議	令和5年3月17日 午前9時10分
事務局長	御起立をお願いいたします。(一同起立) 礼。(一同礼「おはようございます」) 御着席 ください。(一同着席)
議 長	おはようございます。(一同「おはようございます」) 町当局並びに議員各位におかれましては、大変御苦労さまです。 これから本日の会議を開きます。 今定例会も本日を持ちまして最終日となりました。会期中は、それぞれ本会議をはじめ各委員会におきまして提出されました案件について大変御熱心な調査及び審査に当たられ、感謝を申し上げます。 また、本多代表監査委員におかれましては、御多用の中、本日も御出席を賜り、誠にありがとうございます。 去る3月3日の本会議におきまして、新年度予算案件6件については本日——最終日に採決することとしております。 また、浜田稔議員より発議第2号が、そして各委員会へ付託をしました請願・陳情案件2件につきましては委員長よりお手元に配付のとおり委員会審査報告書が提出されております。 本日はこれらの案件について審議を願うこととなっておりますので、議事運営の諸ルールにのっとり慎重に御審議の上、適切な議決をされますようお願い申し上げます。 本日の議事日程についてはお手元に配付のとおりです。
議 長	日程第1 諸般の報告はありません。
議 長	日程第2 第19号議案 令和5年度飯島町一般会計予算 日程第3 第20号議案 令和5年度飯島町国民健康保険特別会計予算 日程第4 第21号議案 令和5年度飯島町後期高齢者医療特別会計予算 日程第5 第22号議案 令和5年度飯島町介護保険特別会計予算 日程第6 第23号議案 令和5年度飯島町水道事業会計予算 日程第7 第24号議案 令和5年度飯島町下水道事業会計予算 以上、第19号議案から第24号議案までの令和5年度会計予算6議案を一括議題といたします。 それでは、本6議案について一括して質疑を行います。 質疑ございませんか。
6番 星野議員	お尋ねいたします。



新型コロナウイルス感染症の対策事業ですが、商工係のお話を聞いた中では5類になるので国の指針に従っていくという回答がございました。

まだまだ、飲食店をはじめ、酒屋さん、スーパーは4年前のような売上げには戻っていませんし、客足のほうもまだまだ伸びておりません。そのあたりの支援について町長はどのようにお考えになるかお聞きいたしたいと思います。

町長

この3年間の生活の変化、これが地域に浸透してきているということで、なかなか元に戻らない、商業、飲食業だけではなくて、自治会、あるいは区会、そういった必要な会議もなかなか前と同じような形には戻ってこないというような状況があるかと思えます。

特に経済については、こういう状況でありますから、おのこの企業の、やっぱり自己努力、お客さん呼び戻すという部分、これが一番重要になってくるのかなあと思えます。いろいろな企画を打たなきゃいけないんじゃないかなど。それと自分の商品力を強める、こういったこともまずは考えなきゃいけない。これは、行政や政府、国がどういうふうに助けるかということよりも、まずは自分の企業を振り返って、商品の見直し、お客さんの見直し、お店の見直し、そういったところをしっかりと、まずはやらなきゃいけないんじゃないかなというふうに思えます。

行政としては国と一緒にあって企業を支援していきたいと思えますけれども、5類になって——連休の5月8日以降は5類になるわけですけれども、またそういった経済状況を見ながら町でできることは何かということを考えていきたいと思っております。慎重にそこは運びたいと思っております。

まずは、皆さんに頑張ってもらいたいと思います。皆さん同じです。

議長

ほかに質疑ございませんか。

2番

久保島議員

まず1点お尋ねをいたします。

予算書58ページ、1167の12節に情報政策支援業務99万円ってというのがございます。これは、多分、情報管理のコンサルタントの契約だというふうに思いますが、DX推進も兼務しているんだというような説明がございました。

であるならば、情報機器の導入とか、それからシステムの改良とかについて適切な助言等が求められてしかるべきではないかなあというふうに思うんですが、例えば今回の防災無線操作卓の更新に際して業者の見積りは適正だったのか、またシステムは適正なのかってということが、どうも相談された形跡がない、それからお答えもいただけていないと。

現在契約のコンサルタントは、いわゆる行政出身の方でございまして、使う側として適正かどうかという判断はできるかもしれませんが、システムとして、例えばハードの部分でどうなのか、価格的にどうなのかとか、それからシステムの内容はどうなのかとか、それが適正な価格なのかってということについては、どうですか、そのスキルというのは、大変失礼ですが、いわゆる業界のシステムエンジニア関係の資質はないのではないかなと思うんですね。

そうすると、今後DXが進められていく中で、やはりそういう方ではなくて、やっぱりICTに特化して非常に認識が深く見識のある、そういう方をぜひともコンサルタントとして契約して相談に乗ってもらおうということがよろしいのではないかというふうに思いますが、その辺のお考えはいかがでしょう。

関連しまして、現在は秘書広報課がDX担当ということになっております。各課でも、それから教育関係もそうなんです、かなりDX化は進んできておりまして、その要である管理体制というのには、人員も、それから事務文書も非常に多くなっておりまして、DXに特化しているとかDX専門だということにはなっていないということでございまして、非常に心もとない。

今のうちに全体を掌握しておくということをしないと、ばらばらに走り出してしまったものを集めてくるっていうことは、非常に、かなり難しいだろうというふうに私は思っています。それで、全体がシステム化されたときにアンマッチが出てきて、そこをまたもう一回やり直す、二度手間、三度手間ということが起きかねない。

そこで、私は前から申し上げているんですが、年度途中でもよいので、早々にDX推進室というような——係でもいいですが、それをデジタル田園都市国家構想戦略策定する企画政策の部門にぜひ立地してもらいたい。そこで戦略立案とともに管理もしていくという事務所掌ができるわけでございますので、そこがやっぱり今後は必要なんではないかなということで、予算書を見てちょっと感じましたので、その点の2点についてお伺いいたします。

副町長

DX関係につきましては、我々の知識では及ばないところは確かにあるというふうに考えております。

今、企画部門ということでお話がございました。

今、CIO補佐官ですかね、CIO補佐官というのをつけております。内部セキュリティの関係、それから内部システムの関係についてはアドバイスを確かにいただいて、それはそれで役に立っているというふうに理解しております。

今回の国が進めているDXにつきましては、基本的なシステムにつきましては上伊那情報センターでやる事業が令和7年度にスタートするというので、その部分につきましては、全てそこにかかっているというか、大体の準備はできて、これから実践的に7年度に向けてやっていくという状況でございますので、その部分につきましては上伊那全体で進むというふうに考えております。

それで、あと、DXをどう生かすかという部分につきましては、今度は町の部分かなというふうに考えておりまして、この部分につきましては、秘書広報係だけでは多分無理だろうということで、企画政策課も今の段階で——担当課ということではございませんけれども——入って一緒に進めております。

方針等につきましては出さなければならぬというふうに思っておりますし、令和5年度の中で検討するべきものというふうに考えておりまして、方針は出していこうというふうに思っております。

ただし、そんなに急いでどんどんどんやるというものではないなというふうに理

解をしております、一番は住民ニーズだというふうに考えておりますので、国の目標でいきますとDXを使って課題を解決するんだというのが目的だというふうに理解をしておりますので、その部分について検討を加えながら、方針は早い時期に出し、それがないと——今度見直しがかかるはずの総合戦略に結びつけていくということでございますので、今のところ企画政策課と総務課の秘書広報が一緒になってやっておりますので、その体制を維持しながらやっていきたいというふうに考えております。

議長

よろしいですか。

[久保島議員挙手]

2番

久保島議員

ちょっと例を出しますと、おひさまハウス——病児・病後児保育のところなんです——でもいわゆるチャットボットを導入しまして、スマホ上でぼちぼちぼちとやるだけで予約ができるというようなシステムが立ち上がります。これがもうできてくると、それが標準化になってきますので、教育関係でもこういうものが出てくるだろうというふうに思っているんですね。

そうすると、それが突っ走っちゃった後から違う部門も追いかけていくということになると非常に大変なので、そこもちゃんと掌握して、こういうものができているんだよってということで、こういう動きがあるんだってということだけは把握するということが必要ではないかと思えます。

今回、SNSで発信をしようということになっていますが、インスタグラムっていうことに限定しているようですが、インスタグラムだけではなくて、ほかのものも全部していかなきゃいけないなというふうに思っています。

町民の皆さんの中には、情報発信が町も議会も少ないということで、かなり強い口調でおっしゃられている方がいますので、その辺も含めて、ぜひともそういう体制があるということを示していただきたいというふうに思っています。その点は要望いたしておきます。

議長

ほかに質疑ありますか。

9番

坂井議員

81ページの2151、27節 繰出金、出産育児一時金についてお聞きします。

こちらは200万円の予算が計上されておりますけれども、これは何人が出生すると見込んでいるのでしょうか、お答えください。

健康福祉課長

委員会の中でもお答えをした部分にはなりますけれども、こちらのほうの国民健康保険の特別会計繰出費は一般会計から国保会計に繰り出す部分の中の出産育児一時金の費用200万円になります。こちらは国保会計のほうで出産育児一時金という予算を盛っております、50万円の6人分で盛っております。

それで、繰出金は既定の割合で繰り出すことになっておりますので、100%ではございませんので、その割合で計上させていただいておるところでございます。

議長

ほかに質疑ございませんか。

3番

片桐議員

予算書 57 ページになりますけれども、インターネット販売の件についてお伺いしたいと思えます。

調査の中でもインターネット事業ということで販売は続けていくという話でありました。ただ、人件費も含めると赤字になっているという話の中で、いつ頃までにどうしていくかっていうことはまだ決まっていないという話がありました。

儲かる飯島町ということで推し進めていくのであればPR等をしっかりして進めていく必要があるかと思えますし、伸び悩んでいるというところであれば転換も早期に視野に入れるべきではないかなあというふうに考えておりますけれども、その辺はいかがでしょうか。

地域創造課長

楽天のネット販売の関係、委員会の中でも御質問いただき、お答えさせていただきましたが、今の我々の考え方としては、現状のままでいうという判断はしておりません。何か新しい形を持っていかなきゃいけないのかなというふうには考えておりますけれども、今出店していただいている方々には、まだ何も、そういった我々の改革とか、そういうことをお話もしておりませんし、皆様の意見もまだ聞いておりませんので、まずそこら辺から手をつけていく必要があるのかなというふうに思っております。

ずっと長年、最初からやっていただいている、出店はしているけどなかなか販売に結びつかない人たちとか、そういう方もいらっしゃると思いますので、ちょっと問題をしっかりと検討して、それから、新たな取組はどうしたらいいか、それを検討してまいりたい、令和5年度にはそういう取組をしていきたいというふうに考えております。

3番

片桐議員

やはり出店いただいている皆さんの意向ですとか、買手側——エンドユーザーさんの考えというところが非常に大事になってくるかと思えますけれども、ネット世界は日々進化しておりますので、1年たつとまた恐らく変わってしまうというような事態になりかねないというふうに思えます。

早急に御検討いただいて、柱にするべきなのか、また違った事業を打つかというところで令和5年度は進んでいただきたいというふうに思えます。意見です。

〔浜田議員「関連」と呼び挙手〕

議長

関連。はい。

1番

浜田議員

これは審査の中でお尋ねしたこととだと思えますけど、今のインターネット販売はもともと期限がなかったのかということについて当時審査の中で明確な答弁をいただきませんでした。

それで、普通、道の駅等では、やはり民間の事業に対して様々な補助を行うときには、それなりに期限を切ってきたというふうに私は認識しております。

それから、先ほどの町長の御答弁の中でも企業の自己努力が中心だというお話もあったと思えます。

それで、そういったことを併せますと、もともとの立案の過程でどうだったのか、こ

れについて改めて御説明いただきたいと思います。

町 長

飯島町営業部で、EC——Eコマースを始めたきっかけは、やはり世の中の流通の主たるものがEC——Eコマース——電子商取引になってくる、こういうことですね。そのおかげで実店舗を持ったデパートとかスーパーマーケットというのは売上げをどんどん減らしております。インターネット上での販売が非常に多く、率を増やしてきております。そういった意味で、それに触れるきっかけをつくったということは、これは大きな窓口を開いたかなというふうに思っております。

しかし、これのもっと売上げを上げていくということは、もっと自分の商品を提示するページ作り、これをしっかり充実することがまずは大事ですよ。それと、お客様に対して常のメールを発信する、こういうことが大事なんですけれども、そういう技術をこの期間で本当は身につけてもらいたかった、ここが大事なところなんです。

目的は、そういった窓口、これからの売場というのがインターネットになるよっていうことは提示したんですけれども、明確な期限ってというのは確かに決めていなかったです。

しかし、これからは、だんだんに楽天上での販売の手続はこうなっているっていう内部事情等も説明しながら行って、自立できる方向に流れを持っていけたらいいなというふうに思っています。

いつまでもあそこに商品が載っているから売れるという代物ではございません。やっぱり自己努力があって、自分の商品をいかに説明するか、あるいは顔の見える商品として、やっぱり売主が、やっぱり顔を出して、どういう過程で製品を作っているのっていうことをしっかり説明したページ作り、これをやっぱりしなきゃいけない、これは自分の、売っている人の熱意が伝わるものですから、そういったことをだんだんに展開していかなきゃいけないかなというふうに思っております。

流れは、だんだん自立できる方向へ進まなければならないと思っております。早いうちにやらなきゃいけないと思いますので、加入されているメンバーの皆さんと相談しながら、詳しく内部的な事情も話していく機会をつくっていきたいと思っております。

議 長

ほかに質疑ありますか。

5 番

坂本議員

介護保険特別会計、社会保障充実事業の7764についてお尋ねしますが、これはゼロ予算ということではありますけれども、現在——ここには75歳以上ということになっておりますけれども——65歳以上の独り暮らしの方たちというのは500軒以上町内にはありまして、そういう方たちも含めた中での地域包括ケアシステムというのをやはり構築していく、今後はそういう必要性を——これはずっと以前から私も一般質問では言ってきましたけれども——そういう必要性があるように感じております。

そういった中で、昨日、全協で説明を受けた中では、お助隊、ここには特に予算盛り等はしていないという中でお話がありましたけれども、最初は、やっぱり地域の現状を丁寧に、全体の中を見る必要性があると思います。

独り暮らしがこの地域に何人ぐらいこの場所にいるかということで、公共システム、

それから交通関係、そして地域の活発な動きというのも分かってくると思いますので、予算はゼロというふうになっておりますが、そういった具体的な調べていうことに対しては——予算のかかることですけれども——その点に関してはどのように考えていらっしゃるのでしょうか。

健康福祉課長

ただいま 7764 のほうの社会保障充実事業の切り口より御質問をいただいたところでございますが、確かに議員さんの質問のことについては進めていく必要があるというふうに考えております。

その中で、一般会計のほうでは重層的体制整備事業の準備事業に取り組んでいるところでございます。そういう部分も含めて、どうしていくかというのは準備事業を使って行っている最中に整えていきたいと考えておまして、その考えの中には、いずれ縦走的支援体制整備事業へ事業を移行していくに当たっては、今、議員のおっしゃられた社会保障充実事業の中の生活支援体制整備事業ですとか、介護保険のほうの地域で行っている一般介護予防事業が地域づくりのほうの要素として一緒に含まれてくる要素の1つとなっておりますので、次年度も引き続き体制を整えていくようなことを検討して進めてまいりたいと考えております。

5 番

坂本議員

関連なんですけれども、先ほど、飯島町内で、何ていうのかな、既にお助隊に近い位置のもので事業展開をしていらっしゃる方もいらっしゃいました。そういう中で、個人でやっていたらいいけれども、その方が大きく人を使って大きな組織体となるというところで、資金とか、それから経営手法とか、そういう点が必要な方もいらっしゃいます。

そういう点に関して町は、サポートないし補助的な部分で——お金の面でも、今後そういうものが出てくるようであれば出すような方向性はあるのでしょうか。

副町長

この間、イベント等で、お助隊の関係、地域づくりの関係のイベントで町内に団体がどのくらいあるかっていうことをちょっと私も出席して見させていただきました。

それで、NPOから個人の方から、それから、もう実際に組織的に動いている方、いろいろいらっしゃいます。それで、そういう実態はあるなあということで、今、結びつけ、それから何ができるかというようなことを把握しながら、どういう組織があるか、どういう方がいらっしゃるかっていうこともつかんでいきたいというふうに思っておりまして、そういう組織がどういう活動をするかということによって、補助体制とか、そういうのみ変わってくるんだらうなというふうに考えております。

ただ、今、国が進めております介護保険事業とか、そういうものは、だんだんだんだん市町村へ下りてくるんだらうなというふうに考えておまして、その部分について——重層的支援が令和7年度から始まってまいります。そこまでの間に大体の把握をしながら体制を整えて、それから、そういう組織的な動きがあれば御相談願って、そのところを我々と一緒になって研究していくことは必要だろうと思います。

補助がどういうふうに出せるかとか、補助していく姿勢があるかと言われると、何もないということはないというふうに考えておまして、我々としても全てのお金がある

わけではございませんので、国、県のそういう補助金等があれば活用しながらというふうに思いますので、そのところはこれから整備をしていく段階ではないかなというふうに思っております。

議長 そのほか質疑ございますか。

7番

三浦議員

今は物価高騰で、本当に日々、毎日毎日が戦々恐々としておりまして、これからまだ電気料金が上がるというような通知も来たりなんかして、本当に苦しくて何とかしてほしいという声が町民の皆さんから何件か聞こえてきております。町は何か支援をしてくれるかというような声もありまして、その点についてのお考えを——来年度に対しての——お聞かせいただきたいというのと、先ほども申し上げましたように物価も電気料金なども値上がりしてきているんですけども、そういう点では、大手の電力会社ですとそういうことが一気に進むわけですけど、地産地消の再生可能エネルギーを町独自で行っていけば、町民の皆さんの電気料金に対して電力会社の思いのままに大変な電気料金を払わなきゃいけないというようなことも回避できるのではないかなというふうに考えるところで、今後の再生エネルギー、バイオマスの発電についての——地産地消ということで飯島町の住民の皆さんにとって有効な方法を取っていただきたいというふうに思っているんですけど、今後の考え方についてお聞きをしたいと思います。

町長

飯島町が進めていますプロジェクトで環境循環ライフ構想、これは、地域の資源を生活や経済に取り入れましょうと、こういう大きな目的でやっております。

エネルギーに関わるものについては、やっぱり水資源——与田切川、中田切川、そして豊かな水量と急峻な地形を下っているから水に力がある、これは電力に変わる地産地消のエネルギーというものになる。

また、森林も多ございます。しかし、これは、森林が今は整備されておられませんので、持ち主がまずしっかりと確定されておられません。こちら辺の整理を今進めていますけれども、これもバイオマス発電には使えるでしょう。

しかし、これは、今、早急に、すぐエネルギーに転換できて生活の糧になるという換金性は、まず今のところない。だんだんということかと思えます。

地域にエネルギーを還元したらという御意見につきましては、そういう方向性で、今、研究したり、いろいろの方とお話をしているということでございます。

差し当たって苦しいという部分については、本当に皆さん、全国的にそうなんですよね。それで、町がその方々を全部、どのように、給料が減った分、苦しい部分、全部お助けしますっていうわけにはなかなかいかないんですけども、今後、そういう苦しい方等につきましては健康福祉課等に情報が入ってまいりますので、そういった方々について、今後の対策というのは、検討する余地はあるというふうに考えております。

議長

9番

坂井議員

予算書 101 ページの 19 節なんですけれども、扶助費、出産・子育て応援給付金に 400 万円計上されておりますけれども、これは来年度の出生予定者数が 40 人というふうに町

は考えているのかということを一問の尋ねします。

続いて2点目です。これは令和5年度の飯島町国民健康保険特別会計予算全体に関わるものではあるんですけども、今年度の国民健康保険の加入者のうち65歳以上が54%と報告を受けております。この数字は今後も伸びていくことが予想されます。町としては今後の社会保障の増大に対してどのような対策を考えているのか、この点をお答えいただきたいと思います。

以上です。

町長

飯島町だけが高齢化が進むわけではないというふうに思っています。いろいろ全国的に多くの自治体が高齢化という流れ、その原因は少子高齢化ということかと思えます。

高齢化を防ぐわけには、これは行かない。今生きている方がどんどんどんどん年を取っていきますから、その方々に減ってくださっていくわけにはいきませんから、それは当然と増えるでしょうね。これは、数は増えると思います。

しかし、問題なのは、少子高齢化の少子という部分ですよ。この部分は、まずは女性と男性が結婚していただいて、子どもを産むぞと、そして、そこで、その地域で育てるぞと、こういう決意が必要な部分が多分にあります。

男女が今は少なくなっているんですけども、結婚する年代も上になってきていますし、結婚する人も少ない。この大きな原因はね、この20年30年に及ぶ不景気、GDPが上がらない、給料が伸びない、世界に比べて日本の給料がぐうっと減ってしまったと、20位30位ぐらいになってきているんじゃないですかね。

そういった中では、若者が自由に活動するというか、余暇を楽しむ、そういう時間が物すごく減っているのではないかなというふうに思っています。その延長線で男女の交流というのも少なくなっているのかなあというふうに思います。

やはり若い男女は、ある程度自由の中で交流し合って、それで結ばれてと、こういう過程な自然の過程だと思えますけれども、大きく分析すると、経済が伸び悩み、懐具合が調子悪い、あるいは、ここ3年、またコロナ等があって交流が制限されてきた、そういう社会的な大きな部分が根幹にあるのではないかなというふうに思っております。

飯島町がどうこうして、すぐそういう流れを変えることはできませんけれども、飯島町としては、若者に来ていただいて、ここで結婚していただいて、子どもを産んでいただいて、保育園へ入れていただいて、教育していただいてと。

その次にあるのは、やっぱり高校教育、いかにこういうハイクラスな教育をこの地域で受けられるか。高校教育のときに今度は松本に出たり諏訪に出ていったりしてしまうと、こういうのが人口を――せつかくここで子どもを産んでいただいても、その子どもさんが外へ出ていってしまうと、こういう環境があるんです。

今、子育て支援をやっています。けれども、その次には、まず教育ということになるだろうかと、こういう1つの対策、少子高齢化に対する考え方というのは今持っております。それがだんだんに政治に生かされてくるのかなというふうに思っております。

議長

ちょっと待つてね。

40人の出生の確認。



健康福祉課長 出産・子育て応援給付金のほうの予算の人数ですけれども、40人で想定して予算のほうは組んでございます。

議長 坂井議員、今の社会保障の増大にどう取り組むのか、町長の答弁でよろしかったですか。

9番  
坂井議員

はい。

6番  
星野議員

予算概要のほうの15ページに婚活の予算も盛られているんですが、確かに子育て支援の本当にいい町だなあと、最近は充実してきていると私も思います。

ここで、今、未婚の男女の数と、それから婚活に対してどのくらいの目標値を持って臨むかっていう課としての気持ちといいますか、人数的なものの目標値のようなものがありましたらお伝えください。

地域創造課長

概要版の15ページの「(4)若い世代の結婚を応援」っていうところで、来年度、新しく出会いの場創出事業、こちらで取り組んでまいりたいということでございます。

今までも、サポートデスクとか、そういうところでやってまいりましたけれども、コロナ下において、なかなか十分な、そういった出会いの創出ができなかったと。令和5年度については、いよいよ状況も変わってまいりますので、ぜひ新しい取組をやりたいということで、我々スタッフだけでは、なかなか、専門的な知識もありませんしということで、専門のそういった業者さんというか、民間の方のお知恵も拝借しながら、一緒にそういう場をつくっていきたいと思っております。

ただ、これは、今御質問にあった何人とか、そういう設定をするのはなかなか難しいものがありまして、これからまた制度設計をしていきますけれども、数字目標を立ててっていうのは、出会いの場というか、男女の気持ちということもございますので、できるだけ多くというふうな形で考えておりますし、もしかしたらゼロになってしまうかもしれないということです。

しかし、今、我々としては、200万円の補助を出して飯島町に家を建てて子育てするという取組をしておりますので、そのきっかけとなる出会いの場というのに多くの方に参加いただいて、1組でも多くいい縁があればということで考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

議長 1番

そのほか質問ございませんか。

浜田議員

先ほど町長のほうからも日本経済の低迷が様々な問題の本にあるというお話がありました。

そういった中で、地方自治法は住民の福祉の実現っていうことが目標だというふうに掲げておりますし、それからSDGsは誰一人取り残さない社会をとすることを目標にしております。

そういった意味で、私どもは、やはり飯島町も町内の生活の全般に対して細かく目を向ける必要があるというふうに考えまして、2点質問いたします。

まず第1点は本年度予算の歳入であります。

その中で個人町民税が昨年よりも十数%伸びるという前向きな数字が提示されておりました。これ自身は大変結構なことだと思います。

それで、その上で、私がそれでもなおかつやや懸念するのは、これがひとしく町民の皆さんの所得税につながって町民税が増えるという構造になっているのか、あるいはその中で格差が広がっているのかということを一つ懸念するわけですね。

それで、昨日の審査の中では、残念ながらあまり細かいデータは持っておられないということでありました。

そこで、私は、やはり町民の隅々まで心を配るという意味では、毎年とは申しませんが、町民の所得の推移をやはりもっと詳細に調べる必要があるのではないかと、うふうに思いますので、そういう御意向があるかどうかということについて一つお伺いいたします。

それから、2つ目は、町営住宅の改修に関わる問題であります。

それで、老朽化が進むということで、今お住いの方々の一部は次の町営住宅に一時的にお移りいただくということなんですけれども、これは、総務産業委員会で、たしか昨年、現場視察いたしました。今の町営住宅の状況というのはかなり大変な状況だなあということを改めて実感した次第であります。床は抜けかかっている、雨漏りはする、補修するだけでもかなり大変。そこにお移りいただくんですよね、多少改修するとしても。

これは、やっぱり公営住宅法の一番基本にもう反するのではないかと、うぐらい劣悪な住環境だというふうに私は思っております、特に2階にお年寄りが上がるなんてかなり大変なことです。

ちょっと私ごとで恐縮ですけれども、私も非常に収入の少ない時期が続いておりました、公営住宅にすんなり入れていただけました、そのぐらい少なかったということなんですけれども。これは、実は大変ありがたかったという記憶があります。そこは風呂もありませんでした。それで、生まれたての赤子をそういった環境で育てたんですけれども、それさえもなかったらもっと大変だったなあということを今改めて思い出して、それで、町営住宅は——私が入ったのは府営住宅なんですけどね、大阪の。それよりもさらに劣悪だというふうに私は思っているんです。

ですので、この問題を解決するには、やはり一刻も早く町営住宅の改修をすべきだし、もし必要とあるならば——これは駄目だというふうに言われたんですけれども——例えばお移りいただく方に短期間アパートに移っていただいて、無駄な投資になるような風呂の増築ですとか、そんなことは避けてもいいのではないかと。

これは不平等になるというふうにおっしゃいますけれども、経過措置であれば認められるのではないかと、う思うんですけれども、そんなことも含めて、まず早急に町営住宅の新築を進めるべきだというふうに思いますけれども、この点についてのお考えをお伺いいたします。

住民税務課長

町民税の関係について御質問をいただきました。

その部分につきましては、また確定申告が済みまして賦課の状況が分かってきた段階

建設水道課長  |  でちょっと数字を検証したいと思しますので、よろしくお願ひします。  
                   |  公営住宅全体の改修という御質問でございます。  
                   |  御指摘のとおり、住むに堪えないような部屋も中にはございまして、そういったところ  
                   |  は入居停止ですとか、そういった措置で現在は行っておるところでございます。  
                   |  全体の総体的な計画につきましては我々も必要だと考えておりますので、計画的なもの  
                   |  を考えていきたいと考えております。  
 議　　長      |  アパート利活用の考えはあるか、その点はどうですか。  
 建設水道課長  |  審査のときにも申し上げましたけれども、今回は一時的な措置と考えておりますので、  
                   |  先ほどの話とも関連はしますけれども、まず民間のアパートに入れる、2DKクラスに  
                   |  なりますと通常の一般住宅よりもかなり高額になってきまして、今入っている方との不  
                   |  均衡もありますので、今回は現在空いている住宅を改修させていただいて、そこにお住  
                   |  いいただくという方向で考えております。  
 議　　長      |  ほかに質疑ございますか。  
 9番            |  
 坂井議員      |  83 ページ、2255 障がい者自立支援事業についてお尋ねします。  
                   |  飯島町には障害者のグループホームというのが存在しないんですけれども、グループ  
                   |  ホームの施設整備に関して 200 万円の補助金がつくというふうに規則では定められてお  
                   |  ります。しかし、利用実績はないというふうにお答えをいただいております。  
                   |  飯島町にグループホームがない、また利用実績もないということなんですけれども、  
                   |  飯島町の障害者のグループホームに関して今後の展望等があればお答えください。  
 健康福祉課長  |  障害者のほうのグループホームについてなんですけれども、こちらのほうは、町で設  
                   |  置っていることはできかねるものでございます。その中で各事業所のほうに働きかけを  
                   |  行っているところでございます。  
                   |  しかしながら、事業所に働きかけを行っているときに話を聞いた中では、やはり設置  
                   |  については人材の確保っていう部分に大きな課題があるというふうにお聞きしておりま  
                   |  して、そういう課題もあり、委員会の中で答弁したように実績がないというところにつ  
                   |  ながっているのかなと思いますけれども、引き続き事業者のほうにも働きかけを行って、  
                   |  そういう環境の整備ができればいいというふうに考えております。  
 副 町 長      |  障害者のグループホームにつきましては、法律上、補助金は町に下りてきません。実  
                   |  施の事業者の下りるというふうな法律になっておりまして、なかなか国も枠は狭いです。  
                   |  それで、実際にやろうとすると地元の同意、周囲の同意が必要になります。今までも  
                   |  当たった経過はございます。けれども、なかなかそのところが実現しないというのが  
                   |  現実でございまして、今、課長が申し上げましたように、障害者のグループホームにな  
                   |  りますと、資格を持った責任者の設置とか、そういう基準がございまして、そこをなか  
                   |  なかクリアできないというのが現状でございます。  
                   |  全体的に人材不足という世の中になってきておりまして、資格を持っていても、もう  
                   |  取り合いになるというような、障害者の関係でもそういう状況が生まれておりまして、  
                   |  町に設置しろというふうになりますとハードルが結構高い。事業者の皆さんのほうがそ

議長  
2番  
久保島議員

ういうことを全部分かっていらっしやいまして、いろいろなところで研究をしていらっしやいますので、働きかけはずっとしておりますけれども、なかなかできないというのが実態だというふうに御理解いただきたいと思います。

ほかに質疑ございますか。

3回目になりますので3点まとめてお伺いをいたします。

先ほど浜田議員からお話のありました町営住宅の改修の件なんです、私どもが視察に行ったところ、かなり広いものだったということは、もう周知のとおりでございます。

そこで、浜田議員のおっしゃるとおり、早急にこれは改善しないと、私も考えているんですが、町外流出してしまうんじゃないかなというふうに懸念をしているんですね。せっかく移住にお金をかけて移住促進をしているのに出ていく人のほうが多くなってしまったら何もならないんで、ここはぜひとも早急な改善をするべきだと。

それで、計画を立てるといふふうになってはいますが、これはいつまでに立てるのか、いつ実施するのかっていうことについて、早いこと取り組んだほうがよろしいかと思っておりますので、その辺のスケジュール感についてお伺いをしたいと思います。

次ですが、予算書56ページ、もうかる飯島町チャレンジ事業の中に営業部活動アドバイザー報酬100万円、それから旅費27万円っていうのが計上されています。

昨日の説明の中では、営業部は事業ごとテーマごとに分かれたグループ活動で再スタートするとか再編するのかっていうような話でございました。

そうすると、そういうことに対するアドバイザーなのか、営業部全体のアドバイザーっていうのもちょっとおかしいんじゃないかなあというふうに思うんですが、その辺のスタンス。

それから、部会とテーマごとのグループと両立させていくような雰囲気のお答えでした、昨日は。

それで、ここは、やっぱり今までも儲かる飯島町営業部っていう冠がついていたもんだから営業部の活動をしている皆さんももうけなきゃいけないというふうに勘違いをしていたようで、そのところが分かりにくかった。

そうすると、今度は部会とグループとなってくると、全体の営業部が非常にまた分かりにくくなるんじゃないかなあっていう懸念があるので、その辺は整理が必要じゃないかなあというふうにちょっと感じているところでございます。

もう一点、125ページ、4162の企業誘致費の18節に補助金で産業立地促進事業というのがあって1,000万円盛られています。

令和4年、同目の委託料の中に499万2,000円の商業施設誘致費でしたか、その中に測量管理費等印紙手数料ですかね、それが盛られていました。

それで、R5年の予算はそれに関連してくるものなのかどうなのか、別物なのか、いい話があるのかなあというふうにちょっと期待しているんですが、その辺の状況はどうなんでしょうか。

同節、同じところのすぐ下に新規事業で産業立地促進土地流動化事業っていうのがあ

りまして300万円盛られています。それで、その下に事業用施設新設支援事業100万円もあるんですね。これは上と関係してくるのかどうか。

それから、そのさらに下に空き工場活用事業っていうのが——これは22万1,000円ですけど、その下には工場等用地取得事業2,000万円というのが載っています。これはちょっと何か具体性があるなあと思ってまして、この辺は現実的な話なのかどうか。また今回も取り逃がすようなことがあってはならないと思いますので、あまり情報を開示できないのかなあとも思いますが、この辺の企業誘致費の状況について御説明をいただきたいと思います。

建設水道課長

初めに町営住宅の改修の関係でございます。

御指摘のとおり、耐用年数を迎える中で、建て替えは早急なものという認識は持っております。財源的なものもございまして、ここでは何年っていうことは言えませんが、危機感を持って対応しておりますので、よろしく願いいたします。

地域創造課長

営業部の関係でございます。

予算的には前年と同じ予算を計上させていただいております。

今までは、いろいろなイベントの講師ですとか、いろいろなイベントをやったときの出演者への謝礼とか、そういうようなものに使っております。各部会、5つの部会をそれぞれ合算して営業部の活動アドバイザーという言葉で計上してございまして、組立ては昨年と同様の予算組立てになっております。

それで、取組ですけれども、今まで部の単位で活動していただいていたのを、これからは、こういった取組をしたいなっていうような人が数人集まっていたら、それで、取組のテーマというか、それをつくっていただきます。それで、そこへ営業部の方々が賛同して、じゃあ俺も一緒にやりたいなっていう人たちがそこに賛同して1つの取組をしていくということで、ちょっとやり方を変えてまいりたいというふうに思っております。

ただ、これにつきましては、役員会では、御承認というか、異論はなかったわけですが、総会等にはまだ諮っておりますので、これからは、そういった形で進めていくよう、PR等、あとは周知をしてまいりたいというふうに思います。

産業振興課長

それでは、私のほうで産業立地の関係についてお話をさせていただきたいと思います。

産業立地促進事業、これについては、本会議、委員会でも御説明しましたけれど、町や公社の土地以外においても市民の産業立地が進むように、こういった補助金を創設いたしました。

それで、今御質問のあった令和4年の測量関係との関係でございますけれども、令和4年の測量関係については新商業施設の関係であります。今回は、それがまたいつできるかによって、これが活用できるかどうかとなってまいります。それで、これについては、その活用も含めて予算立てはしておりますが、ほかの企業についても活用ができるものはしていきたいというふうに思っております。

それで、流動化につきましても、今申し上げた促進を踏まえて、土地所有者について税の優遇面において補助を出していきたいというようなものであります。

議 長  
2 番  
久保島議員  
議 長  
8 番  
堀内議員

それと、工場等用地取得事業 2,000 万円については、こちらのほうでは頭に入れるものがあってこういった金額を計上させていただいております。

ただいまのお答えでよろしいですか。

はい。

ほかに質疑ございますか。

教育関係について幾つかお尋ねをさせていただきます。

まず 1 つ目が 145 ページの 5127 地域教育推進活動費ということで地域おこし協力隊が新しく予算組をされております。

このミッションについては、ちょっと委員会のほうの調べをしていただいた中では、英語をより身近にすると、それで、ふだんの中で使っていくというような形を聞いたというふうに書いておりますが、もともと英語教育については、ALT でしたっけ、外国人の方が一緒に来て日常的に英語を使っていけるような姿勢があるというふうに考えておりますので、わざわざ、この状態で、まださらに英語が要るのかどうか。

それで、今、教育の中では短期学習っていうのを結構進めていると思うんですけども、そちらのほうにキャリア教育も含めて飯島に魅力を持っていただくという視点を持った教育を進めていくほうがいいのではないかと思うんですけども、そのあたりのことを 1 点お話してください。

それで、次の点ですけれども、教員住宅がまだ 10 棟、現状ではあります。

それで、今回も話が 1 個ありましたとおり、今、教員としては七小の人が 2 人、飯小が 1 人と、それで、火事に遭った方 1 人が住んでいますよと。

あと、七久保区にあるトレーラーハウスが 1 個、春日平のほうに移るということで、そこも体験住宅として 1 個は使っていくという話になっております。

となると、今は教員住宅としての役割がだんだん薄れてきているというようなふうに感じております。もう老朽化している建物もありますので、そこをどう今後は活用していくのか、取り壊して新しく住宅を建てたいよっていう方に分譲するというのもすれば、より人が入ってくるんじゃないかというのも考えますので、そのあたりのお話を聞かせてください。

それで、次に、委員会の資料としていただきました概要書にあります教育、保育園の受入れ態勢のものでございますけれども、資料を見た中では、まず保育士資格の取得支援補助ということで、現状、勤めている方が保育士の資格勉強をしているために、そのために補助をするというような形でございます。

まず初めに、個人の永久的な資格、個人的な資格となるものについて補助をすることが本当にいいものなのかどうかというところを 1 点確認することと、現状、専門学校や短大において保育士の勉強をされている方、こういう方については、飯島町から出ている方について補助をしていくほうがより就職に向かうのではないかというところも考えますので、そのあたりをお聞かせください。

それで、その次に保育士定着支援金ですけれども、これは年間で30万円、3月に報酬を出しますよということですのでけれども、1種2種、同じ30万円っていうことで、業務内容も違って仕事内容も違って来る中で、同額でいいのかどうかっていうところと、3月末で支給ではなくて毎月の支給に変えることはできないのか、そのほうが保育士としては生活がしやすくなるんじゃないかということもありますので、その点をお聞かせいただければと思います。

以上です。

教育長

地域おこし協力隊についてお話をします。

要綱を御覧になったかと思いますが、今回の応募については——もちろん英語教育については、今ALTが一人います。それで、その方が中学を中心にいますけれども、保育園の英語遊びというか、そういうところに行ったりもしているという状況でありまして、1人で足りているっていう認識は、私は持っておりません。

それで、今回、やっぱり英語を生かした教育をさらに推進していかなければならないという立場で、いわゆる半日分については英語教育を中心とした活動をしていただきますけれども、後半につきましては——前に私がお話したかどうか分かりませんが、今年はそのそれぞれの小中学校において地域に関わる活動をたくさんしていただいております。それで、そのことをさらに進めていただくという2つのミッションというか、そういう形で入っていただく。

それで、さらに英語を使った、いわゆる町民の方たちにも何か——英語ってやっぱりツールだと思うので、英語を単に学ぶっていうことではなくて、何か活動しながら英語を学ぶってところが大事だと思いますので、そんな活動もお願いをしてあるという状況で、今回、地域おこし協力隊のほうにお願いをしたところであります。

教育次長

それでは教員住宅の関係でございます。

現在、教職員の利用は3人ほどございまして、あとは先ほど申されたとおり火災の方が1名ということで、今後につきましては、教職員が入られない教員住宅については定住のほうでやるお試し住宅のほうに貸出しをしたいと思っております。

また、老朽化した教員住宅については、今後見直し等をかけたいと思っております。続きまして保育園の処遇改善の関係でございます。

保育士の個人的な資格取得に対して補助はどうかという御質問でございますけれども、保育士を確保するためには補助をしながら資格を取っていただくということで、資格を取っていただいた方は飯島の保育園に勤務いただくという制度のものでありますので、御理解をいただきたいと思っております。

それから、保育園の定着補助金でございます。1種2種、仕事が違うのですが同額でいいですかという御質問でございます。

1種2種につきましては、勤務時間が異なるだけで保育の内容については同じでございますので、同額を支給したいと思っております。

それで、年度末に支給を考えております。

以上でございます。

議長  
教育長

あと地域のキャリア教育が必要ではという話はどうでしょうか。

先ほども若干触れましたけれども、子どもたちが地域と一緒に協働する取組ってこのをやっぴり大事に考えていかなければいけないかなと、それで、そのきっかけを今年には学校のほうからいただきましたので、さらにそれが推進できればいいなあっていうことを考えておるところであります。

[堀内議員挙手]

議長  
8番  
堀内議員

関連ですか。

はい。

今お答えをいただきました保育士資格の取得ですけれども、仮に飯島の方で、今は短大や専門に出ている方で保育士資格を取る方についても、もし仮に補助が出て飯島に勤めてくださいねっていうふうにとれば、また新しい保育士を確保できるんじゃないかと思うんですけれども、やるようであれば、そのようなところにあっせんをしてもいいんじゃないというところが1点。

それで、先ほどの保育士定着支援事業の30万円の支給っていうのは、内容をお聞きいたしました、本来であれば差があってもいいのかなとは思いますが。

それで、支給は3月っていうことですが、これを各月に分割して出すということは検討していただけないのかどうか、改めてお聞かせください。

議長  
教育次長

それじゃあ、今の発言は答弁漏れを求めたっていうことで質問回数に入れませんので、すみません。答弁が不足しておりまして申し訳ありません。

一般の保育士の専門学校等に行かれている皆さんに補助をとということでございまして、それにつきましては今後検討をしてみたいと思います。

それから保育士の定着補助金につきましては、30万円、一年間お勤めいただいた方で次の年度も引き続き勤めていただける方に対して30万円を支給するという意味の制度でございますので、年度末になりまして来年も引き続きお願いできるということをこちらのほうで確認させていただき、そういった方に30万円を支給するものでございますので、よろしくお願ひします。

議長  
4番  
吉川議員

ほかに質疑ありますか。

農業問題が出ていないので、ちょっとP110、2つほどお願いをしたいと思います。

まずは3213新規就農・経営継承総合支援事業、昨年より630万円ばかり少なくなっていると、委員会のほうでも出ましたけれども、人数が減ったということでありますけど、申し上げたいのは、今後は新規就農者をどうやって増やしたらいいのか、どんな方法があるのか、やはり若い人たち——若くなくてもいいんですけど、新規就農者をどうやって増やしていくか、これが一番の課題だと思っておりますので、その町の見解をお願いしたいことが1つ。

それから、下の環境保全型農業の越百黄金、米です。

30万円という——これも委員会でも出ましたけれども——これは7年目に入ってくる



ということでありまして、毎年——昨年もそうでしたが——ブランド力が足りない、要するに環境に優しい方法で作っておるということでありまして、環境共生栽培普及会という生産者の会があるんですけれども、やはり環境に優しいということで、除草剤を少なくしてとか、そういう話があるんで、今年の高騰では非常にいいことですが、実は除草剤を少なくすることによって草が生えてしまう、それによって収量が本当に減ってしまっているという実態であります。そういうことで、高くは売れないというところで、やはり生産者がだんだん減ってきてはおるんです。

ついては、やはり全国的にもこだわりの米っていうのはどこにでもあるわけでありまして、やはりおいしい米作り、やはりこれが一番のポイントになっております。したがって、生産者の普及会の意見を聞きながら、やはり——学校給食にも越百黄金を導入されておりますけど、子どもたちは分かりませんが、普通のコシヒカリとこれとどう違うのよっていう話があるわけでありまして。

町長以下、そこら辺におられる課長の方々に食べたことがある方はあると思いますが、食べたことがない方はないと思いますけど、一回食べてもらって——あ、反対とは言いませんけど、やはりこれは1からスタートしてもらって、やはり地元の人々の理解、あるいは地元の飲食業——使っていただいております飲食業もありますけども、やはりそういったところにPRしながら、国産国消を大事にしながら外へ売っていく、やはりこういうことが大事になってくると思いますので——やはり認知度がちょっと低いというふうに思っております。

飯の町、飯の島ということで、ぜひともこだわりの越百黄金、これは何とかしなければ、へえ7年目に入っていますから、ぜひとも町の見解を、これからどうするか、ぜひともしっかりとお答えをお願いしたいと思います。

2点御質問いただきました。

まず新規就農の今後でございまして、今、ふるさと回帰、人間回帰の中で、農というの——農、農業についても関心を持っていただける方が多くなってきております。それで、これは、町役場だけでなく、JAさん、また県の支援センター等々にも問合せが来ておりますので、こういった3者においては、特に密に連携を取りながら、新規就農者の発掘、そして育成に努めていきたいというふうに思っております。

それで、今の傾向としては、施設園芸等にも関心の高い方がおります。どんな品目がいいのか、あるいはどのような親元の方を紹介できるのか、十分その辺を見極めながら、また新規就農希望者に寄り添い、伴走型で農家が本業にできるように支援をしていきたいというふうに思っております。

それで、2つ目の環境共生米の関係でありますけれども、今回はこういった販売促進の関係で予算を計上させていただきました。これについては、もっともっとこれを町内外に発信していきたいということで、普及会とともにどんな販売方法があるか研究に努めていきたいというふうな思っております。

それで、収量を上げていく関係については、県の普及センター、そういったところと除草の話、肥料の話を研究しておりますので、この面をさらに高めていきたいというふ

町 長

うに思います。

それと、町民の方、あるいは飲食店への普及、これは引き続き努めてまいりたい。ただ、町内のお店を見ていく中でも越百黄金を前面に出して使っていただいているところもございますので、そういった方、またそれ以外の方も含めて、さらに認知度が高まるように努めてまいりたいというふうに考えております。

農業は、今、大転換の時期を迎えているというふうに思っております。それと後継者がいないというのは大きくリンクしているのかなというふうに思います。今までどおりの農業では後継者がいないと、こういう関係になってくるのかなというふうに思っています。

いわゆる、どれだけもうかるか、もうかる農業はどこにあるのか、魅力ある農業は何なのかと、魅力ある商品とは何なのかというところにおいて、市場がそれについてくる。

それで、越百黄金も7年たつとおっしゃいました。それなりにその当時は画期的な品質を誇った商品ではあったというふうに思っています。それで、七、八年たってもなかなか浮上してこない、売上げが伸びてこない、人気が上がらないということについては、やはり市場性がどうなのかということをしっかり調べる必要があるのかなというふうに思っております。

価格が取れて、手間もかかるけれども安心性を売っていくという今の流れの中で、減農薬ではなくて有機栽培へもう方向が転換していると、こういう市場の中で今までどおりのやり方で受け入れられるかどうかということ、やはり生産する方々が考えて転換する時期ではないのかなというふうに思っています。市場の責任だとか、宣伝が足りないとか、そういうことではなくて、もっと本質的な部分を今は農業者が考える時代だと、これが大転換だと思っております。

先日、宮下先生にお出ましいただいて農業問題について語る語っていただきました。大きな問題を3つ取り上げていただきました。その中で、また最後のほうに言われたんですけど、将来の農業はどうあるべきかと、そういったことにも触れております。

ぜひこの観点で、生産者自らが売る——今までの農業というのはJAさんに非常にお世話になっておった。生産するだけで、よいしょと流すだけで、販売はJAがやっていたということになってきていますね。そういうことで、自分の価格がつけられる、自分で価格がつけられる農業、こういった部分でなければやっぱりもうからないだろうなというふうに思っています。

その転換、これは頭の転換、考え方の転換、そういう部分を迫られているということ、をまずは御認識いただくことが大事かなというふうに思っています。その中でどういう方向性を出してくるか。

スマート農業をするにしても、やっぱりあちらこちらでばらばらに生産している部分ではなかなかスマート農業が進まない。米だったら米でぐっと面積をまとめる。それで栽培地をまとめる。野菜だったら野菜の栽培地をまとめる。こういった地域計画、こういったことが今は進んでおりますので、それにどのように対応していくかということは、大きな展望の中で、新しい農業ということをとらえる中で時代が変わってきているのか

など、こういうふうを考えております。

ぜひ町と一緒に、新しい農業の方法とはどうなのか、今までのどこを変えなきゃいけないのかということを考えていきたいと思っています。

1 番

浜田議員

都市計画のマスタープラン、予算書 132 ページ、4411 に関連して質問申し上げます。その前に、今の町長の御答弁、大変私は納得して聞いておりました。

それで、有機、無農薬、それから農業地の前向きな集積、実は今申し上げた土地計画のマスタープランにはこのことも描かなきゃいけないだろうっていうふうに思っております。

それで、今回の聞き取りの中で明らかになったことだったんですけども、今までの都市計画は——飯島町の、人口が増え続けるという前提に立っての計画だというふうに説明を受けました。

私はずっと反対し続けてきたんです。なぜかというと、今の人口の密集地——飯島町の中心市街地ではなくて、バイパス沿いに商店街をたくさん並べる、それから東西線に沿って新興住宅地を並べる、こんなことをすれば、飯島町は中心市街地の——今、先ほどから繰り返して出ています高齢者の生活は置いてきぼりになり、一方で新しく入ってこられた住人との間に利便性の差が出てくる。果てしなく拡散していく町になるんじゃないかっていうことをずっと危惧してまして、ずっと反対してきました。

それで、その背景が明らかにさられたというふうに私は今回考えております。

それで、今回も 500 万円余を使って都市計画の見直しを行うわけですけども、所管課の方には申し上げましたけれども、従来どおりのコンサルタントがつくるようなありきたりの計画はやめていただきたい。

具体的にどういうことかっていいますとね、飯島の気候がどうだ風土がどうだというのがずらずら並んでいて、それで住民にアンケートを取った結果がこうでしたというのが並んでいて、それで、あとは町側の意向を若干反映させたような、どこの市町村にでも当てはまるようなことで報告書の 8 割ぐらいが埋められていると、そんな計画をつくり直してはいけないだろうというふうに私は思っているわけです。

そうではなくて、やはり町長の今のお考えも含めて、本当に 10 年・20 年先を見据えて、都市というのは本当に長い歴史の中でつくられていくもんですから、ぶれない、しかも長期を見通した都市計画になるようにしていただきたい。単に、住民懇談会で断片的な話を聞いて、それを盛り込むのではなくて、本当にこれでもって飯島町っていうのが発展性のある町になるのかどうか、このことを町民の皆さんに示していただきたいということを切に願うわけであります。

ということで、都市計画は、本当に町の根幹を、骨格を決める計画でありますので、気合を入れていただきたいというふうに思っておりますので、これは町長の御見解をいただきたいと思っております。

町 長

まず、取りあえずたたき台として、そういった原本が作られると思います。しかし、それは、それが実行されるのではなくて、議会の皆様、あるいは審議会の皆さんも、い

ろいろの立場の方々に集まっていただいて御意見をいただく、その中でつくっていくのが大事だというふうに考えております。

議長 ほかにも質疑ございませんか。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長 質疑なしと認めます。  
これで質疑を終わります。  
これから議案ごとに討論、採決を行います。  
最初に第 19 号議案 令和 5 年度飯島町一般会計予算について討論を行います。  
初めに原案に反対討論はありませんか。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長 賛成討論はありませんか。  
9 番  
坂井議員 19 号議案に賛成の立場で討論をいたします。  
先ほどの答弁にもあったとおり、翌年度の出生者の予定人数が 40 人ということで、これは、私は危機的な状況であるというふうに思っております。私が中学生だった 25 年前は 120 人おりましたので、このままでいくと、近い将来、消滅するのではないかというふうに私は考えております。  
その上で、今回の予算には、不妊、不育の相談員の配置、また不妊治療が保険適用になりましたけれども、そこからさらに上乘せして補助を行う、さらに出産子育て応援給付金を支給するというので、これは非常に手厚い補助があるというふうに考えております。私の知る限り、都市部ではここまでの補助はないというふうに感じております。  
続いて企業誘致に関してなんですけれども、産業立地促進補助金として 1,000 万円、そして産業立地促進土地流動化補助金として 300 万円が計上されております。働く場所の確保ということは将来を見据えた投資であり、評価できるというふうに考えております。  
その一方で、防災行政無線操作卓に関しては説明が尽くされていないというふうに考えております。議員を対象にした説明会では、既存の業者が作った資料を渡されただけで、他の業者との比較、そういった資料は一切渡されませんでした。そもそも提案者たる町が説明責任を果たすべきものなのですが、説明責任がこの点に関しては果たされていないというふうに感じます。  
その上で、今回は附帯決議が提出されるということも踏まえて、賛成といたします。  
以上です。

議長 次に反対討論ありませんか。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長 ほかにも討論ありませんか。  
5 番  
坂本議員 賛成の立場で討論いたします。  
お母さんたちからの要望がありました紙おむつ回収、それからファミリーサポート事

業、また現実の中で保育士を目指す人たちのための保育士確保のための処遇改善、それから、あと……。そういった即必要と感じていたところに今回は予算が盛られております。

それから、新しい事業としては新エネルギー復旧対策事業ということで今後のカーボンニュートラルに対する予算も盛られておりますので、現実的な部分と新しいこれからのことに期待をいたしまして、賛成といたします。

議 長 ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから第 19 号議案 令和 5 年度飯島町一般会計予算を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって第 19 号議案は原案のとおり可決されました。

次に第 20 号議案 令和 5 年度飯島町国民健康保険特別会計予算に対する討論を行います。

初めに原案に反対討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 賛成討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから第 20 号議案 令和 5 年度飯島町国民健康保険特別会計予算を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 異議なしと認めます。したがって第 20 号議案は原案のとおり可決されました。

次に第 21 号議案 令和 5 年度飯島町後期高齢者医療特別会計予算に対する討論を行います。

初めに原案に反対討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 次に原案に賛成討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから第 21 号議案 令和 5 年度飯島町後期高齢者医療特別会計予算を採決します。

お諮りします。

本議案は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。  
 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕  
 議長 異議なしと認めます。したがって第 21 号議案は原案のとおり可決をされました。  
 次に第 22 号議案 令和 5 年度飯島町介護保険特別会計予算に対する討論を行います。  
 初めに原案に反対討論はございませんか。  
 〔「なし」と呼ぶ者あり〕  
 議長 賛成討論はございませんか。  
 〔「なし」と呼ぶ者あり〕  
 議長 討論なしと認めます。  
 これで討論を終わります。  
 これから第 22 号議案 令和 5 年度飯島町介護保険特別会計予算を採決します。  
 お諮りします。  
 本議案は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。  
 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕  
 議長 異議なしと認めます。したがって第 22 号議案は原案のとおり可決されました。  
 次に第 23 号議案 令和 5 年度飯島町水道事業会計予算に対する討論を行います。  
 初めに原案に反対討論はございませんか。  
 〔「なし」と呼ぶ者あり〕  
 議長 賛成討論はございませんか。  
 1 番  
 浜田議員 水道事業会計予算に賛成する立場から討論いたします。  
 中川村への給水の実現等をはじめ、地道ではありますが収支の改善に取り組ん  
 でいることを評価して、賛成といたします。  
 議長 ほかに討論ありませんか。  
 〔「なし」と呼ぶ者あり〕  
 議長 討論なしと認めます。  
 これで討論を終わります。  
 これから第 23 号議案 令和 5 年度飯島町水道事業会計予算を採決します。  
 お諮りします。  
 本議案は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。  
 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕  
 議長 異議なしと認めます。したがって第 23 号議案は原案のとおり可決をされました。  
 次に第 24 号議案 令和 5 年度飯島町下水道事業会計予算に対する討論を行います。  
 初めに原案に反対討論はございませんか。  
 〔「なし」と呼ぶ者あり〕  
 議長 賛成討論はありませんか。  
 1 番  
 浜田議員 下水道事業も大変お金のかかる中で、本当に、普通の言葉で言えばよく踏ん張ってき

たという点を1つは評価したいと思います。

それから、今後は移動脱水車に対しての大きな負担も見込まれています。

それで、その一方で、下水道に関して言えば、先ほどのカーボンニュートラルに関連して、太陽光発電ですとか、あるいは農業配水を利用した水力発電ですとか、かなりのポテンシャルがありまして、担当課としてもそういったところに着目しているというふうに私は認識しております。ですので、そういう飯島町のポテンシャルを活用して、カーボンニュートラルとも組み合わせて一層の収支改善を図るという点で事業の推進を行うことを求めて、賛成といたします。

議長 ほかにも議論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長 議論なしと認めます。

これで議論を終わります。

これから第24号議案 令和5年度飯島町下水道事業会計予算を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長 異議なしと認めます。したがって第24号議案は原案のとおり可決されました。

議長 日程第8 発議第2号 第19号議案 令和5年度飯島町一般会計予算に対する付帯決議について

を議題といたします。

事務局長に議案を朗読させます。

事務局長 議案朗読

議長 本案に対する提出者の趣旨説明を求めます。

〔浜田議員登壇〕

1番

浜田議員 それでは附帯決議についての趣旨説明を行います。

予算書の中には同報系防災行政無線についての改修業務約5,000万円が盛り込まれています。

しかしながら、残念ながら議会の調査に対して価格根拠が十分に説明されることはありませんでした。

それで、しかも説明は現納入業者との随意契約を継続するという趣旨で説明が行われたというふうに理解しております。

多くの問題があります。

端的に言いますと、決議案のほうで述べておりますように当該操作卓の価格の明細はもとより、ハードウェアとソフトウェアの配分比さえも明確にされていない。これは、私はあり得ないことだと思っております。

それから、この操作卓と、それが実際につながる防災無線——スピーカーですとか

電話ですとか、ここの接続は既によく知られた技術であるという答弁も受けている。であるならば、なおさらのこと同じ業者への随意契約である必要な全くないというふうを考えております。

さらに、議員有志でもって調査を行いました。

私が、やはり大手の同じような事業をやっているメーカーに問い合わせを行ったところ、そこは操作卓まで含む全ての業務をやるとホームページには書いてあるんですけども、実際に問合せをかけてみると、そうではなくて、コンサルタントが間に入って、そこで、例えばスピーカー系と、それから操作卓側の接続なんかをマネージすると、そんなやり方でどこのメーカーともつなげるんだと、こういう説明でありました。したがって、スピーカーと操作卓の間は組合せが自由だろうということそのときに認識したわけであります。

それから、もう一社、これは同僚議員の紹介を受けて実際に面談を行いました。それで、このメーカーは、操作卓っていいですか、こういった無線系そのものではなかったんですけども、やはり官公庁にコンピューターを中心とするシステムを納入していると、そういうメーカーでありました。それで、幾つか質疑討論を行ったんですけども、幾つかのコメントを挙げますと、まず1つはこういうことでした。

議会に示された仕様の内容であれば、あの仕様から読み取れるだけのことであれば価格は2,000万円前後ではないかと、こういうのが1点であります。

それから、もう一つは、それぞれの費用についての説明もありました。

多分コンピューターを使うであろうと、そのコンピューターは最新鋭のもので、しかも官公庁に入れるような強靱な信頼性の高いものであっても100万~200万円、それで、200万円っていうのはもっと高度な機能を必要とするんで、このシステムには要らないだろうと、それでも高めに見て、これを2台入れても400万円。

それから、実際の接続の工事にプロの工事業者とお手伝いを入れて数日間かけたとしても費用は七、八百万円にとどまるだろうと、最高の難しい工事をやっても。

それから、ソフトウェアの値段は世間を見れば大体分かります。やはりこれも七、八百万円。それ以外に何かを加えたとしても今の5,000万円っていうのは過大だろうというのが、その方の——お二方来られたんですけども、認識でありました。

それで、なおのこと、ソフトとハードが分離できないという説明は到底理解できないと、こういうコメントもありました。

そういったわけで、この事業の必要性そのものは認めるべきだというふうに思いますけれども、金額の妥当性を審査の中で議会は認定することができなかったのではないかと、いうふうに私は考えるわけであります。

したがって、限られた条件の中でこの価格を適正に、しかも国民の税金——補助金も含めて、交付金も含めて国民の税金でありますから、これを適正に執行するためには受注者を一般競争入札によって選定するように求めるのが筋だというふうに考えまして、附帯決議を提案するものであります。

以上で説明を終わります。



議 長 | これから提出者に対する質疑を行います。  
質疑ございませんか。

2 番  
久保島議員 | 提出者に質問いたします。  
今回の操作卓に関しては、そういう形なんだろうと思います。  
今後こういう大型なシステム改良とか更新とか出てきた場合のシステムとか体制とか  
について提案はないということなんでしょうか。

1 番  
浜田議員 | はい？

2 番  
久保島議員 | 提案はないと。要するに、私は今後もこういうことはあり得るだろうと、そのときにはちゃんと分析できるコンサルタントなり相談役なりっていうのを置くべくだと、それで説明がしっかり議会にもされるような、そんなシステムを構築しろというような要望はないのかっていうことでございます。

1 番  
浜田議員 | お答えいたします。  
お考えは、私も同感であります。  
ただ、これは予算案に対する附帯決議ですので、将来についてまで縛ることは適切ではないということで、今回はこの予算案に対する附帯決議ということに限定しました。  
ただし、今のデジタルの時代ですので、それなりに専門的なアドバイスを受けながら、議会のほうも、それから、もちろん行政側も、今のDXの時代に対応するべきだということについては、全くおっしゃるとおりだというふうに考えます。

議 長 | ほかに質疑ございませんか。

2 番  
久保島議員 | 業者の指名については、指名選定委員会っていうのがあって、そこで指名されるようになるんだろうというふうに思っています。そこで、そこに対する要求なのか、町に対する要求なのか、その辺のところはどうなんでしょうか。  
指名入札業者選定委員会で入札によりますよと決定されればそれでよろしいのかなあというふうに思いますが、その点についての記載がないっていうことなんですが、そこはいかがでしょうか。

1 番  
浜田議員 | 私の理解で、委員会は庁内の、要するに町の側の内部組織だというふうに理解しておりますので、議会としては町に対して決議をすればいいんだというふうに考えております。

議 長 | ほかに質疑ございませんか。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 | 質疑なしと認めます。  
これで質疑を終わります。

提出者は自席へお戻りください。  
〔浜田議員降壇〕

議長 これから討論を行います。  
賛成か反対かの意思を明確にした上で討論に参加をしてください。  
討論ありませんか。

7番  
三浦議員 私は賛成の立場で討論をしたいと思います。  
今、浜田議員から提案がありましたけれども、私も随意契約ということについて大変に——入札についても疑問を持っておりますし、実際にこの経過について、また内容について明らかにされなかったということについても、価格の問題として大きな本当に問題だというふうに——予算を立てるに当たっても大きな問題だと思しますので、町民の利益の立場に立って一般競争入札をすることが正しいのではないかなというふうに判断しましたので、賛成いたします。

議長 ほかに討論はありませんか。

10番  
伊藤議員 反対の立場から討論いたします。  
まず1点として、既に予算化してあり、これを新しく入札して予算を立てるということは非常に困難と思われるので反対。  
もう一点、5,000万円で、防災・減災からの補助金3,500万円を充てるということで、あと1,500万円は10年で割っても年150万円の出資。それで、この5,000万円が全部町のお金となれば問題かと思いますが、妥当ではないかと思えます。  
それで、既に設置してある業者と同じならば、メリットもあり、いろいろの面でも都合がよいかと思うことがあります。  
それで、意見としては、今も出されましたが、入札について十分検討するのが必要だと思しますので、次回からは入札をどういうふうにするかっていうのも広く意見を求めて研究する必要があると思しますので——これは意見です。  
それで、全体としては反対ということで意見を申し上げます。

議長 伊藤議員、ちょっと誤解が生じるといけないので確認をさせていただきますが、ただいまは発議に対する賛否を問うております。  
それで、発議の賛否により先ほど成立した予算が撤回されるようなことはないんで、改めて予算の編成をとすることはありませんので、その点だけは御確認をいただいて、残りの部分が反対討論の趣旨だったということで御理解をいただきたいと思えます。  
これに伴って予算が変わることはございません。既に成立しております。  
議会としての態度表明をするのが発議の目的であります。  
ほかに討論ございませんか。

2番  
久保島議員 私は賛成の立場で討論いたします。  
私は附帯決議まで出す必要はないかなあというふうに思っていたんですが、指名選定

委員会で指名競争入札もありますよということであるならば、それでよろしいかなあというふうに思っていました。

担当者がどうしても随契を強調するものですから、安全性とか、それから安定性とか、万一のことを考えてとか、それは分かりますけど、担当者としては。その辺のところがあるのでそういうことをおっしゃっているんですけども、これは一般競争入札でも可能ですよということ業者が思うのであれば、そこは責任を持ってもらえるというふうに思っておりますので、私は附帯決議までは要らないかなと思いましたが、こういうことがあるのであれば、それを附帯して決議するのもよろしいかというふうに思いますので、賛成とさせていただきます。

議長 ほかにも討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから発議第2号 第19号議案 令和5年度飯島町一般会計予算に対する付帯決議について採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長 御着席ください。(起立者着席)

起立多数です。したがって発議第2号は原案のとおり可決されました。

議長 日程第9 請願・陳情等の処理についてを議題といたします。

去る3月3日の本会議におきまして各常任委員会へ審査を付託しました案件2件について、お手元に配付のとおり委員長から請願・陳情審査報告書が提出されております。

各請願、陳情等の審議については、一括して各委員長より委員会審査報告を求め、これに対する一括質疑の後、案件ごとに討論、採決を行います。

これから委員長報告を求めます。

吉川総務産業委員長。

〔吉川総務産業委員長登壇〕

総務産業委員長

それでは、私のほうから本委員会に付託されました5陳情第1号 「最低賃金法の改正と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情書について、出席参考人として上伊那地区労働組合連合会事務局長 林澄男氏をお招きし、質疑に入りました。

参考人に対する質疑につきましては、1つ目「最低賃金の底上げは理解できるが、生計費によっては違いがある。それを含めた内容の考えは」という質問でございます。参考人として「生計費調査による数値には違いがないため、統一でよいと考えている。また、疲弊した地方経済は大企業に抑えられております」。

2つ目「チラシには最低生計費の掲載がある。これを全国一律にしたいということか」という念押しでございますが、参考人として「一律にしたい」という形でございます。

実は前にもこの内容のものが出ておりますが、前回は最低賃金の「改正」ではなくて「改善」と、「改正」と「改善」の違いでありますけど、そういうことで全国統一にしていきたいということでした。

討論に入りました。

反対討論「全国統一化には賛成できない。ただし、2つ目の中小企業支援は求めている」という意見であります。

賛成討論「平均賃金を下押しする形になっております。世界的には賃金が上昇しているが、日本は横ばいであります。日本が元の経済等に戻るためには最低賃金を全国一律にするのが必要だ」という賛成討論であります。

次に反対討論「やはり地域、地方、都市部によっても生活物価に違いがある。全国統一には賛成できません。中小企業の支援には賛成をいたしますが、全国統一にはならない」という形でございます。

したがって、採決に入り、お手元の資料のように5陳情第1号は、審査の結果、採択に賛成1、それ以外4ということで、委員会としては不採択すべきものという意向で決定いたしました。

以上、報告します。

議長 これから委員長報告に対する質疑を行います。  
質疑ございませんか。

7番

三浦議員 先ほど委員長からも報告がありましたけれども、前回はほぼ同様の内容で趣旨採択ということで採択されていますね。本会議でも趣旨採択とされました。

それで、今回の審査の中で趣旨採択ということについての提案というか、そういうあれはどう議論されたのでしょうか。

前回についてとほぼ内容は、「改善」と「改正」の違いということは、特に私はそこで大きな違いはないというようなふうに思いますけれども、そこらの辺の議論がどのようにされたのかということについて——趣旨採択、前回とほぼ同じ内容ですので、その辺はどんな議論がされたのかお聞きをします。

総務産業委員長 確かに、先ほどの私の発言のように、2つ目の中小企業の支援には賛成であるが、全国統一賃金には反対と言われました。

それで、去年はそういう形で、若干改善という形の中で、それを求めるという意見書も出してありますけれども、今回、趣旨採択、その問題につきましては、今回は意見としては出ておりません。

議長 ほかに質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

吉川委員長、自席へお戻りください。

〔吉川総務産業委員長降壇〕

議 長 次に社会文教委員長からの報告を求めます。  
星野社会文教委員長。

社会文教委員長 それでは、社会文教委員会に審査を付託されました5陳情第2号 新型コロナウイルス感染症対策の継続と新たな換気対策、中性能フィルターへの検討と取り組みを求める陳情。  
まず提出者が芦塚眞一氏。  
問いに入ります。「PCRキットの配布を新たにするのか。中性能フィルターの金額は」  
答え「抗原検査キットは1,900円。備蓄をしてほしい。フィルターについては1枚6,000円。詳しいことはメーカーに聞いてほしい」。  
問い「メーカーは何社あるのか。近隣で導入しているところはあるか」。  
答え「メーカーは、現在2社把握している。導入については、まだない。仙台市が試験導入を検討している」ということです。  
問い「陳情書を上げたのは飯島だけか」。  
答え「飯島のみ」だそうです。  
討論に入りまして、採択に反対「ピークも過ぎ、5月8日からは5類となるため反対」、採択に賛成「次のピークに向けPCRの充実と中性能フィルターで安心な町であることをPRしたほうがよい」、採択に反対「これから5類になるので、改めてPCRキット導入は要らない」、採択に賛成「まだコロナは続いているので、町側に注意喚起となる」。  
採決の結果、採択に賛成2名、採択に反対が2名、委員長判断で採択すべきものと決定いたしました。

議 長 委員長報告に対する質疑を行います。  
質疑ありませんか。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 質疑なしと認めます。  
これで質疑を終わります。  
星野委員長、自席へお戻りください。  
〔星野社会文教委員長降壇〕

議 長 以上で請願、陳情等に処理に係る委員長報告及びこれに対する質疑を終わります。  
これから案件ごとに順次討論、採決を行います。  
5陳情第1号 「最低賃金法の改正と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情書について討論を行います。  
本陳情についての委員会審査報告は不採択——採択しないですので、初めに原案に賛成する討論を求めます。  
賛成討論ありませんか。

5番  
坂本議員 賛成の立場で討論いたします。  
2008年のリーマン・ショック以降、世界各国は賃金引上げを含む内需拡大で経済危機を乗り越えてきましたが、いまだ日本の経済は滞ったまま停滞しております。

また、ロシアとウクライナの戦争により世界の原油及び資源の流通が変わり、日本は現在様々な商品が値上がりしております。

そうした中、最低賃金は低いまま据え置かれ、また都市と地方の格差も開いたままです。

先日の報道では、8年ぶりに開かれた政労使会議で岸田首相は最低賃金の全国加重平均1,000円を達成するよう最低賃金審議会ですっかり議論してほしいと述べておりました。

今こそ地方から大きな声を上げ、最低賃金の改正と中小企業支援の拡充を求めるべきだと思います、この意見書に賛成するものです。

議長  
10番  
伊藤議員

次に原案に反対討論はありませんか。

不採択の立場から討論いたします。

国会では、最低賃金について第210回国会 参議院本会議 第8号 令和4年11月22日の内閣総理大臣の答弁で、

最低賃金法では、各地域における労働者の生計費、賃金、企業の賃金支払能力を考慮し、地域別最低賃金を決定するとされており、全国一律の最低賃金とすることは、特に地方において、中小企業を中心に人件費が増加することにより、経営が圧迫され、雇用が失われるおそれがあることから、慎重に検討する必要があると認識をしております。

また、

最低賃金については、今年、過去最高となる全国の加重平均で31円の引上げを行ったところであり、引き続き、できる限り早期に全国加重平均1,000円以上となることを目指し、引上げに取り組んでまいります。

としているので、国としては、この問題は国会答弁にあるように取り組んでいますので、この陳情は不採択と考えます。

議長  
7番  
三浦議員

次に原案に賛成討論はありませんか。

私は、最低賃金法の改正と中小企業支援の拡充を求めるということで、賛成をしたいと思います。

先ほど全国一律にすることに問題があるという反対意見もあったというふうにお聞きしましたけれども、都会は家賃などがとても高いということがありますが、地方に来ますと車がなければ生活できないということで、車にお金がかかるといって、統計的にはどちらもやっぱり同じくらいの費用がかかるというふうに言われております。

私は全国一律でやはり最低賃金が決められたほうがよいというふうを考えておりますし、本当に、今、物価は上がるけれども賃金は上がらない、そして非正規の雇用の労働者が非常に増えています。その一方で大企業などの内部留保は500兆円というふうになっているというふうにもお聞きをしておるわけで、その一部を吐き出せば、本当にもうそうした最低賃金を保障するくらいのもは確保できるというふうには私は考えており

ます。

そういうことを国に対して要望するということが大事だというふうに思いますので、この陳情に対して賛成をいたします。

議長  
9番  
坂井議員

次に反対討論はありませんか。

原案に反対の立場で討論をいたします。

まず、最低賃金の引上げ、これ自体は、私は強く賛成するものであります。陳情書の資料にもありますけれども、日本の最低賃金は欧米諸国と比べて極めて低いです。これは、私は大変問題であるというふうに考えております。しかも、ここ30年、日本の給料が上がっていないということからすれば、企業の経営者が自主的に賃上げをするということは残念ながら期待できないということが明らかであるというふうに私は考えております。したがって、最低賃金の引上げには賛成いたします。

一方で、生活費に違いがないというふうにここには書いてあるんですけども、実際には生活費に違いがあるということはもう統計上明らかでして、地域によって生活費に違いがあるということは、これはもう法律も認めていることであります。そういった違いを排除して一律に賃上げするということが私は適切であるとは考えません。

全国一律を求めると、その制度改正に時間がかかって、結局、労働者にとって不利益ではないかというふうに考えますので、結論としては原案に反対をいたします。

以上です。

議長  
1番  
浜田議員

ほかに討論はありませんか。

この陳情に賛成する立場で討論いたします。

私は、この陳情の中の全国一律の点だけに注目して陳情の趣旨全体を流してしまうような討論で飯島町としていいのかというのが私の思いであります。本来であれば、陳情者の意思を最大限酌み取るのが陳情に対する議会の考え方ではなかろうかということをもまず最初に申し上げていきたいと思っております。ですので、前回の議会では、その点を除いて趣旨採択にしたというのは誠にもっともな結論だったというふうにいまだに私は思っております。

それで、そのことを前提として、地域別に生活費の格差があるのかという議論ですけども、国の制度は、まず国の中で一律ではない国は4か国というふうに陳情者の報告の調査結果のほうにありました。日本やほんの数か国が特例的な態度であるということが1つですね。

それと、もう一つ、論理として成り立たない説明だと思うんですね、県ごとの生活費の格差というのは。

というのは、具体的に言いますと、同じ例えば岐阜県でも、岐阜市は都市部です。まさに都市部の生活をしています。だけれども、山間部、岐阜は美濃地方と飛騨地方に分かれますけれども、飛騨地方は全くの地方です。ここは、じゃあ一律に低くていいのかと、これは成り立たない論理だと。これは、どこでもそうです。東京都でも山間部はと

んでもないところです。私も神奈川にいましたけれども、相模湖町なんていうのは本当に田舎も田舎。

そういった生活格差の論理というのは、実は県単位で起こっているわけではないという意味でも、県単位の生活格差というのは単位として非常に不適切だと思います。

そのことをひとまず置いて、やはり日本の低賃金っていうのは政府も官製春闘と言われるぐらい政府も力を入れてやろうとしている政策ではないかと、それが日本の内需の底上げにつながるのではないかという点で、やはり飯島町としてはもっと積極的な対応を表明するべきではないかということをお訴えまして、賛成といたします。

議長 ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから5陳情第1号 「最低賃金法の改正と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情書を採決します。

本陳情に対する委員長の報告は不採択です。

ここで念のために申し上げます。

委員長報告は不採択であります。議事の整理上、本陳情の採択について採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本陳情は原案を採択することに賛成の方の起立を求めます。御起立ください。

〔賛成者起立〕

議長 ありがとうございます。御着席ください。(起立者着席)

起立少数です。したがって5陳情第1号は不採択とすることに決定をいたしました。

次に5陳情第2号 新型コロナウイルス感染症対策の継続と新たな換気対策、中性能フィルターへの検討と取り組みを求める陳情について討論を行います。

本陳情についての委員会審査報告は採択ですので、初めに原案に反対する討論を求めます。

討論ありませんか。

10番

伊藤議員 反対の立場から討論いたします。

コロナは5月8日から2類から5類に変わり、第8次のピークは既に過ぎております。

これからピークになるとか今がピークだというときならばこの陳情はよいかと思いますが、今の時点では取り組む必要がないと考えますので、不採択と考えます。

議長 次に原案に賛成討論はありませんか。

5番

坂本議員 原案に賛成の立場で討論いたします。

中性能フィルターというのは、非常に調べますとよくできておまして、アメリカ合衆国の国会でも使われているという性能のよいものであります。



そしてまた、ここにコロナのPCR検査の結果キットを盛られているというのは、これは、ただフィルターでコロナ菌を採集するというだけでなく、常日頃の生活の中で、特に福祉関係、病院関係者など、あと高齢者のいるおうちには気をつけるという、その部分、両方をおこなった中で要望されてきております。

今、コロナが5月から——マスクの着用は現在もう自由になっているわけですがけれども——国としても2類から外れるということになってはおりますけれども、だからこそ、もうこれで全くなくなるというわけではなく、現に大気中に浮遊しているのは事実でありますので、高齢者や病院関係者、また飲食業界の方たちにとっても、高額でなく、手頃な金額で、そのフィルターをつければかなりのコロナ菌が収集できるということでございますので、特に飯島町に住んでいる住民の方から御意見がありましたので、これを実行して、なおかつ飯島をもっと快適に暮らせる町としてPRするというためにも、ぜひこの意見書を採択していただきたいと思っております。

議長  
1番  
浜田議員

ほかに討論はありませんか。

この陳情に賛成する立場から討論いたします。

まず、あらかじめ確認したいと思うんですが、第5類に移行するという動機の一つの一番大きなところは、やはり経済生活とのバランスを取らなければいけないということがありまして、専門家会議も第8波でコロナは終息に向かったという宣言はしていないはずなんです。

それから、専門家会議の中を見ますと、やはり委員の中には、もし再度感染症が拡大した場合には扱いを厳しくするべきだというコメントを残している方もいらっしゃいます。

ですので、問題が終わったという認識は、まず前提として成り立たないだろうと、これはまず最初に申し上げたいと思っております。

それから、世界的な規模でも相変わらず感染は収まっていなくて、国内でも今現在は沖縄が増加傾向にある、それからアメリカで非常に猛威を振るっている、何でしたっけね、名前を正確には忘れちゃったけどXBB.1.5でしたっけね、こんなものが日本でも発見された、こんな状態もあります。

それで、感染症に対する一番基本的な対策は、やはり感染しているグループが接触する機会をできるだけ減らすということが大きなポイントだと思います。公共的な空間、学校ですとか介護施設ですとか、あるいは公民館や文化館のような、そういった空間をどれだけ安全に保つかということが感染症拡大の一番のポイントだというふうに思っております。その一つの有効な技術、比較的低コストで推進できる方法として、特に中性能フィルターというのは有効な手段だということで、かなりの自治体が注目しているということもありまして、やはり飯島もそれに向かって取り組むべきだろうというふうに考えるという1点で、まず賛成です。

もう一つ、ついでに申し上げますと、実は、昨日インターネットを見ていましたら、長野県の有名なモーターメーカー、山洋電気と書くメーカーがありますけれども、ここ

が新製品を発売していました。それは何かとといいますと、得意のファンモーター技術を使って、それでフィルターを使って室内の大量の換気を図るという新製品をアピールしていました。やはり社会的にはそういう需要が引き続きあるんだなあということを改めて感じた次第であります。

そういったことで、この積極的な提案をやはり飯島町としては受け止めるという意味も含めまして、この陳情に賛成するものであります。

議長 ほかにも討論はありませんか。

議長 「なし」と呼ぶ者あり

議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから5陳情第2号 新型コロナウイルス感染症対策の継続と新たな換気対策、高性能フィルターへの検討と取り組みを求める陳情を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本陳情に対する委員長の報告は採択です。

本陳情を委員長報告のとおり採択することに賛成の方は御起立ください。

議長 「賛成者起立」

議長 御着席ください。(起立者着席)

起立多数です。したがって5陳情第2号は採択とすることに決定をしました。

暫時休憩とします。

休憩再開 午前11時19分

再開 午前11時19分

議長 再開します。

議長 日程第10 議会閉会中の委員会継続調査についてを議題といたします。

会議規則第72条の規定によりお手元に配付のとおり議会閉会中の継続調査について各委員長から申出があります。

お諮りします。

申出の事件について議会閉会中の継続調査とすることに御異議ございませんか。

議長 「異議なし」と呼ぶ者あり

議長 異議なしと認めます。したがって本件については各委員長から申出のとおり継続調査といたします。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日の会議を閉じます。

ここで町長から議会閉会の御挨拶をいただきます。

議長 「下平町長登壇」

町長 3月議会定例会の閉会に当たりまして御挨拶を申し上げます。

去る3日から本日まで15日間の会期をもって開催されました3月議会定例会ですが、議員各位におかれましては、連日にわたる慎重な審議をいただき、上程しました全ての案件につきまして提案のとおり御同意、御議決いただきまして、誠にありがとうございました。

さて、3月もはや半ばを過ぎようとしています。

昨日、一昨日には、中学校、小学校の卒業式が行われました。新型コロナウイルス感染症が流行してからは対策を講じて縮小した形で実施してまいりましたが、今年は3年ぶりに来賓を迎え実施することができました。

また、来週には保育園も同様に来賓をお迎えしての卒園式が予定されています。

子どもたちには、それぞれ大きな夢と希望に向かって羽ばたいてくれることを心から願うところでございます。

また、進学や就職で飯島町を離れる皆さんには、新天地で大いに勉学や仕事に励まれますことを願うとともに、行く行くはふるさと飯島町に帰ってきていただき、まちづくりの主役として力を発揮していただくことを切に願うものでございます。

新型コロナウイルス感染症が発生してから私たちの生活は一変するとともに、長引くコロナ禍で疲弊し、自由度を制限されたとても苦しい3年間でありました。

新規感染者数は、増減を繰り返しながら、ようやく長野県内のほとんどの圏域で小康期となりました。

また、この3月13日からはマスクの着用について個人の判断が基本となりました。注意しなければならない場面や季節性インフルエンザの流行、花粉症の時期でもあることから、着用についてはまちまちになることもあることと思います。しかし、個人の判断をお互いに尊重しながら、外せる場面が増えてくることを望んでいるところでございます。

引き続き、密閉、密集、密接の3蜜の回避や換気、手洗い、具合の悪いときは無理をしないなど、必要な対策を行いながら日常生活を取り戻していきたいと考えておりますので、何とぞよろしく御協力をお願いいたします。

さて、先ほど御議決いただきました令和5年度の予算は、子育てと仕事の両立支援を目標にしまして、保育園の受入れ態勢の強化や子育てしやすい環境の整備等、子育て支援に力を入れてまいります。

また、2つの重点プロジェクト、飯島町環境循環ライフ構想プロジェクト、そして人口増プロジェクトに関連する事業や、そのほか各種事業について、第6次総合計画の実現に向けて取り組んでまいり所存でございます。

こうした事業への取組により、町民の皆さんが生き生きと元気で安心して暮らせるまちづくりはもとより、町の魅力向上、そして定住促進につなげてまいりたいと思っております。

議員各位からは、本会議や委員会、一般質問、予算調査委員会での総括質疑を通じまして広範な行政課題に対しまして貴重な御意見や御示唆をいただきました。これらを重く受け止め、全職員一丸となって行財政の運営に努めてまいります。

議員はじめ町民の皆様方には、令和4年度の町政運営に対しまして御協力を賜りましたことに改めて感謝を申し上げますとともに、令和5年度におきましても大きな災害がなく飯島町がさらなる発展を遂げられますよう、一層の御理解と御協力をお願い申し上げます。

最後になりましたが、本多代表監査委員さんには、大変お忙しいところ本定例会に御出席いただき、誠にありがとうございました。

議員はじめ、皆様におかれましては、ますます御健勝で御活躍されることを心よりお祈り申し上げます、3月議会定例会の閉会の挨拶といたします。

ありがとうございました。

〔下平町長降壇〕

議 長	以上をもちまして令和5年3月飯島町議会定例会を閉会といたします。
事務局長	お疲れさまでした。
	御起立をお願いいたします。(一同起立) 礼。(一同礼「お疲れさまでした」)
閉 会	午前11時27分

上記の議事録は事務局長 林潤の記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

飯島町議会議長

署名議員

署名議員